那覇市公報

第１６１９号その２
毎月２回　１，１５日発行
発　行　所
那覇市泉崎１丁目１番１号
那覇市総務部総務課

目　　次

◇監査委員公表◇

○平成 25 年度包括外部監査の結果について（公表）…… 480

監査委員公表

那監公表第９号
平成26年５月１日

那覇市監査委員　　新　城　和　範
同　　宮　里　善　博
同　　翁　長　俊　英
同　　亀　島　賢二郎

平成25年度包括外部監査の結果について（公表）

地方自治法第252条の37第５項の規定に基づき、包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出がありましたので、同法第252条の38第３項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年度

包括外部監査結果報告書

「公の施設の管理運営及び指定管理者制度
に関する事務の執行について」

那覇市包括外部監査人

公認会計士　金沢　信昭

目　次

第1章　包括外部監査の概要
1．監査の種類 ……1
2．特定の事件（テーマ） ……1
3．監査の着眼点 ……2
4．主な監査手続 ……3
5．監査の対象年度 ……3
6．監査の実施期間 ……3
7．包括外部監査人及び監査補助者 ……3
8．利害関係 ……3

第2章　監査テーマの概要
1．那覇市の財政状況 ……4
（1）市財政の現況 ……4
（2）施設の維持管理・更新に係る将来負担額について ……11
2．公の施設について ……12
（1）意義 ……12
3．指定管理者制度の概要 ……14
（1）指定管理者制度とは ……14
（2）指定管理者制度の手続概要 ……14
（3）指定管理者制度手続の留意事項 ……16
4．那覇市の指定管理者制度導入施設の運用状況 ……19
（1）指定管理者制度導入施設及び指定管理料の推移 ……19
（2）指定管理者の募集選定状況 ……21
（3）利用料金制度 ……26
（4）指定管理料 ……28
（5）指定管理者の評価の実施状況 ……29
5．監査の対象とした公の施設及び指定管理者 ……29

第3章　総論
1．包括外部監査結果のまとめ ……32
（1）指定管理者制度運用状況について ……32
（2）指定管理者選定手続きの妥当性 ……37
（3）指定管理者のモニタリングの妥当性 ……40

（４）指定管理事業に係る収支報告書の問題点について……43
（５）直営施設について……45
（６）市と事業実施上及び財政上密接に関連する団体について……52

指定管理者制度対象施設及び指定管理者の結果及び意見（まとめ）……54

まちづくり協働推進課
ア 那覇市 NPO 活動支援センター（おきなわ共育ファンド）……58
イ 那覇市共同利用施設（関係９自治会）……68
商工農水課
ウ 那覇市 IT 創造館（クラスタワークス株式会社）……77
エ 那覇市伝統工芸館（那覇市伝統工芸館共同企業体）……83
オ 那覇市ぶんかテンブス館（協同組合沖縄産業計画）……88
福祉政策課
カ 総合福祉センター（社会福祉センター他４施設）
（社会福祉法人那覇市社会福祉協議会）……95
障がい福祉課
キ 那覇市精神障害者地域生活支援センター
（社団法人沖縄県精神障害者福祉会連合会））……104
ク 那覇市障がい者福祉センター（社団法人那覇市身体障害者福祉協会）……111
ちゃーがんじゅう課
ケ 那覇市安謝複合施設（安謝特別養護老人ホーム他３施設）
（日本赤十字社沖縄県支部）……119
コ 那覇市末吉老人福祉センター他２施設（社会福祉法人陽風会）、児童館・老人福祉センター（併設型施設）２施設（社会福祉法人那覇市社会福祉協議会）……126
サ 那覇市シルバーワークプラザ
（公益社団法人那覇市シルバー人材センター）……138
こどもみらい課
シ 那覇市安謝複合施設（安謝保育所）（社会福祉法人郵住協福祉会）……144
子育て応援課
ス 総合福祉センター（母子福祉センター）、那覇市母子生活支援施設（社団法人那覇市母子寡婦福祉会）……148
セ 那覇市古波蔵児童館（社会福祉法人ポプラ福祉会）、
那覇市若狭児童館（NPO 法人地域サポートわかさ）……157
都市計画課
ソ 那覇市首里金城村屋（首里金城町自治会）……165
花とみどり課
タ 那覇市緑化センター（株式会社沖縄ダイケン）……168
公園管理課
チ 那覇市波の上ビーチ広場（社団法人那覇市観光協会）……173
青少年育成課
ツ 那覇市立森の家みんみん（沖縄自然環境ファンクラブ）……181
市民スポーツ課
テ 那覇市体育施設３施設、那覇市営奥武山体育施設２施設
（特定非営利活動法人那覇市体育協会）……189
市営住宅課
ト 那覇市営住宅（株式会社琉信ハウジング）……205
平和交流・男女参画課
ナ 那覇市鏡水ふれあい会館（鏡水自治会）……215

直営施設の結果及び意見（まとめ）……219

平和交流・男女参画課
ニ 那覇女性センター……221
健康推進課
ヌ 保健センター、北保健センター……228
健康増進課
ネ 古波蔵ふれあい館……231
こどもみらい課
ノ 那覇市療育センター……234
ハ 那覇市保育所……238
市民文化部博物館・文化財課
ヒ 那覇市立壺屋焼物博物館・那覇市立歴史博物館・玉陵・識名園……244
文化振興課
フ 那覇市民会館・那覇市パレット市民劇場・那覇市民ギャラリー……265
商工農水課
ヘ 泊船揚場施設・壺川漁港代替船揚場施設……281
なはまちなか振興課
ホ 第一牧志公設市場・牧志公設市場……285
マ なは商人塾・那覇市中心商店街にぎわい広場……295
生涯学習課
ミ 那覇市立公民館・図書館……301

環境保全課
ム 那覇市識名霊園・那覇市識名霊園付属納骨堂 ……312
公園管理課
メ 那覇市公園 ……318
那覇市上下水道局（配水課・下水道課）
モ 水道施設・下水道施設 ……332

資料編 ・指定管理者制度に関する運用指針
・受益者負担の適正化（使用料の見直し）に関する指針

（注 市所管課及び指定管理者は平成24年4月1日現在の組織等名称に基づき記載した。）

第１章 包括外部監査の概要

１．監査の種類

地方自治法第252条の37第1項、第2項及び第4項の規定による包括外部監査

２．特定の事件（テーマ）

「公の施設の管理運営及び指定管理者制度に関する事務の執行について」

・テーマを選定した理由

（１）中核市移行への意義と役割について

那覇市は、平成25年4月1日より中核市に移行し、包括外部監査の対象団体となった。中核市への移行は、「地方分権改革」から「地域主権改革」により、市町村等の基礎自治体に置き換えた本格的な分権型社会の時代に突入しているという認識のもと、今後ますます混沌化が予測される社会経済情勢の変化に対し、市民との協働のもと、的確かつ柔軟に対処していくことが求められるとし、そのための一環として、これまでより、幅広い権限を行使できる中核市へ移行するとともに、時代に見合った行政サービスの提供並びにそれを支える職員力の醸成等、経営基盤の強化、拡充を図っていく必要があるとしている。

また、中期財政計画（H22 年度～26 年度）では、社会保障関係の扶助費、市債償還の公債費、老朽化した市営住宅、学校、公共施設等の建て替え経費の増が見込まれ、今後も厳しい財政運営が続くことが予測されるとし、今後、限りある資源をいかに有効に活用し、時代に即した質の高い行政サービスを提供できるかが、全ての基礎自治体の共通したテーマであるとしている（「那覇市中核市移行推進計画書」、平成２４年４月６日、企画財務部 行政経営課（中核市移行準備室））。

（２）公の施設及び指定管理者制度について

市には、レクリエーション施設・スポーツ施設、産業振興施設、文教施設、医療保健福祉社会施設など、多くの公の施設が設置されており、市民の福祉向上のために最小の経費で最大の効果をあげているかについて、市民の関心は高いと思われる。

また、平成15年6月の地方自治法の一部改正により、公の施設の管理については、民間のノウハウを活用することにより、多様化する住民ニーズに対して、より効果的に、効率的に対応し、市民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的

として指定管理者制度が導入された。市においても、平成 16 年 11 月に指定管理者制度を導入、平成 17 年 5 月には「指定管理者制度導入に関する指針」を策定して、平成 18 年度よりこの指針に基づき公の施設の管理のあり方について検討を行ない、指定管理者制度の導入を推進している。

また、第３次那覇市経営改革アクションプラン（推進期間、2010（平成 22）年度から 2013（平成 25）年度までの４年間）では、「指定管理者制度を十分活用することとし、指定管理者制度の導入が可能なすべての公の施設について、制度の導入を前提として検討する」としている。

このような状況及び上記（１）を踏まえ、市におけるこれまでの公の施設の管理運営及び指定管理者制度の運用状況を検証することは意義が大きいものと考え、特定の事件として選定した。

３．監査の着眼点

（１）　施設管理全般

- 施設は設置目的どおり有効利用されているか。
- 設置管理条例に基づいて適切に運営されているか。
- 施設の運営コストは適切な水準か。
- 施設の維持管理は適切に行われているか。
- 現金等の管理は適切に行われているか。
- 施設整備に係る建設コストは経済性が考慮されているか。

（２）指定管理者制度について

- 市と指定管理者との役割分担を踏まえ制度導入を図っているか。
- 指定管理者制度へ移行するための手続きは条例等に照らして妥当であるか。
- 指定管理者選定は、条例等に準拠して適切になされるとともに選定過程の公平性、透明性が確保されているか。
- 指定管理料及び利用料金は、施設の管理運営費用を考慮し適切に決定されているか。

（３）指定管理者について

- 指定管理者が行う委託契約等の各種契約は、関係法令等にもとづき適正に行われているか。
- 指定管理者における指定管理に関する出納その他の事務の執行は適正に行われているか。
- 指定管理者の財務状況は妥当であるか。

４．主な監査手続

（１）関係者への質問
（２）稟議書、各種議事録などの閲覧、検討
（３）組織図、管理運営マニュアルなど各種規定類の閲覧、検討
（４）決算書等の財務書類の閲覧、検討
（５）現金等の現物資産の実査確認
（６）関連証憑との突合
（７）現地視察
（８）その他監査人が必要と認めて実施した手続き

５．監査の対象年度

平成 24 年度（平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月末）、
ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

６．監査の実施期間

平成 25 年 7 月 25 日から平成 26 年 2 月 28 日まで

７．包括外部監査人及び監査補助者

包括外部監査人　公認会計士　金沢　信昭

補　助　者　弁　護　士　横江　崇　　公認会計士　宮城　千春
　　公認会計士　友寄　充

８．利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第２章　監査テーマの概要

１．那覇市の財政状況

（１）市財政の現況

以下は、平成 23 年度の市全体のバランスシート及び行政コスト計算書である。

市全体のバランスシート(H24.3.31)　（単位：千円）

[資産の部]			[負債の部]		
1　公共資産			1　固定負債		
(1) 有形固定資産			(1) 地方債		
①生活インフラ・国土保全	445,321,473		①普通会計地方債	123,702,750	
②教育	129,829,074		②公営事業地方債	20,268,345	143,971,095
③福祉	5,467,405		(2) 長期未払金		2,587,256
④環境衛生	35,121,173		(3) 引当金		15,796,542
⑤産業振興	4,219,635		(うち退職手当等引当金)		14,680,194
⑥消防	4,090,172		(うちその他の引当金)		1,116,348
⑦総務	20,708,568		(4) その他		△ 12,233
⑧収益事業	0	644,957,500	固定負債合計		162,342,660
(2) 無形固定資産		5,134,058			
(3) 売却可能資産		23,164,447	2　流動負債		
公共資産合計		673,256,005	(1) 翌年度償還予定地方債		15,069,155
2　投資等			(2) 短期借入金 (翌年度繰上充用金含む)		3,159,160
(1) 投資及び出資金		6,403,372	(3) 未払金		1,935,375
(2) 貸付金		10,742,531	(4) 翌年度支払予定退職手当		2,627,226
(3) 基金等		8,581,153	(5) 賞与引当金		896,865
(4) 長期延滞債権		4,799,191	(6) その他		405,174
(5) その他		2,405	流動負債合計		24,092,955
(6) 回収不能見込額		△ 2,153,349			
投資等合計		28,375,303	負　債　合　計		186,435,615
3　流動資産			[純資産の部]		
(1) 資金		21,067,059			
(2) 未収金		3,949,858	1　公共資産等整備国県補助金等		258,539,394
(3) 販売用不動産		0	2　公共資産等整備一般財源等		239,754,061
(4) その他		223,347	3　その他一般財源等		38,208,608
(5) 回収不能見込額		△ 645,334	4　資産評価差額		3,288,560
流動資産合計		24,594,930	純　資　産　合　計		539,790,623
4　繰延勘定		0			
資　産　合　計		726,226,238	負 債 及 び 純 資 産 合 計		726,226,238

市全体の行政コスト計算書(H23.4.1－H24.3.31)　(単位：千円)

項　目	コスト額
人にかかるコスト	22,820,682
（1）人件費	17,594,093
（2）退職手当等引当金繰入等	4,357,850
（3）賞与引当金繰入額	868,739
物にかかるコスト	31,690,373
（1）物件費	18,453,242
（2）維持補修費	1,287,013
（3）減価償却費	11,950,118
移転支出的なコスト	104,928,298
（1）社会保障給付	83,186,479
（2）補助金等	20,669,962
（3）他会計等への支出額	0
（4）他団体への公共資産整備補助金等	1,071,857
その他にかかるコスト	4,176,710
（1）支払利息	2,896,578
（2）回収不能見込計上額	755,487
（3）その他行政コスト	524,645
コスト合計額　a	163,616,063
1使用料・手数料	2,982,441
2分担金・負担金・寄 附 金	14,936,171
3保険料	11,788,978
4事業収益	10,833,227
5その他特定行政サービス収入	520,362
経常収益 b	41,061,179
b／a	25.1%
（差引）純経常行政コストa － b	122,554,884

また、以下は平成23年度の市全体の純資産変動計算書及び資金収支計算書である。

市全体の純資産変動計算書

（自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）　（単位：千円）

	純資産合計
期末純資産残高	532,760,469
純経常行政コスト	△ 122,554,884
一般財源	
地方税	40,857,951
地方交付税	12,843,229
その他行政コスト充当財源	6,208,101
補助金等受入	67,885,938
臨時損益	
災害復旧事業費	
公共資産除売却損益	
投資損失	
収益事業純損失	
出資の受入・新規設立	12,401
科目振替	
公共資産整備への財源投入	
公共資産処分による財源増	
貸付金・出資金等への財源投入	
貸付金・出資金等の回収等による財源増	
減価償却による財源増	
地方債償還に伴う財源振替	
資産評価替えによる変動額	△ 623,000
無償受贈資産受入	104,194
その他	2,318,832
期末純資産残高	539,813,231

市全体の資金収支計算書

（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）　（単位：千円）

1 経常的収支の部	
人件費	21,121,016
物件費	18,951,145
社会保障給付	83,186,479
補助金等	20,650,250
支払利息	2,833,706
その他支出	4,646,773
支出合計	151,389,369
地方税	40,952,251
地方交付税	12,843,229
国県補助金等	58,152,155
使用料・手数料	2,229,422
分担金・負担金・寄附金	18,078,673
保険料	11,306,508
事業収入	11,743,907
諸収入	2,034,302
地方債発行額	5,017,454
基金取崩額	2,618,310
その他収入	7,909,490
収入合計	172,885,701
経常的収支額	21,496,332

2 公共資産整備収支の部	
公共資産整備支出	19,259,870
公共資産整備補助金等支出	1,071,857
支出合計	20,331,727
国県補助金等	9,438,042
地方債発行額	6,444,865
長期借入金借入額	400,000
基金取崩額	824,937
その他収入	111,165
収入合計	17,219,009
公共資産整備収支額	△3,112,718

3 投資・財務的収支の部	
投資及び出資金	58,139
貸付金	554,640
基金積立額	3,987,888
地方債償還額	11,310,268
その他支出	8,219
支出合計	15,919,154
国県補助金等	8,399
貸付金回収額	336,188
基金取崩額	278,684
地方債発行額	402,100
その他収入	162,286
収入合計	1,187,657
投資・財務的収支額	△ 14,731,497

当年度資金増減額	3,652,117
期首資金残高	17,414,942
期末資金残高	21,067,059

次に、平成19年度から平成24年度(暫定値)までの市の普通会計における歳出の性質別内訳の年次推移と、各財政指標の年次推移を示すと以下のとおりである。

性質別歳出決算額　（平成19年度～平成24年度）　単位：千円

	H19	H20	H21	H22	H23	H24
義務的経費	65,691,451	62,204,428	63,235,603	69,399,008	71,113,642	73,168,678
人件費	20,662,370	19,788,505	19,475,346	18,601,124	18,608,002	18,344,666
扶助費	29,194,041	30,222,521	32,088,855	39,173,302	40,607,185	42,371,056
公債費	15,835,040	12,193,402	11,671,402	11,624,282	11,898,455	12,452,956
物件費	8,776,067	8,680,192	9,993,049	10,347,898	11,104,302	12,393,405
維持補修費	725,617	705,002	750,778	710,114	766,674	440,345
補助費等	5,990,268	9,977,058	13,117,656	9,124,623	6,547,577	7,156,338
繰出金	8,088,001	8,622,570	9,205,637	9,107,025	9,087,137	9,706,135
積立金	4,150,377	928,531	1,697,035	4,953,799	3,762,347	3,171,550
投資・出資・貸付金	87,900	876,750	567,701	833,330	608,904	1,067,000
投資的経費	21,145,697	27,415,122	22,026,127	28,347,013	17,574,090	19,145,171
普通建設（補助）	14,952,329	17,318,100	15,421,951	17,870,765	12,500,601	10,931,994
普通建設（単独）	6,193,368	10,097,022	6,604,176	10,476,248	5,073,489	8,213,177
災害復旧事業費	0	0	0	0	0	0
失業対策事業費	0	0	0	0	0	0
合計	114,655,378	119,409,653	120,593,586	132,822,810	120,564,673	126,248,622

財政指標の状況　（平成19年度～平成24年度）　単位：千円

	H19	H20	H21	H22	H23	H24
経常収支比率(%)	92.3	92.4	91.8	88.2	87.2	90.4
公債費比率(%)	15.4	15.4	14.2	13.4	-	-
起債制限比率(%)	13.3	13.0	12.6	12.1	-	-
実質赤字比率(%)	-2.76	-2.27	-3.73	-4.20	-5.39	-4.67
連結実質赤字比率(%)	-16.23	-10.46	-12.69	-14.51	-15.31	-13.58
実質公債費比率(%)	14.9	15.1	14.7	14.4	14.0	14.2
将来負担比率(%)	176.0	151.7	140.2	134.0	131.7	131.1
市債残高	120,585,707	125,046,620	126,993,963	134,883,242	136,523,221	139,754,928
財政力指数	0.762	0.767	0.766	0.756	0.747	0.743
標準財政規模	54,192,276	56,646,324	57,720,447	58,908,475	60,523,426	60,924,297
地方交付税	11,043,031	11,291,867	11,762,148	12,616,276	12,843,229	13,078,665
普通交付税	10,021,996	10,199,418	10,596,535	11,377,324	11,602,847	11,425,573
特別交付税	1,021,035	1,092,449	1,165,613	1,238,952	1,240,382	1,653,092
臨時財政対策債	2,383,300	2,232,330	3,464,642	5,546,606	5,017,119	5,077,967

＊　財政力指数は3年平均

財政指標のうち特に重視されるのは、経常収支比率であり、市は前年度の実績を上回ることを一つの目標に毎期、改善を図ってきた。概ね平成23年度まで比較的順調に推移してきたものの、平成24年度において、3期ぶりに90%を超え前期実績を下回ることとなった。

経常収支比率はじめ、平成23・24年度の普通会計における主な財政指標について、他の県庁所在市や中核市と比較すると、概ね次に示すとおりである。

那覇市の主な財政指標（普通会計）

（1）経常収支比率　（単位：%）

年度	那覇市 H22年度	那覇市 H23年度	那覇市 H24年度	H23年度 県庁所在市	那覇市の順位	H24年度 中核市	那覇市の順位
経常収支比率	88.2	87.2	90.4	89.6	8位	90.4	21位

（2）実質公債費比率　（単位：%）

年度	那覇市 H22年度	那覇市 H23年度	那覇市 H24年度	H23年度 県庁所在市	那覇市の順位	H24年度 中核市	那覇市の順位
実質公債費比率	14.4	14.0	14.2	11.0	27位	—	—

（3）公債費負担比率　（単位：%）

年度	那覇市 H22年度	那覇市 H23年度	那覇市 H24年度	H23年度 県庁所在市	那覇市の順位	H24年度 中核市	那覇市の順位
公債費負担比率	15.0	15.4	15.9	—	—	15.8	22位

（4）将来負担比率　（単位：%）

年度	那覇市 H22年度	那覇市 H23年度	那覇市 H24年度	H23年度 県庁所在市	那覇市の順位	H24年度 中核市	那覇市の順位
将来負担比率	134.0	131.7	131.1	94.4	25位	—	—

（5）財政力指数

年度	那覇市 H22年度	那覇市 H23年度	那覇市 H24年度	H23年度 県庁所在市	那覇市の順位	H24年度 中核市	那覇市の順位
財政力指数	0.756	0.747	0.743	0.74	15位	0.778	26位

県庁所在市は、政令指定都市及び東京都をのぞく31市の平成23年度のデータについて、また中核市は、平成25年度から指定の那覇市を含む42市の平成24年度のデータについて、各々、その中央値、那覇市の順位を示す。

① 経常収支比率について

経常収支比率は、地方税、普通交付税のように使途が特定されない、毎年度経常的に収入される一般財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合であり、比率が低いほど財政構造の弾力性が大きい。

つまり比率が高いほど自由に使えるお金の割合が減ることになる。大まかな目安として、75%～80%未満：妥当である、80%以上：弾力性を失いつつある、90%以上：財政構造が硬直化している、95%以上：総務省の財政運営ヒアリング対象団体、などのように分類して捉えられる。

市は、継続して経常収支比率の低下に注力し、平成19年度から平成23年度にかけて5%以上、比率を改善させたものの、平成24年度は再び90%を超える結果となった。平成23年度は他の県庁所在市との比較において8位の水準ながら、平成24年度の実績を前年度比較にあてはめると22位の水準に下落している。財政規模の違いはあるものの、県内他市との比較においては最も高い比率を示し、財政の弾力性が最も低くなっている。

平成24年度は、障害福祉サービス等給付費998百万円増、生活保護費1,169百万円増など、なかば政策的に扶助費の自然増を賄ったほか、公債費も1,030百万円増加するなど不可避的な側面もあり、財政の硬直度を増したものと理解できる。

平成25年度も当初予算において、沖縄振興特別推進交付金（以下特別交付金と言う）事業の実施や保護費など社会保障費の自然増などにより、2,612百万円の収支不足が生じ、財政調整基金を2,112百万円、減債基金を500百万円取り崩すに至るなど、今後も扶助費の増加や多額の公債費により、財政へ強い圧力が働くものとみられる。また、中核市移行に伴う県からの移譲事務への対応など、財政の弾力性を低下させやすい状況が想定される。

市はこれらの環境に対応し、少しでも財源の自由度を高めておきたいところであり、現行の那覇市経営改革推進計画に引き続き、今後とも、徹底的な行財政改革の継続が求められる。

② 実質公債費比率、公債費負担比率、将来負担比率他について

実質公債費比率は、元利償還金の標準財政規模に対する比率の過去3年間の平均値で、返済額の大きさを指標化し、比率が18%以上の団体は起債に当たり許可が必要になる

など、資金繰りの程度を表す。また、将来負担比率は、借入金、地方債や将来支払っていく可能性のある負担等、現時点での残高の標準財政規模に対する比率で、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す。

市は平成23年度実績において県庁所在市31市中、実質公債費比率が27位、将来負担比率が25位と下位に甘んじている。標準財政規模に対する割合は、現在の資金繰り、将来負担ともに重要性が認められ、平成24年度の実績は更に前年度を下回ることから、これらの改善が望まれるところである。

一方、公債費負担比率は、公債費に充当する一般財源が一般財源総額に対し、どの程度の割合かを示す指標であり、公債費がどの程度一般財源の使途の自由度を制約しているか、財政構造の弾力性を判断するものである。

市は平成24年度実績において、中核市42市中22位と中位にある。現状の公債費が一般財源の弾力性を損ねているとまでは断言できないとしても、他市にくらべ、中核市移行前の状態であり、今後、一般財源が想定外に費やされることのないよう、留意する必要がある。

具体的には、インフラ関連など、事業を厳選して市債発行の抑制に努めることが求められる。市は、中核市移行に伴う県からの移譲事務や保健所設置のほか、市民会館建替事業など、市民のニーズが高く、多額のコストが予想される事業を少なからず抱えている。老朽化した公共施設の建て替えに対応する必要があるものの、遊休地や貸付地、民活用用地等の処分による臨時的財源を有効に活用するなど、起債や借入をできる限り抑制する方策が求められる。

市債残高自体は、平成22年度終了となった土地開発公社健全化計画や、平成24年度に終了した本庁舎建設事業などにより、平成24年度にピークを迎えその後減少傾向となる見込みであった。しかし、今後は、生活保護費や障害福祉サービス等給付費を中心とする扶助費の増加が顕著に表れ、年々財政を圧迫する見込みである。また国民健康保険特別会計へ毎年度、最低限15億円の拠出を求められるなど、主に社会保障関連の歳出が、市の財政へ大きな負担となり続けることが予想される。

このような状況に、市は臨時財政対策債の発行により対処せざるを得ないものと考えられるが、その年々の償還については、地方交付税による実効ある補てんが担保されるか、必ずしも見通せないものと思われる。厳しい見方にたてば、毎年度の歳出超過に対応すべく、財政調整基金・減債基金の取り崩しが続き、数年の後に基金残高が底をついてしまう事態も全く想定されないことではない。

公債費の比率に係る諸指標を改善させるためには、先述したインフラ関連の施策のほか、社会保障関連費用の増加基調をいかに抑制気味に誘導していくか、将来財政を念頭においた、強い政策的取組が不可避であると思われる。

このほか財政力指数は、市の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値である。同指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きく、財源に余裕があるといえるが、市は平成21年度より低下傾向にある。今後も収納率の向上や、公の施設等における使用料・手数料の適正化など、引き続き地道な努力が求められるところである。

（2）施設の維持管理・更新に係る将来負担額について

市は、中核市へ移行した平成25年度の当初歳出予算において、沖縄振興特別推進交付金事業、保健所運営経費など中核市移行に伴う事業費の増、また、市営住宅の建替事業や社会保障費の増により対前年度比2,465百万円、2.0%増の大幅な増加を見込んでいる。

主な増額事業は、公の施設など施設との関連に絞っても、大名市営住宅建替事業（1,250百万円増）、泊小学校屋内運動場建設事業（356百万円増）、石嶺市営住宅建替事業（305百万円増）、沖縄都市モノレール延長事業（256百万円増）などがある。また、新たな事業として、特別交付金を活用したまちづくり拠点施設整備事業（441百万円）や消防庁舎整備事業（289百万円）、大名小学校校舎建設事業（115百万円）などがある。

このように、那覇市の場合、中核市移行に伴う負担増のほか、特別交付金の活用による支出が今後とも継続されることが見込まれることなどから、中長期的に施設との関連で、維持管理・更新に係る将来負担額を推計することは容易ではないが、市は現在、平成26年度からの中期財政計画を策定中であり、対象4年の期間における財政負担の動向については、公の施設との関連においても「普通建設事業費」など事業費科目を通じて、ある程度概要を把握することが可能であるものと思われる。

具体的には、小中学校、市営住宅、幼稚園・保育所に係る建設・改修事業や公園整備事業などが該当するものと考えられるが、普通建設事業費にはこのほか、道路整備や市街地再開発、モノレール関連事業等が含まれる。あくまで暫定的な見通しながら、平成29年度までの間、普通建設事業費に係る那覇市の歳出額は、一般財源から少なくとも毎年度40億円以上の負担が生ずる見込みであり、建替えのタイミングにより年度毎の増減が想定されているところである。

一方、市は、組織活動のために土地・建物など施設を、総合的に企画、管理、活用する経営活動「ファシリティマネジメント」に取り組みはじめており、今後、取組が軌道に乗れば、全部署の固定資産の動向を統括的、横断的に把握することが可能になるなど、公の施設の維持管理・更新に係る将来負担額を、より弾力的に市民へ提示することもできるものと思われる。

ただし、現在は、中核市や特別交付金事業の影響のほか、耐震改修促進法の2013年における改定などを契機とする、学校など公の施設における耐震度不足への対応など、新たに重要なファクターも生じており、これらの複雑な影響を見定めたうえでなくては、公の施設に係る維持管理・更新など将来負担の把握について、信頼性を担保

することは困難である。特に不特定多数が利用する大規模施設等について、耐震診断の義務化とその結果の公表に伴い、実質的な対応を行う必要性が生ずれば、建替えや改修のタイミングが早まるなど、市の財政にも少なからず影響が生じる可能性があるものと思われる。

今後、これらの要因が、少なくとも公の施設に係る財政負担を増やす方向に働くことは、確実であるものと捉えられる。上記で述べたように、財政の自由度が逼迫しており、扶助費の増加等を背景に公債費の将来負担等も懸念される。公の施設の運営においても、民間委託の拡大や指定管理者制度の導入など、市民サービスの向上とともに、財政の効率化に資する一層の取り組みが求められるところである。

2. 公の施設について

（1）意義

地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するための施設（公の施設）を設けるものとされており（地方自治法（以下、「自治法」という。）244条1項）、一般的には、次の要件を満たすものが「公の施設」に該当すると考えられている。

①住民の利用に供するための施設であること

たとえ、公の目的で設置されたものであっても、住民の利用に供することを目的としないものは公の施設ではない。したがって、純然たる試験研究所、留置場等は、公の施設ではない。「利用」の形態は、一般使用であるか否かを問わない。

②当該地方公共団体の住民の利用に供するための施設であること

国民の利用に供するために設ける施設であっても、当該地方公共団体の区域内に住所を有する者の利用に供しないものは公の施設ではない。したがって、主として地域外の者が利用することを目的とする観光宿泊施設、物産販売施設等は公の施設に該当しない場合があり得る。「住民」は、住民全体を対象とするものでなくても、合理的に一定の範囲に限られた住民でも良い。

③住民の福祉を増進する目的をもつ施設であること

住民の利用に供する目的が、直接住民の福祉を増進するためであって、利用そのものが福祉の増進となるものでなければならず、競輪場、競馬場のような地方公共団体の財政上の必要のために住民の利用に供する施設、留置場のように社会公共秩序を維持するために設けられる施設は公の施設ではない。

④地方公共団体が設ける「施設」であること

「公の施設」は、講学上の「営造物」の概念とは異なり、物的「施設」を中心とする概念であり、巡回講師のようないわゆる「人的営造物」は、自治法上の公の施設には該当しない。

⑤地方公共団体が設けるものであること

①～④の要件を満たす施設であっても、地方公共団体が設置する施設でなければ、「公の施設」にはならない。例えば、国が設置する博物館や、民間企業が設置するプールなどは、自治法上の「公の施設」ではない。

公の施設の設置及び管理に関する事項は、法令に特別の定めがある場合を除き、条例で定めなければならないこととされ（自治法244条の2第1項）、地方公共団体は、正当な理由がない限り住民の利用を拒んではならず（自治法244条2項）、住民の利用につき不当な差別的取扱いをしてはならない（自治法244条3項）とされている。

このように、地方公共団体が公の施設を設置した場合、住民は、これを利用する権利を有することとなる。この権利に関する長の処分に不服がある場合、住民は、不服申立てをすることができる（自治法244条の4）。

公の施設とは、具体的には次のようなものをいう。

1）民生施設：保育所、母子寮、養護老人ホーム、老人福祉センター、老人憩いの家、福祉会館、児童館
2）衛生施設：し尿処理施設、ごみ処理施設、下水処理施設、下水終末処理場、公衆便所、健康センター
3）体育施設：体育館、陸上競技場、プール、野球場、武道館、キャンプ場
4）社会教育施設：中央公民館、地区公民館、勤労青少年ホーム、青年の家・自然の家、中央図書館、地区図書館、博物館、資料館、小・中学校の開放宿泊施設、国民宿舎等
5）公園：公園、児童館
6）会館：市民会館、公会堂、文化センター、勤労会館、婦人会館、コミュニティセンター、集会所
7）診療施設：病院、診療所

3. 指定管理者制度の概要

（1）指定管理者制度とは

平成 15 年 6 月の地方自治法の一部改正により、公の施設の管理については、民間のノウハウを活用することにより、多様化する住民ニーズに対して、より効果的に、効率的に対応し、市民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的として指定管理者制度が導入されている。

（2）指定管理者制度の手続概要

指定管理者制度の手続きの概要をまとめると、次のようになる。

① 地方自治体が指定管理者を指定する場合には、条例を定めて、あらかじめ議会の議決を経なければならない。
② 指定管理者の指定手続き、管理基準、業務範囲等は条例で定める。
③ 指定管理者の指定は期間を定めて行う。
④ 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理業務に関し事業報告書を作成し、地方公共団体に提出しなければならない。
⑤ 地方公共団体が適当と認めるときは、指定管理者はその管理する公の施設に係る利用料金を自らの収入として収受できる。また、この場合の利用料金は、条例に基づいて指定管理者が定める。ただし、あらかじめ利用料金について地方公共団体の承認を受ける必要がある。

以下は、那覇市の指定管理者導入（更新）スケジュールである。

【参　考】

指定管理者制度導入（更新）スケジュール

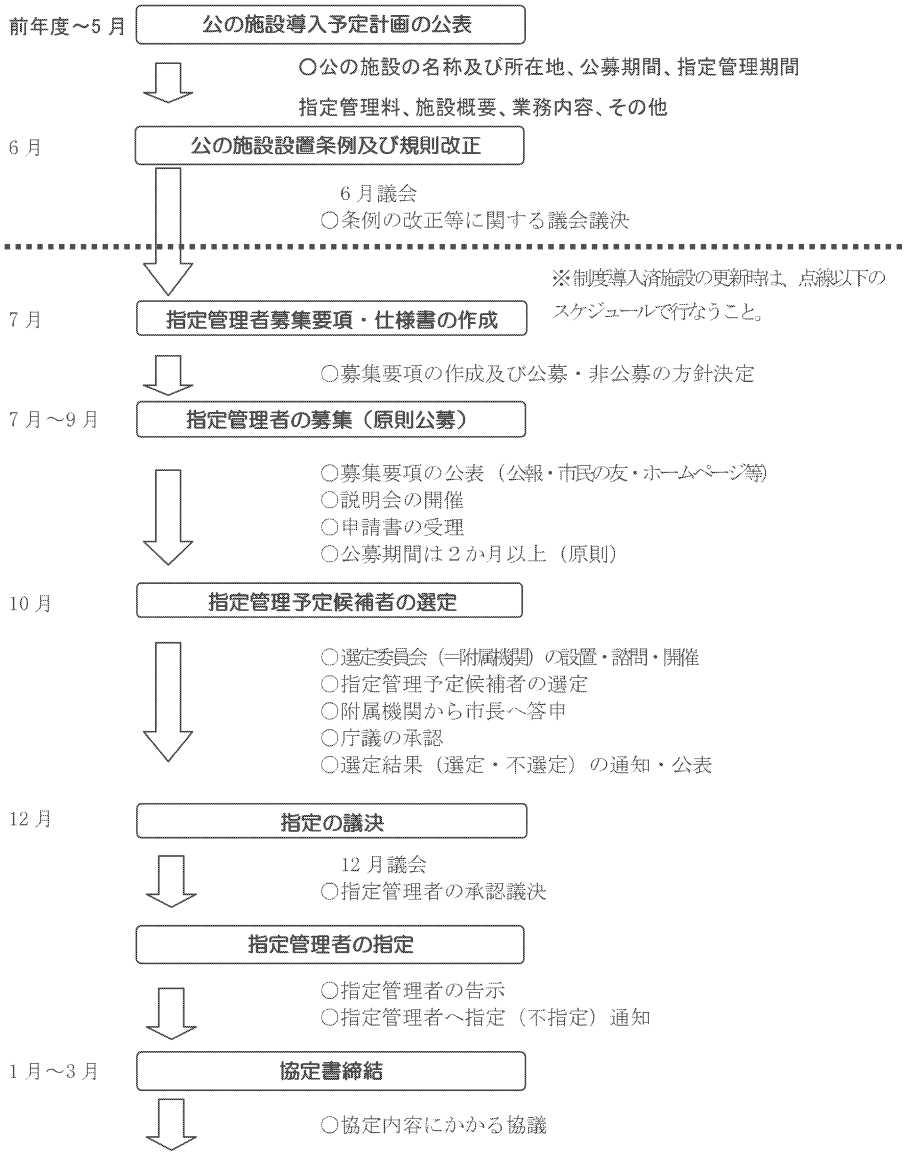

○基本協定・年度協定の締結

4月1日　**指定管理者による管理運営開始**

（3）指定管理者制度手続の留意事項

①条例の制定

・必須事項

公の施設には各地方公共団体で設置目的などを定めた施設設置条例がある。施設の設置と管理に関する事項は、この条例で定めなければならないが、指定管理者制度を導入する場合は、それを条例で規定する必要があり、条例で必ず規定しなければならない事項を必須事項という。

必須事項としては、これ以外に「指定管理者の業務範囲」、「指定の手続き」、「管理の基準」などの事項が地方自治法で定められている。

指定の手続きでは申請方法と選定基準が考えられる。申請方法は申請書以外に事業計画書や申請者の業務履行能力を示す書類などの提出が考えられ、選定基準は公平、公正な選定のための規定である。

「管理の基準」や「業務範囲」は、施設の種類、規模、態様によって異なるが、管理基準の具体的事項としては、サービス水準の確保、休業日、開館時間、禁止行為、利用を拒む場合や利用許可を取り消す場合の基準などがある。また、個人情報の取り扱いや指定管理者の責務についても規定する必要がある。

・任意事項

必須事項ではないが、一般的には条例に規定しておいたほうが望ましい事項が任意事項であり、施設機能や管理の透明性を高めるような事項は、条例で規定することが考えられる。

募集の方法は、周知方法や募集期間の定めで、適切な方法、期間を規定することが指定管理者の公正な選定につながる。指定管理者の指定期間が適切でない場合は、管理運営の採算性や効率性を損ねることも考えられる。

指定の取り消しは地方自治法にも規定されているが、より具体的に条例で規定しておくほうが良い。指定管理者の公表を規定することも、住民に開かれた施設管理と言える。

②利用料金制

施設によっては利用料金を取るところがある。地方公共団体の直営施設であれば、この料金収入は歳入予算に計上され、歳入手続きが必要になる。しかし、指定管理者制度では施設の利用料金を指定管理者の収入とすることが許され、これを「利用料金制」と言う。

使用料制度と利用料金制度との比較

比較項目	使用料制度	利用料金制度
料金設定	地方自治体	条例で定めた範囲で指定管理者
料金徴収	指定管理者	指定管理者
料金の収納先	地方自治体	指定管理者
インセンティブ効果	ない (指定管理者が努力しても自らの収入は増えない)	ある (指定管理者が努力すれば自らの収入が増える)

③募集・選定から協定締結まで

・募集

募集は公募が原則である。　募集にあたっては、地方公共団体は募集要項を作成し、それにもとづいて周知し、仕様書の配布と施設案内を含む説明を行う。応募者は、決められた応募書類を募集期限内に提出して審査を受ける。

周知は公平、公正に行い、募集期間は応募者が申請準備をするのに不足のない期間を設定する必要がある。周知方法や募集期間などが適切でない場合、希望者が応募機会を逃し、募集する側は期待できる優良な管理者を得られなくなる可能性がある。

仕様書は条例に定められた施設管理規定が、実務に即して具体化されたものである。応募の申請書類のなかの事業計画書は、応募者の施設機能に対する理解と業務遂行意欲が具体的に表現される書類であり、施設管理仕様というかたちで提示された課題に対する回答書である。このような理由で、事業計画書は管理者選定の主要な資料となる。その他の提出書類としては、申請者の人的、物的、財務的な業務遂行能力を示す、定款または寄付行為、組織概要、財務諸表、活動実績を表す資料などが考えられる。

・選定

選定の方法は、書類による１次審査で適格性のある応募者を一定数まで絞り込み、２次審査のヒアリングの結果で選定するのが一般的な方法として考えられている。

審査する側は、条例の選定基準をより具体化した基準に照らして管理者を選定することになるが、その基準の詳細が明らかにされることはない。

なお、選定には学識経験者や住民代表などの委員を含む選定委員会を設置して、選定の公平、公正を期するケースもある。

・議決

議決は議会の承認である。　この議決が行われるまでは選定された事業者も指定管理者の候補者にすぎない。

・協定の締結

指定管理者の役割は、地方自治法では「施設の管理」という一言で規定され、条例で詳細に規定される。それが募集要項や仕様書、事業計画書、議会承認を通して順次具体的になる。

協定の締結は、この一巡の流れの最後に位置づけられる行為で、地方公共団体と指定管理者が施設管理の実施に先立って交わす約束である。また、指定管理者が行政の一端を担ううえで依拠する約束事ということにもなる。

地方公共団体としても、指定管理者が施設の管理運営上でトラブルを起こした場合、まずはこの協定に沿った問題解決を図ることになるから、過不足のない協定締結が必要である。

上記において参考とした文献

・「要説地方自治法」（松本英昭著　ぎょうせい）
・「指定管理者制度」（出井信夫著　学陽書房）
・「指定管理者制度の現場」（出井信夫、吉原康和著　学陽書房）
・「指定管理者　実務運営マニュアル」（三菱総合研究所地域経営研究センター編著　学陽書房）
・「指定管理者制度　事業計画書作成のポイント」（パブリックマーケット研究会編著　都政新報社）

４．那覇市の指定管理者制度導入施設の運用状況

（１）指定管理者制度導入施設及び指定管理料の推移

平成２４年４月１日現在、市が指定管理者制度を導入している施設は 66 施設である。なお、平成２５年度において那覇市安謝複合施設内にある特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター及び安謝保育所の３施設が民営化、また、新たに那覇市国場児童館、大名児童館、パレット市民劇場、那覇市民ギャラリーの４施設に指定管理者制度が導入されたことから、平成２５年４月１日では、67 施設が指定管理者制度導入施設となっている。

過去５年の制定管理者制度導入済み施設数及び指定管理料の推移は以下の通りである。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
指定管理者制度導入済み施設数	41	43	45	45	66
指定管理料合計（千円）	550,557	607,562	686,464	665,525	728,471
1 施設当たり平均指定管理料（千円）	10,795	11,463	12,952	12,557	11,037

なお、市の資料によれば、平成２５年４月１日現在の公の施設に対する指定管理者制度導入率は、22%となっている（指定管理者制度導入施設数 67÷公の施設数 303、公園・上下水道施設含む、なお、公園 169 施設・上下水道施設 20 施設を除く導入率は 58%である。）。

これに関しては、平成２４年１１月に総務省自治行政局行政経営支援室より、「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」（以下、「総務省調査結果」と言う。）が公表されており、この中で沖縄県の導入率は、62.2%（公営住宅を除く場合は、24.4%）となっている。沖縄県との比較については、公園数、公営住宅数等が異なっているので、単純比較はできない。なお、総務省調査結果によれば、全都道府県の導入率は、61.3%（公営住宅除いた導入率は 50.1%）となっている。

また、総務省調査結果による施設区分ごとの導入率は以下の通りである。

区分	都道府県		那覇市（平成25年4月1日現在）	
	導入数(導入率)	公の施設数	導入数(導入率)	公の施設数
レクレーション・スポーツ施設	512（87%）	585	6（86%）	7
産業振興施設	178（40%）	441	3（38%）	8
基盤施設	5,647（64%）	8,828	19（9%）	212
			※19（82%）	※23
文教施設	480（46%）	1,030	16（44%）	36
社会福祉施設	306（41%）	740	23（58%）	40
合計	7,123（61%）	11,624	67（22%）	303
			※67（58%）	※114

（※　公園169施設、上下水道施設20施設を含まない場合）

上記では、施設区分毎の導入率は、那覇市公園及び上下水道施設を含まない場合は全都道府県レベルと大きな差は見られないものの、これらの施設数を算入した場合は、基盤施設及び全体の導入率が大幅に全都道府県平均を下回ることになる。

市では、平成16年10月1日に、那覇市ぶんかテンブス館に対して最初の指定管理者制度を導入後、平成20年度までに41の施設に制度導入を実施した。その後は、平成21年に小禄児童館及び識名児童館、平成22年に奥武山野球場及び奥武山屋内運動場、平成24年4月1日から、那覇市若狭児童館及び那覇市市営住宅19団地並びに那覇市鏡水ふれあい会館に新たに制度導入をしたことにより、平成24年4月1日現在で66施設に制度が導入されている。

また、このような状況に伴い、指定管理料は、平成20年度の5億5千万円から平成24年度には7億2千万円に増加している。なお、施設により規模や業務内容が異なるため単純比較はできないが、参考として、1施設当たりの平均指定管理料は約1千万円前後で推移している。

（２）指定管理者の募集選定状況

①制度導入年度及び導入後の指定の回数について

制度導入年度と各年度の導入数は以下の通りである。

年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24
施設数	1	1	38	1	0	2	2	0	21

平成16年10月1日に、那覇市ぶんかテンブス館に対して最初の指定管理者制度を導入後、平成17年度より那覇市ＮＰＯ活動支援センターに導入、その後、平成18年度に新たに複合施設内の施設に対し導入するなど、計40施設が導入されている。その後は、大きな動きはなく推移し、平成24年度からは、新たに那覇市若狭児童館、那覇市市営住宅19団地及び那覇市鏡水ふれあい会館の21施設が導入されている。

また、指定管理者制度が導入されてから、1施設が導入後4回目、8施設が3回目、32施設が2回目、7施設が1回目である。これらを総務省調査結果と比較すると以下のようになる。

区分	都道府県	指定都市	市区町村	那覇市
1回	905（12%）	941（12%）	11,815（20%）	25（38%）
2回	2,788（39%）	5,306（69%）	33,371（56%）	32　（48%）
3回	3,399（47%）	1,148（15%）	12,381（21%）	8　（12%）
4回	27　（0%）	119　（1%）	781　（1%）	1　（0%）
5回以上	4　（0%）	127　（1%）	364　（0%）	0　（0%）
合計	7,123（100%）	7,641（100%）	58,712（100%）	66（100%）

②指定期間

平成24年4月1日現在の制度導入施設数66施設のうち、施設ごとの指定期間は、5年間が55施設、4年間が1施設、3年間が7施設、1年間が3施設となっている。1年間の3施設は、施設の民営化が決定した後、民営化前の1年間のみ非公募で選定された安謝複合施設内の特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター及び安謝保育所である。66施設のうち、約83%が5年間の指定期間である。これは、市が定める「指定管理者制度に関する運用指針」（平成22年7月30日市長決裁、以下「運用指針」と言う。）に基づく5年間（最長）を採用して

いるからである。また、制度導入時は３年であったがその後５年になった施設もある。

また、総務省調査結果による比較（市区町村との比較のみ抽出）は以下の通りである。

区分	市区町村	那覇市
１年	559　(1%)	3　(0%)
２年	1,080　(1%)	-
３年	13,769 (23%)	7　(0%)
４年	4,097　(7%)	1　(0%)
５年	34,424 (58%)	55 (83%)
６年	243　(0%)	-
７年	143　(0%)	-
８年	107　(0%)	-
９年	220　(0%)	-
10 年以上	4,070　(6%)	-
合計	58,712(100%)	66(100%)

上記から、市区町村の状況では、５年の指定期間が最も多い。また、市区町村では、10 年以上指定期間も約４千施設（6%）ある。那覇市では、運用指針に従って５年の指定期間が市区町村全体同様に最も多い。

③募集方法及び選定

66 施設のうち、15 施設が非公募で残りの 51 施設は公募である。公募非公募は、運用指針に基づき決定されている。非公募施設と非公募の理由は以下の通りである。

施設名称	施設数	非公募の理由
那覇市共同利用施設	9	地域住民が専ら使用している施設や地域住民が構成する団体が管理運営をしている場合に該当するため。
安謝特別養護老人ホーム	1	民営化が決定し、指定管理者が自ら管理運営を担うこととなったため、民営化前１年間のみ非公募で指定管理者となった。
安謝老人デイサービスセンター	1	民営化が決定し、指定管理者が自ら管理運営を担うこととなったため、民営化前１年間のみ非公募で指定管理者となった。
安謝保育所	1	民営化が決定し、指定管理者が自ら管理運営を担うこととなったため、民営化前１年間のみ非公募で指定管理者となった。
那覇市シルバーワークプラザ	1	(1) 対象施設は、シルバー人材センターの会員が事業を展開するための施設として補助金の交付を受けて設置され、シルバー人材センターの会員その他指定管理者が適当と認める者を利用者として、高齢者の就労支援、社会参加と福祉の増進を図ることを目的としていること。 (2) 現指定管理者である社団法人那覇市シルバー人材センターは、指定管理委託料が発生せず、経費の節減が図られていること。 (3) 高齢者の就労支援を目的に設立された団体が管理運営を行うことにより、更に高齢者の福祉の増進と活力ある地域づくりが図られることで、サービスの向上が見込まれること。
首里金城村屋	1	地域住民が専ら使用している施設や地域住民が構成する団体が管理運営をしている場合に該当するため。
那覇市鏡水ふれあい会館	1	地域住民が専ら使用している施設や地域住民が構成する団体が管理運営をしている場合に該当するため。

また、総務省調査結果による指定管理者の選定手続き別状況は、以下の通りである（市区町村のみ、監査人一部修正）。

区分	公募により募集	従前の管理受託者・指定管理者を公募によらず選定	左以外の方法により選定	合計
レクリエーション・スポーツ施設	6,932（52%）	5,305（40%）	906（6%）	13,143（100%）
産業振興施設	1,723（25%）	4,448（65%）	646（9%）	6,817（100%）
基盤施設	8,161（56%）	5,536（38%）	676（4%）	14,373（100%）
文教施設	2,546（19%）	9,506（71%）	1,332（10%）	13,384（100%）
社会福祉施設	3,475（31%）	6,602（60%）	918（8%）	10,995（100%）
合計	22,837（39%）	31,397（54%）	4,478（7%）	58,712（100%）

上記から、公募以外による選定が全体の約６割を占めており、従前の管理受託者・指定管理者が非公募により選定されるケースが最も多い（54%）ことが分かる。

④指定管理者の区分について

市からの入手資料によると、指定管理者受託団体の区分は以下の通りである。

区分	施設数	割合
民間企業	21	32%
外郭団体（第３セクター含む）	1	2%
社会福祉法人	20	30%
ＮＰＯ	8	12%
任意団体（町内会など）	11	17%
その他	5	7%
合計	66	100%

上記のうち、外郭団体とされているものは、社団法人那覇市観光協会である。また、その他に区分されている団体は、社団法人、協同組合である。なお、民間企業とされている21施設のうち19施設は市営団地であり、市営団地は19団地一括して株式会社に委託されているので、民間企業への委託割合が多いように思えるが、施設数との関連では、社会福祉法人への委託が割合では最も多い。

また、団体別の指定管理施設受託状況は以下の通りである。

（平成２４年４月１日現在）

団体名	受託施設数
社団法人那覇市観光協会	1
社団法人那覇市母子寡婦福祉会	2
社会福祉法人那覇市社会福祉協議会	9
社会福祉法人ポプラ福祉会	1
ＮＰＯ法人地域サポート若狭	1
株式会社琉信ハウジング（※）	19
特定非営利活動法人那覇市体育協会	5
社団法人那覇市身体障害者福祉協会	1
社団法人沖縄県精神障害者福祉会連合会	1
沖縄自然環境ファンクラブ	1
日本赤十字社沖縄県支部	4
社会福祉法人陽風会	3
社団法人那覇市シルバー人材センター	1
首里金城町自治会	1
株式会社沖縄ダイケン	1
社会福祉法人郵住協福祉会	1
鏡水自治会	1
おきなわ共育ファンド	1
関係自治会（大嶺、田原、安次嶺、宮城、高良、宇栄原、当間、小禄、真嘉比）	9
那覇市伝統工芸事業協同組合連合会	1
クラスタワークス株式会社	1
協同組合沖縄産業計画	1
合計	66

（※　市営住宅１９団地の管理運営を一括して請け負っているため、１団体当たり受託施設数は最大となっている。）

⑤指定管理者の交替

制度導入後、指定管理者の交替があった施設は以下の７施設である。

施設	指定管理者の変遷		
	１期目	２期目	３期目
那覇市ＮＰＯ活動支援センター	ＮＰＯ法人沖縄リサイクル運動市民の会	ＮＰＯ法人まちなか研究所わくわく	おきなわ共育ファンド
那覇市立森の家みんみん	特定非営利活動法人エコビジョン	沖縄自然環境ファンクラブ	—
那覇市ＩＴ創造館	ＮＡＢＩＯ管理運営共同企業体	クラスタワークス（株）	クラスタワークス（株）
那覇市緑化センター	エコ・グリーンなは	（株）沖縄ダイケン	（株）沖縄ダイケン
辻老人憩の家	社会福祉法人那覇市社会福祉協議会	社会福祉法人陽風会	—
那覇市末吉老人福祉センター	社会福祉法人那覇市社会福祉協議会	社会福祉法人陽風会	—
那覇市壺川老人福祉センター	社会福祉法人那覇市社会福祉協議会	社会福祉法人陽風会	—

上記以外は、制度導入後継続して同一の団体が受託しており、指定管理者制度導入前の直営時に受託していた団体が引き続き指定管理者となり、継続して受託しているケースが多い。

（３）利用料金制度

利用料金制度を導入している施設は57（86%）、導入していない施設は９施設（14%）で、利用料金制度導入施設が９割弱を占めている。

また、総務省調査結果による利用料金制の採用状況は以下の通りである。

（単位：施設数、%）

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
利用料金制を採用（一部利用料金制も含む）	3,460（48%）	2,569（33%）	30,592（52%）	36,621（－）
指定管理者導入施設数	7,123（－）	7,641（－）	58,712（－）	73,476（－）

利用料金制度を導入していない施設は、次の通りである。

利用料金制度を導入していない理由	施設
施設の目的等を考慮し、使用料等を徴収しない施設	・社会福祉センター、 ・金城ボランティアセンター ・那覇市精神障害者地域生活支援センター ・那覇市障がい者福祉センター ・那覇市母子福祉センター ・安謝老人憩の家
指定管理者が行う指定管理外の事業収入で負担することとしているため。	・シルバーワークプラザ ・金城老人デイサービスセンター
市が使用料として直接徴収している施設	・市営住宅

利用料金制度を導入している施設のうち、各施設の年間収支差額の対応については、年度協定書等で取り決められている自治体が多いが、市では、那覇市安謝特別養護老人ホーム及び那覇市安謝老人デイサービスセンターの管理運営に関する協定書以外の施設に係る協定書における特段の取り決めはない。

那覇市安謝特別養護老人ホーム及び那覇市安謝老人デイサービスセンターの管理運営に関する協定書（平成２４年度基本協定書）では、次の通りの協定内容となっている。

（委託料）
第 10 条　委託料の支払い方式は、介護報酬及び措置費に係る事業については利用料金方式、シルバーハウジング生活援助員派遣事業については直接払い方式によるものとする。
２　直接払い方式による委託料は１，５７０，０００円とし、４回に分割し、４月に３９３，０００円、７月に３９３，０００円、１０月に３９３，０００円、１月に３９１，０００円を、それぞれの末日までに、乙は請求書により請求するものとする。
３　甲は、乙の請求書を受理した日から起算して３０日以内に支払うものとする。

（実費の徴収等）
第 11 条　乙は、事業運営に伴う原材料費等の実費を施設の利用者から収受することができる。

（償還費用相当額等の積立）
第 12 条　乙は、介護報酬及び措置費に係る事業に関し、償還費用相当額及び繰越金を将来の施設運営費（人件費、施設修繕費及び備品購入費）に充てるため積立てを行わなければならない。

（４）指定管理料

市が指定管理料を支払っていない施設は以下の通りである。

指定管理料を支払っていない理由	施設
施設設置の経緯が特殊で、自治会と関連する財産管理団体等からの拠出金にて管理運営費が賄われているため。	・共同利用施設（関係自治会：大嶺、田原、安次嶺、宮城、高良、宇栄原、当間、小禄、真嘉比） ・鏡水ふれあい会館
団体の指定管理施設外の事業収入から管理費用を負担しているため。	・那覇市シルバーワークプラザ ・那覇市安謝特別養護老人ホーム ・那覇市安謝老人デイサービスセンター

指定管理料については、市からの入手資料によると、平成１８年度から平成２４年度にかけての７年間で大幅な増減は見られない。また、７年間一定額である施設もある。

（５）指定管理者の評価の実施状況

指定管理者に対する評価（モニタリング）の状況は、那覇市においては、すべての指定管理者に対する所管課によるモニタリングが実施されているが、市所管課以外の第三者によるモニタリングは制度化されていない。

この点に関する、総務省調査結果は以下の通りである。

（単位：施設数、％）

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
評価を実施している施設数（A） （A/C％）	7,117 （99％）	7,392 （96％）	38,787 （66％）	53,296 （72％）
Aのうち公共サービスについて専門的知見を有する外部有識者等の視点を導入（B）（B/C％）	3,339 （46％）	4,836 （63％）	9,044 （15％）	17,219 （23％）
指定管理者制度導入施設数（C）	7,123 （－）	7,641 （－）	58,712 （－）	73,476 （－）

5.　監査の対象とした公の施設及び指定管理者

平成24年4月1日現在におけるすべての公の施設及び指定管理者を監査対象とした。

なお、保育所、図書館、市営住宅、公園など同種施設が複数ある場合や指定管理者が複数の施設を管理している場合は、監査人の判断で一部をサンプリングして視察等を実施した。

なお、市所管課名及び指定管理者名称は、平成24年4月1日現在の名称を記載している。

（１）指定管理者制度導入施設

施設の名称	施設数	指定管理者	所管課	視察対象施設
那覇市NPO活動支援センター	1	おきなわ共育ファンド	まちづくり協働推進課	○
那覇市共同利用施設	9	関係自治会（字大嶺自治会、田原自治会、安次嶺自治会、宮城自治会、那覇市高良自治会、宇栄原自治会、當間自治会、字小禄自治会、真嘉比自治会）		△
那覇市IT創造館	1	クラスタワークス　株式会社	商工農水課	○
那覇市伝統工芸館	1	那覇市伝統工芸館共同企業体		○
那覇市ぶんかテンブス館	1	協同組合沖縄産業計画		○
総合福祉センター ・社会福祉センター ・金城児童館 ・金城老人憩の家 ・金城ボランティアセンター ・金城老人デイサービスセンター	5	社会福祉法人　那覇市社会福祉協議会	福祉政策課	△
那覇市精神障害者地域生活支援センター	1	社団法人　沖縄県精神障害者福祉会連合会	障がい福祉課	○
那覇市障がい者福祉センター	1	社団法人　那覇市身体障害者福祉協会		○
那覇市安謝複合施設 ・特別養護老人ホーム ・老人デイサービスセンター	2	日本赤十字社沖縄県支部	ちゃーがんじゅう課	○
那覇市安謝複合施設 ・安謝老人憩の家 ・安謝児童館	2	日本赤十字社沖縄県支部		○
那覇市末吉老人福祉センター	1	社会福祉法人 陽風会		－
那覇市壷川老人福祉センター	1	社会福祉法人 陽風会		○
那覇市辻老人憩の家	1	社会福祉法人 陽風会		－
那覇市シルバーワークプラザ	1	公益社団法人那覇市シルバー人材センター		○
那覇市安謝複合施設 ・安謝保育所	1	社会福祉法人鄙住協福祉会	こどもみらい課	○
総合福祉センター ・母子福祉センター	1	社団法人　那覇市母子寡婦福祉会	子育て応援課	○
那覇市母子生活支援施設	1	社団法人　那覇市母子寡婦福祉会		○
那覇市古波蔵児童館	1	社会福祉法人ポプラ福祉会		○
那覇市若狭児童館	1	NPO法人地域サポートわかさ		○
児童館・老人福祉センター（併設型施設） ・小禄児童館及び小禄老人福祉センター ・識名児童館及び識名老人福祉センター	4	社会福祉法人 那覇市社会福祉協議会 ※指定管理者は同一施設内にある児童館と老人福祉センターを一体的に管理運営する。	子育て応援課（児童館） ちゃーがんじゅう課（老人福祉センター）	－
那覇市首里金城村屋	1	首里金城町自治会	都市計画課	○
那覇市緑化センター	1	株式会社　沖縄ダイケン	花とみどり課	○
那覇市波の上ビーチ広場	1	社団法人那覇市観光協会	公園管理課	○
那覇市立森の家みんみん	1	沖縄自然環境ファンクラブ	教育委員会青少年育成課	○
・那覇市民体育館 ・漫湖公園市民庭球場 ・那覇市民首里石嶺プール	3	NPO法人　那覇市体育協会	教育委員会市民スポーツ課	△
・那覇市営奥武山球場 ・那覇市営奥武山屋内運動場	2			○
那覇市営住宅（19団地）	19	琳琉信ハウジング	市営住宅課	△
那覇市鏡水ふれあい会館	1	鏡水自治会	平和交流・男女参画課	○
合計施設数	66			

○ 現地視察実施済み

△ 同種施設につき、一部現地視察実施

＿ 現地視察未実施であるが、同種施設は他で実施

（２）直営施設

所管課		視察の有無等
平和交流・男女参画課	なは女性センター	○
地域保健課	保健センター	○
	北保健センター	－
健康増進課	古波蔵ふれあい館	○
こどもみらい課	那覇市療育センター	○
	めおと橋保育所	－
	松川保育所	－
	樋川保育所	－
	宇栄原保育所	－
	若狭浦保育所	－
	久場川保育所	－
	与儀保育所	○
	赤平保育所	－
	天久保育所（総称：あめくみらい幼保園）	○
	大道保育所	－
市民文化部博物館・文化財課	那覇市立壺屋焼物博物館	○
	那覇市歴史博物館	○
	玉陵	○
	識名園	－
文化振興課	那覇市民会館	○
	那覇市パレット市民劇場	－
	那覇市民ギャラリー	－
商工農水課	壷川漁港代替船揚場施設	○
	泊船揚場施設	－
なはまちなか振興課	牧志第一公設市場	○
	牧志公設市場	○
	若松公設市場	－
	田原公設市場	－
	宇栄原公設市場	－
	なは商人塾	○
	那覇市中心商店街にぎわい広場	○
生涯学習課	那覇市中央公民館	○
	那覇市久茂地公民館	－
	那覇市小禄南公民館	－
	那覇市首里公民館	－
	那覇市石嶺公民館	－
	那覇市立中央図書館	○
	那覇市立久茂地図書館	－
	那覇市立小禄南図書館	－
	那覇市立首里図書館	－
	那覇市立若狭図書館	－
	那覇市立石嶺図書館	－
環境保全課	那覇市識名靈園（1カ所）	－
	那覇市識名靈園付属納骨堂（1カ所）	－
公園管理課	那覇市真嘉比遊水地多目的広場（1カ所）	－
	那覇市公園（168カ所）	△
上下水道局	水道施設（10ヶ所）（垣花ポンプ場他9件）	△
	下水道施設（10ヶ所）（赤嶺汚水中継ポンプ場他9件）	△

○　現地視察済み
△　同種施設につき一部実施
－　未実施

第３章　総論

１．包括外部監査結果のまとめ

（１）指定管理者制度運用状況について

①公募・非公募について

市では、公募・非公募については、運用指針において次の通り定めている。

２　公募･非公募の決定

指定管理者の候補者選定は、原則公募とする。
ただし、「一定期間毎に指定を見直す」「管理運営を包括的に委任する」という制度のしくみに照らして、公募により、当該施設の設置目的や制度趣旨（経費節減、サービスの向上）が図れないと判断される場合には、特定の者を候補者とすることができることとする。この場合にあっては、その根拠を明確にするものとする。

〈公募によらない施設（例）〉
○　地域密着型施設
　地域住民が専ら使用している施設や地域住民が構成する団体が管理運営をしている場合
○　その他、公募を行なわない合理的な理由がある場合

非公募施設については、前章　４．那覇市の指定管理者制度導入施設の運用状況（３）募集方法及び選定に記載のとおりである。非公募とする理由については、監査の結果、特に不合理と思われるところはないが、公募によらない理由については、運用指針において個別具体的に定めておくべきであろう。また、当該非公募施設についても、公募施設同様に、事業計画書の提出や選定委員会の議決を経るなど公正かつ透明性のある手続きが行われているが、これらの手続きの必要性についても運用指針等で明確に定めておく必要がある。

②指定期間について

指定期間については、自治法上も特段の規定は定められておらず、自治体の裁量により条例で定めることとされており、市では、運用指針において原則５年以内と定めている。総務省調査結果においても３年から５年の指定期間がもっとも多いが、10年以上の指定期間もある。社会福祉施設や公営住宅のように利用者との人的な関係が密接な施設の場合には、指定期間が短いと管理者が頻繁に変わることも考えられるため望ましくないと言えるが、一方で、あまり長期になると指定管理者選定の機会が減少し、サービス水準の低下や管理運営が適切になされないままになる恐れがある。いずれにせよ、指定期間については、施設の設置目的との関連や運営形態、業務の範囲に合わせて、効果的かつ効率的に運営がなされるよう適切に設定することが必要である。

③利用料金制度について

第２章において既述したとおり、市の指定管理者制度導入施設においては、一部の施設を除き、原則として利用料金制度が導入されている。市では、利用料金の設定方法については、平成19年10月に「受益者負担の適正化（使用料の見直し）に関する指針」（平成19年10月市長決裁、平成21年１月一部改正）（以下、「使用料見直し指針」という。）を定め（本報告書資料編参照）、使用料の見直しを進めている。使用料見直し指針では、使用料設定に関する基本的考え方として、①受益者負担の原則、②算定方法の明確化を掲げ、使用料算定の基本的方式は、以下の通りとされている。

使用料算定の基本的方式
使用料＝　原価　×　施設の性質別負担割合

原価：施設の維持管理費、人件費等を基に算定
性質別負担割合：各施設サービスの性質別分類に基づき受益者が負担する割合

また原価の算定は、施設の整備・運営に要する経費である①維持管理費、②職員人件費、③備品購入費（減価償却費）④用地取得費、⑤建物建設費（減価償却費）等のうち、専ら市民が日常的に利用する部分に要する経費を使用料の「原価の基礎」とすることが妥当であること、また、公費で負担する範囲（使用料の算定に含めない原価の範囲のこと、監査人注釈）としては、原則として土地代や建物の減価償却費は含まないこととすることなどが定められており、公費負担の範囲、受益者負担の範囲として以下のようにまとめられている。

＜公費負担の範囲＞
・用地取得費（用地賃借料を含む）
・建物建設費（減価償却費含む）
・維持管理費（大規模修繕費、高額備品購入費）
・職員人件費（下記の人件費を除いた、施設の事業運営等に係る人件費）

＜ 受益者負担の範囲＞
・恒常的維持管理費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、役務費、委託料、修繕費、使用料及び賃借料等）
・備品購入費（減価償却費含む）　※耐用年数：減価償却資産の耐用年数等に関する省令による
・職員人件費（施設の維持管理や貸出し業務等に係る人件費）

以上に照らして、利用料金の設定根拠を検討したところ、以下の問題点が指摘される。

（ｉ）利用料金算定方法が使用料見直し指針に基づいていない施設がある。

使用料見直し指針によれば、公費負担とされる用地取得費や建物建設費に基づいて算定されている施設や、使用料見直し指針に定める「使用料算定の基本的方式」に依っていない施設がある。使用料見直し指針に基づき算定すべきである。

（ⅱ）施設の性質別負担割合について

「使用料算定の基本的方式」では、使用料は、原価に施設の性質別負担割合を乗じて算定するため、負担割合の算定基礎は重要な要素である。使用料見直し指針によれば負担割合を決める施設ごとの分類枠決定については、以下の通りの考え方がとられている。

(3) 各分類枠の考え方と性質別負担割合

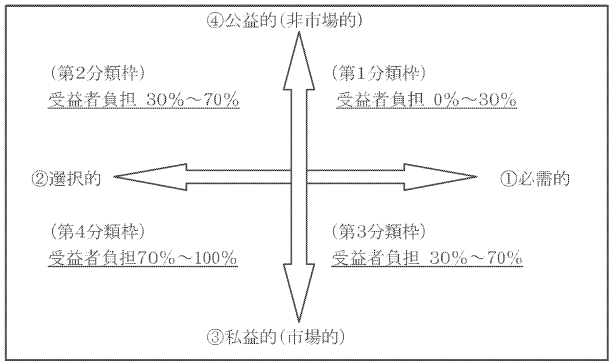

○第1分類枠‥必需的・公益的サービス
専ら行政が提供するサービス
受益者負担割合は、0%～30%

○第2分類枠‥選択的・公益的サービス
人によって必要性が異なるが、民間にはあまりないサービス
受益者負担割合は、30%～70%

○第3分類枠‥必需的・私益的サービス
主として行政が提供しているが、民間にもあるサービス
受益者負担割合は、30%～70%

○第4分類枠‥選択的・私益的サービス
人によって必要性が異なり、民間にもあるサービス
受益者負担割合は、70%～100%

(4) 施設を各分類枠へ仕分けする方法
施設を各分類枠へ仕分けする際は、施設の設置目的及び機能、事業内容、利用対象者、類似施設との比較等によって行う。

また、負担割合の算定根拠を尋ねたところ、以下の回答があった。

「受益者負担の適正化（使用料の見直し）に関する指針」における
「施設の性質別分類と負担割合」の設定経緯について

1　現行指針においては、公の施設が、次図の「(第１分類枠)」から「(第４分類枠)」の４つに分類されております。
　これは、先行して指針を定めた自治体の事例を参考にしたもので、調べた範囲では、この４分類に従う自治体が多くありました。

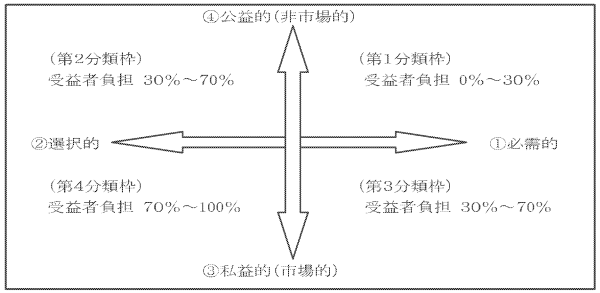

2　各分類枠における負担割合については、自治体間でばらつきがありました。

(1)　旭川市、練馬区、泉南市等
　①　(第１分類枠)：受益者負担０％
　②　(第４分類枠)：受益者負担１００％
　③　(第２分類枠) 及び (第４分類枠)：公費負担５０％、受益者負担５０％

(2)　西東京市等
　前掲図のとおりです。

※　上記の分類法は、特に国からの通知等で作成したものではありません。

この点に関して、一部の施設について使用料の算定方法を検討した結果、各分類枠への仕分け方法について問題がある施設があった。

例えば、緑化センターの室料は、使用料見直し指針に基づき「利用面積１平方メートルにつき１時間あたり８円」と算定されており、これは原価 15.55 円に第２分類枠を適用し、負担割合 50%を乗じて算出したものである。しかし、第２分類枠をこの施設に適用するのは、施設の現状を踏まえて判断すれば適切でない。個別施設の検討結果でも触れているが、施設の現状は当初の設置目的とかい離しており、飲食業への施設貸与、市民のサークル活動への貸室についてもどれだけ緑化の推進や地域の活性化に貢献しているか明確ではない。使用料見直し指針によれば、第２分類枠は「選択的・公益的サービス、人によって必要性が異なるが、民間にはあまりないサービス　受益者負担割合

は、30%～70%」とされている。しかし、現状では、公益的なサービスが充分に提供されているとは考えられないことから、実態に即して分類枠を判断すれば、第４分類枠（選択的・私益的サービス人によって必要性が異なり、民間にもあるサービス受益者負担割合は、７０%～100%）と判断せざるを得ないことになる。使用料見直し指針では、「施設を各分類枠へ仕分けする際は、施設の設置目的及び機能、事業内容、利用対象者、類似施設との比較等によって行う。」とされており、指針を適用する際には施設の現状を踏まえて判断するべきであるが、判断の結果、施設の設置目的とはかけ離れた結果になれば、使用料算定以前の問題であり、施設の設置目的そのものに関わることとなる。

なお、負担割合については、先進事例があり、考え方そのものは不合理であるとは思われないが、上記回答にあるように負担割合は自治体間でバラつきがある。どのような割合が正しいかを一律に決めることは困難であり、今後は、４分類枠の判断基準、受益者負担割合の算定方法などを客観的に判断することができるようチェックリストなどを整備して適用する必要がある。また、使用料については、指定期間終了時など、一定期間ごとの見直しが必要である。

（２）指定管理者選定手続きの妥当性

①地方議会による民主的コントロールの必要性

指定管理者制度は、行政処分の一種としての「指定」により、企業やＮＰＯなどの民間事業者などに公の施設の管理権限を授権するという法的な性格を持っている。従前の契約に基づく管理運営委託とは異なり、指定管理者は、公の施設の管理権限を有し、一部の公権力を行使することも可能なのである。

もとより、行政による公権力の行使については、地方議会による民主的コントロール等によって、行政に住民意思を反映させるべきであるところ、民間事業者である指定管理者が公権力を行使するにあたっても、住民意思の反映のため、地方議会による民主的コントロールを働かせなければならない。指定管理者という民間事業者が公の施設の管理権限という公権力を行使することができる根拠は、地方議会による民主的コントロールなのである。

そこで、自治体は、「管理者指定の手続き」（申請の方法、選定基準など）、「管理の基準」（利用に当たっての基本的な条件など業務運営の基本的事項）、「業務の範囲」（指定管理者の行う管理の業務について、使用の許可まで含めるかどうかを含め、施設の維持管理などの具体的範囲の設定）などを条例で定めなければならないこととされる。

②指定の手続き

指定管理者による管理は、「公の施設の設置の目的を効果的に達成するため」のものでなければならない。そのため、その選定にあたっては、当該公の施設の適正かつ効率

的な管理を可能とするものでなければならない。

そして、上記のとおり、地方議会による民主的コントロールの必要性から、指定の手続きは条例で定めなければならないものとされ、指定自体も議会の議決を経なければならないとされる。

一般に、地方自治体は、指定管理者を公募し、応募企業に施設管理に関する事業提案をさせる。そして、有識者等からなる選定委員会をもうけ、応募企業の中でもっとも創意工夫にあふれ、あるいは効率的に施設管理ができる企業を選定することになる（応募型プロポーザル方式）。この選定は、法的には「内定」にとどまる。そして、その後、議会の議決を経た後、正式に「指定管理者指定」がなされる。これは、一種の行政処分であるから、競争入札の対象外とされる。

なお、地方自治法上は、選定委員会の設置や公募等が要件とされているわけではないが、選定委員会において選定することが合理的であること、指定管理者の選定にあたり、特定業者のみに選定させることは、民間事業者を活用する制度の趣旨からも適切とはいえないため、公募等により複数の申請者に事業計画書を提出させる運用が望ましいといえる。

指定の手続きとしては、申請の方法や選定基準等を定めるものとし、指定の申請にあたっては、複数の申請者に事業計画書を提出させるとともに、選定する際の基準としては、例えば以下のような事項を定め、最も適切な管理を行うことができる者を選定することが望ましい。

ア　住民の平等利用が確保されること。

イ　事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

ウ　事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。

③監査対象指定管理者の選定手続きについて

ア　複数の事業者に事業計画書を提出させることが望ましいこと

公の施設の指定管理者は、よりよい行政サービスを提供するため、最も効率的かつ効果的に公の施設の管理業務を行うことができる団体を選定することが望ましい。また、公の施設は、住民の負託を受けて地方公共団体がこれを設置し管理しているため、公の施設の管理業務を地方公共団体以外の者に行わせようとする場合、住民のコンセンサスを得ることが重要である。

このような観点からして、指定管理者の選定に際しては、公正かつ透明性が確保されている手続等によることが求められており、具体的な方法として、複数の者からの事業計画書を提出させることが望ましいといえる。この点、「地方自治法の一部を改正する法律の公布について」（平成１５年７月１７日付け総行第８７号総務省自治行政局長通知）では、「指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させること（中略）が望ましい」とされている。

この点、市の指定管理者の選定にあたっては、制度導入時においては、従前、市から管理運営委託を受けていた民間事業者が、そのまま非公募で指定管理者に選定されているケースがほとんどであった。しかも、指定管理者の選定にあたり、公募が行われたとしても他業者からの応募がなく、従前の委託業者が指定管理者に選定されているケースが多く見られた。

このような民間事業者単独による指定においては、公正な競争が行われず、複数の応募企業の中でもっとも創意工夫にあふれ、あるいは効率的に施設管理ができる企業を選定するという制度運用がなされていない。

もとより、従前の活動実績に全く問題がない場合、従来の団体が継続して指定されることが安定的、継続的な施設運営を可能にし、住民の利便性に資する場合もある。そのような場合、従前の管理運営受託業者がそのまま指定管理者に選定されることを一概に否定することはできない。

しかしながら、上記のような制度趣旨からすると、複数業者による応募によって適度な競争原理を働かせ、よりよいサービスを効果的、効率的に提供できる事業者が選定されることが望ましいのであり、今後、２期目、３期目の指定管理者の選定にあたっては、複数事業者による応募を期待したい。その際においては、安定的、継続的な施設運営の観点から従前の指定管理者のサービスの実績を十分に配慮しつつも、新規事業者によってよりサービス向上が期待できるかを、事業実績、事業計画等を精査した上で十分に検討すべきであろう。

イ　募集手続きについて

監査対象指定管理者の選定手続きにおける募集手続きについては、概ね妥当に行われているものと思われ、特段不当な点は見あたらない。

しかし、公募するか否かに十分な考慮期間を与えるため、公募の公表から応募受付までの期間を長くする、応募受付期間を１週間などの短期間ではなく、もう少し長い期間とするなどスケジュールに余裕を持たせ、業者が公募するか否かの検討をし易くする配慮を検討してもよかろう。

ウ　選定の視点について

募集要項における選定要件には、概ね、住民の平等利用が確保されること、事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること、という基本的な基準のみが明示されているのがほとんどである。

この点、施設ごとに設置目的があり、それに沿った管理運営がなされるべきものであ

るし、「施設の効用を最大限に発揮」と一口に言っても、指定管理者に求められるものは施設によって多様である。

そこで、指定管理者の選定にあたっては、施設の設置目的や住民ニーズに応じて、市自身がどのような管理運営が望ましいと考えているのか、その基本方針を明らかにした上、施設に応じた個別具体的な詳細な基準、評価項目を予め開示してもよかろう。

エ　審査について

審査における評価項目、採点項目が、必ずしも明らかになっているとは言い難い。公平性、透明性のある審査を行うためには、評価項目、採点項目を明らかにした上で、審査員が何に何点つけたのかを市民に公表することが望まれる。

オ　選定委員会について

選定委員会については、運用上の理由から、「那覇市附属機関の設置及び運営に関する指針」（以下、「指針」という。）に基づき、市附属機関やその下部組織が選定にあたる場合がある。例えば、社会福祉施設に係る選定などは、保健福祉医療審議会に委ねる場合などである。委員の構成メンバーは、同指針に基づき適切に選任されているが、指定管理者選定の判断の重要な要素の一つに、事業者の財務に関する評価も含まれることから、少なくとも１名は公認会計士や税理士など会計に精通する者も加えるべきであろう。

（３）指定管理者のモニタリングの妥当性

①モニタリングの重要性

指定管理者制度におけるモニタリングは、指定管理者による公共サービスの履行に関し、条例、規則及び協定等に従い、適切かつ確実なサービスの提供が確保されているかを確認する手段であり、また、安定的、継続的にサービスを提供することが可能であるかを監視（測定・評価）し、確認内容等の公表を行うとともに、必要に応じ改善に向けた指導・助言を行い、管理運営の継続が適当でない等と認める時は指定の取消し等を行うことも含めた一連の仕組みである。

モニタリングには、公の施設の設置目的やサービス水準を客観化することで、情報公開のもとで緊張感をもって公の施設の管理に取り組ませることができるという重要な意義がある。地方公共団体においては、指定管理者制度導入後も、引き続き公の施設の設置者の立場にあることを十分に踏まえ、施設の規模・態様に応じた適切な評価を怠ることのないよう留意する必要がある。その際、評価項目・配点などの評価の実施方法等については、客観性・透明性が確保されていることが必要であり、当然のことながら、評価結果については、情報公開されなければならない。

②監査対象指定管理者のモニタリング状況について

ア　収支状況の把握について

監査対象指定管理者の中には、決算書（収支計算書）の収入と支出が同額とされているところが少なからず見受けられる。収入と支出が完全に一致するということはおよそ考えられず、金額を調整して、あえて同額になるよう収入と支出の金額を合わせているものと思われるが、このように収支同額となるような決算書は、実際の収支が正確に記載されたものとはいえない。経費の縮減が図られているか、効果的、効率的な施設管理がなされているのか等を把握するためには、正確な収支の把握が重要であるが、上記のような決算書では、実態に即した収支の把握ができず、指定管理者による運営状況を把握しているとはいえないため、極めて問題である。

そこで、収支同額となるような決算書の提出を速やかに改め、実態に即した収支が記載された決算書が提出することとされたい。また、この点に関しては、指定管理者に対するインセンティブの在り方とも関わる問題であり、有識者を交えて早急に検討されたい。

イ　モニタリング項目について

監査対象指定管理者ごとにモニタリング項目が設定されているが、施設によっては、モニタリング項目がやや抽象的になっており、評価項目として十分とはいえない。施設の設置目的や個々の施設の特性に応じたより具体的な評価項目を定め、適切かつ確実なサービスの提供及び安定的、継続的なサービスの提供がなされているかを確実に確認することが必要である。

ウ　労働環境について

公の施設としての期待される役割を果たすためには、指定管理者制度を導入しても、その職場で働く労働者が専門性を持ち、住民のために安心して働く環境が必要である。

ところが、一般的に、委託業者や外部団体の労働者が、劣悪な労働条件で働くことが少なくないと言われている。この点、那覇市の一般行政職員の平均給料月額が３１万３８００円（平均年齢４１．７歳、平成２４年４月１日現在）であるのに対し、沖縄県における民間の労働者の平均賃金は月額２５万円とされる（平均年齢４０．８歳、平成２４年賃金構造基本統計調査、都道府県別きまって支給する現金給与額（男女計）沖縄）。この沖縄県の労働者の平均賃金は、多種多様な産業や企業規模の平均値であり、パートやアルバイト等の非正規雇用の労働者を含めた値であるので、市の職員と単純比較することはできない。しかしながら、

上記のような平均賃金の差、退職手当などの諸手当等の福利厚生の差に鑑みると、民間職員と自治体職員との間で格差が存在するものと思われ、委託業者や外部団体の労働者は、自治体職員に比べて低廉な賃金での労働を強いられているものと思われる。

しかも、経費削減が追求されればされるほど、非常勤、パート、派遣などの非正規雇用が多用され、より一層低賃金の労働者が生み出される懸念がある。また、人件費削減のため、少人数で長時間の労働を強いられるなど、劣悪な労働条件となる懸念がある。

このように、経費削減を目的として指定管理者制度を導入する場合、人件費を抑制しようとするあまり、低賃金労働を前提とする安上がりな業務と位置づけられ、「官製ワーキングプア」を増大させることになりかねない。

この点、監査対象指定管理者については、労働法制遵守などの項目がモニタリング項目となっているところもあるが、指定管理者が市に従業員の労働条件を詳細に報告しているとは認められず、市において、指定管理者の従業員の勤務の実態を正確に把握しているとは認めがたい。

そこで、市は、指定管理者の従業員の労働条件を極度に悪化させることのないよう、勤務の実態を正確に把握すべくモニタリングを充実させるべきである。すなわち、労働者が働きやすい労働環境にあるのか、過度な超過勤務がなされていないか、必要とされる数のスタッフが確実に配置されているか、適切な賃金体系なのか等、労働者保護の観点から、より詳細なモニタリングを行うべきである。

また、労働環境のモニタリングにあたっては、賃金台帳やタイムカードを精査するだけでなく、労働者から直接ヒアリングを行うなど、労働者の勤務実態を正確に把握できるよう努めるべきであろう。労働条件や勤務実態の適切な評価を実施する際には、弁護士や社会保険労務士などの外部の専門家に委ねることも検討されたい。

さらに、労働者の賃金、労働基準の水準を定めた公契約条例（自治体などが発注する業務で働く労働者に低賃金しか支払われない「官製ワーキングプア」の解消を目指し、自治体と契約する事業者に一定額以上の賃金の支払を求める条例のこと）や協定を制定するのも有用である。このような条例や協定を定めると、一定額の人件費支出が義務付けられるため、経費削減幅が自ずと制約されることとなろう。指定管理者の従業員に一定額以上の賃金等の労働条件の水準を確保させることができ、労働者の労働環境の保護に資する。労働者保護の観点から、今後、公契約条例や協定が制定されることを期待する。

③第三者評価制度について

指定管理者による管理運営業務のサービス水準の維持、向上や財務状況などのモニタリングを、より客観性をもって実施し、当該施設に適した評価を行う観点から、当該施設のサービス内容について専門的知見を有する外部有識者などの視点を導入することも重要だと考えられる。第三者による監視・検証については、次のような視点で取り組むべきであろう。また、指定期間終了時には必ず外部評価を導入することが望ましい。

ア　市が実施するモニタリングが適正か。
イ　是正・改善の指示等は適正に行われているか。
ウ　利用者アンケートや苦情に対する指定管理者や市の対応は適切なものか。
エ　指定管理者の経営状況や業務遂行状況は健全であるか、安定性を欠く点はないか。

（４）指定管理事業に係る収支報告書の問題点について

この問題点については上記**（３）指定管理者のモニタリングの妥当性**においても触れているが、実態について詳しく述べることとする。

①　収支報告書作成の意義について

指定管理者は、設置条例等に基づき、毎年度一定期限までに、事業実績報告書を市に提出することが義務付けられており、その中には指定管理事業の収支や損益に係る決算書（以下、「収支等決算書」と言う。）が含まれている。

この「収支等決算書」は、指定管理者が行う毎年度の指定管理事業の管理運営実態を財務面から明らかにするとともに、市にとっては、当年度の指定管理者が行った実績に対するモニタリングや次期以降の指定管理料積算の基礎資料となる極めて重要な書類である。

しかしながら、監査の結果、以下の問題点が指摘される。

②　収支等決算書の様式が統一されていない

指定管理者には、公益法人、社会福祉法人、NPO 法人、民間営利企業等さまざまな団体があり、それぞれの財務書類作成の基礎となる基準が異なることから、すべての団体に共通した収支等決算書の作成を義務付けることは困難である。しかしながら、公益法人、社会福祉法人等の同一の法人間では、共通した様式による収支等決算書を作成することが必要である。共通した様式は、他団体との比較を行う上でも有用である。

③　収支等決算書の作成方法に不備がある。

上記②に関連するが、収支等決算書の実態に次のような問題があった。

ア　収支差額あるいは損益がゼロになっている。

1年間における指定管理事業の成果を示す収支等決算書の最終の収支や損益が1円の差額もなくぴったりゼロになることは通常考えられず、なんらかの方法で収支が合うように作成されている。差額がゼロになるのは、委託契約上の委託料の考え方がベースにあるものと考えられ、「委託料は使い切る」、という発想から来ているかもしれない。

しかし、指定管理者制度は委託契約とは異なるもので、予算を使い切るという考え方とは相いれないものであり、あくまで実際の事業実態を収支に反映させるべきである。

イ　収支等決算書の中に指定管理者自身に対する「委託費」が含まれている。

収支等決算書の支出（費用）項目として、指定管理者自身に対する委託業務が「委託費」として計上されていた。これは、指定管理事業実施に必要なサービスを、指定管理者自身の会社の他部門から受けることから、指定管理者と同一の法人である会社と契約を交わし、契約に基づく委託料を支払ったことによる。このような同一の法人に属する部門間（指定管理担当部門とその他の部門）での委託という法的な側面もさることながら、会計上はこのような収支等決算書は正しく指定管理事業の実態を反映しているものとは認められない。

同一法人内の他部門が指定管理事業のためにサービスを提供しているのであれば、「委託費」というひとくくりで費用計上するのではなく、サービス提供実態に即し、実際に要した費用をそれぞれの科目で収支等決算書に開示すべきである。

④　収支等決算書の支出項目に指定管理事業の実態が伴わない項目がある。

一部の指定管理者の収支等決算書の支出項目に「一般管理費」として一定額が計上されていた。「一般管理費」は、当該「一般管理費」を除く事業費合計額に例えば10%を乗じて計算するなどして算出されている。団体の説明によれば、団体が受けるべき「利潤相当額」として支出項目のひとつとして計上した、とのことであった。

しかしながら、この「一般管理費」は、なんらのサービス提供の裏付けがない項目であり、団体自身の活動実態を表していないため、支出項目として計上すべきではない。10%を利益相当として加算する方法は、公共事業等予算策定時の積算に用いられる方法であるが、実績値に含んではならないものである。「一般管理費」と称する団体が適正に受けるべき利潤相当額は、指定管理料の積算時に市が必要に応じて計算すべきものであり、実績値として再び計上することは、いわば利益の二重取りに相当するものであって妥当でない。

さらに、指定管理者の中には、支出項目の中に団体自身の「人件費積立金」、「固定資産建設積立金」などの積立金が計上されているケースがあり、社会福祉法人や公益法人、NPO法人など、公益的な業務が中心で財政基盤が脆弱な団体に多く見られた。

これらの項目は、団体の将来の運営のために積み立てられており、上記「一般管理費」同様、指定管理事業としての実態を伴わない、いわば利益の留保金である。「積立金」は、団体内部の規定に基づき、適正な手続きを踏まえ計上されているものであるが、このような利益積立金を指定管理事業そのものの収支等決算書の支出項目として計上するのは妥当でない。

なぜなら、収支等決算書はあくまで一定期間の指定管理事業実施の成果を示すものであって、団体全体の将来の運営に備えるための利益を処分する計算書ではないからである。余剰金を積立てる必要があれば、指定管理事業からの収支差額（余剰金）も含めた団体全体の決算の中において、団体内部の所定の手続きを踏まえた上で、適正額を計上すべきである。

この問題は、指定管理者自身から見れば、指定管理者が属する団体全体の運営や将来の在り方、一方、市から見れば、指定管理料の妥当性や指定管理者に対するインセンティブの在り方とも密接に関わる重要な問題であることから、今後、市においては、上記のような余剰金の一定額の積立の可否について、問題点などを整理したうえで結論を出し、市民に説明する必要があろう。

（5）直営施設について

①指定管理者制度導入の可否について

市入手資料によれば、監査対象直営施設及び指定管理者制度を導入しない理由等は以下の一覧のとおりである。

なお、監査実施日時点の平成25年度から指定管理者制度へ移行した、那覇市パレット市民劇場、那覇市民ギャラリーは除いている。

どれも行政側からの理由がほとんどで、市民の側に立った視点が欠けている。

指定管理者制度は、言うまでもなく「民間のノウハウを活用することにより、多様化する住民ニーズに対して、より効果的に、効率的に対応し、市民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とする」ものであるから、常にこの制度の基本に立ち返り、施設の今後の在り方を検討する必要があり、これらの目的が達成されると判断した場合は、指定管理者制度の導入を行わなければならない。

また、これらの目的を達成することができるどうかの判断は、市に委ねられているのが現状であり、その判断が合理的であるかどうかについて、市民に対する説明責任も市にある。

市が説明責任を果たす場合においては、これらの目的に沿って分かりやすく説明する必要があり、施設の設置目的や管理運営の専門性や公平性、利用者の満足度、運営の効率性のほか、受皿となる団体の成熟度等のさまざまな観点から整理、検討した上で、総合的に判断する必要があるが、監査の結果、これらの説明責任が十分に果たされているとは言い難い状況であった。

施設ごとの監査結果は、直営施設ごとの検討結果に掲げているので、そちらを参照していただきたいが、例えば、施設設置目的がどの程度達成されているかについて判断する指標が、利用者数、回数、件数などであって、これがどのように市民の福祉向上に貢献しているのか分からないという点や、施設で年間を通して開催されている各種セミナー、サークル活動などが施設設置目的達成の手段としてもっともふさわしいかどうか判断が困難である点、また、利用者満足度は、現状ではアンケート手法で調査しているケースがほとんどであるが、延べ十数万人の利用者数に対して数百件のアンケート調査のみで調査として適切であるかどうか、また、運営の効率性を判断する場合に、施設の維持管理等に係る市の職員人件費を考慮していない場合があるなど、利用者である市民に対する説明責任が十分に果たされているとは言い難い。

今後は、上記の課題などを整理した上で、例えば、以下の５つの視点で市民に説明することが必要と考えられる。

（ｉ）．施設の位置付け
施設の設置目的、政策実現のための施設の役割等の再検討
（ⅱ）．管理運営のあり方
施設管理の専門性の程度、施設利用の公平性・公益性が担保されているかどうか、類似施設における導入効果の調査検討等
（ⅲ）．利用者の満足度
利用者数の状況、利用条件、サービスの提供内容、利用者の要望に対応する運営の柔軟性、施設運営における企画力の有無等
（ⅳ）．運営の効率性
経費削減の状況と費用対効果、施設機能の活用状況、民間能力の活用状況の調査検討など
（ⅴ）．市民とのパートナーシップ
ＮＰＯ等市民とのパートナーシップ、受皿となる団体の成熟度等

これらをすべて検討してもなお、直営による管理が市民の福祉向上の達成にふさわしいと判断できる場合以外は、原則として指定管理者制度を導入すべきである。

また、市職員の派遣もないことから、自治法上、直接の関与が求められる外郭団体には該当しないとも言える。

しかしながら、監査の結果、これらの団体は、設立当初に市が関与して設立されたと思われること、実際に行われている事業が市の事業と一体となっており、市の業務の補完的な役割を果たしていること、また、市の財政援助額の多寡などから、市と密接に関わる団体であることは言うまでもない。

株式会社では、最高意思決定機関である株主総会で行使しうる実質的な議決権の割合で親会社が関与すべき子会社、関連会社が決定されるが、それは、あくまで民間営利企業だからであって、公益性の高い社団法人や社会福祉法人などに対して出資等割合のみで判断するのは妥当でない。

したがって、上記の６団体を外郭団体と位置づけるか、あるいは、これに準ずるものと位置づけ、市民に対し、団体の現況や財務情報などの情報開示を通して、団体が実施している事業の市に対する役割や団体の在り方などについて説明責任を果たしていく必要がある。一方、団体側も市との関係を踏まえ、積極的に情報開示を行うなどすれば、各団体の事業に対する市民の理解も深まり、今後の事業展開にも有用であろう。

なお、公益社団法人那覇市シルバー人材センターには、出捐金として１千万円が出資されており、同人材センター及び市に対して過去の出捐の経緯を確認したものの、この監査結果報告書作成時点において確かな回答は得られていない。

ア）那覇市 NPO 活動支援センター

指定管理者：おきなわ共育ファンド

・施設の概要

項目	内容
所在地	那覇市牧志３丁目２番１０号
所管課	市民文化部　まちづくり協働推進課
供用開始年月	平成１７年４月１日
設置目的	市民の自主的で営利を目的としない社会貢献活動の支援
設置根拠条例	那覇市ＮＰＯ活動支援センター条例
主な施設種類	会議室・事務用ブース
敷地面積（公有財産表）	ビル内の会議室・事務所のみであり、管理運営の対象敷地は無い
延床面積（公有財産表）	１７９．５３㎡
施設取得費	「那覇市ぶんかテンブス館」全体で１，５６１，４０４，０００円
開館時間	午前９時～午後１０時
休館日	年末年始（１２/２９～１/３）
利用料金等	機材貸出・インキュベートブースの利用に料金制を採用している。
施設の特徴	那覇市の中心商業地に立地し、ビル内に多目的小規模ホール・音楽芸能レッスンルームを設置する複合施設の一角に存する。

・指定管理者の概要

指定管理者名	NPO おきなわ共育ファンド
代表者名（市との関係）	田中　美幸
指定期間	平成２３年４月１日から平成２８年３月３１日まで
設立目的（定款・寄付行為等）	本団体は子育て中の親、または妊娠中の女性に対して育児・交流・就労・両立支援に関する事業を行い、育児中の母親同士の交流する機会と場所を提供し、育児・家事・仕事の両立を図り、自己実現できることを目的とする。

設立年月	平成２０年８月
事業内容	就労・生活・育児・交流に関する相談ジョブトレーニングなど各種サポート。
指定管理業務の内容	「那覇市ＮＰＯ活動支援センター」の管理運営
市所管の公の施設における平成 24 年度の指定管理業務	「那覇市ＮＰＯ活動支援センター」の管理運営
指定管理者制度の導入効果	ＮＰＯ活動に関する専門性を活かした相談・講座開催等・各種支援により、利用者より好評を得ている。
平成 24 年度指定管理料	１４，７２０，０００円
利用料金制の採用の有無	機材貸出・インキュベートブースの利用に料金制を採用している。
公募・非公募	公募

・役員数の推移

（単位：人）

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
理事（内、市関係者）	３（０）	３（０）	３（０）	３（０）	３（０）
監事（内、市関係者）	１（０）	１（０）	１（０）	１（０）	１（０）
合計（内、市関係者）	４（０）	４（０）	４（０）	４（０）	４（０）

（※市関係者は市退職者も含む、以下、他の施設も同様）

・施設管理職員数の推移

（単位：人）

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
正規職員数（内、市職員数）	３（０）	３（０）	４（０）	５（０）	４（０）
非正規職員数（内、市職員数）	４（０）	４（０）	４（０）	４（０）	４（０）

（※市職員数は市退職者を含む、以下、他の施設も同様）

１．監査の結果と意見

（１）施設の状況について

那覇市ＮＰＯ活動支援センター（以下、「ＮＰＯ活動センター」という。）は、「市民の自主的で営利を目的としない社会貢献活動を支援するため」（那覇市ＮＰＯ活動支援センター条例（以下、「条例」という。）第１条）、那覇市牧志の施設「ぶんかテンブス館」３階に設置されている。

平成１７年４月１日に供用開始しており、延床面積１７９．５３㎡で、会議室・事務用ブースを有している。

（２）指定管理者制度導入について

ＮＰＯ活動センターにおいては、社会情勢の変化に伴う市民ニーズの多様化、各分野のニーズに寄与する人材育成の必要性を踏まえ、市民活動の拠点施設として、また民間非営利活動団体の自立的活動を支援するため、より質の高いサービスを提供することを目的として、平成１７年度より指定管理者が置くこととされた。

指定管理者は、①ＮＰＯの活動基盤の強化及びＮＰＯの自立を促進すること、②ＮＰＯ・企業・行政とのパートナーシップを図り協働によるまちづくりを推進すること、という基本理念に基づいて管理運営を行うこととされる。

当初は指定期間３年間とされていたが、平成２３年度より指定期間は５年間とされた。

平成２３年度からは、ＮＰＯおきなわ共育ファンド（以下、「おきなわ共育ファンド」という。）が指定管理者とされている。おきなわ共育ファンドは、子育て中の親、または妊娠中の女性に対して、育児・交流・就労・両立支援に関する事業を行い、育児中の母親同士の交流する機会と場所を提供し、育児・家事・仕事の両立を図り、自己実現することができることを目的として平成２０年８月に設立された団体である。

平成２４年度の指定管理料は、１,４７２万円である。

【意見】

ＮＰＯ活動センターは、民間非営利団体、企業の社会貢献活動推進、市民活動等を支援することを目的とされた施設であることから、ＮＰＯ活動や社会貢献活動に精通した民間団体（特にＮＰＯ）が管理運営することで、ＮＰＯ活動に関する専門性を活かした施設運営や、市民のニーズを汲み取ったサービス提供を可能とすることができるのであり、まさに指定管理者制度を導入するに相応しい施設といえる。施設の目的達成に資する民間業者によるノウハウを活用しやすい場面であり、複数の事業者が事業計画書を提出し、応募企業の中でもっとも創意工夫にあふれ、あるいは効率的に施設管理ができる企業を選定することになることで、サービス向上、経費削減が期待できる場面といえる。

この点、２団体からの応募があり、それぞれからプレゼンテーションが行われ、適正な競争が行われた上で選定されたことは、評価できる。

（３）事業の妥当性及び実施状況について

条例上の事業は、以下のとおりである（条例第４条）。

⑴民間非営利団体への資金の援助に関すること
⑵社会貢献活動推進のための施設及び設備の提供
⑶市民活動に関する情報の収集及び提供
⑷協働型まちづくりのための研修機会の提供並びに調査及び研究

⑸企業の社会貢献活動推進のための事業
⑹その他センターの設置目的を達成するために必要と認める事業

平成２４年度那覇市ＮＰＯ活動センター事業報告書（以下、「事業報告書」という。）によると、おきなわ共育ファンドによるＮＰＯ活動センターの業務内容は、①ＮＰＯ・市民活動拠点「コミュニティカフェ」の運営管理、②コピー機、複合機等の利用及びプレゼンテーション機器等の貸出業務、③ＮＰＯ・市民活動に関係する相談業務、④ＮＰＯを対象としたインキュベーションスペースの運営管理、⑤会議室の運営管理、⑥インターンシップによる人材育成、⑦市民活動にかかるファンドレイジング調査・実証である。

平成２４年度の施設利用者総数は10,976名、月毎利用者平均は914名である。利用内容の内訳は、相談／団体問合せ・会議室・印刷／貸出機材、情報案内、インキュベート、その他利用である。利用目的別でみると会議室利用が5,198名と最も多く、次いで1,591名の印刷機等の施設利用、951名の相談／問合せの順となっている。

【意見】

⑴　ＮＰＯ活動センターの設置目的は、「市民の自主的で営利を目的としない社会貢献活動を支援するため」であり、上記各事業は、目的達成のために必要な事業と認められ、事業は妥当なものといえる。

ただ、「⑴民間非営利団体への資金の援助に関すること。」については、資金援助に関するどのようなことを事業とするのか、条例の文言上、事業内容が不明確である。この点、ＮＰＯ活動センター指定管理者募集要項には、指定管理者の業務内容として、上記⑵ないし⑹については、上記の文言がそのまま記載されているが、⑴については、「那覇市ＮＰＯ活動支援基金助成事業に関すること（審査会の準備及び公開審査会の運営全般に関する事務）」と記載されている。募集要項に記載されていること（審査会の準備及び公開審査会の運営全般に関する事務）が資金援助に関する具体的事業内容だと思われることから、このことを条例上に明記してもよかろう。

また、おきなわ共育ファンドは、ＮＰＯ活動センターにおいて、「ＮＰＯ・市民活動に関係する相談業務」やＮＰＯに関係する講座を中心業務の一つとして行っており、このような相談、講座を実施することは、まさに社会貢献活動（特にＮＰＯ設立）の支援の中心事業である。しかるに、このようなＮＰＯに関する相談や講座の実施については、条例上の事業⑶の「市民活動に関する情報の収集及び提供」に含まれると考えざるを得ないことから、やや不自然である。そこで、ＮＰＯ・市民活動に関する相談事業、情報収集及び提供が事業内容であることを、条例上も明記すべきであろう。

⑵　条例上明記されている上記各事業のうち、⑴ないし⑶については、おきなわ共育ファンドによるＮＰＯ活動センターの業務内容に含まれ、事業が遂行されていると思われる。

ところが、⑷及び⑸については、事業が遂行されていない、もしくは、されていたとしても不十分だと言わざるを得ない。

この点、おきなわ共育ファンドは、事業計画書においては、⑷については、コミュニティビジネスに関連する講座を行い、協働事業の調査研究を行って行政との連携、情報共有及び運営について提言・協議を行っていくこととされている。しかし、平成２４年度の事業実績（講座一覧）を見るに、コミュニティビジネスに関連する講座が行われていないように思われる。また、協働事業に関する調査研究や行政との連携や提言・協議が行われたこともうかがえない。その他、協働型まちづくりのための研修機会の提供、調査、研究が行われた形跡がうかがえない。

また、おきなわ共育ファンドは、事業計画書においては、⑸については、企業に対する協働型まちづくりの研修会を設けることや、自主事業への企業の積極的な参加を促すこととされる。しかし、平成２４年度においては企業のためのＮＰＯ研修は未実施である。自主事業に企業がどの程度参加したのかも明らかでない。そもそも、企業の社会貢献活動推進のための何らかの「事業」が行われていないものと思われる。

このように、条例上明記されている上記各事業のうち、⑷及び⑸については、事業が遂行されていない、もしくは、されていたとしても不十分だと言わざるを得ない。条例上、事業が明確に定められている以上、事業を遂行すべきである。

⑶　本施設には、上記のとおり利用件数があるので、かかる件数は、事業⑵の「社会貢献活動推進のための施設及び設備の提供」の実績を表すものといえる。そして、かかる実績は、１日 30 名以上の利用があり、それなりの利用者がいるものとして評価できる。

ただ、会議室の利用人数は、利用する市民団体の構成員数によって増減があるから、利用実績を図る上では、利用人数よりも利用件数の方が参考になる。会議室の利用の実績を集積するのであれば、利用人数のみならず、利用件数も集計すべきであろう。

また、ＮＰＯ設立や運営を支援することが業務内容の中心の一つになっているのであるから、インキュベーションスペースの利用などによるＮＰＯ活動センターの支援によって設立まで至った件数やその具体的内容、運営改善事例の紹介など、具体的に報告すべきであろう。

（４）利用時間や利用料金について

条例上、施設の開館時間は、午前９時から午後１０時、休館日は、年末年始（１２月２９日から１月３日）とされる（条例第５条１項及び２項）。

また、条例上、利用料金は、会議室は、冷房装置を利用しない場合１時間２０円、冷房装置を利用する場合１時間７０円、事務用ブース（１ブース）は１月４，０００円の範囲内において指定管理者が市長の承認を得て定めることとされる（条例第１１条２項）。

【意見】

⑴　利用時間について

条例上の利用時間は、上記のとおりであり、毎月第４水曜日は１７時までとされている。

この点、休館日が年末年始（１２月２９日から１月３日）だけで、平日午後１０時まで開いているというのは、利用者にとってはかなり利便性が高いといえる。

しかしながら、他方で、利用時間を長時間、休館日なしとすると、それだけ職員の拘束時間が長くなるのであり、職員の超過勤務を引き起こす懸念がある。また、職員に超過勤務させないために、職員を増やすと、限られた指定管理料の中で人件費の予算は限られているのであるから、職員を増やした分、他の職員の給料を抑えるということになりかねない。このように、開館時間を長くすれば長くするほど、職員の人件費がかさむ、または人件費を抑えようとするあまり労働条件の悪化を招く、というおそれがある。利用者が少ない日や時間帯も必ず開館するというのは、人件費の増加をもたらすのみであろう。

このように、利用者の利便性と人件費を考慮して開館時間を検討しなければならないが、休館日が年末年始だけというのは、休みの日が少なすぎるように思える。週１回定休日を設けるのが妥当ではないだろうか。

また、利用者の時間帯をチェックし、利用者の多い時間帯、少ない時間帯を確認し、少ない時間帯については閉館するような扱いも考えられるであろう。この点、指定管理者の判断のみで利用時間を決めるのは妥当でなく、条例上に利用時間の目安を定める必要がある。そして、「必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。」だけでは、指定管理者による必要性の判断のみで利用時間が決められることになるから、利用時間の変更には市長の承認も要求すべきであろう。

⑵　利用料金について

会議室の利用料金は、冷房装置を利用しない場合１時間２０円、冷房装置を利用する場合１時間７０円であり、極めて低額である。利用者の観点からすると、かなり使いやすい低額な料金設定となっているといえる。

ただ、利用者にその便益に対する相応の負担を負わせることが妥当だとしても、上記のような、限りなく無料に等しい料金を徴収する必要があるのであろうか。平成２４年度の会議室利用料金収入は、年間８万９，０６１円であるが、本施設の年間指定管理料が１，４７２万円であることからすると、会議室利用料金収入は微々たるものといえる。この程度の会議室利用料金収入であれば、徴収しないでも収支への影響はほとんどないものと思われる。

他方、利用料金は、指定管理者の収入とすることとされているが（条例第１１条５項）、利用者増大によるインセンティブを与えるためには、会議室の利用料金はあまりに低額である。これでは、サービス向上努力による利用者増加の機運が働きにくい。むしろ、施設利用者が増えれば増えるほど、費用（経費）が増加することになるという「逆インセンティブ」が発生しかねない。このような指定管理者に対するインセンティブ付与のためには、利用料金の水準を上げるべきこととなろう。

このように、現在の低額な料金を維持することは合理的ではなく、無料とするか、指定管理者へのインセンティブ付与や利用者の便益に対する相応負担の趣旨から、やや値上げすることを検討すべきではないか。

また、平成２４年度の収支決算書によると、年間収入は、会議室利用料金８万９，０６１円、ブース利用料金９万３，５００円、コピー利用料金６９万８，８７９円、機材貸出料金７万７，０５０円である。この点、条例上、利用料金が定められているのは、会議室とブースの利用料金のみである（条例第１１条）。コピー料金、機材貸出料金については、条例で定められていないが、上記のとおり、コピー利用料金収入は大きく、収支に与える影響は無視できない。また、コピーやプロジェクター等の機材の利用促進を図ることは、会議室やブースの利用とならび本施設利用の重要な点である。

このようなことからすると、コピー利用料金、機材貸出料金についても、条例上明記すべきである。

（５）．決算の状況について

指定管理者による平成２４年度収支決算書によると、年度収入１，６３９万６，３９１円に対し、年度支出も１，６３９万６，３９１円であり、収支が完全に一致している。

この点、収入と支出が完全に一致するということはおよそ考えられず、金額を調整してあえて同額になるよう収入と支出の金額を合わせているものと思われるが、このように収支同額となるような決算書は、実際の収支が正確に記載されたものとはいえない。

【意見】

経費の縮減が図られているか、効果的、効率的な施設管理がなされているのか等を把握するためには、正確な収益の把握が重要であるが、このような決算書では、実態に即した収益の把握ができず、指定管理者による運営状況を把握しているとはいえないため、問題である。特に、一般管理費は１３９万３２３円とされるが、その内訳が明らかでなく、収支を同額にするためにかかる費目で数字を調整しているものと思われ、実態に合わない数字であり、極めて問題である。現在の支出明細書では、おきなわ共育ファンドによる管理の財務状況が全く把握できていないと言わざるを得ない。

したがって、予算と同額となるような支出明細書の提出を速やかに改め、実態に即した正確な支出額が記載された支出明細書の提出を求めるべきである。

（６）．収入について

平成２４年度の収支決算書によると、ＮＰＯ活動支援センターの利用料金以外の収入は、各種講座５万２，０００円、自主事業（市民活動講座「大人塾」参加料他）１２万３，６４０円、販売売上１１万５，４６１円、その他（駐車チケット販売）４２万６，８００円である。

【意見】

指定管理者のインセンティブのためには、自主事業による収入が重要であるが、おきなわ共育ファンドは、指定管理者指定の申請をした際の事業計画（収支予算）においては、各種講座４５万、自主事業（月１回開催参加料協賛金収入）４０万円、販売売上１５万円、その他８万円とされていた。

ところが、平成２３年度の収支計算書によると、各種講座２万８，５１０円、自主事業０円、販売売上２万８００円、その他（駐車チケット販売）２６万８，２００円であった。平成２４年度は、上記のとおり、講座等の自主事業の収入が予想よりも相当下回っていたといえる。指定管理者にインセンティブを与えるためには、指定管理者の自主事業収入が重要であるが、想定していたほど自主事業収入を得られていないものと思われる。このような状況が続くと、収支を合わせるために、人件費を削減することになりかねない。

したがって、おきなわ共育ファンドは、自主事業による収益についても更なる努力をすべきであろう。

また、上記のとおり、おきなわ共育ファンドには、駐車チケット販売による収入があるが、少なくない金額であり、収支に与える影響は無視できない。しかし、駐車チケット販売は、指定管理者に求められている業務ではないのであるから、指定管理者の収入とすべきではなく、このような収入に頼ることなく、収支のバランスをとるべきである。

（7）．職員の状況について

もともと、おきなわ共育ファンドは、指定管理者への指定申請をした際の事業計画においては、常勤２名、非常勤３名の合計５名の職員配置を予定していたが、現在の職員は、常勤（正規職員）４名、非常勤（非正規職員）４名の合計８名である。

平成２４年度の収支決算書によると、ＮＰＯ活動支援センターの人件費は、常勤職員６８５万5,８５０円、臨時職員２４４万8,７１６円、法定福利費９３万7,２７０円、福利厚生費６万円である。

【意見】

この指定管理料のうち大部分を占めるのは人件費であるため、今後の指定管理料の積算に当たっては、人件費についても詳細に確認する必要があろう。

人件費の合計は年間９３０万4,５６６円であり（法定福利費、福利厚生費を除く）、８名の職員の中には、短時間労働の者も含まれているものと思われるが、それにしても８名分の年間人件費としてはかなり低いと言わざるを得ない。本施設は、市民に対して、ＮＰＯや市民活動に関する情報提供、団体設立や運営に関する助言、行政や他団体との連携などについて、サービスを提供することが求められているので、それらに対応しうる専門家が必要である。そのような専門家を確保し、継続的に維持するためには、相当の人件費を負担しなければならないが、上記のような人件費では、人材の確保が困難であろう。施設の性質上求められる専門家の確保、育成のためには、そのための職員体制と人件費の確保が重要であるが、限られた指定管理料のもとで人件費を増やすには、経費削減の努力と共に、利用料収入や自主事業収入を増やすほかない。

おきなわ共育ファンドは、平成２３年度よりＮＰＯ活動センターの指定管理を担当しているが、上記のとおり、人材確保、育成に課題を抱えており、代表者夫婦の才覚と力量によって施設を運営している状態といえる。継続的安定的な施設運営をするためには、残りの指定期間、及びその後の指定管理者選定に向けて長期的な視点に立って施設管理を行う必要があることから、人材の確保と育成は喫緊の課題であると言える。

さらに、職員の賃金が適切な賃金体系なのか否か等、労働者保護の観点からも、より詳細なモニタリングを行うべきであり、個人名までは報告せずとも、職員それぞれにいくらを支出しているのか、支給額を明らかにし、人件費の詳細を報告させるべきである。おきなわ共育ファンドは、職員の雇用形態、勤務体制、業務内容についても、詳細に事業報告すべであり、市はこの点を把握すべきである。

インキュベーションスペース概要

ＮＰＯや市民活動の方々へ事務スペースをお貸ししています！

当センターのインキュベーションは、NPO や市民活動団体を立ち上げたばかりで事務所を構えていない団体へ最長６か月間、事務所スペースをお貸ししています。



事務作業スペース（１～２人）



ミーティングスペース（最大４名　※要予約）

協働が生まれる場所に！

作業スペースとミーティングスペースのインキュベーションは、他の NPO や市民活動団体との交流や協働を積極的に促すためにオープンな共有スペースとなっています。ぜひ、この機会に協働を生み出しましょう！

インキュベーションに入居するには審査が必要となります！

当センターのインキュベーション施設規定により団体の活動内容を審査させていただきます。また、利用期間中は、当センターのインキュベーション施設の主旨を十分に理解し、利用規定を順守していただきます

（那覇市 NPO 活動支援センターホームページより転載）

イ）那覇市共同利用施設

指定管理者：関係自治会（字大嶺自治会、田原自治会、安次嶺自治会、宮城自治会、高良自治会、宇栄原自治会、當間自治会、字小禄自治会、真嘉比自治会）

以下、実地監査対象施設及び指定管理者のみ概要を記載した。

・施設の概要

那覇市大嶺自治会館

項目	内容
所在地	宇栄原１－３－１
所管課	まちづくり協働推進課
供用開始年月	昭和 53 年 11 月 26 日
設置目的	航空機の騒音その他の事由により学習等の活動が著しく阻害されている地域の住民について、その障害の緩和に資するため。
設置根拠条例	那覇市共同利用施設設置条例
主な施設種類	共同利用施設（地域住民が共同して利用する施設）
敷地面積（公有財産表）	681.00 ㎡
延床面積（公有財産表）	752.11 ㎡
施設取得費	81,651,000 円
開館時間	午前９時から午後 10 時
休館日	日曜日。12 月 29 日から１月３日。
利用料金等	種別／区分／使用料（９－12 時／13－17 時／９－17 時／17－22 時） ホール（舞台含む）／平日／3,000 円／7,000 円／10,000 円／15,000 円 会議室／平日／1,000 円／1,500 円／2,500 円／5,000 円
施設の特徴	運輸省補助金を活用して建設。

字大嶺自治会

指定管理者名	字大嶺自治会
代表者名（市との関係）	赤嶺　忠幸（あかみね　ただゆき）
指定期間	平成 23 年４月１日～平成 28 年３月 31 日
設立目的（定款・寄付行為等）	・会員相互の融和と親睦 ・良好な地域社会の維持並びに生活の向上
設立年月	昭和 19 年４月
事業内容	・会員相互の連絡、 ・区域内の美化、清掃等環境整備 ・青年会、婦人会等の育成 ・自治会館の維持管理 ・地域の伝統行事 ・青少年の健全育成等
指定管理業務の内容	維持管理業務、利用許可業務、地域活性化に関する業務、その他
市所管の公の施設における平成 24 年度の指定管理業務	維持管理業務、利用許可業務、地域活性化に関する業務、その他
指定管理者制度の導入効果	共同利用施設が地域密着型施設であることから、同施設が所在する地域住民で構成する団体を指定管理者とすることで、行政が管理する場合と比べ、地域住民間で円滑なコミュニケーションが比較的行いやすい。また、市が受託団体との間で各種契約書を締結（土地使用貸借契約書、負担付き寄付金の受入契約書、共同利用施設管理委託契約書）していることから、同施設の設置に係るコストも軽減されている。
平成 24 年度指定管理料	無
利用料金制の採用の有無	有
公募・非公募	非公募

・役員数の推移

（単位：人）

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
理事（内、市関係者）	43（０）	43（０）	42（０）	41（０）	42（０）
監事（内、市関係者）	３（０）	３（０）	３（０）	３（０）	３（０）
合計（内、市関係者）	46（０）	46（０）	45（０）	44（０）	45（０）

・施設管理職員数の推移

（単位：人）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
正規職員数（内、市職員数）	1（0）	1（0）	1（0）	1（0）	1（0）
非正規職員数（内、市職員数）	3（0）	3（0）	3（0）	3（0）	3（0）

那覇市小禄自治会館

項目	内容
所在地	小禄5－4－6
所管課	まちづくり協働推進課
供用開始年月	昭和58年4月17日
設置目的	航空機の騒音その他の事由により学習等の活動が著しく阻害されている地域の住民について、その障害の緩和に資するため。
設置根拠条例	那覇市共同利用施設設置条例
主な施設種類	共同利用施設（地域住民が共同して利用する施設）
敷地面積（公有財産表）	1000.00㎡
延床面積（公有財産表）	1096.48㎡
施設取得費	135,000,000円
開館時間	午前10時から午後10時
休館日	日曜日。12月29日から1月3日。祝日。
利用料金等	

	10－12時	13－17時	10－17時	19－22時	10－22時
ホール（舞台含む）	5,000円	15,000円	20,000円	7,000円	22,000円
会議室（和室）	3,000円	5,000円	7,000円	5,000円	10,000円

施設の特徴	運輸省補助金を活用して建設。

字小禄自治会

指定管理者名	字小禄自治会
代表者名（市との関係）	赤嶺　慎吉（あかみね　しんきち）
指定期間	平成23年4月1日～平成28年3月31日
設立目的（定款・寄付行為等）	・会員の福祉向上 ・地域社会の発展
設立年月	昭和20年4月
事業内容	・総裁及び字行事 ・生活改善 ・青少年の育成 ・環境整備及び保全
指定管理業務の内容	維持管理業務、利用許可業務、地域活性化に関する業務、その他
市所管の公の施設における平成24年度の指定管理業務	維持管理業務、利用許可業務、地域活性化に関する業務、その他
指定管理者制度の導入効果	共同利用施設が地域密着型施設であることから、同施設が所在する地域住民で構成する団体を指定管理者とすることで、行政が管理する場合と比べ、地域住民間で円滑なコミュニケーションが比較的行いやすい。また、市が受託団体との間で各種契約書を締結（土地使用貸借契約書、負担付き寄付金の受入契約書、共同利用施設管理委託契約書）していることから、同施設の設置に係るコストも軽減されている。
平成24年度指定管理料	無
利用料金制の採用の有無	有
公募・非公募	非公募

・役員数の推移

（単位：人）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
理事（内、市関係者）	49（0）	49（0）	51（0）	49（0）	45（0）
監事（内、市関係者）	2（0）	2（0）	2（0）	2（0）	2（0）
合計（内、市関係者）	51（0）	51（0）	53（0）	51（0）	47（0）

・施設管理職員数の推移

（単位：人）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
正規職員数（内、市職員数）	1（0）	1（0）	1（0）	1（0）	1（0）
非正規職員数（内、市職員数）	2（0）	2（0）	2（0）	2（0）	2（0）

1．設置の経緯について

那覇市共同利用施設に係る設置の経緯については、次の通りである。

共同利用施設の建設・維持管理の経緯等について　（H22/9）

○共同利用施設の建設・　維持管理の経緯

本市の共同利用施設は、昭和 53 年から昭和 58 年の間に建設され、小禄地域に 8 施設（大嶺・田原・安次嶺・宮城・高良・宇栄原・当間・小禄自治会館）、真嘉比自治会館を含めて 9 施設あります。

小禄地域の 8 施設は、那覇空港の航空機騒音により周辺地域住民の生活が著しく阻害されおり、その障害の緩和のため、学習、集会等の施設として、昭和 42 年 8 月 1 日制定の「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」第 6 条（共同利用施設の助成）の規定に基づく運輸省補助で建設されたものです。

真嘉比自治会館については、天久新都心地区が返還される前の米軍用住宅地の設置により、地域住民の生活が阻害されたので、その障害の緩和に資するため、生活環境整備施設（学習、 集会等の施設）として、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第 8 条（民生安定施設の助成）の規定に基づく防衛庁からの補助で建設されたものです。

9 施設とも本市の行政財産として、地域住民（自治会）からの用地の無償貸与と負担付き寄付金を受け入れて建設しました。

なお、共同利用施設の管理・運営については、9 自治会（大嶺、田原、 安次嶺、宮城、高良、宇栄原、當間、真嘉比、小禄）と管理運営に関する協定書（平成 17 年以前は管理委託契約書）を締結し、管理・運営費用は、すべて自治会が負担しています。

○指定管理者の選定について

平成 17 年度の指定管理者の選定では、共同利用施設が地域密着型施設であること、また市が受託団体との間で各種契約書を締結（土地使用貸借契約書、負担付き寄付金の受入契約書、共同利用施設管理委託契約書）しており、その経緯及び組織体制の整備状況、管理運営状況等を考慮すると、共同利用施設が所在する 地域住民で構成する団体（既存の受託自治会）を指定管理者として選定することが望ましいとの考えから、非公募としました。

公募して他の団体（自治会、PTA など）が選定された場合、既存の受託自治会が市に対し提訴する可能性があるとともに、地域住民間で円滑なコミュニケーションがとれなくなるなどの弊害が想定されます。

今回の指定管理者の選定についても、上記と同様な理由にあわせて、「那覇市指定管理者制度導入に関する運用指針」のⅡ－2 に例示している地域密着型施設に該当することを考慮し、非公募が望ましいと考えます。

（※市所管課より入手）

施設建設費用及び財源内訳
共同利用施設

（単位：円）

施設名	総工費　(A)	補助金　(B)	差額（C=A-B）	補助元
那覇市大嶺自治会館	81,651,000	34,900,000	46,751,000	運輸省
那覇市田原自治会館	44,500,000	34,900,000	9,600,000	運輸省
那覇市安次嶺自治会館	49,900,000	34,900,000	15,000,000	運輸省
那覇市宮城自治会館	51,630,000	39,000,000	12,630,000	運輸省
那覇市高良自治会館	108,590,000	70,100,000	38,490,000	運輸省
那覇市宇栄原自治会館	87,100,000	70,100,000	17,000,000	運輸省
那覇市当間自治会館	33,920,000	16,800,000	17,120,000	運輸省
那覇市真嘉比自治会館	48,243,000	29,200,000	19,043,000	防衛施設庁
那覇市小禄自治会館	135,000,000	74,500,000	60,500,000	運輸省

※建設費用は、国の補助金と、自治会からの負担付寄付金を市が受け入れ、これを財源に建設しているため、実質的には建設費用の市負担額はゼロである。

また、上記同様の法律に基づき設置されている施設は、沖縄県外にも存在しており、例えば、大阪府の伊丹空港周辺自治体にも同様の施設が存在している。

なお、那覇市共同利用施設については、上記記載の通り、管理運営費用はすべて自治会が負担しており、管理運営に係る主な財源は、自治会とは別組織の自衛隊基地、那覇空港等の軍用地料を管理している資金管理団体からの拠出金で賄われている。これらは、小禄地域をはじめとする、多くの地域住民が、戦前、戦後

にわたり旧日本軍、米軍により土地を接収され、元々の居住地から現在の小禄周辺地域に移り住まざるを得なかった状況から由来している。

２．監査の結果と意見

（１）那覇市共同利用施設の利用状況について

那覇市大嶺自治会館　（件数：１件、金額単位：円）

年度	利用状況	ホール１	ホール２	会議室１	会議室２	和室１	和室２	調理室	合計
平成20年	件数	413	0	0	0	159	0	413	985
	金額	136,650	0	0	0	0	0	0	136,650
平成21年	件数	413	0	0	0	159	0	413	985
	金額	192,000	0	0	0	0	0	0	192,000
平成22年	件数	414	0	0	0	162	0	414	990
	金額	186,500	0	0	0	0	0	0	186,500
平成23年	件数	425	0	144	0	0	0	425	994
	金額	559,174	0	0	0	0	0	0	559,147
平成24年	件数	413	0	0	0	159	0	413	985
	金額	350,405	0	0	0	0	0	0	350,405

（※　那覇市入手資料より作成、以下同じ）

那覇市小禄自治会館　（件数：１件、金額単位：円）

年度	利用状況	ホール１	ホール２	会議室１	会議室２	和室１	和室２	調理室	合計
平成20年	件数	44	0	0	0	1	0	0	45
	金額	239,000	0	0	0	1,000	0	0	240,000
平成21年	件数	57	1	0	0	2	0	0	60
	金額	305,000	1,000	0	0	6,000	0	0	312,000
平成22年	件数	64	4	0	0	6	0	0	990
	金額	381,000	15,000	0	0	11,000	0	0	407,000
平成23年	件数	44	2	0	0	0	0	0	46
	金額	386,000	3,000	0	0	0	0	0	389,000
平成24年	件数	243	3	0	0	62	0	0	308
	金額	400,000	7,000	0	0	49,000	0	0	456,000

那覇市共同利用施設９地域自治会館年度合計　（件数：１件、金額単位：円）

年度	利用状況	ホール１	ホール２	会議室１	会議室２	和室１	和室２	調理室	合計
平成20年	件数	1,373	5	475	175	573	0	482	3,083
	金額	1,107,300	0	202,000	0	68,000	0	12,000	1,429,300
平成21年	件数	1,448	1	542	134	584	0	499	60
	金額	1,213,850	1,000	243,000	0	185,000	0	10,000	1,652,850
平成22年	件数	2,001	4	794	176	650	0	525	4,150
	金額	1,190,850	15,000	374,000	0	122,000	0	10,000	1,711,850
平成23年	件数	1,544	2	1,000	177	302	0	714	3,739
	金額	1,597,374	3,000	486,000	0	165,000	0	1,000	2,252,374
平成24年	件数	2,005	3	895	117	821	0	558	308
	金額	1,443,410	7,000	730,300	0	190,000	0	0	2,370,710

上記から分かるように、ホール１は会館で舞台付の最大のホールであり、自治会定期総会、各種サークル活動、デイサービス、合同生年祝賀会等で活用されているが、その他のホールや会議室、和室、調理室の利用はほとんどない。

【意見】

利用状況については、自治会自らが利用する場合など、利用料金を収受して外部に貸し出す場合以外は、利用件数にカウントしていないケースもあるが、利用料金を収受しているか否かを問わず、施設の有効利用の観点からも利用状況の正確な把握に努めるべきである。

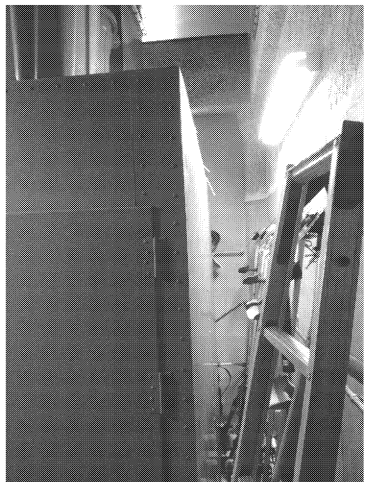

写真は、小禄自治会館内にある冷房施設であるが、設置当初から一度も使用したことがないとのことであった。撤去したくても補助金との関連でできない。

（２）共同利用施設の老朽化と今後の対応について

共同利用施設は、供用開始年月日が最も古いもので、大嶺自治会館の昭和 53 年 11 月、新しいもので、小禄自治会館の昭和 58 年 4 月供用開始となっており、すべて 30 年以上経過している。現地視察を実施した小禄自治会館では、大ホール舞台裏の天井の剥離等が見られ、一部危険であると思われる個所も生じている。通常の修繕は、市との協定により指定管理者である自治会負担となっているが、現地視察を実施した大嶺自治会館のように、老朽化がかなり進んでいると思われる自治会館については、早晩立替等が必要になってくると思われる。市としては、会館を自治会に譲渡し、自治会自らが立て替えできるようにしたい意向であるが、補助金適正化法の関連もあり、一定年数を経ない譲渡については補助金の返還問題も生じることが懸念されることから、関係自治会と協議中である。

【意見】

老朽化に伴う建て替え財源については、自治会によっては、資金管理団体の財源を元に積立をするなどの方策が取られているところもある。

国の同様の補助メニューは再度活用できないため、新たに市等が別途財源を手当てすることも考えられるが、その場合においては、市内他地域の自治会館を持たない地域との公平性の観点や自治会館の今後の在り方など、住民との十分な議論を踏まえて検討することが必要である。



写真は、小禄自治会館内の天井が剥離している様子。

ウ）那覇市 IT 創造館

指定管理者：クラスタワークス株式会社

・施設の概要

項目	内容
所在地	那覇市銘苅２－３－６
所管課	那覇市役所経済観光部商工農水課
供用開始年月	平成１５年６月
設置目的	情報通信産業を支援するとともに、企業及び市民の情報通信技術に関する知識及び技術の向上並びに地域の活性化に資するため、共同利用型のインキュベート（創業支援をいう）施設を設置する。
設置根拠条例	那覇市 IT 創造館条例、那覇市 IT 創造館条例施行規則
主な施設種類	IT インキュベート施設
敷地面積（公有財産表）	2080.48 ㎡
延床面積（公有財産表）	3422.27 ㎡
施設取得費	663,088,000 円
開館時間	9：00-21：00
休館日	毎週月曜日
利用料金等	那覇市 IT 創造館条例に定めるとおり。
施設の特徴	市民と企業のための共同利用型インキュベート施設

・指定管理者の概要

指定管理者名	那覇市 IT 創造館 NABIO 管理運営プロジェクト クラスタワークス株式会社
代表者名（市との関係）	岡田　良（那覇市本社所在）
指定期間	平成 24 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日
設立目的（定款・寄付行為等）	定款　第 2 条 １．情報通信システムの開発及び販売 ２．各情報通信システムの導入に関するコンサルタント業務 ３．コンピュータ周辺機器の販売・貸与

	4．電器通信事業法に基づく一般第二種電気通信事業 5．経営コンサルタント業務 6．前各号に付帯する一切の事業
設立年月	平成14年9月
事業内容	情報コンサルタント ITソリューションのトータルプロデュース （情報サービス業・通信キャリア・データセンター等）
指定管理業務の内容	那覇市IT創造館条例　第20条 1．第4条各号に揚げる事業の実施に関する業務 2．利用許可に関する業務 3．IT創造館の維持管理に関する業務 4．その他市長が必要と認める業務
市所管の公の施設における平成24年度の指定管理業務	他なし
指定管理者制度の導入効果	官民一体となった施設活用により、新しいビジネスモデルの創出や高度IT人材の育成、さらには地域IT化を推進していくことで本市の新たな時代を牽引するIT産業の振興に寄与し、経済効果を生みだす。
平成24年度指定管理料	22,220,000円
利用料金制の採用の有無	那覇市IT創造館条例（第10条関係） 別表第1 別表第2 別表第3 別表第4 別表第5 別表第6 別表第7
公募・非公募	公募

・役員数の推移

（単位：人）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
理事（内、市関係者）	4	4	4	4	4
監事（内、市関係者）	0	0	0	0	0
合計（内、市関係者）	4	4	4	4	4

・施設管理職員数の推移

（単位：人）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
正規職員数（内、市職員数）	4	4	4	4	4
非正規職員数（内、市職員数）	0	0	0	0	0

１．監査の結果と意見

（１）指定管理者について

那覇市ＩＴ創造館は、クラスタワークス株式会社が指定管理者として管理･運営にあたっている。同社は情報コンサルタントやＩＴソリューションのトータルプロデュースを事業内容としており、ＩＴに係る顧客の様々な要請に対応した、高い専門性を有する。

同館に係る指定管理者としての業務についても、経済産業省関連団体より平成18･19年度に事業創生部門賞等を受賞するなど、高い客観的評価を得てきた実績がある。

クラスタワークス社の平成23年度事業計画書によると、指定管理料22,220千円を含む、同館に係る収益計画は約58,000千円にのぼり、これは同社の平成22年度売上高104,041千円のおよそ56%に相当するなど、毎期収益上の依存度は高い。逆の見方をすれば、それだけ同館の指定管理者としての事業に注力していると捉えることもできる。

（2）収支の状況について

那覇市ＩＴ創造館収支実績　（単位：千円）

科目	H22年度	H23年度	H24年度	
指定管理料収入	22,220	22,220	22,220	
入居団体賃貸収入	27,748	27,130	28,472	
施設利用収入	3,853	5,753	4,144	
自主事業	2,998	50	9,693	
（内ITAO）	－	－	(2,975)	
（内ITPRAS）	－	－	(6,048)	
収入合計	**56,818**	**55,153**	**64,529**	
人件費	15,813	15,813	15,813	
委託費（計）	22,848	22,848	22,848	
ﾈｯﾄﾜｰｸ保守管理	12,600	12,600	12,600	※
㈱国際ﾋﾞﾙ産業	9,699	9,699	9,699	
その他の委託費	549	549	549	
消耗品費	890	467	825	
通信運搬費	1,151	1,113	1,087	
水道光熱費	12,882	13,128	13,709	
修繕費	765	743	1,408	
旅費交通費	305	305	229	
賃借料	118	118	118	
雑費その他の経費	323	251	288	
一般管理費	1,653	1,096	7,322	*
費用合計	**56,748**	**55,882**	**63,648**	
当期損益	**71**	**△ 729**	**881**	

那覇市ＩＴ創造館の直近３年度における収支の状況は、概ね左に示すとおりである。

平成24年度の同館の収支実績は、収入が64,529千円と計画を5,250千円ほど上回っている。自主事業においてITPRAS 6,048千円など当年度限りの事業が生じたことなどによるが、一般管理費7,322千円(表中＊)の計上がなされるなど、損益は881千円の黒字にとどまっている。

これに対し平成23年度は収入実績55,153千円と、24年度にくらべ9,376千円低い水準ながら、一般管理費への計上が1,096千円にとどまるなど、損益は△729千円程度の赤字にとどまっている。

つまり平成24年度は前年度比9,376千円の増収であったが、増益幅は1,610千円にとどまっており、主な要因として両年度の一般管理費の差6,226千円が影響したものと捉えられる。この一般管理費は実際に支出を伴う費用ではなく、計上前の損益の状況などを勘案しつつ、指定管理者の裁量をもって計上されたものとみられる。

また平成22～24年度の委託費において、各年度ともネットワーク保守管理委託費が12,600千円(表中※)計上されているが、その委託先はクラスタワークス株式会社である。つまり自己が自己に外注していることになるため、本来は、委託費として計上するのは妥当ではない。

【意見】

毎年度の支出実績のうち、一般管理費は具体的な裏付けをもたない経費であり、実際の支出を伴うこともない。したがって当該費用を裁量的に計上するのは好ましくなく、この計上を含めない損益をもって当期損益と表示することが妥当である。

これに従えば、平成23年度及び24年度の当期損益は、各々367千円及び8,204千円となり、7,837千円の増益となる。これは平成24年度の対前期増収額9,376千円の趨勢をほぼ反映していることなどから、今後このような裁量的経費の計上を行わないことが、指定管理者の行う事業の損益を正しく表示するうえで必要であると思われる。

また委託費の扱いについて、自己に対する外注費を計上することは整合性がなく妥当ではない。毎期ネットワーク保守管理委託費として12,600千円計上がなされているが、本来はこの業務のために費やされた、人件費ほか実際の費用を計上することが必要である。したがって12,600千円を実際の費用が下回っている場合、その差額分は当期損益が膨らむことになる。

以上、一般管理費と委託費の扱いを修正し、指定管理者の事業に係る損益をより適正に表示することが必要である。

（3）事業の評価について

指定管理者は事業報告書にて、市に、管理業務の実施状況、入居企業等の状況、自主事業の実施状況、那覇市ＩＴ創造館の利用状況等について報告を行っている。それぞれ実施した事業の内容や利用件数などの報告のほか、事業に対する自らの現状認識や方針等を示す記述も見受けられる。(直近５年度の施設の利用状況は下記のとおりである。)

那覇市ＩＴ創造館　施設利用状況の推移

内訳		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
IT研修室	合計	275	300	240	203	374
利用件数	月平均	22.9	25.0	20.0	16.9	31.2
大会議室	合計	159	158	100	80	92
利用件数	月平均	13.3	13.2	8.3	6.7	7.7
ｲﾝﾀｰﾈｯﾄｶﾌｪ	合計	5,363	4,897	4,687	4,785	3,247
利用者数	月平均	446.9	408.1	390.6	398.8	270.6
交流ｺｰﾅｰ	合計	18,564	16,668	14,236	17,165	13,551
ﾊﾟｿｺﾝ利用者数	月平均	1,547.0	1,389.0	1,186.3	1,430.4	1,129.3

ただし、各事業の客観的な評価を得るうえで、利用者の視点は欠かせないものと思われるが、顧客満足度調査など、利用者の側から事業を評価する取組は平成24年度の段階においては実施されていない。

基本協定書に連なる業務仕様書に具体的な表現こそないものの、「施設のサービスの向上を図るため、利用者アンケート等の実施により、意見や要望等を把握し、市へ報告すること。」とされている。

またクラスタワークス社より申請された、指定管理者指定申請書において、市民ニーズの把握と市民サービスへの反映について、WEB上でSNSを設けるなどタイムリーにパブリックコメントを吸い上げるよう努める、ＩＴ創造館の運営改善や事業に対する

意見収集を行い提出された意見の反映に努める、と述べているなど、利用者の観点から事業評価を行う必要性は、指定管理者自ら認識しているものと捉えられる。

【意見】

指定管理者の行う事業に係る顧客満足度調査については、平成25年度より行われる予定であるが、同社においてはこのデータをも活かして、事業の客観的評価に結び付けることが望まれる。

その際、入居企業や卒業企業等による雇用効果や納税効果など狭義の経済効果や、その後の企業活動の展開等に伴う広義の経済効果などを織り込むなど、ＩＴ創造館に係る事業の評価について、コンサルタントとしての専門性を発揮し、一般の事業会社には真似のできないほどのレベルを志向してもらいたい。

一方、那覇市においては同館の事業について、○△×式など、他の公の施設において一般にみられる方式によるモニタリングは特に行われていない。ＩＴに係る専門性は、かなりの程度、指定管理者の側にあるものとは思料されるが、やはり発注者の側からこのような評価を行うことは、指定管理者へ適度の牽制効果を持つものと考えられるため、着実に実施されることが必要であり、このようなある程度の専門性が必要な施設においては、例えば、指定期間満了時など一定期間ごとに外部の専門家に評価を委ねることも検討されたい。



那覇市IT創造館（市HPより転載）

エ）那覇市伝統工芸館

指定管理者：那覇市伝統工芸館共同企業体

・施設の概要

項目	内容
所在地	那覇市牧志３丁目２番10号
所管課	商工農水課
供用開始年月	平成１６年１１月
設置目的	本市における伝統工芸産業の振興及び発展を図るとともに、市民文化の向上に資するため、那覇市伝統工芸館を設置する。
設置根拠条例	那覇市伝統工芸館条例
主な施設種類	特別展示室、体験工房、販売場、研修会議室、駐車場
敷地面積（公有財産表）	５０１．３６㎡
延床面積（公有財産表）	１３５６．０６㎡
施設取得費	６９０，０００，０００円
開館時間	午前9時から午後8時まで
休館日	1月1日及び12月31日とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。
利用料金等	パンフレットのとおり
施設の特徴	パンフレットのとおり

・指定管理者の概要

指定管理者名	那覇市伝統工芸館共同企業体
代表者名（市との関係）	上原　昭男
指定期間	平成24年4月1日から平成27年3月31日まで
設立目的（定款・寄付行為等）	当共同企業体は、那覇市伝統工芸館を共同連帯して管理運営することを目的とする。
設立年月	平成23年8月25日
事業内容	那覇市伝統工芸館を共同連帯して管理運営する。
指定管理業務の内容	(1)事業の企画及び実施に関すること。

	(2)運営及び維持管理に関すること。 (3)利用許可に関すること。 (4)利用料金に関すること。
市所管の公の施設における平成24年度の指定管理業務	
指定管理者制度の導入効果	那覇市伝統工芸事業協同組合連合会と産業計画のJVによる指定管理を行っているので、各産地との協働による体験工房の稼働率向上・商品の供給及びぶんかテンブス館との連携・メディアを活用した集客力促進等の効果があった。
平成24年度指定管理料	１０，８３２，０００円
利用料金制の採用の有無	有
公募・非公募	公募

・役員数の推移

（単位：人）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
理事（内、市関係者）				8	8
監事（内、市関係者）				1	1
合計（内、市関係者）				9	9

・施設管理職員数の推移

（単位：人）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
正規職員数（内、市職員数）	6	6	6	6	6
非正規職員数（内、市職員数）					

１．監査の結果と意見

（１）指定管理者の体制について

那覇市伝統工芸館（以下、工芸館という）は、那覇市伝統工芸館共同企業体（以下、ＪＶという）が指定管理者として、管理・運営業務にあたっている。ＪＶは構成員である、那覇市伝統工芸事業協同組合連合会（以下、連合会という）と協同組合沖縄産業計画（以下、産業計画という）が、各々、60%及び40%の比率で、ＪＶの収入･支出や資産･負債などに係る配分がなされることを約して組織されている。

産業計画は、主に広告･企画･宣伝業務を専門とする、県内の4企業の出資により組織されたもので、国･県･市町村等が発注する企画調査やイベント事業等を受注している。現在、工芸館が入居する、てんぶす那覇ビル内の公の施設、那覇市ぶんかテンブス館の指定管理者の業務にもあたっている。

工芸館は、従来の連合会単独による指定管理者の体制から、平成24年度よりＪＶによる体制に移行したものである。したがって産業計画には、同じビル内にて指定管理業務を行う他の公の施設との連携による業容の拡大や、専門性のある企画や宣伝業務等を通じた、事業展開や誘客、販売促進、あるいは利用者の観点に立った、ニーズの把握や事業の評価などに期待がおかれているものと理解される。

（２）事業の状況について

工芸館における主な収益事業は、壺屋焼、首里織、琉球紅型、琉球漆器の伝統工芸品に加え琉球ガラスを対象にした、共同販売事業、体験教室事業のほか、入館料、負担金、賃貸料などからなる工芸館管理運営事業である。

従来、自主事業の実施がなく、指定管理者がＪＶに移行した効果がまだ見えにくいが、初年度ということもあり、当期に整備された特別展示室の活用や、那覇市ぶんかテンブス館との連携による事業がこれから期待されるところである。

また、これらの収益事業について利用者満足度調査をする仕組みがなく、したがって、利用者ニーズの把握や市民サービスに対する評価は、少なくとも平成24年度においてなされていない。また、直近5年度の入館者や体験教室、共同販売の利用実績の推移は以下に示すとおりである。

	販売収入(円)	入館		工芸体験	
		人数(人)	収入(円)	人数(人)	収入(円)
H24	9,568,172	2,407	608,090	10,523	25,949,300
H23	8,729,615	2,640	717,090	9,679	23,816,350
H22	7,469,062	2,119	577,885	8,336	20,057,980
H21	8,083,416	2,568	604,480	9,363	23,036,220
H20	9,118,298	2,787	705,420	9,333	23,053,750

なお駐車場管理事業について、他の事業者に管理を委託しているほか、連合会事務委託費として900千円を支払っている販売場管理･運営も、委託を行っているが、業務仕様書では委託のできる事業範囲に含まれていない。

【意見】

ＪＶによる指定管理者に期待される、事業の拡大等の効果を図っていくためには、自主事業の創出のほか、利用者ニーズの把握や市民サービスに対する評価は欠かせないも

のと考える。平成25年度より利用者満足度調査が行われる予定であるが、那覇市伝統工芸館業務仕様書において報告が求められていること、産業計画においてニーズの把握等、当該業務に高い専門性が認められることから、確実な履行が求められる。

また駐車場管理や販売場管理・運営において、委託を行っているものと捉えられるため、業務仕様書との整合がつかない。これらの業務において、委託を行わないことは現実に困難であると考えられるため、早急に業務仕様書の文言を改定する必要がある。

（3）収支の状況について

那覇市伝統工芸館の直近3年度における収支の状況は、以下に示すとおりである。

那覇市伝統工芸館　収支決算書　単位：千円

科　目	年　度			科　目	年　度		
支出の部	H22年度	H23年度	H24年度	**収入の部**	H22年度	H23年度	H24年度
1．事業費	**37,756**	**43,586**	**73,391**	**1．事業収入**	**34,429**	**40,905**	**72,847**
共同販売事業費	8,935	9,770	9,671	共同販売収入	7,469	10,030	9,568
工芸館管理運営事業費	2,564	2,833	2,726	入館料収入	578	717	608
体験教室事業費	14,381	19,302	18,888	負担金収入	3,025	3,044	3,039
駐車場管理事業費	1,656	1,656	1,656	賃借料収入(会議室)	540	554	673
工芸館管理委託事業費	10,220	10,025	10,352	体験教室収入	20,058	23,816	25,949
ブランド確立事業費	0	0	30,098	駐車場収入	2,759	2,742	2,910
2．一般管理費	**9,423**	**9,128**	**12,246**	ブランド確立事業収入	0	0	30,098
事務員給与	4,865	4,057	7,290	**2．事業外収入**	**12,545**	**13,331**	**13,321**
法定福利費・福利厚生費	1,054	832	1,272	指定管理料収入	10,832	10,832	10,832
公租公費	633	1,519	57	雑収入	1,713	2,499	2,489
支払手数料	1,120	978	945	**収入合計**	**46,974**	**54,236**	**86,168**
事務委託費	0	0	900				
その他の経費	1,750	1,742	1,781				
3．事業外費用	**24**	**44**	**56**	収入合計－支出合計			
支出合計	**47,202**	**52,758**	**85,693**	**=当期利益**	**△ 229**	**1,478**	**476**

平成24年度の収支実績は、当年度限りのブランド確立事業を除く事業の収支において、前年度とほぼ均衡しており、ＪＶによる指定管理の効果が、財務上はいまだ明確につかみにくい状況である。

指定管理料収入は、ビルの共益費に該当する工芸館管理委託費にほぼ充当されている。

平成24年度はブランド確立事業収入として30,098千円の計上があるが、特別展示室の強化20,867千円など、主に改修工事費見合いの特別事業であり、ほぼ同額が同事業費用として支出されている。

産業計画へのヒアリングによると、出資元の企業により、工芸館に係る無償の宣伝、広告努力が少なからず行われていることから、475千円の最終利益を計上するなど、現在の収支状況への一定の貢献が認められる。見方を変えれば、このような無償の協力なくして、実質的に現在の損益水準を確保することは困難な状況にあるものとみられる。

現預金や備品の管理等は仕様書の定めにしたがい適正に行われているなど、決算は概ね適正に行われているものと捉えられる。ただしブランド確立事業において、事業利益

1,484千円が雑収入として振り替えられており、当該事業収入が余すところなく費用支出されているがごとき誤認を与えやすいため、望ましくない。

【意見】

現在、指定管理料は、ビルの共益費に相当する金額が機械的に設定されているが、本来は、工芸館に係る利用者の満足度を出来る限り充足させようとする視点から指定管理料の水準を決定することが必要である。

現在、産業計画からの無償の営業努力をなかば前提として、損益が保たれている状況であるが、本来は、無償に相当する部分が正しく費用計上されても、相応の需要拡大がなされ、収支が改善されることが必要である。ただし指定期間中、相当の営業努力が認められるにも拘らず、無償の協力分なくしては収支が均衡されないことが常態化するようであれば、指定管理料の設定方法に問題があると言わざるを得ない。



伝統工芸館内展示室（市HPより転載、以下同じ）



（伝統工芸品、シーサー）



（体験工房、琉球紅型（びんがた））

オ）那覇市ぶんかテンブス館

指定管理者：協同組合沖縄産業計画

・施設の概要

項目	内容
所在地	沖縄県那覇市牧志３丁目２番10号
所管課	経済観光部商工農水課
供用開始年月	平成16年11月
設置目的	・沖縄文化の発信及び観光振興 ・文化にかかる人材および産業の育成 ・マチグヮー周辺地域情報の発信
設置根拠条例	那覇市ぶんかテンブス館条例
主な施設種類	テンブスホール、レッスンルーム、音楽スタジオ、会議室、IT研修室、ギャラリー、SOHO室、交流サロン、国際通り情報発信ステーション、FMサテライトスタジオ
敷地面積（公有財産表）	2,031.73㎡
延床面積（公有財産表）	3,066.21㎡
施設取得費	1,414,000,000円
開館時間	9：00～22：00
休館日	年末年始のみ（臨時休館あり）
利用料金等	別紙条例のとおり
施設の特徴	・ホールやサテライトスタジオなどに代表される文化・情報の発信拠点としての機能 ・SOHO室などに代表される人材・産業育成機能

・指定管理者の概要

指定管理者名	協同組合沖縄産業計画
代表者名（市との関係）	代表理事　小橋川　哲
指定期間	平成22年4月1日から平成25年3月31日
設立目的（定款・寄付行為等）	定款により、組合員の共同事業を行い経営基盤の強化と高度化を図るため設立
設立年月	平成11年4月12日

事業内容	・共同受注に関する事業（国・県・市町村等が発注する企画調査やイベント事業等の受注） ・沖縄振興に関する調査・研究と提言 ・その他官公庁等が発注する業務の受注
指定管理業務の内容	・テンブス館利用の許可・取り消しその他利用に関すること ・利用料の徴収、減免および還付に関すること ・入居者の光熱水費等の管理・徴収に関すること ・常設公演・自主公演等の実施運営 ・テンブス館の施設等の維持管理に関すること ・入居者用施設の入居者募集及び選定に関すること ・その他テンブス館の管理運営に必要な業務
市所管の公の施設における平成24年度の指定管理業務	・那覇市ぶんかテンブス館指定管理業務 ・那覇市伝統工芸館指定管理業務（那覇市伝統工芸館共同事業体の構成員として受注）
指定管理者制度の導入効果	平成23年度実績：利用者数82,683名、収入額85,553,128円、純利益4,455,510円
平成24年度指定管理料	46,065千円
利用料金制の採用の有無	採用有り
公募・非公募	公募による

・役員数の推移

（単位：人）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
理事（内、市関係者）	４人（０人）	４人（０人）	４人（０人）	４人（０人）	４人（０人）
監事（内、市関係者）	１人（０人）	１人（０人）	１人（０人）	１人（０人）	１人（０人）
合計（内、市関係者）	５人（０人）	５人（０人）	５人（０人）	５人（０人）	５人（０人）

・施設管理職員数の推移

（単位：人）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
正規職員数（内、市職員数）	0人（0人）	0人（0人）	0人（0人）	0人（0人）	0人（0人）
非正規職員数（内、市職員数）	7人（0人）	8人（0人）	8人（0人）	8人（0人）	9人（0人）

1．監査の結果と意見

（1）指定管理者の体制について

那覇市ぶんかテンブス館（以下、テンブス館という）は、協同組合沖縄産業計画（以下、産業計画という）が指定管理者として、管理・運営業務にあたっている。

産業計画は、主に広告･企画･宣伝業務を専門とする、県内の4企業の出資により組織されたもので、国･県･市町村等が発注する企画調査やイベント事業等を受注している。現在、工芸館が入居するてんぶす那覇ビル内の公の施設、那覇市伝統工芸館の指定管理者の業務にも、他の事業体と共同であたっている。

組織の性格から、産業計画には、専門性のある企画や宣伝業務等を通じた事業展開や誘客、販売促進、あるいは利用者の観点に立ったニーズの把握や事業の評価などに期待がおかれている。

（2）事業の状況について

那覇市ぶんかテンブス館における直近5年度の利用状況は、概ね以下のとおりである。

那覇市ぶんかテンブス館利用状況（平成20年度～平成24年度）　金額:単位(千円)

	常設公演				自主企画公演			
	公演回数	入場者数	集客率	収入金額	公演回数	入場者数	集客率	収入金額
H20年度	96	1,329	5.5%	1,104	41	3,543	34.6%	3,665
H21年度	88	1,768	8.0%	1,425	15	2,116	56.4%	2,970
H22年度	68	4,603	27.1%	2,705	20	2,139	42.8%	1,978
H23年度	63	5,394	34.2%	3,265	27	5,533	82.0%	4,195
H24年度	54	4,447	32.9%	3,001	24	2,862	47.7%	3,147
	貸し施設				体験教室			
	利用件数	入場者数	稼働率	収入金額	件数	参加人数	稼働率	収入金額
H20年度	5,114	64,800	42.0%	27,616	22	474	－	748
H21年度	4,855	73,198	41.6%	28,824	23	517	－	762
H22年度	4,292	62,530	45.6%	26,275	13	487	－	646
H23年度	4,012	69,850	43.8%	26,096	23	538	－	825
H24年度	4,147	72,985	46.2%	30,038	13	318	－	390
	合計							
	件数	利用人数	稼働率	収入金額				
H20年度	5,273	70,146	－	33,133				
H21年度	4,981	77,599	－	33,980				
H22年度	4,393	69,759	－	31,603				
H23年度	4,125	81,315	－	34,381				
H24年度	4,238	80,612	－	36,576				

※体験教室として利用した施設は、各施設利用件数の中に含まれる。

※ｷｬｯｼｭﾍﾞｰｽであるなど収入金額は収支実績の数値に直ちに符合しない。

平成24年度の収支実績によると、テンブス館における主な収益源は、指定管理料収入のほか、施設貸出収入、家賃収入、駐車場収入、自主興行収入、常設芸能収入、体験学習などからなる。平成24年度の合計収益94,648千円のうち、指定管理料が46,065千円と約49%、施設、家賃、駐車場の賃貸関連収入が41,558千円と約44%であり、これらが例年大半を占めている。

一方、自主興行や常設芸能、体験学習に係る収入は6,844千円と7%程度であり、この割合は、前年度の9%よりむしろ下落している。

ホール、ギャラリー、会議室、研修室等からなる施設貸出について、前期比9%増の30,198千円を記録するなど、利用機会の獲得について産業計画の貢献がうかがえるが、その企画、運営能力に照らして、自主事業など興行面におけるパフォーマンスについては十分ではない。

また平成25年度の収支予算書によると、平成24年度の常設芸能公演及び自主公演の収入実績2,885千円及び3,547千円に対し、平成25年度の「予測額」は各々17,271千円及び7,803千円となっており乖離が大きい。やや現実離れした単価の設定などが影響したものとみられるが、その達成可能性には疑問を抱かざるを得ない。

【意見】

テンブス館の設置目的のうち、沖縄文化にかかる人材および産業の育成については、SOHOへの賃貸を含め諸施設の貸出業務を通じても可能であるかもしれない。しかし、沖縄文化の発信及び観光振興については、観光客などへの体験学習や、芸能に係る興行の成果が果たす役割は、大きいものと考えられる。

これら自主興行や常設芸能収入、体験学習等の拡大を図っていくためには、企画、宣伝等のほか、確かな利用者ニーズの把握や、事業に対する客観的な評価は欠かせないものと考えられるが、現在、毎週木曜日の常設芸能公演については顧客満足度の調査を行っているものの、基本協定書などによる強制はないため、他には行っていない。

しかし、自主公演や体験学習の業容を拡大するためにも、ニーズの把握や事業評価は必要である。産業計画には（1）で述べたように、これを行う専門性が期待されるところであり、今後確実な履行が必要である。

一方、この指定管理者に係る那覇市のモニタリングは、例えば○×△式やABC評価など判りやすい尺度によるものではないため、改善する必要がある。

（3）決算の状況について

平成24年度の収支実績は、雑収入等を除く売上高94,648千円に対し、費用合計90,415千円で、営業利益4,232千円とほぼ前年度4,379千円並みの水準を確保している。指定管理者に就いた平成19年度からの営業利益は1,355千円～4,379千円の範囲でほぼ堅調に推移しており、特に著しい増減を示す年度はない。

指定管理料は、てんぶす那覇共益費25,996千円及び専有部分の光熱水費5,315千円を14,754千円上回る水準にあり、この余剰分がいわば事業補助の役割を果たしている。平成19年度から平成23年度まで15,918～19,052千円の余剰があったことと比較すれば、平成24年度は余剰が薄く、他の損益面で一定の貢献があったものと評価できる。

ただし、産業計画が（共同で）指定管理者を務める那覇市伝統工芸館においては、共益費と同額の指定管理料にとどまり、このような余剰が生じないもとで最終黒字を確保しており、テンブス館においては更に増収を図る余地があるものとみられる。

那覇ぶんかテンブス館の直近5年度における収支の状況は以下のとおりである。

那覇ぶんかテンブス館　収支実績　（単位：千円）

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
営業収益	**103,997**	**104,354**	**103,516**	**95,918**	**93,017**	**94,648**
常設芸能	1,046	1,114	1,439	3,164	3,292	2,885
体験学習	481	772	762	646	825	412
施設貸出し	26,747	28,140	29,106	27,321	27,691	30,198
家賃収入	3,259	4,107	3,983	4,242	4,761	4,690
駐車場収入	2,239	6,245	5,647	5,956	5,695	6,671
物品販売収入	105	31	22	52	51	37
管理運営受託収入	50,000	48,000	47,000	47,000	46,530	46,065
自主興行収入	6,820	5,440	4,534	2,268	4,595	3,547
その他収入	639	195	18	0	0	0
売上げ値引き戻り高	-757	-781	-612	-618	-979	-412
駐車場部会収入	13,418	11,091	11,619	5,888	555	555
営業外収益	**105**	**423**	**110**	**214**	**77**	**833**
受取利息	14	14	4	2	2	2
雑収入	91	409	107	211	75	832
収益合計	**104,102**	**104,777**	**103,627**	**96,132**	**93,093**	**95,481**
売上原価	**10,957**	**10,443**	**8,322**	**6,904**	**7,463**	**5,567**
常設公演経費	2,458	3,403	3,348	3,364	3,199	2,435
興行費	6,377	4,404	3,873	1,892	2,138	1,717
その他	2,122	2,636	1,101	1,648	2,127	1,416
販売費及び一般管理費	**91,187**	**91,354**	**93,201**	**87,659**	**81,174**	**84,848**
給与・賃金	18,595	18,556	18,287	18,237	18,281	19,344
法定福利費・福利厚生費	2,707	2,426	2,436	2,803	2,790	2,783
旅費交通費・通信費	1,306	1,058	1,275	1,339	1,344	1,140
広告宣伝費	12,940	13,396	14,156	14,093	13,809	13,776
水道光熱費	4,952	5,214	5,086	4,823	5,183	5,315
駐車場管理業務費	12,863	10,536	11,064	5,331	0	0
事務用品費・消耗品費	391	769	754	839	875	672
支払手数料	7,536	10,571	11,596	11,544	11,759	12,732
共同管理費	25,996	25,996	25,996	25,996	24,315	25,996
著作権使用料・印刷費	759	289	101	206	137	298
清掃費	2,128	2,092	2,092	1,966	1,966	2,011
雑費その他の経費	1,014	452	359	482	717	781
費用合計	**102,144**	**101,797**	**101,524**	**94,563**	**88,638**	**90,415**
当期損益	**1,958**	**2,980**	**2,103**	**1,569**	**4,456**	**5,066**

決算報告書においては、賃貸事業から興業事業等にいたる、各収入が明らかにされているが、事業ごとの損益は明らかではない。この点は、那覇市伝統工芸館において、駐車場管理に至るまで事業ごとの損益が明示されていることと対照的である。

一方、貸借対照表の現金及び預金のうち、現金を構成する「レジ現金」820千円について全く実査を行っておらず、現金締上表など、帳簿残高と実際残高が一致することを確認する資料はない。またEdyやフリーパス券など、本来、仮払金や未収入金で処理すべきである非現金項目が現金の内訳を構成しているなど、適切な管理がなされていな

い。

【意見】

決算は概ね適切に行われているが、現金の管理に問題がある。一般に公の施設においては、指定管理者による現金管理について、他の事業と明確に区分された管理が求められるなど、適切な管理が必要とされる。

テンブス館においては、現金残高が 820 千円と他の公の施設に比べて、金額的にもボリュームがあり、不正や誤謬を排除する意味からも、年に 2 回程度は担当者以外の者を交え、実際残高を締上げ、帳簿残高との一致を確認することが必要である。

また、決算書の様式を改める必要はないが、どの事業がどの程度採算に貢献しているか、あるいは採算割れしているか、内部管理上も決算書同様、全く判然としないということでは問題がないとは言えない。必要に応じて、大まかな事業別の損益を把握できるよう管理上は仕様を整える必要がある。

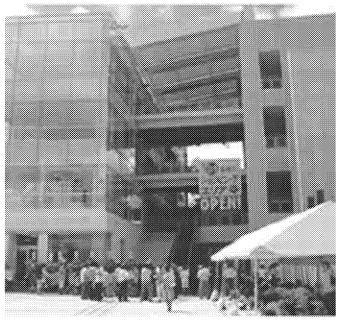

那覇市ぶんかテンブス館（市 HP より転載）
（てんぶすは、方言でおへそ、中心のことを指す）

カ）総合福祉センター（社会福祉センター、金城児童館、金城老人憩の家、金城ボランティアセンター、金城老人デイサービスセンター）

指定管理者：社会福祉法人　那覇市社会福祉協議会

・施設の概要（総合福祉センター）

項目	内容
所在地	沖縄県那覇市金城 3 丁目 5 番 4 号
所管課	福祉政策課
供用開始年月	平成 7 年 4 月 1 日
設置目的	市民福祉の増進
設置根拠条例	那覇市総合福祉センター条例
主な施設種類	福祉施設
敷地面積（公有財産表）	3993.03 ㎡
延床面積（公有財産表）	5309.45 ㎡
施設取得費	2,410,246,000 円
開館時間	社会福祉センター　午前 8 時半から午後 5 時まで ボランティアセンター　午前 10 時から午後 10 時まで 老人デイサービスセンター　午前 10 時から午後 6 時まで
休館日	社会福祉センター及びボランティアセンター 日曜日、祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日、6 月 23 日（慰霊の日） 老人デイサービスセンター 日曜日、12 月 29 日から 1 月 3 日
利用料金等	有
施設の特徴	

・施設の概要（金城老人憩の家）

項目	内容
所在地	沖縄県那覇市金城３丁目５番４号
所管課	ちゃーがんじゅう課
供用開始年月	平成７年４月１日
設置目的	市民福祉の増進
設置根拠条例	那覇市総合福祉センター条例
主な施設種類	福祉施設
敷地面積（公有財産表）	3993.03 ㎡
延床面積（公有財産表）	474 ㎡
施設取得費	2,410,246,000 円（那覇市総合福祉センター）
開館時間	老人憩の家　午前 10 時から午後６時まで
休館日	日曜日、祝日（敬老の日は除く）、12 月 29 日から１月３日、６月 23 日（慰霊の日）
利用料金等	有
施設の特徴	

・施設の概要（金城児童館）

項目	内容
所在地	沖縄県那覇市金城３丁目５番４号
所管課	子育て応援課（平成 25 年度よりこども政策課）
供用開始年月	平成７年４月
設置目的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする。
設置根拠条例	那覇市総合福祉センター条例
主な施設種類	児童厚生施設
敷地面積（公有財産表）	3993.03 ㎡
延床面積（公有財産表）	322.50 ㎡
施設取得費	2,410,246,000 円（那覇市総合福祉センター）
開館時間	社会福祉センター　午前８時半から午後５時まで

	ボランティアセンター　午前 10 時から午後 10 時まで 老人デイサービスセンター　午前 10 時から午後６時まで
休館日	日曜日、祝日、12 月 29 日から１月３日、６月 23 日（慰霊の日）
利用料金等	社会福祉センター会議室利用料　1600 円
施設の特徴	那覇市総合福祉センター内に設置

・指定管理者の概要

指定管理者名	社会福祉法人　那覇市社会福祉協議会
代表者名（市との関係）	仲里政幸
指定期間	平成 23 年４月１日から平成 28 年３月 31 日
設立目的（定款・寄付行為等）	那覇市における社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達、及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
設立年月	昭和 27 年６月
事業内容	1.　社会福祉に関する調査、研究、総合企画、並びに運動の展開 2.　各種福祉相談（生活、心配ごと等） 3.　ボランティア活動の場の提供 4.　各種会議、研修等 5.　その他、社会福祉に関すること
指定管理業務の内容	1.　那覇市総合福祉センターの管理・運営に関すること。
市所管の公の施設における平成 24 年度の指定管理業務	同上
指定管理者制度の導入効果	地域における福祉活動推進の中核である、那覇市社会福祉協議会と、各種団体の機能充実強化、福祉ボランティアの育成強化を図り、総合福祉センターと、母子寡婦活動の拠点である母子福祉センターを融合し、併せて地域の福祉施設としての老人憩いの家・児童館の機能を併設し、子どもからお年寄りまでの（世代間・地域間・障がい者と健常者）交流を行う場として、地域福祉活動の拠点となっている。
平成 24 年度指定管理料	37,599,000 円

利用料金制の採用の有無	有
公募・非公募	公募

・指定管理者（金城児童館）

指定期間	金城児童館）平成22年4月1日～平成27年3月31日 小禄・識名児童館）平成21年4月1日～平成26年3月31日
指定管理業務の内容	2.　那覇市金城・小禄・識名児童館の事業を推進し、児童福祉の推進を図る。
市所管の公の施設における平成24年度の指定管理業務	同上
平成24年度指定管理料（児童館）	1. 金城児童館　6,662,000円 2. 小禄・識名児童館　19,172,000円
利用料金制の採用の有無	有
公募・非公募	公募

・役員数の推移

（単位：人）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
理事（内、市関係者）	15（2）	15（2）	15（2）	15（2）	15（2）
監事（内、市関係者）	3（0）	3（0）	3（0）	3（0）	3（0）
合計（内、市関係者）	18（2）	18（2）	18（2）	18（2）	18（2）

・施設管理職員数の推移（福祉政策課所管分）

（単位：人）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
正規職員数（内、市職員数）	2（0）	2（0）	2（0）	2（0）	2（0）
非正規職員数（内、市職員数）	1（0）	1（0）	1（0）	1（0）	1（0）

・施設管理職員数の推移（福祉政策課所管以外分）

（単位：人）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
正規職員数（内、市職員数）	2（0）	2（0）	2（0）	2（0）	2（0）
非正規職員数（内、市職員数）	7（0）	21（0）	21（0）	21（0）	22（0）

1．監査の結果と意見

（1）施設の状況及び指定管理者について

那覇市総合福祉センターは、那覇市金城3丁目にあり、平成7年4月に供用開始の市民福祉の増進を目的とする施設である。延床面積 5309.45 ㎡の大規模な施設であり、2,410百万円の取得費を要している。同センターの直近5年度における利用状況は、以下のとおりである。

那覇市総合福祉センター利用状況（平成２０年度～平成２４年度）

単位：人

施設名 / 年度	大会議室 9：00～17：00		大会議室 17：00～22：00		ボランティアセンター ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ		ボランティアセンター ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ		金城児童館	金城老人憩の家
H20	361	10,084	67	2,230	8,030	107	2,118		47,001	28,277
H21	387	10,284	51	2,295	7,586	93	2,033		39,430	27,601
H22	390	10,726	48	1,883	6,881	78	1,821		43,622	27,915
H23	326	9,829	77	2,718	6,990	93	1,862		42,601	28,882
H24	357	10,641	67	2,908	6,554	77	1,344		41,133	28,207
合計	**1,821**	**51,564**	**310**	**12,034**	**36,041**	**448**	**9,178**		**213,787**	**140,882**
月平均	364.2	10,312.8	62.0	2,406.8	7,208.2	89.6	1,835.6		42,757.4	28,176.4

施設名 / 年度	18：00～22：00 遊戯室		18：00～22：00 大広間		展示ﾎｰﾙ	見学・その他		母子福祉センター	合計
H20	146	2,972	12	198	350	2	3	1,351	**102,614**
H21	129	2,214	10	355	188	3	35	1,987	**94,008**
H22	120	2,886	9	315	162	4	213	2,035	**98,459**
H23	135	2,638	7	170	1,295	6	205	1,861	**99,051**
H24	115	2,435	8	272	797	7	973	2,375	**97,639**
合計	**645**	**13,145**	**46**	**1,310**	**2,792**	**22**	**1,429**	**9,609**	**491,771**
月平均	129.0	2,629.0	9.2	262.0	558.4	4.4	285.8	1,921.8	98,354.2

※「大会議室」・「ボランティア室」・「見学・その他」の項目の左枠の数字は団体数を表す

現在、那覇市社会福祉協議会(以下、「社協」という。)が係る事業に関して、①那覇市社会福祉センター、②金城児童館、③金城老人憩の家、④金城ボランティアセンター、⑤金城老人デイサービスセンターの各施設が入居している。この内①～③について社協が指定管理者として行う、①総合福祉センター事業、②児童館事業、③老人福祉センター事業の対象となる公の施設である。④⑤は社協による市からの受託事業の対象となっている。この他にも社協はじめ那覇市母子寡婦福祉会など、様々な社会福祉関連の団体・施設が入居している。

那覇市社会福祉協議会
収支計算書　　単位:千円

科　目	H24年度
事業活動収入　a	567,586
会費収入・寄付金収入	14,869
県・市補助金収入	73,234
県社協・市受託金収入	224,750
共同募金配分金	22,658
介護保険収入	98,727
介護給付費等収入	119,533
雑収入・利用料収入ほか	13,816
事業活動支出　b	555,348
人件費	400,306
一般管理費	80,615
直接介護支出	55,264
助成金・分担金・負担金	9,606
減価償却費	2,628
退職給与引当金繰入	6,929
事業活動収支差額 c＝a－b	12,239
事業活動外収支差額　d	562
当期活動収支差額 e＝c＋d	12,801
前期繰越活動収支差額　f	65,415
その他の積立金(取崩-積立) g	2,560
次期繰越活動収支差額　e＋f＋g	80,776

社協の平成24年度における収支の状況は概ね左表のとおりである。

社協は、那覇市における社会福祉を目的とする事業の健全な発達等により、地域福祉の推進を図ることを目的に昭和27年に設立され、昭和42年に社会福祉法人として認可を受けた団体である。社会福祉に係る専門的組織としての半世紀近い履歴や、後述する財務的基盤などから、当センターに係る指定管理者としても対象となる福祉活動について、差別化された高度な専門的能力を発揮することが期待されている団体である。

収支計算書に示すとおり、平成24年度の社協の事業活動収入は567,586千円であり、これは那覇市社会福祉センターの指定管理料37,599千円の15倍超の水準にある。当期収支差額12,801千円を含む次期繰越収支差額は80,775千円ある。また、平成25年3月末における総資産483,593千円のうち、負債を除く純資産が318,433千円を占めている。

(2)那覇市社会福祉センターについて

那覇市総合福祉センター条例によると、那覇市社会福祉センター(以下、社会福祉センターという)は、(1)市民の福祉の向上のための各種相談に関すること、(2)社会福祉団体のための事務所及これらの団体が行う会議、研修等のための場の提供に関すること、(3)その他福祉の向上に関すること、の事業を行うものとしている。市と社協による基本協定書においても、指定管理者は同条例に基づくよう記されている。

つまり、福祉団体への場の提供のほか、利用者の相談については入居する各専門機関への取次を行うなど、同センターにおける福祉活動がスムーズに行われるよう管理・調整機能を果たすということを、主眼にしているものと思われる。

那覇市総合福祉センター事業
収支計算書　　単位:千円

科　目	H22年度	H23年度	H24年度
経常活動収入　a	37,638	37,974	38,773
指定管理料	37,599	37,599	37,599
雑収入ほか	39	375	1,174
経常活動支出　b	36,941	37,248	37,459
給与手当・法定福利費	11,896	12,812	11,254
事務消耗品費	836	379	1,016
印刷製本費	332	323	412
水道光熱費	7,273	7,882	8,125
燃料費	371	513	538
修繕費	1,891	928	1,820
通信運搬費	229	215	239
業務委託費	13,717	13,812	13,737
賃借料	211	211	130
雑費他の経費	185	174	187
経常活動収支差額	697	726	1,314
固定資産取得支出	－	－	192
退職共済預け金支出	697	717	746
当期収支差額	0	9	376

直近3年度における収支の実績は、概ね左表のとおりである。

実際に現場に往査し、ヒアリングなどを行ったところ、「総合福祉センター事業」に関わる職員2人・嘱託職員1人は通常、専ら施設の管理・運営に携わっており、直接福祉の現場に係る専門的能力を必ずしも必要としていない。

本来、このような規模の施設において要員3人の体制では、施設の管理や入居団体等の連絡・調整等の業務の他に、余力はあまり生じないように思われるが、現在職員2人において老人憩の家含む老人福祉センター3ヵ所、金城児童館含む児童館3ヵ所の庶務・会計業務を担っている。

収支計算書に示すように平成24年度の収支実績は、指定管理料37,599千円含む収入計38,773千円に対し、人件費11,254千円、業務委託費13,737千円、水道光熱費8,125千円、退職共済預け金支出745千円など支出計38,396千円であり、収支差額376千円と前2期同様、ほぼ収支が均衡している。社会福祉センターに係る市のモニタリングによれば、経費の削減について電気料金の抑制のみとなっているため、その他の経費の抑制についても積極的な対応を推進、模索することと指摘されている。

【意見】

現在、職員が担っている3児童館及び3老人福祉センターの庶務・会計業務は、各々独立した指定管理者事業の予算を持つ対象施設に係るものであり、社会福祉センターに入居していない児童館、老人福祉センターが過半であることからしても、社会福祉センターの指定管理者事業の予算にて、これを行うのは妥当ではない。

これら児童館、老人福祉センター、社会福祉センターの3事業が、これからもなかば継続的に同一の指定管理者に委ねられる保証はなく、これらの庶務・会計業務に係る人件費は、各々の指定管理者事業の予算において、自ら賄うのが相当である。

他の事業に係る間接業務を行うことを前提としないならば、社会福祉センターの本来業務自体は、施設の維持・管理あるいは、入居団体等の活動を円滑に行わせるための調整業務にあると思料され、社協以外の団体による参入可能性も全く排除されるものでは

ない。

市のモニタリングで経費の削減努力を指摘されているが、仮に不動産管理等、他の民間事業者が指定管理者にあたることを想定した場合、委託費はじめ支出の削減可能性が一段と高まることが予想される。また退職共済預け金支出など、社協独自の費用計上もなくなる。

他団体の参入を図ることは、現実には少なからぬ困難があるものと考えられるが、要は、他の事業の庶務・会計を課すなど一種の参入障壁を排し、指定管理者のおかれた環境をできるだけ競争可能な状態に導くことにより、現状よりも効率的な業務執行を促す必要がある。

（3）金城老人憩の家について

金城老人憩の家（以下「憩の家」という。）は老人に対し、教養の向上、レクリエーション等のための便宜を総合的に供与するとともに、市民の福祉向上、健康の保持増進及び地域住民の交流の場として提供するため、設置されたもので、教養講座、レクリエーション、介護予防事業等を実施している。

平成24年度の収支報告書は、他の小禄、識名の老人福祉センターとともに老人福祉センター事業全体ベースで、収入31,322千円に対し支出30,681千円となっており、特に個別の作成は行っていない。憩の家の平成23年度の予算によれば、指定管理料7,002千円を得て、人件費4,112千円、講師謝礼1,440千円、修繕費851千円などに支出が予定されており、例年、実績に重要な変動はない。

那覇市総合福祉センター条例第17条によれば、指定管理者が指定を受ける要件として、市民の平等な利用が確保できること、と定められている。

しかし、市のモニタリングによれば「サークル活動の会議室等の利用について、新たな団体の使用申請が考慮されてなく、新しい団体が使用したくても、すでに既得権のある団体がずっといい時間帯を占めるしくみになっており、これは公平とはいえない。」と指摘されるなど、利用者の公平性が確保されていない。

【意見】

憩の家の利用を希望するにあたり、××同好会など、内容が類似する団体がすでに利用している場合、個人のメンバーとして先行団体に加入させてもらうしかなく、団体としては利用できない。したがって、抽選方式で利用者を決定する、期間を指定して交代で利用する、など何らかの工夫なくして、公平性は保てないものと思われる。

これらの手段を採ることが現実に難しいのであれば、指定管理者として、たとえば社交性が低下し引きこもりがちな高齢者を対象に、交流の機会を設けるなど、老人福祉の高い専門性が必要とされるような取組を優先して行う必要があると思われる。

健常者に対する利用機会をできるだけ公平にする、あるいは、老人福祉の必要度の高い高齢者へのサービスを厚くすることが、老人福祉センターの利用機会にあまり恵まれない他地域の納税者を納得させるのに有用と考える。

（4）金城児童館について

金城児童館は、那覇市児童館及び児童遊園条例第1条の趣旨にしたがい、児童の健全な遊び場の提供に関すること、健康増進に関すること、情操指導に関すること、クラブ活動及びレクリエーションの指導に関すること等の活動を行っている。

平成24年度の収支報告書は、他の小禄、識名の児童館とともに児童館事業全体ベースで、収入26,749千円に対し支出26,730千円となっており、特に個別の作成は行っていない。金城児童館の平成24年度の予算によれば、指定管理料6,662千円を得て、人件費5,982千円、報償費310千円など運営費664千円の支出が予定されており、例年、実績に重要な変動はない。

活動実績については、利用者によるアンケートの集計からも評価が高い状況が窺える。市のモニタリングにおいても他の児童館に比べ、高い評価を得ている。

【意見】

金城児童館は、現状の活動において一定の評価を得ているものであるが、他の児童館にくらべ恵まれたインフラや、他の専門団体との集積の利を活かし、本来は、さらに差別化された児童福祉サービスを行うことが求められていると考えられる。

主に放課後の児童等を対象にした児童館事業は、NPOや他の社会福祉法人においても、指定管理者として相応の活動実績があり、これとは異なるレベルで専門性を発揮する必要がある。

たとえば、不登校児や徘徊児童などについて「居場所」づくりに取り組む活動など、他の事業者においては期待しにくい次元で活動を行うことが望ましく、同児童館のサービスを直接利用することのない市民の評価も得やすい。



那覇市総合福祉センター

キ）那覇市精神障害者地域生活支援センター

指定管理者：社団法人　沖縄県精神障害者福祉会連合会

・施設の概要

項目	内容
所在地	那覇市古波蔵４丁目７番７号　古波蔵ふれあい館２階
所管課	福祉部障がい福祉課
供用開始年月	平成15年１月６日
設置目的	精神障害者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため
設置根拠条例	那覇市精神障害者地域生活支援センター条例
主な施設種類	福祉施設
敷地面積（公有財産表）	２５３．９１㎡（２階部分のみ）
延床面積（公有財産表）	２５３．９１㎡（２階部分のみ）
施設取得費	―
開館時間	午前９時～午後７時
休館日	無し
利用料金等	無料
施設の特徴	相談室、静養室、談話室、パソコン室等があり、地域で暮らす精神障害者の「居場所」としての機能を有し、当事者や家族からの生活相談や精神保健医療福祉に関する情報提供の実施。

・指定管理者の概要

指定管理者名	公益社団法人沖縄県精神保健福祉会連合会
代表者名（市との関係）	島田　正博（那覇市社会福祉審議会委員）
指定期間	平成23年４月１日～平成28年３月31日（5年間）
設立目的（定款・寄付行為等）	（目的）この法人は、全国及び県内各地域の家族会及び病院家族会との連携を緊密に行い、精神保健思想の普及啓発を行うとともに、精神障がい者等の地域社会における自立と参加の促進を図り、もって県内の精神障がい者等の福祉の増進及び県民の精神保健の向上に寄与することを目的とする。 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 (1)　障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業 (2)　障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業及び特定相談支援事業、並びに児童福祉法に基づく障害児相談支援事業 (3)　障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の受託 (4)　精神障害者家族会の育成 (5)　精神保健福祉に関する知識の啓発、研修会等の開催 (6)　訪問介護員の養成研修事業 (7)　介護保険法に基づく指定居宅サービス事業 (8)　介護保険法に基づく居宅介護支援事業 (9)　その他この法人の目的達成のために必要な事業
設立年月	1994年（平成6）年10月
事業内容	精神障害者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするための事業
指定管理業務の内容	１　センターの利用許可に関する業務 ２　障害者総合支援法第77条第１項第３号及び第９号に掲げる事業の企画及び実施に関する業務 ３　センターの維持管理に関する業務 ４　その他市長が必要と認める業務
指定管理者制度の導入効果	管理者の自覚向上
平成24年度指定管理料	２１，４３１，０００円
利用料金制の採用の有無	無し
公募・非公募	公募

・役員数の推移

（単位：人）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
理事（内、市関係者）	12人 （0人）	12人 （0人）	12人 （0人）	7人 （0人）	7人 （0人）
監事（内、市関係者）	2人 （0人）	2人 （0人）	2人 （0人）	2人 （0人）	2人 （0人）
合計（内、市関係者）	14人 （0人）	14人 （0人）	14人 （0人）	9人 （0人）	9人 （0人）

・施設管理職員数の推移

（単位：人）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
正規職員数（内、市職員数） ※常勤	4人 （0人）	4人 （0人）	4人 （0人）	4人 （0人）	4人 （0人）
非正規職員数（内、市職員数） ※非常勤	1人 （0人）	1人 （0人）	1人 （0人）	1人 （0人）	1人 （0人）

1．監査の結果と意見

（1）施設の状況について

那覇市精神障害者地域生活支援センター（以下、「精神障害者支援センター」という。）は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第５条の精神障害者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため」（那覇市精神障害者地域生活支援センター条例（以下、「条例」という。）第１条）、那覇市古波蔵の「古波蔵ふれあい館」２階に設置されている。

施設の面積は２５３．９１㎡で、平成１５年１月６日から供用開始されている。

施設には、相談室、静養室、談話室、パソコン室等があり、地域で暮らす精神障害者の「居場所」としての機能を有し、当事者や家族からの生活相談や精神保健医療福祉に関する情報提供が実施されている。

施設が入っている古波蔵ふれあい館が老朽化しており、移転先を探していたところ、那覇市長田に移転することが決まった。

（2）指定管理者制度導入について

精神障害者支援センターにおいては、平成１８年度より指定管理者が置くこととされ、平成２３年度からは、社団法人沖縄県精神障害者福祉会連合会（以下、「精神障害者福祉会連合会」という。）が指定管理者とされている。指定期間は５年である。

精神障害者福祉会連合会は、全国及び県内各地域の家族会及び病院家族会との連携を緊密に行い、精神保健思想の普及啓発を行うとともに、精神障がい者等の地域社会における自立と参加の促進を図り、もって県内の精神障がい者等の福祉の増進及び県民の精神保健の向上に寄与することを目的として、平成６年１０月に設立された団体である。なお、社団法人沖縄県精神障害者福祉会連合会は、平成25年度より公益社団法人沖縄県精神保健福祉会連合会に名称変更となっている。

平成２４年度の指定管理料は、２，１４３万１，０００円である。

【意見】

精神障害者支援センターは、精神障がい者を支援することを目的とした施設であり、精神障がい者支援に精通し、精神保健福祉活動の実績のある団体が管理運営することで、精神障がい者支援に関する専門性を活かした施設運営や、市民のニーズを汲み取ったサービス提供を可能とすることができるのであり、まさに指定管理者制度を導入するに相応しい施設といえる。施設の目的達成に資する民間業者によるノウハウを活用しやすい場面であり、サービス向上、経費削減が期待できる場面といえる。

この点、指定管理制度を導入する以前の平成１７年度の委託契約料が２，１８８万６，０００円だったのに対し、現在の指定管理料は２，１４３万１，０００円であり、経費削減が図られており、評価できる。

（3）事業の妥当性及び実施状況について

条例上の事業は、以下のとおりである（条例第３条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「法律」という。）第７７条第１項第３号及び第９号）。

① 障がい者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障がい者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業（相談支援事業）。

② 障がい者等につき、地域活動支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業（地域活動支援センター機能強化事業、地域活動支援センターⅠ型）。

③　その他市長が必要と認める事業

平成２４年度の施設の事業実績は、①生活支援事業（憩いの場の提供、パソコン体験コーナーの提供、厨房利用）延利用者数9,619名、②生活相談事業（電話相談、来所相談、訪問支援、関係機関同行支援、個別支援会議、夜間電話対応）延相談件数2,080名、③地域交流活動推進事業（「なんくるのつどい」の開催、「グランドゴルフ交流会」への参加、なんくるクッキング会の開催、ちゅくいん手作りサークル等）利用者数590名、④その他地域生活支援に関する事業（ピアカウンセリング養成講習会、こころの健康講演会の開催等）109名である。

【意見】

⑴　精神障害者支援センターの設置目的は、「精神障害者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため」であり、上記各事業は、法律に規定されたものである。本施設は、法律によって規定された事業を行うものであり、事業内容は妥当なものといえる。

⑵　精神障害者福祉会連合会が本施設で行っている「相談支援事業」は、上記のとおり、延利用件数2,080名であり、相当数の利用があるといえる。

ただし、相談件数中、どのような相談が多いのか、その相談内容が明らかでない。相談内容は多種多様だと思われるが、今後の相談事業を効果的、効率的に行うためにも、相談内容の集計を取るべきであろう。その際、福祉サービスの利用援助（情報提供）、社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利擁護のための必要な援助、専門機関の紹介等の分類を参考にするとよかろう。

⑶　本施設の事業のうち、地域活動支援センターⅠ型の事業内容は、基礎的事業（利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行うこと）に加え、「専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業」である（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長平成１８年８月１日通達「地域生活支援事業の実施について」）。

精神障害者福祉会連合会が本施設で行っている「生活支援事業」は、利用者に活動の機会を提供するものであり、その延利用者数は9,619名とそれなりの利用実績があるといえよう。ただし、平成２０年度が延利用者数13,275名だったが、以降、年々利用者数は減少している。平成２０年と比べて約３割も利用者数が減少しているのは問題であり、利用者のアンケート等により利用者のニーズを適確に把握する等して、利用者数回復を目指すべきである。

また、精神障害者福祉会連合会が本施設で行っている「地域交流活動推進事業」は、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発に関するものであり、地域活動支援センターⅠ型に関するものであるが、参加者数109名は、やや少ないように思えるため、より一層の参加者数増加が望まれる。

さらに、精神障害者福祉会連合会が本施設で行っている「地域交流活動推進事業」は、利用者に活動の機会を提供するものであるが、年間利用者数590名は評価できる。ただし、地域活動支援センター機能強化事業で求められているのは、創作的活動又は生産活動の機会の提供であり、単なる交流の場の提供だけではなく、絵画、陶芸、書道等のより創作的、生産的な活動が行われた方がよかろう。

（４）決算の状況について

精神障害者支援センターに対する指定管理料は、「相談支援事業」について９４３万１,０００円、「地域活動支援センターⅠ型事業」について１,２００万円の合計２,１４３万１,０００円とされる。

そして、指定管理者は、「相談支援事業」と「地域活動支援センターⅠ型事業」に分けて別の決算書を作成しており、事業毎に別会計で処理をしている。

平成２４年度決算書によると、「地域活動支援センターⅠ型事業」について、委託料収入１,２００万円に対し、年度支出も１,２００万円であり、収支が完全に一致している。また、「相談支援事業」についても、委託料収入９４３万１,０００円に対し、年度支出も９４３万１,０００円であり、収支が完全に一致している。このように収入と支出が完全に一致するということはおよそ考えられず、金額を調整して、あえて同額になるよう収入と支出の金額を合わせているものと思われるが、このように収支同額となるような決算書は、実際の収支が正確に記載されたものとはいえない。

【意見】

経費の縮減が図られているか、効果的、効率的な施設管理がなされているのか等を把握するためには、正確な収益の把握が重要であるが、このような決算書では、実態に即した収益の把握ができず、指定管理者による運営状況を把握しているとはいえないため、問題である。現在の支出明細書では、精神障害者福祉会連合会による管理の財務状況が全く把握できていないと言わざるを得ない。

したがって、予算と同額となるような支出明細書の提出を速やかに改め、実態に即した正確な支出額が記載された支出明細書の提出を求めるべきである。

また、そもそも、「相談支援事業」と「地域活動支援センターⅠ型事業」は事業内容が密接に関連しており、担当職員を厳密に分けるべきではなく、人件費を分けることはできないはずである。また、単一施設で運営を行っている以上、報償費（事務管理指導費）、委託料（ごみ回収、清掃委託）、会計処理費（税理士）、消耗品費、燃料費、光熱水費、通信運搬費、自動車損害保険料、使用料・賃借料（ダスキン、軽自動

車）などについて、「相談支援事業」と「地域活動支援センターⅠ型事業」のどちらの事業によるものかを判別することなど不可能である。

このように、「相談支援事業」と「地域活動支援センターⅠ型事業」で別の補助金が出され、市において別事業としての扱いがなされているとしても、指定管理者において、別会計とすることは妥当でなく、単一会計の処理とすべきである。

（5）職員の状況について

職員は、常勤（正規職員）４名、非常勤（非正規職員）１名の合計５名である。

平成２４年度決算書によると、人件費は合計１，６０８万７，０４８円であり、指定管理料２，１４３万１，０００円の約７５％を占める。

【意見】

指定管理料のうち大部分を占めるのは人件費であるため、今後の指定管理料の見直しに際しては、人件費について詳細に確認する必要があろう。また、上記のとおり、「相談支援事業」と「地域活動支援センターⅠ型事業」で人件費を分けて計上しているが、事業毎に分けずに職員毎の給料を明示すべきであろう。

この施設は、精神障がい者支援が目的とされ、それに対応しうる専門家が必要である。そのような専門家を確保し、継続的に維持するためには、相当の人件費を負担しなければならない。現在、相談件数に比して相談員が足りない状態のようであり、サービス向上のために、今後、相談員を増加せざるを得ないことから、人材確保や人材育成のためには、適切な職員体制と人件費の確保が重要である。

さらに、職員の賃金が、適切な賃金体制なのか否か等、労働者保護の観点から、より詳細なモニタリングを行うべきであり、個人名までは報告せずとも、職員それぞれにいくらを支出しているのか、支給額を明らかにし、人件費の詳細を報告させるべきである。精神障害者福祉会連合会は、職員の雇用形態、勤務体制、業務内容についても、詳細に事業報告すべであり、市はこの点を把握すべきである。



那覇市精神障害者地域生活支援センターが入居する那覇市古波蔵ふれあい館
（市 HP より転載）

ク）那覇市障がい者福祉センター

指定管理者：社団法人　那覇市身体障害者福祉協会

・施設の概要

項　　目	内　　容
所在地	那覇市古島２丁目 14 番地４
所管課	福祉部障がい福祉課
供用開始年月	昭和 58 年４月 11 日
設置目的	障がい者の福祉の増進を図るため
設置根拠条例	那覇市障がい者福祉センター条例
主な施設種類	福祉施設
敷地面積（公有財産表）	２，８０３．１１㎡
延床面積（公有財産表）	５９５．９７㎡
施設取得費	２８４，３０９，０００円（建築費及び用地取得費）
開館時間	午前９時から午後５時まで
休館日	土・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、 12 月 29 日から翌年の１月３日、６月 23 日(慰霊の日)
利用料金等	無料
施設の特徴	リハビリで使用する機能訓練室や入浴室を備えている。

・指定管理者の概要

指定管理者名	社団法人　那覇市身体障害者福祉協会
代表者名（市との関係）	会長　高良 幸勇（本市との関係はなし）
指定期間	平成 21 年４月１日から平成 26 年３月 31 日(５年間)
設立目的（定款・寄付行為等）	定款　第３条　身体障がい者福祉の基本的理念の実現のために、身体障がい者の社会参加、自立生活の促進及び社会生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。
設立年月	昭和 32 年４月
事業内容	１身体障がい者の福祉事業の企画、実施、調査研究 ２障害者総合支援法に基づく地域活動支援センターⅡ型事業

	３那覇市障がい者福祉センターの指定管理業務 ４障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業 ５那覇市から受託する障がい者運動会及び障がい者美術展の運営業務 ６その他、同協会の目的達成のために必要な事業
指定管理業務の内容	障害者総合支援法に基づく地域活動支援センターⅡ型事業及び施設維持管理業務
市所管の公の施設における平成24年度の指定管理業務	同　上
指定管理者制度の導入効果	管理者や職員が事業に対して自覚と責任感を持つようになった。
平成24年度指定管理料	41,540,000円
利用料金制の採用の有無	無し
公募・非公募	公募

・役員数の推移

（単位：人）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
理事(市関係者は不存在)	20人	19人	20人	20人	20人
監事(市関係者は不存在)	1人	2人	2人	2人	2人
合計(市関係者は不存在)	21人	21人	22人	22人	22人

・施設管理職員数の推移

（単位：人）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
正規職員数(市職員は不存在)	1人	1人	1人	1人	1人
非正規職員数(市職員は不存在)	11人	11人	11人	11人	11人

１．監査の結果と意見

（１）施設の状況について

那覇市障がい者福祉センター（以下、「障がい者福祉センター」という。）は、「障がい者の福祉の増進を図るため」（那覇市障がい者福祉センター条例（以下、「条例」という。）第１条）、設置されている。在宅で生活している障がいのある方々が、機能訓練・創作的活動事業等を通じて生活の改善、身体機能の維持向上を目指すことにより、障がい者の自立と社会参加を促進し、もって障がい者の福祉の増進を図ることを目的とされている。

敷地面積２，８０３．１１㎡、延床面積５９５．９７㎡であり、昭和５８年４月１１日から供用開始されている。施設には、社会適応訓練室、作業室、機能回復訓練室、静養室、入浴室、相談室等がある。

（２）指定管理者制度導入について

障がい者福祉センターにおいては、平成１８年度より指定管理者が置くこととされ、平成２１年度からは、社団法人那覇市身体障害者福祉協会（以下、「身体障害者福祉協会」という。）が指定管理者とされている。指定期間は５年である。

身体障害者福祉協会は、身体障がい者福祉の基本的理念の実現のために、身体障がい者の社会参加、自立生活の促進及び社会生活の安定と福祉の増進を図ることを目的として、昭和３２年４月に設立された団体である。

平成２４年度の指定管理料は、４,１５４万円である。

【意見】

障がい者福祉センターは、身体障がい者を支援することを目的とした施設であり、身体障がい者支援に精通し、身体障がい者福祉活動の実績のある団体が管理運営することで、身体障がい者支援に関する専門性を活かした施設運営や、市民のニーズを汲み取ったサービス提供を可能とすることができるのであり、まさに指定管理者制度を導入するに相応しい施設といえる。施設の目的達成に資する民間業者によるノウハウを活用しやすい場面であり、サービス向上、経費削減が期待できる場面といえる。

この点、身体障がい者に対する福祉サービスについては、制度が変遷しておりサービス内容が若干変動しているため、一概に以前の経費と比較することはできないが、指定管理制度を導入する以前の平成１７年度の管理委託料（３７７万１,０００円）とデイサービス事業（４,７０２万４,０００円）の合計が５,０７９万５,０００円だったのに対し、平成１８年度のデイサービス事業（２,１３１万７,０００円）とⅡ型事業委託料（１,６７０万円）、指定管理料（５５０万６,０００円）の合計が４,３５２万３,０００円、平成１９年度と平成２０年度のⅡ型事業委託料と指定管理料の合計

が４，１５４万円、平成２１年度以降の指定管理料は４，１５４万円であり、経費削減が図られており、評価できる。

（３）指定管理者について

身体障害者福祉協会の平成２０年度の一般会計収支計算書によると、収入・支出ともに６,４６６万１,０００円の収支予算である。そして、収入の中で最も大きいのは、地域活動支援センターⅡ型事業の３,３４０万円、次いで大きいのが障がい者福祉センター指定管理運営事業の８１４万円であり、障がい者福祉センターの収入４,１５４万円は、予算規模の約６４％を占める。また、身体障害者福祉協会の収入には、市から目的外使用許可を得て、市内全域に約50台の自販機を設置したことによる自販機収入が合計６８０万円含まれており、その内２台は、障がい者福祉センターにも設置されていることから、この自販機２台分の収入を加えると、身体障害者福祉協会の収入の中で、障がい者福祉センターにおける収入が占める割合は更に高くなる。

身体障害者福祉協会は、平成１５年２月１７日より、障がい者福祉センターが設置されている「那覇市古島二丁目１４番地４」に主たる事務所を置いている。

【意見】

上記のとおり、身体障害者福祉協会の予算規模の中で、障がい者福祉センターにおける収入が多数を占めており、身体障害者福祉協会の運営は、障がい者福祉センターの運営に依存していると言っても過言でない状態である。特に、障がい福祉センターにおける職員は、正規職員１名、非正規職員１１名の合計１２名であるが、かかる職員の人件費を賄うのは、指定管理料であり、指定管理者選定から外れた場合、職員を雇用しつづけることは不可能であろう。仮に指定管理者から外れた場合には、職員を解雇せざるをえないというのは、職員にとっても著しく酷である。

また、本施設は、長年、身体障害者福祉協会が管理運営を行っており、平成２１年度からの指定管理者の公募においても、同団体のみが応募していた。身体障害者福祉協会は、従前より、障がい者福祉センターの委託を受け、継続的にその業務を担っているが、職員やサービス内容が変わることを望まない利用者のニーズもあり、施設運営者が変わることは、長期的安定的な利用を阻害してしまうことになるため、同一の団体が継続的安定的な施設運営をすることも重要である。このような観点から、身体障害者福祉協会が継続して障がい者福祉センターの業務を行うことは妥当であろう。

他方で、指定管理者を公募しているのは、複数の事業者が事業計画書を提出し、応募企業の中でもっとも創意工夫にあふれ、あるいは効率的に施設管理ができる企業を選定することになることで、サービス向上、経費削減が期待できるからであり、複数業者の応募も期待されるところである。

身体障害者福祉協会は、団体の運営が障がい者福祉センターの運営に依存していることを自覚し、今後も障がい者福祉センターの指定管理者に必ず選定されるわけではないことに留意し、職員の雇用を守るためにも、一層のサービス向上、経費削減に努めるべきであろう。

身体障害者福祉協会の主たる事務所が、障がい者福祉センターの建物内となっていることは問題である。障がい者福祉センターは、市が所有している建物であるが、身体障害者福祉協会は、事務所部分の賃料を払っておらず、無償で使っているものと思われる。ただし、市と身体障害者福祉協会との間で、当該建物を無償で貸借する契約（使用貸借契約）を締結しているわけではない。建物は、市の公有資産なのであるから、いくら指定管理者といえども、その場所に主たる事務所を置くべきではない。仮に主たる事務所を置くとしても、市との間で、事務所スペースについて、正式な貸借契約を締結すべきであろう。

（４）事業の妥当性及び実施状況について

条例上の事業は、以下のとおりである（条例第３条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「法律」という。)第７７条第１項第９号)。

① 障害者等につき、地域活動支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業（地域活動支援センター機能強化事業、地域活動支援センターⅡ型)。

② 障害福祉サービス事業

③ 障がい者に関する各種の相談事業

④ 障がい者に対する機能訓練事業

⑤ その他市長が必要と認める事業

平成２４年度の施設の事業実績は、上記各事業のうち、①地域活動支援センターⅡ型の延利用者数は10,379名（開所日数242名)、１日平均利用者数は43名である。③障がい者に対する相談事業は、那覇身協相談員、ピアカウンセラー、地域包括支援センター、地域生活支援センター等と連携して実施された。センター利用についての相談・見学件数は128件であった。④障がい者に対する機能訓練事業として、地域生活支援センターⅡ型事業における機能訓練を除いて、自主リハビリを希望する方への機能訓練としての場・交流の場の提供、土曜日の自主サークル活動としての施設の提供が行われた。②障害福祉サービス事業は、行われていなかった。

【意見】

ア 障がい者福祉センターの設置目的は、「障がい者の福祉の増進を図るため」であることから、上記各事業は、目的に沿ったものといえ、事業内容は妥当なものといえる。

ただし、地域活動支援センターⅡ型事業の中心的な事業として機能訓練が行われているが、それとは別途、「障がい者に対する機能訓練」を事業としてあげる必要性が不明である。地域活動支援センターⅡ型事業には、機能訓練が含まれるのであるから、別途機能訓練を事業としてあげる必要性はないのではないだろうか。

したがって、上記各事業のうち、④障がい者に対する機能訓練については、①地域活動支援センターⅡ型事業に統一して構わないと考える。

イ　上記各事業のうち、②障害福祉サービス事業は、平成２４年度においては実施されていなかった。この点、条例上、障がい者福祉センターにおいて、当該事業を行うこととされているにもかかわらず、事業が全く行われていなかったのは問題である。この点、那覇市障害者福祉センター指定管理者募集要項においても、障害福祉サービス事業については、指定管理者の業務内容に入れられておらず、もともと市においても、障害者福祉サービスについては、指定管理者の業務として捉えていなかった。市において、条例上、障害福祉サービスが、障がい者福祉センターが行う事業である旨明記されていることを留意すべきであり、条例通りの運用を行うべきである。

ウ　上記各事業のうち、②障がい者に関する各種の相談事業は、上記のとおり行われているが、センター利用についての相談・見学件数以外の相談実績件数が明らかでない。相談事業の実績を把握するために、詳細な相談件数の集計を取るべきである。

その際、福祉サービスの利用援助（情報提供）、社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利擁護のための必要な援助、専門機関の紹介等の分類を参考にするとよかろう。

エ　地域活動支援センターⅡ型の事業内容は、基礎的事業（利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行うこと）に加え、「地域において雇用・就労が困難な住宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する」ことである（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長平成１８年８月１日通達「地域生活支援事業の実施について」）。

上記各事業のうち、①地域活動支援センターⅡ型事業は、まさしくこの事業であり、利用者数は10,379名（開所日数242名）、１日平均利用者数は43名であることから、それなりの利用実績があるといえる。また、平成２０年度は利用者数7,304名、１日平均利用者数30名、平成２１年度は利用者数9,346名、１日平均利用者数は39名、平成２２年度は利用者数9,791名、１日平均利用者数は41名、平成２３年度は利用者数9,769名、１日平均利用者数は41名であり、利用者の増加が認められ、評価できる。

（５）決算の状況について

平成２４年度決算書によると、支出は４,１５４万円であり、指定管理料収入４,１５４万円と同額である。このように収入と支出が完全に一致するということはおよそ考えられず、金額を調整して、あえて同額になるよう収入と支出の金額を合わせているものと思われるが、このように収支同額となるような決算書は、実際の収支が正確に記載されたものとはいえない。

また、障がい者福祉センターにおいては、入浴に係る光熱費として１回２００円を徴収しているが、この光熱費徴収分について収入としての計上がなされていない。

【意見】

経費の縮減が図られているか、効果的、効率的な施設管理がなされているのか等を把握するためには、正確な収益の把握が重要であるが、このような決算書では、実態に即した収益の把握ができず、指定管理者による運営状況を把握しているとはいえないため、問題である。現在の支出明細書では、身体障害者福祉協会による管理の財務状況が全く把握できていないと言わざるを得ない。

そこで、予算と同額となるような支出明細書の提出を速やかに改め、実態に即した正確な支出額が記載された支出明細書の提出を求めるべきである。

また、光熱費について徴収しているのであれば、光熱費徴収についての収入を計上すべきである。

（６）職員の状況について

職員は、常勤（正規職員）１名、非常勤（非正規職員）１１名の合計１２名である。平成２４年度決算書によると、人件費は合計２,８１３万１,１６３円であり、指定管理料４,１５４万円の約６８％を占める。

【意見】

本件指定管理料のうち大部分を占めるのは人件費である。

本施設は、精神障がい者支援が目的とされ、それに対応しうる専門家が必要である。そのような専門家を確保し、継続的に維持するためには、相当の人件費を負担しなければならない。サービス向上のための人材確保、人材育成のために、適切な職員体制と人件費の確保が重要である。

この点、本施設の職員は、１２名中１１名が非正規職員であり、圧倒的多数の職員が不安定な雇用状態である。指定管理者の職員は、指定管理期間中のみという期間が定められることがあり、指定管理期間の満了によって職を失うケースがあることから、人材確保、人材育成のためには、適切な勤務条件、勤務体制が必要であり、不安定雇

用の状態を続けるのは望ましいとはいえない。

また、身体障害者福祉協会は、職員の雇用形態、勤務体制、業務内容についても、詳細に事業報告すべであり、市はこの点を把握すべきである。



ケ）那覇市安謝複合施設（特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、安謝老人憩の家、安謝児童館）

指定管理者：日本赤十字社沖縄県支部

・施設の概要（特別養護老人ホーム）

項目	内容
所在地	那覇市安謝２丁目15番２号
所管課	ちゃーがんじゅう課
供用開始年月	平成10年４月１日
設置目的	高齢者に対する施設福祉及び在宅福祉事業並びに児童に対する養育及び健全育成事業を一体的に、かつ、地域住民と協働して展開することにより、高齢者及び次代を担う児童の福祉の推進並びに世代間の交流及び地域住民の参加の促進を図り、もって地域住民が互いに支え合う内外に開かれた地域福祉社会の形成に資する。
設置根拠条例	那覇市安謝福祉複合施設条例
主な施設種類	２人部屋、４人部屋、静養室、食堂、機能訓練室、浴室、 医務室・看護師室、全身消毒室
敷地面積 （公有財産表）	8,773㎡
延床面積 （公有財産表）	4859.66㎡
施設取得費	1,374,733,013円
開館時間	―
休館日	―
利用料金等	有
施設の特徴	特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、老人憩の家、児童館、保育所、市営住宅等の複合施設である。

・施設の概要（老人デイサービスセンター）

項目	内容
所在地	那覇市安謝２丁目15番２号
所管課	ちゃーがんじゅう課
供用開始年月	平成10年４月１日
設置目的	高齢者に対する施設福祉及び在宅福祉事業並びに児童に対する養育及び健全育成事業を一体的に、かつ、地域住民と協働して展開することにより、高齢者及び次代を担う児童の福祉の推進並びに世代間の交流及び地域住民の参加の促進を図り、もって地域住民が互いに支え合う内外に開かれた地域福祉社会の形成に資する。
設置根拠条例	那覇市安謝福祉複合施設条例
主な施設種類	機能訓練室、トイレ、事務所
敷地面積（公有財産表）	8,773㎡
延床面積（公有財産表）	360.32㎡
施設取得費	123,354,564円
開館時間	午前９時から午後４時まで
休館日	日曜日、祝日、12月29日から翌年１月３日まで、６月23日（慰霊の日）
利用料金等	有
施設の特徴	特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、老人憩の家、児童館、保育所、市営住宅等の複合施設である。

・施設の概要（安謝老人憩の家）

項目	内容
所在地	那覇市安謝２丁目15番１号
所管課	ちゃーがんじゅう課
供用開始年月	平成10年４月１日
設置目的	高齢者に対する施設福祉及び在宅福祉事業並びに児童に対する養育及び健全育成事業を一体的に、かつ、地域住民と協働して展開することにより、高齢者及び次代を担う児童の福祉の推進並びに世代間の交流及び地域住民の参加の促進を図り、もって地域住民が互いに支え合う内外に開かれた地域福祉社会の形成に資する。
設置根拠条例	那覇市安謝福祉複合施設条例
主な施設種類	大ホール・中広間・事務室・浴室(男女)・談話室
敷地面積（公有財産表）	8,773㎡

延床面積（公有財産表）	411.94㎡
施設取得費	―
開館時間	午前10時から午後６時まで
休館日	日曜日、祝日、12月29日から翌年１月３日まで、６月23日（慰霊の日）
利用料金等	有
施設の特徴	特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、老人憩の家、児童館、保育所、市営住宅等の複合施設である。

・施設の概要（安謝児童館）

項目	内容
所在地	那覇市安謝２丁目15番１号
所管課	子育て応援課（平成25年度よりこども政策課）
供用開始年月	平成10年３月
設置目的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする。
設置根拠条例	那覇市児童館及び児童遊園条例
主な施設種類	児童厚生施設
敷地面積（公有財産表）	
延床面積（公有財産表）	400.62㎡
施設取得費	
開館時間	午前10時～午後６時
休館日	慰霊の日・国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第２条の国民の祝日(こどもの日を除く。)・年末年始（12月29日～１月３日）
利用料金等	有
施設の特徴	安謝福祉複合施設内に設置。

・指定管理者の概要

指定管理者名	日本赤十字社　沖縄県支部
代表者名（市との関係）	支部長　仲井眞　弘多
指定期間	平成24年4月1日～平成25年3月31日
設立目的（定款・寄付行為等）	（定款第３条）本社は、赤十字に関する諸条約及び赤十字国際会議において決議された諸原則の精神にのっとり、赤十字の理想とする人道的任務を達成することを目的とする。
設立年月	昭和27年8月
事業内容	社会福祉事業
指定管理業務の内容	那覇市安謝特別養護老人ホーム及び那覇市安謝デイサービスセンターの管理運営事業
市所管の公の施設における平成24年度の指定管理業務	同上
指定管理者制度の導入効果	介護保険施設であるため、介護報酬にて管理運営を行っていることから、指定管理制度導の特段の効果はなし。
平成24年度指定管理料	10,247,000円
利用料金制の採用の有無	有
公募・非公募	非公募

・役員数の推移　（単位：人）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
評議員（内、市関係者）	21人 （16人）	21人 （16人）	21人 （16人）	21人 （16人）	21人 （16人）
合計（内、市関係者）	21人 （16人）	21人 （16人）	21人 （16人）	21人 （16人）	21人 （16人）

・施設管理職員数の推移　（単位：人）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
正規職員数（内、市職員数）	44人	41人	44人	43人	46人
非正規職員数（内、市職員数）	43人	46人	46人	46人	47人

１．監査の結果と意見

（１）施設の状況について

那覇市安謝複合施設（以下、安謝福祉複合施設という）は、那覇新都心及び国道５８号線に隣接し、利便性にすぐれた立地条件の下にある。また、市営住宅や小学校が隣接しており、住環境としても整っている。

同複合施設は、安謝市営住宅の建替えと同時に那覇市安謝特別養護老人ホーム(以下、特別養護老人ホームという)を中心に安謝老人デイサービスセンター(以下、デイサービスセンターという)、那覇市安謝老人憩の家(以下、安謝老人憩の家という)及び那覇市安謝児童館（以下、安謝児童館という）の福祉施設を建設したもので、施設間交流や世代間交流のできる施設、地域間交流のできる地域に開かれた施設として、「やさしさの再現できるまちづくり」を理念に、地域住民が互いに支え合う内外に開かれた施設として設置され、平成１０年４月１日に事業を開始している。平成１８年の指定管理者制度の導入にあたり、施設設置の経緯から、当初５年間については、非公募とされ、当初からの管理委託先であった日本赤十字社沖縄県支部が指定管理者となり、管理運営を行なっていた。

特別養護老人ホーム及び安謝老人デイサービスセンターについては、平成２３年度以降の運営の在り方について、①指定管理者制度の継続、②譲渡(無償・有償)、貸付（無償・有償）が検討された結果、指定管理者制度を取りやめ、平成２５年４月１日より無償により期間を定めず貸付ける使用貸借契約による方法に変更されている。借受法人募集が行われ、３法人が応募し、選考の結果、日本赤十字社沖縄県支部が使用貸借者となっている。

児童館及び安謝老人憩の家については、指定管理者の公募が行われたが、応募者が現指定管理者日本赤十字社沖縄県支部１社しかなく継続して、指定管理者となって事業を行っている。

複合施設の事業用地は８，７７３㎡で、うち、安謝老人憩の家４１１．９４㎡、安謝児童館６１８．４２㎡、那覇市安謝特別養護老人ホーム（収容定員１００床、短期入所５床）４８５９．６６㎡、安謝老人デイサービスセンター（定員３５人）３６０．３２㎡である。

特別養護老人ホームの施設取得費は、１，４２２，４７１千円、デイサービスセンターの施設取得費は１３０，８０５千円、財源は、国庫補助金、沖縄県負担金、市債、一般財源である。

【意見】

那覇市は、上記老人ホーム及びデイサービスセンターの指定管理者制度を取りやめて、民営化へ移行する方法として、無償の使用貸借方法を採用している。両施設の事業は、介護保険収入(利用料金方式)で賄われており、指定管理者制度採用時においても那覇市が負担する指定管理料は発生していない。民営化によって、那覇市職員が指定管理者制度のもとでおこなっていた事務管理業務はなくなるが、使用貸借の条件が履行されているか監督する業務が発生する。民営化前の市職員人件費負担額は年間１３，１９２千円なので、市職員の業務量の減少に伴う人件費の負担割合の減少によるコスト削減効果は期待される。那覇市は民営化において、無償貸付（使用貸借）の方法を選択した理由として、①国庫補助金の返還、市債の繰上償還を要しないこと②「無償譲渡」の場合は、当該施設を普通財産に変更せざるを得ないが、譲渡を受けた者の運用によっては、他の施設の支障になりかねない危険性があること。③無償貸借（使用貸借）により、修繕義務、修繕費用の負担及び瑕疵担保責任が借主の負担となることをあげている。

修繕について、使用借人日本赤十字社沖縄県支部は、安謝福祉複合施設中長期事業整備計画表を作成しており、那覇市は、施設の適切な維持管理修繕が使用者によって、計画通り適性に行われているか定期的に検査する必要がある。また、大規模修繕に備えて日本赤十字社沖縄県支部は、余剰金を積み立てることになっているが、計画通り積立金が積み立てられているかどうかについても定期的検査が必要である。

（２）利用料金について

那覇市安謝福祉複合施設条例（改正平成１８年３月３１日条例第２５号）では、特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、那覇市安謝保育所については、利用料金の条項が設定されているが、安謝老人憩の家及び安謝児童館については、利用料金の設定がない。

【意見】

安謝老人憩の家及び安謝児童館については、他の老人福祉センター、老人憩の家、児童館と同様に利用料金制にし、指定管理者が利用料金を活用することを前提にした指定管理料を積算すべきである。

（３）人件費について

那覇市安謝児童館及び安謝老人憩の家の職員は、館長以下７名全員が臨時職員である。１人あたり平均人件費（法定福利費を除く）は、年間２，２３５千円で、同じ複合施設内の特別養護老人ホーム、老人デイサービス事業の正職員１人あたり平均人件費（賞与を含み法定福利費を除く）年間４，４９２千円の４９％となっている。また、同施設を担当している市職員の４８％となっている。

【意見】

安謝老人憩の家及び安謝児童館の指定管理料積算額における人件費は、臨時職員の人件費支出に基づき計算されており、また、末吉老人福祉センター、壺川老人福祉センター、辻老人憩の家、小禄老人福祉センター、識名老人福祉センターにおいても、非常勤もしくは、嘱託職員の人件費に基づき計算されている。指定管理者制度導入によるコスト削減効果は、臨時、非常勤、嘱託等の正職員に比べて比較的低い人件費によってもたらされている。業務に応じた適正な人件費の計上を見積もって積算すべきである。

（４）資金収支内訳表について

指定管理人日本赤十字社の平成２４年度資金収支内訳表における安謝老人憩の家と安謝児童館の収支差額はゼロとなっており、指定管理料の受託と管理運営費は同額になっている。

【意見】

管理運営費を指定管理料の範囲内に収めたもので、本来負担すべき人件費の一部を特別養護老人ホーム勘定に負担させている。結果、安謝老人憩の家及び安謝児童館の支出は適正に表示されていない。指定管理者制度は、住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的とされているが、収支状況が適正に表示されていない決算書では、サービス水準に比し、指定管理料の設定水準が適切であったか評価できないので、改める必要がある。

写真左から　安謝特別養護老人ホーム　安謝児童館　安謝老人憩の家

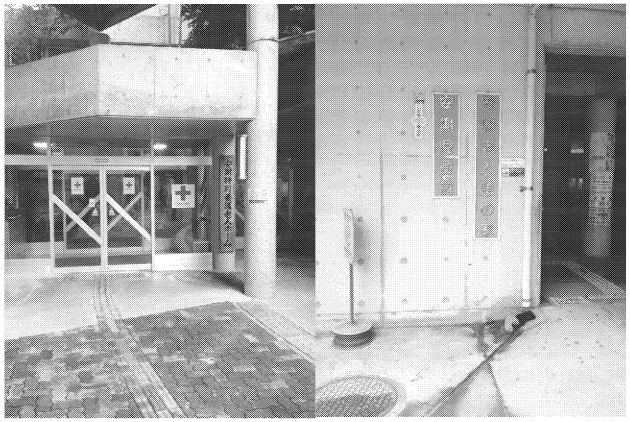

コ）那覇市末吉老人福祉センター、那覇市壺川老人福祉センター、那覇市辻老人憩の家

指定管理者：社会福祉法人　陽風会

児童館・老人福祉センター（併設型施設）小禄児童館及び小禄老人福祉センター、識名児童館及び識名老人福祉センター

指定管理者：社会福祉法人　那覇市社会福祉協議会

・施設の概要（末吉老人福祉センター）

項目	内容
所在地	那覇市首里末吉町２丁目１４番地
所管課	福祉部ちゃーがんじゅう課
供用開始年月	昭和 50 年９月
設置目的	60 歳以上の市民に教養の向上、レクリエーション等の場を提供し、心身の健康増進を図る。
設置根拠条例	那覇市老人福祉センター条例
主な施設種類	相談室・機能訓練回復室・集会室・教養室・娯楽室・多目的ホール・トイレ・浴室・囲碁室・ラウンジ　他
敷地面積（公有財産表）	3,302.20 ㎡
延床面積（公有財産表）	931.98 ㎡（1 階：494.44 ㎡、2 階：437.54 ㎡）
施設取得費	146,866,000 円

開館時間	午前 10 時から午後５時まで
休館日	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律第２条の休日（敬老の日を除く。） (3) 12 月 29 日から翌年の１月３日までの日 (4) ６月 23 日（慰霊の日）
利用料金等	有

・施設の概要（壺川老人福祉センター）

項目	内容
所在地	那覇市壺川２丁目３番１１号
所管課	福祉部ちゃーがんじゅう課
供用開始年月	昭和 56 年５月
設置目的	60 歳以上の市民に教養の向上、レクリエーション等の場を提供し、心身の健康増進を図る。
設置根拠条例	那覇市老人福祉センター条例
主な施設種類	相談室・機能訓練回復室・大広間・教養室・娯楽室・多目的ホール・トイレ・浴室　他
敷地面積（公有財産表）	2,587.46 ㎡
延床面積（公有財産表）	1,091.31 ㎡（1 階：590.91 ㎡、2 階：500.40 ㎡）
施設取得費	529,876,000 円
開館時間	午前 10 時から午後５時まで
休館日	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律第２条の休日（敬老の日を除く。） (3) 12 月 29 日から翌年の１月３日までの日 (4) ６月 23 日（慰霊の日）
利用料金等	有
施設の特徴	本市の老人福祉センターの中でも施設規模が一番大きい。

・施設の概要（辻老人憩の家）

項目	内容
所在地	那覇市辻２丁目１４番１号（市営住宅内）
所管課	福祉部ちゃーがんじゅう課
供用開始年月	平成３年10月
設置目的	60歳以上の市民に教養の向上、レクリエーション等の場を提供し、心身の健康増進を図る。
設置根拠条例	那覇市老人憩の家条例
主な施設種類	事務室・談話室・会議室・健康室・大広間・トイレ・浴室
敷地面積（公有財産表）	市営住宅内
延床面積（公有財産表）	480.00㎡（1階：173.00㎡、地下1階：307.00㎡）
施設取得費	―
開館時間	午前10時から午後５時まで
休館日	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律第２条の休日(敬老の日を除く。) (3) 12月29日から翌年の１月３日までの日 (4) ６月23日(慰霊の日)
利用料金等	有
施設の特徴	市営住宅内にあり、広間が地下にあるなど、施設自体が小規模である。

・指定管理者の概要

指定管理者名	社会福祉法人　陽風会
代表者名（市との関係）	理事長　高良　健
指定期間	平成21年４月１日～平成26年３月31日
設立目的（定款・寄付行為等）	この社会福祉法人は、多様な福祉サービスがその利用者の移行を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるように支援することを目的として、社会福祉事業を行う。

設立年月	平成18年３月２日
事業内容	社会福祉事業
指定管理業務の内容	那覇市末吉老人福祉センター、那覇市壺川老人福祉センター、那覇市辻老人憩の家の管理運営に関すること。
市所管の公の施設における平成24年度の指定管理業務	同上
指定管理者制度の導入効果	健康の保持・増進に関する講座等の開設により、高齢者の介護予防に寄与している。
平成24年度指定管理料	那覇市末吉老人福祉センター　10,932,000円 那覇市壺川老人福祉センター　11,514,000円 那覇市辻老人憩の家　9,139,000円
利用料金制の採用の有無	有
公募・非公募	公募

・役員数の推移

（単位：人）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
理事（内、市関係者）	6	6	6	6	6
監事（内、市関係者）	2	2	2	2	2
合計（内、市関係者）	8	8	8	8	8

・施設管理職員数の推移

（単位：人）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
正規職員数（内、市職員数）	6	6	6	6	4
非正規職員数(内、市職員数)	3	3	3	3	5

末吉老人福祉センター　３人
壺川老人福祉センター　３人
辻老人憩の家　３人

・施設の概要（小禄児童館）

項目	内容
所在地	那覇市小禄５丁目４番地２
所管課	子育て応援課（平成25年度よりこども政策課）
供用開始年月	昭和59年5月
設置目的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする。
設置根拠条例	那覇市児童館及び児童遊園条例
主な施設種類	児童厚生施設
敷地面積（公有財産表）	－
延床面積（公有財産表）	457.42㎡
施設取得費	168,218,000円
開館時間	午前10時～午後６時
休館日	慰霊の日・国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第２条の国民の祝日(こどもの日を除く。)・年末年始（12月29日～1月３日）
利用料金等	有
施設の特徴	小禄老人福祉センター併設の施設。

・施設の概要（小禄老人福祉センター）

項目	内容
所在地	那覇市小禄５丁目４番地２
所管課	福祉部ちゃーがんじゅう課
供用開始年月	昭和59年４月
設置目的	60歳以上の市民に教養の向上、レクリエーション等の場を提供し、心身の健康増進を図る。
設置根拠条例	那覇市老人福祉センター条例
主な施設種類	相談室・機能訓練回復室・大広間・休憩室・娯楽室・教養・図書室・陶芸室・トイレ・浴室　他
敷地面積（公有財産表）	3,373.08㎡
延床面積（公有財産表）	799.61㎡＋14.85㎡（陶芸室） （1階：401.53㎡、2階：398.08㎡）

施設取得費	342,880,000円
開館時間	午前10時から午後５時まで
休館日	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律第２条の休日(敬老の日を除く。) (3) 12月29日から翌年の１月３日までの日 (4) ６月23日(慰霊の日)
利用料金等	有
施設の特徴	敷地内に児童館が併設されている。

・施設の概要（識名児童館）

項目	内容
所在地	那覇市識名２丁目５番５号
所管課	子育て応援課（平成25年度よりこども政策課）
供用開始年月	昭和60年１月
設置目的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする。
設置根拠条例	那覇市児童館及び児童遊園条例
主な施設種類	児童厚生施設
敷地面積（公有財産表）	－
延床面積（公有財産表）	498.94㎡
施設取得費	274,530,000円
開館時間	午前10時～午後６時
休館日	慰霊の日・国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第２条の国民の祝日(こどもの日を除く。)・年末年始（12月29日～1月３日）
利用料金等	有
施設の特徴	識名老人福祉センター併設の施設。

・施設の概要（識名老人福祉センター）

項目	内容
所在地	那覇市識名２丁目５番５号
所管課	福祉部ちゃーがんじゅう課
供用開始年月	昭和 60 年２月
設置目的	60 歳以上の市民に教養の向上、レクリエーション等の場を提供し、心身の健康増進を図る。
設置根拠条例	那覇市老人福祉センター条例
主な施設種類	相談室・機能訓練回復室・大広間・休憩室・娯楽室・教養室・図書室・陶芸室・トイレ・浴室　他
敷地面積（公有財産表）	5,798 ㎡
延床面積（公有財産表）	793.85 ㎡＋18.13 ㎡（陶芸室） （1 階：613.38 ㎡、2 階：180.47 ㎡）
施設取得費	421,380,000 円
開館時間	午前 10 時から午後５時まで
休館日	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律第２条の休日（敬老の日を除く。） (3) 12 月 29 日から翌年の１月３日までの日 (4) ６月 23 日（慰霊の日）
利用料金等	有
施設の特徴	同一敷地内に児童館が併設されている。本市の老人福祉センターでは敷地が一番大きく、グラウンドも大きい。

・指定管理者の概要（一部抜粋）

指定管理者制度の導入効果	地域における福祉活動推進の中核である那覇市社会福祉協議会と、各種団体の機能充実強化、福祉ボランティアの育成強化を図っている。老人福祉センター・児童館の機能を併設し、子どもからお年寄りまでの（世代間・地域間・障がい者と健常者）交流を行う場として、地域福祉活動の拠点となってる。
平成 24 年度指定管理料	51,263,000 円（児童館分も含む）
利用料金制の採用の有無	有
公募・非公募	公募

・施設管理職員数の推移

（単位：人）

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
正規職員数（内、市職員数）	2（0）	2（0）	2（0）	2（0）	2（0）
非正規職員数（内、市職員数）	7（0）	21（0）	21（0）	21（0）	22（0）

１．監査の結果と意見

（１）施設の状況について

那覇市壺川老人福祉センター、那覇市末吉老人福祉センター、辻老人憩の家は単独型の施設で、公募の結果、社会福祉法人陽風会が指定管理者となっている。

那覇市識名老人福祉センター・那覇市識名児童館、那覇市小禄老人福祉センター・那覇市小禄児童館は、福祉センターと児童館の併設型施設で、公募の結果、社会福祉法人那覇市社会福祉協議会が指定管理者となっている。

上記５施設のうち、那覇市壺川老人福祉センターの視察を行った。

【意見】

壺川老人福祉センターは、２階建で、エレベーターの設置はない。１階は車椅子用スロープがあり、障害者用トイレが設置されているが、比較的元気なお年寄りが利用しており、車椅子の利用者がいないためか、障害者用トイレが清掃用具置き場になっていた。利用できないほどの状況ではなかったが、障害者用トイレについては、利用者がいつでも快適に利用できるように、整備すべきである。

また、当老人福祉センター開設（昭和 56 年５月）時、起債により取得したソーラーシステム設備（61,490 千円）は、現在使用不能となっているが、撤去費用がかかるということで撤去されず機械管理室に取り付けられたままになっていた。ソーラーシステムを、撤去することにより機械管理室は別途の用途に使用可能と思われるので、施設の有効活用の面から検討を要する。また、多額の機械設備等を設置する場合は、使用可能期間、維持管理費、除却費用等も検討すべきである。

（２）指定管理者の選定基準について

社会福祉法人陽風会（以下、陽風会という）は、平成２１年度から壺川老人福祉センター、末吉老人福祉センター、辻老人憩の家の指定管理者となっており、前任指定管理者は、社会福祉法人那覇市社会福祉協議会（以下、社会福祉協議会という）である。利用状況の推移をみると、陽風会が指定管理者になったあとの利用者数は、壺川

老人福祉センターが平成２０年度５１，３２６人から平成２４年度は１１，１６７人増加して、６２，４９３人（２１％増）、末吉老人福祉センターが３９，１６９人から１，２４４人減少して、３７，９２５人、辻老人憩の家は２６，１２６人から１，４９９人増加して２７，６２５人となっている。壺川老人福祉センターの利用者の大幅増加は、健康志向の利用者ニーズを把握して、健康体操等の運動メニューを多く取り入れた成果だと思われる。

【意見】

選定にあたって、併設型及び単独型で那覇市社会福祉協議会が指定管理者の第１次候補者となるが、那覇市老人福祉センター等及び児童館指定管理者募集要項により、１つの団体が両方の指定管理者を受けることが出来ないため、社会福祉協議会が併設型を選択した結果、単独型で２番目に高い評価を得ていた陽風会が指定管理者の候補として、選定されたものである。社会福祉協議会は、選定時現在の併設型及び単独型の指定管理者であり、審査項目において、最も高い評価を得ている。前任の指定管理者がその実績により、高い評価を得ることは、安定的、継続的に施設運営を行っていく上で、一概に否定できないが、指定管理者異動後における利用状況、アンケート結果が、利用者から好評であることから、新規事業者によるサービスの向上が伺える。指定管理者選定の審査表における審査項目、評価基準の配点において、応募者の評価における公平性が保たれるように、実績のあるものが常に高い評価を得ることがないように審査基準、評価基準の配点を検討する必要があるものと思われる。

（３）浴室利用状況について

老人福祉センター、老人憩の家には、入浴場が設置され、入浴サービス事業が行われている、入浴料サービスは、無料で提供されているにもかかわらず、安謝老人憩の家を除き、各施設の入浴サービス利用者数は少ない。　老人福祉センターに浴場が設けられているのは、「老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について（昭和５２年８月社老第48号社会局長通知）」により、「老人福祉センター設置運営要綱」に、浴場を設けるように定められているからである。老人憩の家については、「老人憩の家の設置運営について（昭和40年４月社老第８８号）厚生省社会局長通知」により「老人憩の家設置運営要綱」が定められているが、これに浴場を設けるよう定められているわけではないので、浴場を設置しなくてもよいということになっている。浴室利用は無料で提供されているにも関わらず、次表、浴室利用状況が示すように安謝老人憩の家を除き浴室利用者は少ない。

浴室利用状況　　平成24年度実績

	入浴回数	延利用者数（人）	1回あたり入浴者数（人）
壺川老人福祉センター	91	597	6.56
末吉老人福祉センター	90	245	2.72
辻老人憩の家	88	770	8.75
小禄老人福祉センター	利用はシャワーのみで年間4日程度（人数は1日あたり3～4人）		
識名老人福祉センター	故障のため利用定止中		
安謝老人憩の家	98	2,841	28.99
計	367	4,453	12.13
条例に定めた入浴料1回100円　（円）		445,300	
水道料金概算（円）※		640,365	

※那覇市提出資料

【意見】

入浴設備について、安謝老人憩の家の浴室は、明るく広く、利用者は、比較的多いが、その他の老人憩の家、老人福祉センターにおいては、利用者数は少ない。条例において入浴料は１回１００円と定められているが、どの施設においても入浴サービスは無料で提供されている。老人福祉センターに浴場設備を設ける根拠となっている要綱は、昭和 52 年に制定されたもので、現在の利用者ニーズにあわない側面もある。入浴サービス利用者が少ない理由について、アンケート結果も参考に、今後、入浴設備を充実させて利用者を増やしていく方向に行くのか、福祉センターに入浴サービスが利用者から求められているのかコスト面も含め検討し、場合によっては、施設ごとに廃止すべきかどうかも検討すべきである。

（４）施設利用料について

地方自治法において、普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる（地方自治法第２４４条の２第８項）とされており、那覇市においても老人福祉センター、老人憩の家について、条例により利用料金が定められており、利用者からの利用料を直接指定管理者の収入とすることができる利用料金制が採用され

ている。しかしながら、各老人福祉センター、各老人憩の家の指定管理者陽風会及び社会福祉協議会は、利用サービスを無料で提供しており、利用料金を得ていない。各指定管理者の決算書においても、利用料収入はなく、指定管理料のみで運営している。

【意見】

利用料金制は、指定管理者にとっては、市からの指定管理料と利用料の両方の収入を得ることができるので、メリットがあると思われるが、利用料金制が採用されている老人福祉センター、老人憩の家の管理運営において、指定管理者は、利用者から利用料を得ることなく免除している。老人福祉センター及び老人憩の家の施設利用料金は、那覇市行政財産使用料条例に基づき定められており、冷房費、入浴料においては実績数値を基礎に算定されている。冷房費と入浴料に関する経費は、指定管理料の積算において、光熱水費として加味されており、利用料金制による指定管理料の削減効果は発生していない。利用料金制において、指定管理者が利用料金制を活用することを前提にした指定管理料を積算すべきである。

（５）財務状況について

那覇市壺川老人福祉センター、那覇市末吉老人福祉センター、那覇市辻老人憩の家の指定管理者、社会福祉法人陽風会の平成２４年度拠点区分資金収支明細書によると、壺川老人福祉センターの事業活動資金収支差額は５６千円の支出超、末吉老人福祉センターは５７千円の支出超、辻老人憩の家は、８５千円支出超で、ほぼ収支ゼロに近い決算となっている。指定管理料の収入の範囲内に支出を納めるために費目を調整したものと推測される。陽風会は、ケアハウス常夏の島（ケアハウス）、小規模牧志（小規模多機能型ホーム）も運営しており、ケアハウス常夏の島の事業活動資金収支差額は７９，０７８千円の黒字、小規模牧志は、７１５千円の黒字となっており、介護保険収入がある黒字の施設で、指定管理者となっている施設の赤字を補填し、全体としての管理運営を維持しているものと思われる。

指定管理者社会福祉法人那覇市社会福祉協議会の老人福祉センター等管理運営事業（小禄老人福祉センター、識名老人福祉センター、金城老人憩の家）平成２４年度資金収支計算書によると、経常活動資金収支差額は６４１千円となっており、陽風会同様、ほぼ収支ゼロに近い決算となっている。那覇市社会福祉協議会は、指定管理者収入以外に、介護保険収入、自立支援等収入、寄付金収入、補助金収入等の収入もあり、総括としての経常収支差額は、１２，８０１千円となっている。

両指定管理者において、平成２２年度、平成２３年度の収支状況も、ほぼ収支ゼロの決算となっている。

【意見】

毎期、収支ゼロに近い数字の決算は作為的であり、支出が指定管理料の範囲内に、調整されていると推測される。支出（費用）が、適正に表示されていない決算書から、事業者の経営状況を正しく把握することはできず、次期以降の指定管理料の積算資料としても参考にならない。

利用者増加、サービス向上を意識するあまり、実際のコストを低く計上し、指定管理料を超えたサービスの提供が行われているか、あるいは、次期以降の指定管理料を削減されないために他の事業部門の支出(費用)を付け加えて収支をゼロにしているのか疑われても仕方がない決算書である。

那覇市は、指定管理者の提出する事業報告書が適正に作成されるよう指導すべきである。

（６）備品管理について

壺川老人保健センター施設視察時、資産の管理状況を把握するため、備品台帳を閲覧した。

【意見】

備品の管理は、那覇市老人福祉センター及び老人憩の家基本協定書　別紙（第５条関係）において、善良なる管理者の注意のもとに使用しなければならないとされており、備品の損失報告も義務づけられている。備品台帳を閲覧したが、記録の継続性、実在性、網羅性において、台帳としての整備が不十分で備品現物の実在性が確認できなかった。福祉センターには、マッサージ機等の高額な備品も設置されていることから、備品台帳を整備し、定期的に現物と突き合わせ実在性を確認する必要がある。

壺川老人福祉センター



サ）那覇市シルバーワークプラザ

指定管理者：公益社団法人　那覇市シルバー人材センター

・施設の概要

項目	内容
所在地	那覇市首里末吉町４丁目６番地６
所管課	福祉部　ちゃーがんじゅう課
供用開始年月	平成 12 年 4 月 1 日
設置目的	シルバーワークプラザは、「高年齢者労働能力活用事業費等地方公共団体補助金交付要綱（シルバー人材センター事業）」に基づき、シルバー人材センターの会員が働く拠点（会議や研修、技能訓練や講習、請負事業等の作業）施設として、補助金を受けて建築された。
設置根拠条例	那覇市シルバーワークプラザ条例
主な施設種類	老人福祉施設
敷地面積（公有財産表）	2,275.15 ㎡
延床面積（公有財産表）	397.49 ㎡
施設取得費	29,932,350 円
開館時間	月曜～金曜　午前８時～午後５時まで
休館日	日曜日、祝祭日、慰霊の日
利用料金等	なし
施設の特徴	高齢者の就業意欲と技能を活用し、社会参加を図ることを目的とする「高齢者就業機会確保事業」や、企画立案方式による「いきいき地域サポート事業」において、軽度生活援助事業及び介護サービス講習会、室内清掃講習会など８つの講習会を開催している。

・指定管理者の概要

指定管理者名	公益社団法人那覇市シルバー人材センター
代表者名（市との関係）	理事長　名嘉元 甚勝（なし）
指定期間	平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日
設立目的（定款・寄付行為等）	シルバーワークプラザは、国の定める「高齢者

	労働能力活用事業費等地方公共団体補助金交付要綱（シルバー人材センター事業）」に基づき、シルバー人材センターの会員が働く拠点（会議や研修、技能訓練や講習、請負事業等の作業）施設として、補助金を受けて建築された。
設立年月	昭和５７年４月
事業内容	臨時的・短期的な就業の場を、60 歳以上のシルバー人材センター会員に提供している。
指定管理業務の内容	シルバーワークプラザの管理運営
市所管の公の施設における平成 24 年度の指定管理業務	那覇市シルバーワークプラザの管理運営
指定管理者制度の導入効果	業務の特殊性から、指定管理者として相応しいものが限定されるため、指定管理者制度を導入することでの特段の効果はなし。
平成 24 年度指定管理料	13,546,000 円 （平成 24 年度シルバー人材センター運営補助金）
利用料金制の採用の有無	無
公募・非公募	非公募

役員数の推移

（単位：人）

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
理事（内、市関係者）	15 人 (5 人)	15 人 (5 人)	15 人 (4 人)	16 人 (5 人)	16 人 (5 人)
監事（内、市関係者）	2 人 (1 人)	2 人 (2 人)	2 人 (1 人)	2 人 (1 人)	2 人 (1 人)
合計（内、市関係者）	17 人 (6 人)	17 人 (7 人)	17 人 (5 人)	18 人 (6 人)	18 人 (6 人)

施設管理職員数の推移

（単位：人）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
正規職員数（内、市職員数）	6人	6人	6人	6人	6人
非正規職員数（内、市職員数）	8人 （1人）	6人 （2人）	5人 （2人）	3人 （1人）	3人 （1人）

監査の結果と意見

（1）施設の状況について

シルバーワークプラザは、公益社団法人那覇市シルバー人材センター（以下、シルバー人材センターという）の会員が事業を展開するための施設として取得費２９，９３２千円（うち国庫補助金１４，０００千円）で平成１２年４月供用開始されたもので、敷地面積２２７５．１５㎡、延床面積３９７．４９㎡の鉄骨平屋建の施設である。施設内は、シルバー人材センターの事務所と会員の研修のための会議室に利用されている。土地は賃借で、３名の個人土地所有者と土地賃貸借契約を締結している。当該土地は当初那覇市が幼稚園用地として使用していたものであるが、幼稚園が移転したために、その跡地にシルバーワークプラザを建設したものである。

【意見】

シルバー人材センターの敷地は、作業用車両(2ｔダンプ等１０台)及び職員、会員等利用者の駐車場として利用されているが、土地賃借料の負担が、シルバー人材センターの経営を圧迫しつつあり、結果として、このような広い敷地が必要であったか立地場所として、適切であったか疑問が残る。

（2）指定管理者制度の運用について

シルバーワークプラザは、那覇市が所有し運営管理は、シルバー人材センターが行っている。当該施設は、高年齢者労働能力活用円滑化事業費補助金補助事業として建設費の一部を国庫補助金として受けて那覇市が実施主体となり建設したもので、シルバー人材センターの会員に利用させることを目的として設立されたものである。その経緯から、シルバー人材センターが非公募による指定管理者となっている。施設の維持管理は、シルバー人材センターが受託事業により得た受取事務費収入と受取補助金で行っており、市は補助金を支払っているが、指定管理料は負担していない。実態として、シルバー人材センターが、那覇市の建物を無償で賃借して高齢者のための就労支援事業を行っているもので、指定管理者制度の目的であるところの民間活力導入による施設の維持管理コストの削減、利用者サービスの向上にはなじまないものである。

【意見】

シルバーワークプラザは、指定管理者制度導入による市職員の事務費の削減、将来老朽化したときの建替の問題の回避、シルバー人材センターの自立を促す観点から、シルバー人材センターへの譲渡（無償・有償）等、民営化を図ることを検討されたい。

（3）財務の状況について

受注契約額は、平成２２年度４５５，０８８千円、平成２３年度４６２，７０９千円、平成２４年度４０２，３２５千円と平成２４年度は前年比６０，３８４千円（１３％）の減少となっている。会員数も平成２２年度１０８１人、平成２３年度１０３５人、平成２４年度１００９人と減少傾向にある。また、就業実人員も平成２２年度６９４人、平成２３年度６８７人、平成２４年度６５１人と減少傾向にある。

シルバー人材センターは、国から連合会を経由して、補助金を受け取っているが、事業仕分で問題点が指摘され、国の補助金は年々減額されており、補助金収入は減少傾向にある。

シルバー人材センターの経営状況は、平成２４年度の正味財産増減計算書によると主な収益は、受託事業収益４０２，３２５千円（内訳：支払配分金に充当される受取配分金３１１，２４４千円、受取材料費等４９，３０７千円、受取事務費４１，７７４千円）、受取補助金２３，８４６千円（内訳：受取連合交付金（国）１０，３００千円、受取市補助金１３，５４６千円）、主な費用は、事業費４２０，６０６千円（内訳：支払配分金３１１，２４４千円、支払材料費等４８，８６２千円、人件費４０，８７３千円、その他の事業費１９，６２７千円）管理費７，７３０千円（内訳：人件費２，１７１千円、賃借料４，２１５千円、その他の管理費１，３４４千円）で、要約すると受取事務費と受取補助金の合計６５，６２０千円の収入で人件費、その他の事業費、管理費６８，２３０千円を賄うことになっている。事業費経常増減額（経常損益）は、受取会費、受取負担金収入により、１，９３８千円のプラスとなっているが、受託業務の減少により収益が減少していく中、固定費である土地賃借料（年間賃料　４，１３６千円）の存在は、資金繰りを悪化させる要因となっている。

【意見】

受託事業収益に占める公共事業の割合は 54%と大きく、経営は、公共事業に依存している。指定管理者制度の導入による民間の事業者の参入に伴う受託の減少、競争入札の導入による受託の減少等、公共事業の受託減少に伴う経営リスクがある。平成２４年

度の就業実人員一人当たりの配分金は、年間４７８千円となっており、平成２３年度５２９千円に比べ５１千円の減少となっている。公共事業において、高齢者にできる業務であれば、優先的にシルバー人材センター等の高齢者に委託することは、結果的にシルバー人材センターへの補助金の負担額を縮小させ、また、生活保護費等の社会コストの低減をもたらす効果も期待されるので、公共事業委託にあたって、事業別のコスト低減だけではなく、社会全体としてのコスト削減効果も考慮すべきと考える。

また、貸借対照表において、長期延滞の未収金があるが、貸倒引当金の計上が行われていない。シルバー人材センターは、倒産等、貸倒の事実が発生したときに貸倒損失を計上している。未収金等債権について貸倒見積高を算定し、貸倒引当金の計上を行わなければならない。シルバー人材センターは、公益認定を受け、平成２４年４月１日より公益社団法人となっており、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計基準に準拠した計算書を作成すべきである。

平成24年度貸借対照表における未収金３６，４７５千円のうち　過年度繰越の延滞債権が１，４２４千円ある。延滞未収入金は、財団の資金繰りを悪化させる要因となる。前受金制等延滞債権が発生しないような回収システムを構築するとともに未収金が長期化しないよう債権管理を強化すべきである。

（２）利用状況について

シルバーワークプラザの管理運営は、上記（１）で述べたように指定管理者制度になじまないものであるが、シルバー人材センター会員の利用状況をみると、会員数、就業実人員は減少しており、過去３年間の就業率（就業実人員÷会員数）は60%台で、高いとはいえない。

【意見】

指定管理者事業評価表によると利用者の満足度調査、満足度を高めるための計画の策定がなされていない。上記で述べたように、シルバーワークプラザの管理運用は指定管理者制度になじまないものと思われるが、シルバー人材センターとしての運用面では、利用者である会員の満足度調査を行い、会員の声に耳を傾け減少傾向にある会員数を増やすよう努力すべきである。

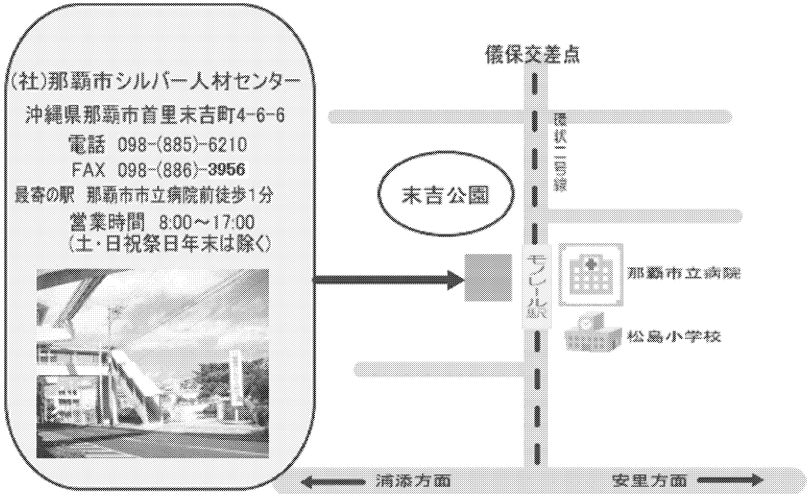

（センターHP より転載）

シ）那覇市安謝複合施設（安謝保育所）

指定管理者：社会福祉法人　郵住協福祉会

・施設の概要

項目	内容
所在地	那覇市安謝２丁目１５番２号
所管課	こどもみらい部こどもみらい課
供用開始年月	平成１８年４月１日
設置目的	高齢者に対する施設福祉及び在福祉事業並びに児童に対する養育及び健全育成事業を一体的に、かつ、地域住民と協働して展開することにより、高齢者及び次代を担う児童の福祉の推進並びに世代間の交流及び地域住民の参加の促進を図り、もって地域住民が互いに支え合う内外に開かれた地域福祉社会の形成に資するため。
設置根拠条例	那覇市保育所設置管理条例、那覇市安謝福祉複合施設条例
主な施設種類	保育所
敷地面積（公有財産表）	８，７７３㎡
延床面積（公有財産表）	７５７．５５㎡
施設取得費	無償貸与
開館時間	午前７時から午後１０時まで。ただし、次に掲げる日は午前８時から午後６時まで。（那覇市安謝福祉複合施設条例第４条第１項） (1)日曜日 (2)国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第３条の休日 (3)１２月２９日及び３０日 (4)６月２３日(慰霊の日)
休館日	１２月３１日から翌年の１月３日までの日（那覇市安謝福祉複合施設条例第４条第２項）
利用料金等	(1)保育料 那覇市保育料基準表のとおり（那覇市保育の実施等に関する条例施行規則第12条） (2)延長保育利用料（那覇市安謝福祉複合施設条例第８条第２項第２号）

区分	金額		
	月曜日から金曜日利用(月額)	月曜日から土曜日利用(月額)	土曜日のみ利用(月額)
1時間延長	2,500円	3,500円	1,000円
2時間延長	5,500円	6,500円	3,000円
3時間延長	6,500円	7,000円	3,500円
4時間延長	7,500円	8,000円	4,500円
緊急・一時的な利用	延長開始から1時間は200円、その後は1時間につき300円とする。		

(3)一時預かり利用料（那覇市安謝福祉複合施設条例第８条第２項第２号）

区分	金額(日額)		
	1日利用	半日利用	
		食事あり	食事なし
2歳未満児	1,500円	900円	750円
2歳以上児	1,300円	800円	650円

(4)休日保育利用料（那覇市安謝福祉複合施設条例第８条第２項第２号）

区分	金額(日額)	
2歳未満児	1,800円	同一の世帯で保育を受ける児童が2人以上いる場合は、低い方の額(全員が同額の場合は当該額)が適用される児童1人に限り、当該額の10分の8の額とする。
2歳以上児	1,600円	

施設の特徴	高齢者に対する施設福祉及び在宅福祉事業並びに児童に対する養育及び健全育成事業を一体的に、かつ、地域住民と共同して展開することにより、高齢者及び児童を担う児童の福祉の推進並びに世代間の交流及び地域住民の参加の促進を図り、もって地域住民が互いに差さえある内外に開かれた地域福祉社会の形成に資するため複合施設となっている保育所部分である。

・指定管理者の概要

指定管理者名	社会福祉法人郵住協福祉会
代表者名（市との関係）	理事長　三木元子
指定期間	平成24年4月1日～平成25年3月31日
設立目的（定款・寄付行為等）	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的と

	する。
設立年月	昭和５２年３月５日
事業内容	・入所児童の保育 ・一時預かり事業 ・保育所地域活動事業 ・障害児保育対策事業 ・地域子育て支援センター事業 ・休日保育事業 ・延長保育及び長時間延長保育事業
指定管理業務の内容	・入所児童の生活指導、保健衛生その他児童の処遇に関すること。 ・保育所の衛生、整頓その他の環境整備に関すること。 ・保育所の物品等の保全(軽微な修繕を含む。)に関すること。 ・その他、協議して定めた業務に関すること。
市所管の公の施設における平成24年度の指定管理業務	安謝保育所の管理運営業務
指定管理者制度の導入効果	平成24年度は、延べ定員1,320人に対し、延べ1,524人の児童に保育を実施。また、特別保育事業（一時預かり事業、保育所地域活動事業、障害児保育事業、地域子育て支援センター事業、休日保育事業、延長保育事業）を実施。
平成24年度指定管理料	130,589,980円(決算額)
利用料金制の採用の有無	有
公募・非公募	非公募

役員数の推移

※各年度4月1日現在　（単位：人）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
理事（内、市関係者）	7 (0)	7 (0)	7 (0)	8 (0)	8 (0)
監事（内、市関係者）	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)
合計（内、市関係者）	9 (0)	9 (0)	9 (0)	10 (0)	10 (0)

施設管理職員数の推移

※各年度4月1日現在　（単位：人）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
正規職員数（内、市職員数）	16 (0)	16 (0)	17 (0)	16 (0)	18 (0)
非正規職員数（内、市職員数）	15 (0)	16 (0)	16 (0)	20 (0)	19 (0)

当該施設は、平成25年度から民営化されているため、民営化前の施設概要及び指定管理者概要を示すに止め、市立保育所全般については、直営施設にて検討している。

なお、同保育所へ往査した際の運営状況などのヒアリング結果も含め検討している。

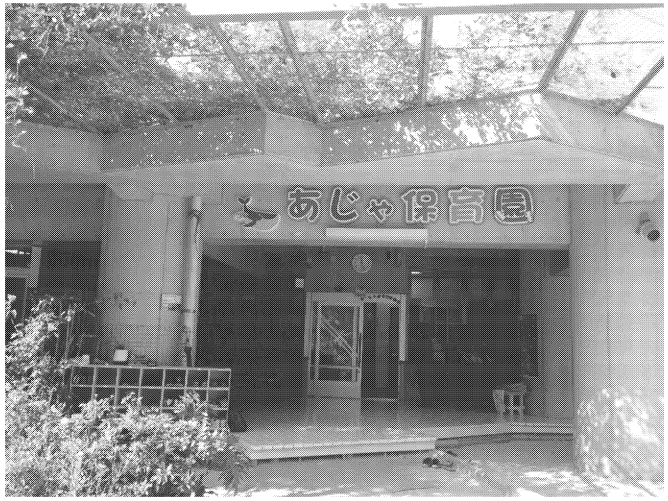

ス）総合福祉センター（母子福祉センター）

那覇市母子生活支援施設（さくら）

指定管理者：社団法人　那覇市母子寡婦福祉会

・施設の概要（母子福祉センター）

項目	内容
所在地	那覇市金城３丁目５番地４　那覇市総合福祉センター1階内
所管課	こどもみらい部　子育て応援課
供用開始年月	
設置目的	市民の福祉の増進を図るため
設置根拠条例	那覇市総合福祉センター条例
主な施設種類	母子福祉センター
敷地面積（公有財産表）	―
延床面積（公有財産表）	―
施設取得費	―
開館時間	午前10時から午後６時まで
休館日	(1)　日曜日 (2)　国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第３条の休日 (3)　12月29日から翌年の１月３日までの日 (4)　６月23日(慰霊の日)
利用料金等	利用料無料
施設の特徴	母子家庭等に対し各種の相談に応じるとともに、生活指導・生業指導を行うなど、母子家庭の福祉のための便宜を総合的に供与する施設。

・施設の概要（那覇市母子生活支援施設（さくら））

項目	内容
所在地	那覇市首里鳥堀町４丁目99番地
所管課	こどもみらい部　子育て応援課
供用開始年月	平成15年８月
設置目的	児童の福祉の増進を図るため
設置根拠条例	那覇市母子生活支援センター条例
主な施設種類	母子生活支援施設
敷地面積（公有財産表）	2,039.66㎡
延床面積（公有財産表）	1,803.1㎡
施設取得費	413,180,000円
開館時間	24時間
休館日	なし

利用料金等	階層区分及び世帯区分			使用料の額（円／月）	利用料金の上限額（円／1回）
	A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯		0	0
	B階層	A階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯		0	1,100
	C階層	A階層及びB階層を除き前年分所得税非課税世帯でかつ前年度分市町村民税課税世帯		500	2,800
	D階層	A階層、B階層及びC階層を除く所得税課税世	第1階層	前年の所得税課税額が2,999円以下の世帯	1,000
			第2階層	前年の所得税課税額が3,000円以上4,800円以下の世帯	1,250
			第3階層	前年の所得税課税額が4,801円以上9,600円以下の世帯	1,500

		帯	第4階層	前年の所得税課税額が9,601円以上16,800円以下の世帯	1,750	
			第5階層	前年の所得税課税額が16,801円以上24,000円以下の世帯	2,100	
			第6階層	前年の所得税課税額が24,001円以上32,400円以下の世帯	2,450	
			第7階層	前年の所得税課税額が32,401円以上42,000円以下の世帯	2,800	
			第8階層	前年の所得税課税額が42,001円以上の世帯	3,000	
施設の特徴	児童福祉法（第38条）に定められた施設で、配偶者のない女子、又はこれに準ずる事情にある女子とその児童を入所させ、保護するとともに自立の促進のためにその生活を援助し、あわせて退所した母子の相談、その他の援助を行うことを目的とする施設です。					

・指定管理者の概要（母子福祉センター）

指定管理者名	社団法人那覇市母子寡婦福祉会
代表者名（市との関係）	平良君代
指定期間	平成23年4月1日から平成28年3月31日
設立目的（定款・寄付行為等）	定款参照
設立年月	昭和44年9月
事業内容	定款参照
指定管理業務の内容	（1）施設の運営に関する業務 ①利用の許可、その取消しその他センターの利用に関すること。 ②センターの施設及び付属設備の維持管理に関すること。 ③就業に結びつく講習会等の企画及び実施 ④母子家庭の相談及び生活指導に関する事業の企画及び実施に関する業務 ⑤その他センターの管理運営に必要な業務。 （2）施設の維持管理に関する業務 ①清掃業務 ②設備機器及び備品管理 ③その他施設の維持管理に関する業務 （3）その他の業務 ①事業計画書の作成

	②事業報告書の作成 ③市が実施する業務への協力
市所管の公の施設における平成24年度の指定管理業務	那覇市母子福祉センター 那覇市母子生活支援センターさくら
指定管理者制度の導入効果	管理費　128,000円の縮減
平成24年度指定管理料	2,428,000円
利用料金制の採用の有無	無
公募・非公募	公募

・指定管理者の概要（さくら部分のみ）

指定管理業務の内容	（1）入所者に対する業務 ア　児童福祉法第23条第1項に規定する母 イ　保育事業 （2）維持管理業務 ア　さくらの適切な運営のため、事業計画書に基づき必要な維持管理を行うこと。 イ　緊急時対策、防犯・防災対策等 （3）その他の業務 ア　各種福祉相談事業（無料） イ　那覇市短期入所生活援助事業 ウ　那覇市乳幼児健康支援一時預かり事業
市所管の公の施設における平成24年度の指定管理業務	那覇市母子福祉センター 那覇市母子生活支援センターさくら
指定管理者制度の導入効果	管理費　690,000円の縮減
平成24年度指定管理料	46,449,000円
利用料金制の採用の有無	有
公募・非公募	公募

・役員数の推移

（単位：人）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
理事（内、市関係者）	16（0）	17（0）	17（0）	16（1）	16（1）
監事（内、市関係者）	2（0）	2（0）	2（0）	2（0）	2（0）
合計（内、市関係者）	18（0）	19（0）	19（0）	18（1）	18（1）

・施設管理職員数の推移（母子福祉センター）

（単位：人）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
正規職員数（内、市職員数）	2（0）	2（0）	2（0）	2（0）	2（0）
非正規職員数（内、市職員数）	0	0	0	0	0

・施設管理職員数の推移（さくら）

（単位：人）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
正規職員数（内、市職員数）	12（0）	12（0）	12（0）	10（0）	10（0）
非正規職員数（内、市職員数）	3（0）	3（0）	4（0）	8（0）	11（0）



１．監査の結果と意見

（１）指定管理者について

那覇市母子福祉センター及び那覇市母子生活支援センターさくらは、公益社団法人那覇市母子寡婦福祉会が指定管理者として管理･運営にあたっている。

那覇市母子寡婦福祉会（H22.3.31期）
収支計算書　単位：千円

事業活動収入	11,920
会費収入	427
那覇市補助金	979
共同募金分配金	434
民間助成金	620
寄付金・受取利息	484
※自販機事業会計繰入金	8,027
※40周年記念物品売上金	949
事業活動支出	12,695
うち事業費	4,548
支部活動費	240
母子寡婦健全育成費	1,215
総会費	414
県母連分担金	266
記念大会費	1,863
その他事業費	551
うち管理費	8,147
役員報酬	2,005
職員2名他人件費	4,903
会議費・旅費交通費	160
通信費・リース料	433
業務委託費・保険料	252
雑支出ほか	394
当期収支差額	△ 775

平成22年10月の指定管理者への応募書類によれば、左表に示すとおり、平成22年3月期一般会計の規模は、主に自販機67台の収入によるものなど他会計からの繰入収入 8,975千円（表中※）、那覇市や県母連などからの補助金等収入2,033千円等11,920千円の収入からなる。

支出が収入を775千円超過しているなど、財政的な余力はあまりうかがえない。

また、収入の柱である自販機事業からの収入にほぼ匹敵する金額が、人件費ほか管理費の支出に費やされるなど、直接事業を行ううえでの効率の低さは否めない状況である。

平成23年度においても（２）でのべる、那覇市母子生活支援センターさくらに係る事業に指定管理者として選定されており、その指定管理料など事業収入に、財政的な依存度を増している。

（２）那覇市母子生活支援センターさくらについて

那覇市母子生活支援センターさくらにおける、直近5年度の利用状況は、概ね以下のとおりである。

那覇市母子生活支援センターさくら　主な利用状況

内　訳	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	単位
年間平均入所世帯数	12.3	14	13	12	12	(戸)
相談事業 延件数	577	550	675	615	719	(件)
退所後相談等ｱﾌﾀｰｹｱ件数	107	42	42	34	55	(件)
病後児事業利用延件数	115	159	106	138	121	(件)
短期入所児童 利用延日数	377	374	272	508	347	(日)
医師･臨床心理士ｶｳﾝｾﾘﾝｸﾞ	147	136	94	81	108	(件)
一時保育･学童保育延利用人数	21	105	76	143	75	(人)

当センターで行われる事業自体については、高い専門性がうかがわれ、対象世帯にとって有益な効果を導いてきたものと推量されるが、専門的な知見を持たない者にも判りやすい評価の仕組みをつくるのは、事業の性格上、やや困難であるように見受けられる。

当センターでは、退所者に対しヒアリングやアンケートを実施しているが、回収データもまだ少ないため、事業評価についてはその手法なども含め、今後の継続的な検討や取り組みが必要な状況にある。

一方、平成 23 及び 24 年度における当センターの収支の実績は、概ね以下に示す収支計算書のとおりである。

那覇市母子生活支援センターさくら
収支計算書　　単位：千円

科　目	H23年度	H24年度
事業活動収入　a	56,856	54,547
指定管理料	46,449	46,449
受託料(病後児保育)	4,200	4,200
受託料(短期入所)	3,257	1,920
自主事業収入	1,323	807
利用料収入	445	450
雑収入	1,182	721
事業活動支出　b	48,174	51,264
給与・賃金・法定福利費・退職金	37,607	39,337
給食費・保健衛生費	944	720
研修費・教養娯楽費	252	346
旅費交通費・通信費	563	582
光熱水費	1,617	1,344
修繕費	710	1,189
消耗品費・備品費・教材品費	839	1,215
業務委託費	3,521	4,457
賃借料	458	550
保険料・分担金	667	575
雑支出	596	528
その他の事業費	399	421
事業活動収支差額 c＝a－b	8,683	3,283
投資活動収支　d	△ 1,692	△ 4,211
固定資産取得支出	692	211
基金積立支出(人件費等積立金)	1,000	4,000 ※
財務活動収支　e	△ 6,990	928
財政調整基金取崩収入	－	6,990
財政調整基金積立支出	6,990	6,062
当期収支差額　c＋d＋e	0	0

平成 24 年度は指定管理料 46,449 千円、病後児保育、短期入所に係る補助金収入約 6,120 千円など 54,547 千円の事業収入に対し、職員等 15 人の人件費 39,337 千円、警備など委託費 4,457 千円など事業支出 51,264 千円であり、事業収支差額が 3,283 千円生じている。平成 23 年度は事業収入 56,856 千円に対し事業支出 48,174 千円と、8,683 千円の差額が生じている。

指定管理料の積算については、人件費や委託料、光熱水費、賃借料など細目ごとに円単位で見積もり集計した結果であり、余剰が大きく生じる可能性は低いように思われる。補助金収入や自主事業収入も、対象が病後児保育や短期入所、学童保育等、相応のコストが予想される事業であるため、両年度に生じた事業収支差額は多額である。

これらの事業活動の余剰を受け、投資活動支出として「人件費等積立金」への支出が平成 23 年度に 1,000 千円、平成 24 年度に 4,000 千円なされている（表中※）。これらは事業活動を賄うために流動的に費やされる性格ではない、固定資産の「基金」に積み立てが行われたものと思料される。

ちなみに財務活動収支は、毎期の収支差額を積み立てあるいは取り崩して、これを運転資金に反映するための、会計技術上の処理を表示するものである。

【意見】

投資活動支出として「人件費等積立金」への支出が、平成 23 及び 24 年度に計 5,000 千円なされている。中長期的には母子寡婦福祉会の人的な活動を通じて、母子寡婦世帯のために役立つものと思われるが、本来、指定管理者の行う事業から生じた余剰については、そもそも対象施設の「さくら」の活動において、直接、更なるサービスの充実に活用されることが理想である。

「さくら」の活動に必要な、資金のニーズは高いものと思われるのにも関わらず、数百万円単位で事業収支の差額が生じ、固定資産(積立金)への振替が続くようであれば、指定管理料や補助金の切り下げにもつながる虞もあるように思われる。本来は「さくら」の事業活動において、資金的に充分な余力が生じることのないほど、対象世帯等に係る直接的な業務に、資金が有効に活用されることが望ましい。

また事業の評価については、入所期間中のサービスに関して当然高いクォリティーを保っているものと思料されるが、むしろ退所後、母子寡婦世帯が望ましい生活水準を確保するに至っているか否かという視点に立って、中長期的な評価を行うことが重要と思われる。当センターも専門的立場から検討を行っているものと思料されるが、退所者について中長期的なフォローを必要とするなど、事業の評価について、一朝一夕に成果を得ることは困難であるものと予想される。

しかし当センターの趣旨に立脚すると、母子寡婦世帯の事後的な状況に重きをおいた事業の成果について、可能な限り客観的な評価を行うことは不可避であるように思われる。今後、当センターの事業で生じた余剰金を効率的に活用するなど、継続的な取り組みが望まれる。

（３）那覇市母子福祉センターについて

那覇市母子福祉センターは、母子家庭等に対し各種の相談に応じるとともに、生活指導・生業指導を行うなど、母子家庭の福祉のための便宜を総合的に供与する施設であり、那覇市総合福祉センター1 階に所在している。

那覇市母子福祉センター会計　収支計算書　　単位：千円

科　目	H22年度	H23年度	H24年度
指定管理料収入	2,428	2,428	2,428
他会計からの繰入金	－	173	－
収入計	2,428	2,601	2,428
事業費(PC講習会他)	599	697	540
給料手当	1,532	1,537	1,537
諸手当・法定福利費等	297	336	347
その他		31	4
支出計	2,428	2,601	2,428
収支差額	0	0	0

左表に示すとおり、当センターの収支の状況によると、指定管理料 2,428 千円の事業規模であり自主事業等の実施はない。人件費を除けば、例年 540～697 千円の事業費

にて指定管理者の行う事業を行っていることになる。

主な活動として、母子寡婦世帯の母(夫)の資格取得やスキルアップを通じた就労支援があげられる。具体的にはパソコン、洋裁リフォーム、調理師資格等に係る講習会などを行うとともに、職業自立支援事業との連携等を通じて、例えばヘルパー等介護職、調理補助等の保育所職員等への就労につなげる活動を行っている。利用者は母子寡婦世帯に限定し一般の利用は排除されている。直近5年度の当センターにおける利用状況は概ね下に示すとおりである。

那覇市母子福祉センター　主な利用状況　　単位:回

内　訳	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
母子会による会議等	73	158	166	135	145
他団体による講習会等	50	41	35	45	70
パソコン講習会	42	45	48	40	43

(注)直近5年度比較可能な対象に限る。

実質的に現在の事業費の規模では、パソコン講習程度しか賄えず、他の研修等は、指定管理者の母子寡婦福祉会による負担、又は何らかのボランティアに依っているのが現状である。

一方、平成24年度における当センターの稼働状況は、稼働日数151日、稼働時間682時間、利用者数2,422人となっており、仮に年間の稼働可能日数を240日とした場合、1日あたりの稼働時間は3時間に満たない水準にとどまっているものとみられる。

【意見】

当センターは母子家庭の福祉のための便宜を総合的に供与する施設とされ、相談、生活指導、生業指導などやや総花的な目的を有しているが、実質的には少ない事業規模のもと、スキルアップを通じた就労支援など、限られた事業活動を行っている。

市は当センターの趣旨に照らし、母子寡婦世帯の就労支援や相談など、本来は社会的要請が強いものとみるならば、それに応えられる程度の指定管理料の設計を行う必要がある。

仮に、現在の事業費の水準にて賄える程度のニーズしか認識できないとするならば、公の施設としてやや稼働不足である可能性が高いため、母子寡婦世帯に関する具体的な他用途のニーズの掘り起こしが必要である。

セ）那覇市古波蔵児童館

指定管理者：社会福祉法人　ポプラ福祉会

那覇市若狭児童館

指定管理者：NPO法人地域サポートわかさ

・施設の概要（古波蔵児童館）

項目	内容
所在地	那覇市古波蔵4丁目7番7号
所管課	子育て応援課（平成25年度よりこども政策課）
供用開始年月	平成15年4月
設置目的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする。
設置根拠条例	那覇市児童館及び児童遊園条例
主な施設種類	児童厚生施設
敷地面積（公有財産表）	
延床面積（公有財産表）	267.75㎡
施設取得費	沖縄県より無償譲渡。
開館時間	午前10時～午後6時
休館日	慰霊の日・国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条の国民の祝日(こどもの日を除く。)・年末年始（12月29日～1月3日）
利用料金等	有
施設の特徴	複合施設「古波蔵ふれあい館」の3階に設置。

・指定管理者の概要（社会福祉法人　ポプラ福祉会）

指定管理者名	社会福祉法人　ポプラ福祉会
代表者名（市との関係）	崎濱　盛喜
指定期間	平成24年4月1日～平成28年3月31日
設立目的（定款・寄付行為等）	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重し

	て総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、社会福祉事業を行う。
設立年月	昭和53年4月19日
事業内容	第２種社会福祉事業 ・保育所ポプラ保育園の設置経営 ・保育所ポプラ保育園分園の設置経営
指定管理業務の内容	那覇市古波蔵児童館の管理運営
市所管の公の施設における平成24年度の指定管理業務	同上
指定管理者制度の導入効果	民間のノウハウを活かし、効率的・効果的な管理運営を行っている。
平成24年度指定管理料	9,823,000円
利用料金制の採用の有無	無
公募・非公募	公募

役員数の推移（社会福祉法人　ポプラ福祉会）

（単位：人）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
理事（内、市関係者）	5（0）	5（0）	5（0）	5（0）	6（0）
監事（内、市関係者）	2（0）	2（0）	2（0）	2（0）	2（0）
合計（内、市関係者）	7（0）	7（0）	7（0）	7（0）	8（0）

施設管理職員数の推移（社会福祉法人　ポプラ福祉会）

（単位：人）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
正規職員数（内、市職員数）	0	0	0	0	0
非正規職員数（内、市職員数）	4（0）	4（0）	4（0）	4（0）	4（0）

・施設の概要（若狭児童館）

項目	内容
所在地	那覇市若狭３丁目18番１号
所管課	子育て応援課（平成25年度よりこども政策課）
供用開始年月	昭和54年４月
設置目的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする。
設置根拠条例	那覇市児童館及び児童遊園条例
主な施設種類	児童厚生施設
敷地面積（公有財産表）	
延床面積（公有財産表）	348.76㎡
施設取得費	36,084,000円
開館時間	午前10時～午後６時
休館日	慰霊の日・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第２条の国民の祝日（こどもの日を除く。）・年末年始（12月29日～１月３日）
利用料金等	有
施設の特徴	若狭市営住宅内に位置する施設。

・指定管理者の概要（NPO法人地域サポートわかさ）

指定管理者名	特定非営利活動法人地域サポートわかさ
代表者名（市との関係）	理事長　早川　忠光
指定期間	平成24年４月１日～平成29年３月31日
設立目的（定款・寄付行為等）	本会は、若狭が浦地域を住み良いまちにするため、学校、地域、家庭と連携・協力を図り、明るく活力あるまちづくりを進めることを目的とする。（定款第３条）
設立年月	平成１９年１１月２８日
事業内容	・健康・福祉に関する相談事業と講演・講座、技術の習得 ・公民館等の社会教育事業に対する協力・支援 ・若狭が浦地域づくりの推進を図る事業

	・ 環境保全等の現代的課題をテーマとした事業 ・ 子どもの健全育成に関わる子ども支援事業 ・ その他、第３条の目的を達成するのに必要な事業（定款第５条）
指定管理業務の内容	那覇市若狭児童館の管理運営業務
市所管の公の施設における平成 24 年度の指定管理業務	那覇市若狭児童館の管理運営業務
指定管理者制度の導入効果	民間のノウハウを活かし、効率的・効果的な管理運営を行っている。
平成 24 年度指定管理料	9,823,000 円
利用料金制の採用の有無	有
公募・非公募	公募

役員数の推移（NPO 法人地域サポートわかさ）

（単位：人）

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
理事（内、市関係者）	１５（０）	１５（０）	１５（０）	１４（０）	１４（０）
監事（内、市関係者）	２（０）	２（０）	２（０）	２（０）	２（０）
合計（内、市関係者）	１７（０）	１７（０）	１７（０）	１６（０）	１６（０）

施設管理職員数の推移（NPO 法人地域サポートわかさ）

（単位：人）

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
正規職員数（内、市職員数）	―	―	―	―	４（０）
非正規職員数（内、市職員数）	―	―	―	―	１（０）

１．監査の結果と意見

（１）施設の状況について

古波蔵児童館及び若狭児童館の直近５年度における利用者数は下記の通りである。

児童館利用者数

	古波蔵児童館	若狭児童館
平成24年度	17,082	23,230
平成23年度	17,068	20,630
平成22年度	17,534	19,972
平成21年度	13,243	21,738
平成20年度	15,143	24,260

古波蔵児童館は、築 45 年の市の福祉施設「古波蔵ふれあい館」内にあり、建物は沖縄県が昭和 43 年に建造したもので、その後那覇市が無償譲渡を受けた経緯がある。築年数が古く、平成 15 年に改修工事を施しているが、天井スラブなどの剥落等、懸念される現象も生じているため、危険部分をネットで覆って人身への事故を予防するなど、対応策を採っている。現行基準に照らした耐震強度の不足は明白であり、財政の事情を度外視すれば、早期に、建て替えの可否が検討されるべき施設である。

若狭児童館は若狭市営住宅内にあり、築 34 年が経過している。1981 年の新耐震基準施行前の施工であるため、同様に耐震度不足は懸念される。

【意見】

両児童館とも、他の公の施設内へ入居しており、児童館単独での建て替えは財政上の補助が見込みにくいことから、将来の建て替えについても自ずと他の施設との合築となるものとみられる。

特に老朽化が切実となる古波蔵児童館について、合築の具体的なタイミングが優先されるあまり、安全上の要請があまりに後回しにされないよう留意する必要がある。

（２）指定管理者の財務状況について

古波蔵児童館の指定管理者である社会福祉法人ポプラ福祉会は、那覇市内で認可保育園を営む事業者であり、平成 23 年３月期の資金収支計算書によれば、保育園の運営費

収入 200,282 千円など経常収入が合計 224,832 千円計上されている。

これは、同児童館の指定管理料 9,823 千円の約 23 倍の水準であり、当該指定管理業務への収入依存度は 4.3%程度にすぎない。また、同期の貸借対照表によれば、総資産 327,495 千円のうち純資産が 88.3%の 289,187 千円あり、同児童館の指定管理業務を行うにあたり、事業者としての財務上の余力は十分に窺えるところである。

一方、若狭児童館の指定管理者であるＮＰＯ法人地域サポートわかさは、若狭が浦地域を住み良いまちにするため、学校、地域、家庭と連携・協力を図り、明るく活力あるまちづくりを進めることを目的として、平成 19 年に設立された法人である。

指定管理者に選定される直前の平成 24 年 3 月期の収入は、若狭公民館業務受託事業 11,234 千円など 12,606 千円であり、平成 24 年度からの若狭児童館指定管理料 9,823 千円など同児童館に係る収入 10,726 千円は、概ね全収入の 45%程度の水準にあり、その依存度は高い。また、平成 24 年 3 月期の正味財産は 1,931 千円であり、若狭児童館に係る業務による平成 24 年度の収支差額 463 千円を加味しても、財務上の基盤は弱い。

同ＮＰＯ法人は、若狭公民館業務と若狭児童館指定管理業務の主要 2 業務により、実質的にその運営が賄われており、一方の業務の状況が法人自体の運営を通じて、他の業務へ影響を与えかねない構造にある。したがって、若狭児童館の指定管理者としての業務の状況とともに、他の業務を含めた法人そのものの運営状況について留意が必要である。

（3）指定管理者の選定について

那覇市児童館及び児童遊園条例第 16 条の項目に準じて、両児童館とも選定審査会の書類審査及び面接・プレゼンテーションの結果を踏まえ指定管理予定候補者が選定され、市議会の議決を経て指定管理者が決定されている。

うち若狭児童館について、ＮＰＯ法人地域サポートわかさが、評価委員 5 人の評価点合計 401 点を得て予定候補者として選定されているが、60 点台の評価をする委員が 2 人いるなか、委員 1 人が 100 点を与えているなど、評価にばらつきがあるのが特徴的である。この点、古波蔵児童館については 5 人の委員が 86 点～95 点の範囲で評価をしているのと対照的である。

若狭児童館へ往査を行ったところ、担当者の熱意は相当に窺えるものの、現金・備品管理の問題や、現場における様々な問題への対応など、指定管理初年度という事情もあって、100 点満点という評点を得ることについては、やや違和感を抱かざるを得ない状況であった。

評価委員は、Ⅰ．1 指定管理者に応募した理由 から、Ⅳ．2 指定管理料の提案額 に至るまで、審査の細目について客観的な評価を行っているものであるが、その個々の内容については、制度上、必ずしも詳らかに把握できるものとは限らないのが現実である。

【意見】

審査会の内容の公表については市の定める「指定管理者制度に関する運用指針」において、個人情報の保護に十分配慮するもの、また各委員への説明又は了解を得た上で決裁し公表するものとなっているため、議会審議等の中で要求がある場合にも、当指針に従い手続きを行うとされている。

しかし、あまりにこれを聖域化すると、評価に対する事後的な検証を通じて客観的・中立的な評価制度を担保することを損なう恐れがあるものと思われる。選定審査会においては、あくまで評価内容が公開されることを前提に、市議会の審議や、市の監査に耐えうる体制を堅持していただきたい。

（4）決算書の作成や利用者の調査などについて

古波蔵児童館の平成 24 年度実績報告書と、帳簿による最終の決算書である「事業活動収支内訳表」を照合したところ、支出合計で 251 千円の差異があるなど、市に提出された実績報告書が、最終の決算を反映したものではないことが分かった。

管理運営に関する基本協定書により、上半期及び会計年度終了後 30 日以内の提出期限が定められているため、決算整理が間に合わないとの理由によるものとみられる。

このほか、利用者満足度調査の実施について協定内容に即していない旨、市のモニタリングにより指摘を受けている。

一方、若狭児童館においては、6 ヶ月毎の「部門別実績集計表」をもって提出がなされており、通期ベースの収支計算書の形式では、期限内に提出が間に合っていない。

また、同児童館へ往査し、現金や備品の管理について聴取を行ったところ、帳簿残高と照合できる、現金締上表や出納帳、備品台帳等の帳票の提出が無いなど、現金や備品の管理や区分経理の体制が、必ずしも十分ではない。

【意見】

管理運営に関する基本協定書や業務仕様書により、実績報告書や収支報告書は会計年度終了後 30 日以内の提出が定められており、これを順守することが望ましい。

しかし、年度末の繁忙や決算スケジュールにより、期限内に決算を確定することがあまりに困難である場合、協定書による提出期限に緩衝措置を講じることも必要であると思われる。いたずらに提出期限を優先するあまり、未確定段階の収支計算書等を提出することの方が、弊害が大きい。

また現金や備品は、指定管理者の行う他の事業の現金や、市の貸与する備品と区分して管理し、経理することが求められているため、これを確実に履行する必要がある。

一方、利用者の満足度調査については、基本協定書の内容にしたがい、着実に行うことが求められる。

以下の写真は、若狭児童館の書籍である。書籍棚が老朽化しており、危険である。
また、児童書も古いものが多く、ほとんど読まれていない。
書籍を購入する予算が無いとのことであるが、児童館には書籍の確保が必須である。



565

ソ）那覇市首里金城村屋

指定管理者：首里金城町自治会

・施設の概要

項目	内容
所在地	那覇市首里金城町２丁目７番地
所管課	都市計画課
供用開始年月	１９９６（平成８）年５月
設置目的	首里金城地区の歴史文化の伝承と観光振興を図り、また地域住民のふれあいの場とするため設置する。
設置根拠条例	那覇市首里金城村屋条例
主な施設種類	利便施設等
敷地面積（公有財産表）	２０１．００㎡
延床面積（公有財産表）	７２．９０㎡
施設取得費	総事業費 56,000 千円　（旧自治省ふるさとづくり事業）
開館時間	午前 9 時から午後 6 時まで
休館日	なし（毎日開館）
利用料金等	1 時期間あたり 1,000 円
施設の特徴	１９９４（平成 6)年４月に都市景観形成地域として指定しており、地域の歴史的景観形成の先導的役割を果たすため、伝統的な琉球木造建築として整備を行った。

・指定管理者の概要

指定管理者名	那覇市首里金城町４丁目１０番１号 首里金城町自治会
代表者名（市との関係）	自治会長　林　稔
指定期間	平成２４年４月１日～平成２７年３月３１日
設立目的（定款・寄付行為等）	首里金城町自治会会則による （会員相互の親睦と福祉を増進し、地域社会の向上を図ることを目的とする。）

設立年月	昭和３３年１２月
事業内容	（１）会員相互の扶助並びに親睦の促進に関すること。 （２）福利厚生の増進に関すること。 （３）地域の交通安全、防犯防災対策に関すること。 （４）環境衛生の改善向上に関すること。 （５）青少年の健全育成に関すること。 （６）その他、本会の目的達成に必要なこと。
指定管理業務の内容	（１）維持管理に関する業務 （２）利用許可に関する業務 （３）その他市長が必要と認める業務
市所管の公の施設における平成24年度の指定管理業務	那覇市首里金城村屋
指定管理者制度の導入効果	金城村屋の利用者に対するモニタリング調査等から良好な管理がなされている。
平成24年度指定管理料	６９４，０００円
利用料金制の採用の有無	有
公募・非公募	非公募

・役員数の推移

（単位：人）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
理事（内、市関係者）	4(0)	2(0)	3(0)	4(0)	4(0)
監事（内、市関係者）	2(0)	2(0)	2(0)	2(0)	2(0)
合計（内、市関係者）	6(0)	4(0)	5(0)	6(0)	6(0)

・施設管理職員数の推移

（単位：人）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
正規職員数（内、市職員数）			6(0)	6(0)	6(0)
非正規職員数（内、市職員数）			0	0	0

１．監査の結果と意見

（１）施設の管理状況及び今後の在り方について

首里金城村屋は、首里金城町地区の歴史文化の伝承と観光振興を図り、また地域住民のふれあいの場とするために、首里金城町石畳道の途中に、伝統的な琉球木造建築として平成８年５月に整備されたものである。総事業費５６百万円（うち起債４２百万円、一般財源１４百万円）、敷地面積２０１㎡、延床面積７３㎡の寄棟本瓦葺きで、一番座、二番座、裏座，台所、縁側、合併浄化槽、便所から成る。平成１８年度から指定管理者制度を導入し、首里金城町自治会が指定管理者となり、施設の維持管理業務、利用許可に関する業務を行なっている。指定管理料は、年間６９４，０００円である。

当該村屋は、首里金城町自治会が所有していた公民館「金城倶楽部」を老朽化により取壊し整備されたものである。また、現在の指定管理料の中には、施設の清掃費などが含まれており、この清掃費を受け取った施設清掃担当者が、その一部を自治会に寄付していた。

このような指定管理料の算定基礎は妥当ではなく、実際の清掃業務時間や適正な時間単価に見合う人件費とすべきである。また、寄付行為は本人の意思であるにせよ、現地視察時において、清掃担当者が寄付しているという実態も明らかになったことから、改善する余地があると思われる。なお、指定管理者の募集は、非公募で、那覇市首里金城村屋条例１３条において、指定管理者は、「周辺の地域住民で構成される団体」とされ、首里金城町自治会が指定されている。

【意見】

立地場所、設置の経緯などから、公の施設の管理とは異なった視点からの指定管理者制度導入となっている。伝統的な琉球木造建築を将来にわたり保存する観点からは、自治会の公民館機能を切り離した本来の施設管理が必要と思われる。



タ）那覇市緑化センター

指定管理者：株式会社　沖縄ダイケン

・施設の概要

項目	内容
所在地	那覇市おもろまち３丁目２番１号
所管課	花とみどり課
供用開始年月	平成１４年７月
設置目的	緑化の推進を図り、緑化に関する情報提供を行うと共に地域活性化を図る
設置根拠条例	那覇市緑化センター条例
主な施設種類	講習室、多目的ホール、緑化相談・図書コーナー、管理室・工具室、倉庫・機械・電気室、屋外菜園・緑化広場、屋外広場・屋外駐車場（１台）
敷地面積（公有財産表）	５４,９０６．８３㎡
延床面積（公有財産表）	１,１３６．５９㎡（備蓄倉庫、機械室、電気室含む）
施設取得費	１４４，９００，０００円
開館時間	午前９時から午後９時まで
休館日	月曜日、年末年始（１２月２９日から１月３日まで）
利用料金等	あり
施設の特徴	メインホール（講演会・作品展示等）、講習室（自由研究草花遊び教室等）、緑化相談コーナー（土づくり、樹木の選び方、剪定、施肥、植樹の時期等相談に応じる）、図書コーナー（花と緑に関する図書が閲覧できる）

・指定管理者の概要

指定管理者名	株式会社　沖縄ダイケン
代表者名（市との関係）	代表取締役　金城　秀雄
指定期間	平成２２年４月１日から 平成２５年３月３１日まで
設立目的（定款・寄付行為等）	（定款参照）
設立年月	昭和４８年１月

事業内容	（組織及び経営に関する事項参照）
指定管理業務の内容	（募集要項参照）
市所管の公の施設における平成24年度の指定管理業務	
指定管理者制度の導入効果	
平成24年度指定管理料	６，７４０，０００円
利用料金制の採用の有無	あり
公募・非公募	公募

・役員数の推移

（単位：人）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
理事（内、市関係者）	９（０）	９（０）	９（０）	７（０）	７（０）
監事（内、市関係者）	２（０）	２（０）	２（０）	２（０）	２（０）
合計（内、市関係者）	11（０）	11（０）	11（０）	９（０）	９（０）

・施設管理職員数の推移

（単位：人）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
正規職員数（内、市職員数）			２（１）	３（０）	３（０）
非正規職員数（内、市職員数）			５（１）	５（１）	５（１）

１．監査の結果と意見

（１）施設の状況について

那覇市緑化センターは、そもそも平成13年３月策定の「那覇市緑の基本計画」中、Ⅳ(2)緑の交流拠点‥ ①緑化センターの整備促進 として、具体的に謳われた計画に従い整備された経緯がある。

したがって、本来は、緑化推進に係る交流拠点であることを基本に、市民による利用がなされることが想定される施設である。

一方、平成18年９月に改正された那覇市緑化センター条例によると、第１条 緑化の推進又は地域の活性化に資するため、那覇市緑化センターを設置する、とされており必ずしも緑化に関連しない目的であっても、地域活性化のために利用が認められるもの

と理解できる。直近３年度の利用実績の推移を示すと下表のとおりである。

那覇市緑化センター利用実績

（単位：人）

利用者の内訳	H22年度	H23年度	H24年度
緑化関連講座等	5,041	4,628	6,181
緑化以外の講座等	4,606	10,516	12,902
講座利用　計	9,647	15,144	19,083
自主事業他の利用者	23,232	35,270	35,096
全利用者合計	32,879	50,414	54,179

実際に、当センターにおける利用状況を平成24年度についてみると、利用者54,179人のうち、緑化関連講座等は6,181人、緑化関連相談391人、緑化以外の講座利用者等12,902人、自主事業29,318人(そば屋28,665人、緑化関連販売等653人)、その他の来館者5,387人となっており、直接、緑化に関連する利用者は13.3%となっている。

近年、緑化関連の物品販売を伸ばすなど、一定の成果はみられる。また、地域活性化に資する利用も多く見られる。

建物は平成14年7月供用開始され、講習室、多目的ホール、緑化相談･図書コーナー、屋外菜園･緑化広場などを備えるものと説明されている。しかし、実際に現場に往査したところ、多目的ホールや図書コーナーは、規模や間取りの問題もありほとんど活用されていないが、相談コーナーはある程度利用されているようである。また、屋上の庭園も安全管理上、活発な利用は見込みにくい。講習室については、緑化以外の講習等に比較的活発に利用されている。

屋上から地下に至るまで施設を視察した限り、建物は、隣接する公園の管理事務所としての機能を念頭に建設されものと思わざるを得ない。緑化活動や集客に活用するには、全体の規模や構造、間取りや空調の配置等、中途半端である。

（２）収支の状況について

平成24年度の収支実績は、自主事業の収入が前期比2,440千円増となる4,582千円となるなど、前期比831千円の増益となり、指定管理者3年目にして初めて275千円の黒字を達成した。緑化関連品の販売事業に注力したことが奏功し、売上原価の増加や運営強化を図ったことによる人件費増を吸収している。

このように指定管理者による運営努力は認められるものの、指定管理料6,740千円はもちろん、施設賃貸料収入1,165千円もほぼ固定化しているため、増収余力は限られ、固定費を賄うのもなかなか困難を伴う収益環境にある。

施設賃貸料収入については、那覇市緑化センター条例に定める料金を収益しているため、増収にも自ずと限界がある。しかし、緑化あるいは緑化以外の講習会の活動機会の増加を図ることで、ある程度の増収を図ることは可能である。また、市民の交流活動を促し、緑化推進や地域の活性化に寄与するものであるから、たとえ収益性が低いとしても容認されるところである。

一方、利用客の多さがひときわ目立つ飲食店（沖縄そば屋）について、同じく条例による使用料を収受しているため、どの様に活況を呈しようとも、緑化センターにとっては固定的な収益にとどまる。講習会等による市民活動とは異なり、飲食店の利用客は、食事を終えると緑化センターの活動に何ら係ることなく、そのまま帰ることがほとんどである。たとえ市が低い賃料しか得られなくても、飲食の利用客が緑化センターの本来的業務につながり、地域の活性化に寄与するのであればまだしも、これでは飲食店の経営に有利に働くだけであり、低い賃料のままでよしとする意義がわかりづらい。

平成24年度の自主事業その他の利用者について月次の推移をみると、下表に示すとおりである。緑化相談等にくらべ、食堂利用者の多さは歴然としている。

平成24年度　自主事業その他の利用者　内訳別月次推移

（単位：人）

期間	自主事業の利用者			講座利用以外の来館者数			合計
	食堂(そば屋)	その他	計	緑化相談	その他	計	
H24.4月	2,429	36	2,465	17	557	574	3,039
H24.5月	2,679	18	2,697	21	505	526	3,223
H24.6月	2,198	40	2,238	14	497	511	2,749
H24.7月	2,397	21	2,418	23	373	396	2,814
H24.8月	2,242	184	2,426	30	339	369	2,795
H24.9月	2,429	44	2,473	44	240	284	2,757
H24.10月	2,586	37	2,623	38	346	384	3,007
H24.11月	2,353	63	2,416	42	391	433	2,849
H24.12月	2,495	32	2,527	43	526	569	3,096
H25.1月	2,069	61	2,130	40	274	314	2,444
H25.2月	2,168	48	2,216	43	967	1,010	3,226
H25.3月	2,620	69	2,689	36	372	408	3,097
年度計	28,665	653	29,318	391	5,387	5,778	35,096

【意見】

那覇市緑化センターは、施設の規模や特性から、緑化推進に限った市民の利用を拡大させていくのは容易ではない。緑化に係る市民のニーズも限られているため、建物の改築まで行うのは現実的ではなく、与えられた環境のもとで、物品販売など自主事業の拡大で緑化推進に貢献する一方、市民の需要ある多様な講習会など、地域の活性化も図る地道な努力が、引き続き求められる。

ところで飲食店の施設使用料については、固定部分のほか、一部店の収益に応じた変動使用料の設定ができるようにすることが望ましい。大半の利用客は店で昼食を済ますだけであり、センターで実施している講習会や催しなどと異なり、緑化推進はもとより地域の活性化の趣旨とは異なるように思われる。

もちろん、条例の改定を必要とするため直ちに実行可能なものではない。しかし、低

廉な賃借料により特定の事業者の利益をいたずらに保護するよりも、その収益の一部をセンターへ還元させ、緑化推進又は地域活性化に役立てる方が、はるかに公の施設の目的にかなうものと思われる。

飲食店を誰が経営するかは、指定管理者に決める権限がある。仮に、使用料に係る条例を改定し賃料をあげることが難しいのであれば、緑化センターの損益を改善するために、自ら飲食店の経営を行うことも考えられる。その際、飲食店の損益の状況は、当然自主事業として明らかにされなければならない。獲得された自主事業の利益は、指定管理者を務める法人の利益に単純に帰することなく、緑化センターの目的である、緑化推進又は地域の活性化に活用することが、指定管理者の役割として強く期待される。



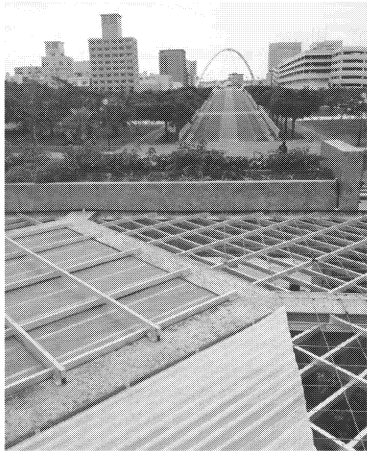

緑化センターの屋上である。屋上緑化部分もあるが、元々、そのような機能で設置された建物ではないと思われるので、実際に屋上で緑化を観賞する場合は、不便で危険な個所もある。

チ）那覇市波の上ビーチ広場

指定管理者：社団法人　那覇市観光協会

・施設の概要

「旭ヶ丘公園（総合公園）」の一部施設である「広場」が「波の上ビーチ広場」として指定管理対象とされている。

なお、「波の上ビーチ」は那覇市（観光協会）の指定管理対象外であり、那覇港管理組合の管理となっている。

以下は、旭ヶ丘公園（直営）の概要である。

項目	内容
所在地	那覇市若狭１丁目24番地１号
所管課	那覇市建設管理部公園管理課
供用開始年月	昭和51年７月１日
設置目的	都市公園の健全な発達を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。
設置根拠条例	都市公園法 第２条の２
主な施設種類	遊具、便所
敷地面積（公有財産表）	39,301.00㎡
延床面積（公有財産表）	319.03㎡
施設取得費	1,466,900千円
開館時間	
休館日	
利用料金等	

施設の特徴	波之上は、明治の頃から沖縄でも代表的な海水浴場で知られ熱帯魚が群れ海棲生物が豊富であった。また、この地は由緒ある霊域でもあり、元旦には、参拝者で賑わった。第二次大戦で焼土と化しその後不法建築物が建ち並び環境上好ましくない状態になる。昭和26年米軍の接収地開放に伴い、昭和29年5月31日付、那覇市施工の戦災復興土地区画整理事業(那覇市第1区)が区域決定し事業着手され、区画整理法による換地計画のなかで公園の整備改善が図られる。昭和31年3月23日の都市公園として決定し、昭和45年4月11日那覇市都市公園条例が制定され、同年6月25日整備工事が完了し使用開始される。昭和46年11月15日区画整理事業による換地処分が決定し、昭和51年7月1日、都市公園として設置し供用開始され、現在、総合公園として市民に最も利用されている。

・指定管理者の概要

指定管理者名	社団法人　那覇市観光協会
代表者名（市との関係）	佐久本　武
指定期間	平成２４年４月１日から 平成２７年３月３１日まで
設立目的（定款・寄付行為等）	本会は那覇市及びその周辺地域の観光事業の振興を図り、地域文化の向上及び経済の発展向上に寄与し、併せて公益に資することを目的とする。
設立年月	昭和３１年１０月５日
事業内容	１．那覇市及びその周辺の観光資源の保護、開発及び利用の促進 ２．観光関係従業員の指導育成に関すること ３．観光観念の普及 ４．観光客の誘致並びにその接遇改善 ５．観光の宣伝並びに講演会及び展覧会の開催 ６．観光催物の企画並びにその実施 ７．観光に関する出版物の観光及び育成指導 ８．特産品、土産品等の宣伝及び育成指導 ９．観光事業関係機関並びに団体との連絡協調 １０．観光事業の調査研究 １１．その他本会の目的達成に必要な事項
指定管理業務の内容	１．利用の禁止、制限及びビーチ広場の秩序維持 ２．制限行為の許可及び利用許可 ３．利用料金の収受及び免除

	４．施設の維持及び修繕 ５．清掃及び草刈・剪定等の美化及び衛生的環境の確保 ６．電気料金、上下水道料金等の支払い ７．その他上記業務に付随する業務 ８．自主事業の実施
市所管の公の施設における平成24年度の指定管理業務	１．利用の禁止、制限及びビーチ広場の秩序維持 ２．制限行為の許可及び利用許可 ３．利用料金の収受及び免除 ４．施設の維持及び修繕 ５．清掃及び草刈・剪定等の美化及び衛生的環境の確保 ６．電気料金、上下水道料金等の支払い ７．その他上記業務に付随する業務
指定管理者制度の導入効果	那覇市波の上ビーチ広場指定管理者の基本的な業務である①市民の平等な利用の確保、②ビーチ広場の効用の最大限の発揮と経費の縮減、③安定した管理運営を適正に遂行している。
平成24年度指定管理料	５，７００，０００円
利用料金制の採用の有無	有（シャワー料金）
公募・非公募	公募

・役員数の推移

（単位：人）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
理事（内、市関係者）	２７（２）	２７（２）	２７（２）	２７（２）	２６（２）
監事（内、市関係者）	３（０）	２（０）	２（０）	２（０）	２（０）
合計（内、市関係者）	３０（２）	２９（２）	２９（２）	２９（２）	２８（２）

・施設管理職員数の推移

（単位：人）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
正規職員数（内、市職員数）	1（0）	1（0）	1（0）	1（0）	1（0）
非正規職員数（内、市職員数）	4（0）	4（0）	3（0）	4（0）	2（0）

1．監査の結果と意見

（1） 指定管理者の財務状況について

那覇市波の上ビーチ広場は、那覇市観光協会が指定管理者に選定されている。同協会は、那覇市及びその周辺地域の観光事業の振興を図り、地域文化の向上及び経済の発展向上に寄与することを目的に昭和31年に設立された一般社団法人であり、指定管理者に応募した直前期である平成23年3月期の財務状況は、概ね以下のとおりである。

那覇市観光協会(H23.3.31期)
正味財産増減計算書　単位：千円

経常収益	182,779
受取会費	13,468
広告収益	6,992
ｼｬﾜｰ・公園使用料	1,885
旅行業手数料	1,115
事業受託金	90,441
受取補助金	68,020
雑収益ほか	857
経常費用	190,581
うち事業費	144,072
賃金	47,802
法定福利費	12,965
報償費	4,257
旅費・通信運搬費	3,211
消耗品費	4,906
印刷製本費	11,582
光熱水費	3,568
広告料	7,373
委託料	36,648
賃借料	7,770
その他事業費	3,990
うち管理費	46,509
人件費	38,037
需用費・会議費	8,472
当期正味財産増減額	△ 7,802
一般正味財産期首残高	13,772
一般正味財産期末残高	5,970

那覇市観光協会(H23.3.31期)
貸借対照表　単位：千円

流動資産	27,049
現金預金	14,663
未収入金	11,248
その他	1,137
固定資産	22,868
特定資産定期預金	20,801
その他固定資産	2,067
資産合計	49,918
流動負債	32,145
未払金	21,228
未払費用	7,393
その他	3,523
固定負債	11,801
退職給付引当金	11,801
負債合計	43,947
正味財産	5,970
負債・正味財産合計	49,918

経常収益は182百万円であり、波の上広場の指定管理料5,701千円に係る収入依存度は3.1%程度にとどまる。

ただし、収益規模に比べ正味財産は6百万円に満たない。同協会の財務の健全性については、波の上ビーチ広場の指定管理業務におけるサービスの質に影響を与えることのないよう、継続して留意を要する。

（2） 波の上ビーチ広場に係る収支の状況について

平成24年度の那覇市波の上ビーチ広場に係る指定管理料は5,701千円であり、利用料収入等を含めた一般事業収入の規模は6,387千円にとどまる。これに対し、主に売店収入やバーベキュー収入からなる自主事業収入は9,943千円であり、一般事業の1.5倍以上の水準にある。同広場に係る収支の状況を、一般事業・自主事業の別に示すと以下のとおりである。

波の上ビーチ広場管理
収支計算書　(H25.3月期)
(一般事業)　単位：千円

事業活動収入	6,387
シャワー使用料	389
公園使用料	298
指定管理料収入	5,700
事業活動支出	8,168
賃金・法定福利費	1,042
消耗品費	165
修繕費	615
光熱水費	3,462
委託料	2,758
その他事業活動支出	126
当期収支差額	△ 1,781

波の上ビーチ広場
収支計算書　(H25.3月期)
(自主事業)　単位：千円

事業活動収入	9,943
売店売上収入	9,749
コインロッカー収入	194
その他収入	0
事業活動支出	7,814
賃金・法定福利費	1,053
売店事業費	5,862
修繕費	0
消耗品費・什器備品費	631
広告料・手数料	193
その他事業活動支出	75
当期収支差額	2,129

上表に示すように、事業の採算についても一般事業より自主事業が勝っており、一般事業における当期収支差額△1,781千円を自主事業の収支差額2,129千円で、埋め合わせる結果となっている。この傾向は、毎期継続してみられる構造的なものである。

なお、平成24年度の自主事業は、平成23年度に比べ、1,741千円の増収であり、当期収支差額も1,306千円増加している。これは左表に示すとおり、採算のよいバーベキューの利用者や売店利用客を増やした結果であり、2年連続して減少していた利用実績を回復させた、指定管理者の一定の経営努力を反映したものと認められる。

ﾊﾞｰﾍﾞｷｭｰ・売店 利用件数の推移
単位：件

年　度	ﾊﾞｰﾍﾞｷｭｰ	売　店
H20年度	255	17,056
H21年度	272	16,107
H22年度	206	13,653
H23年度	177	13,817
H24年度	203	15,528

【意見】

本来、自主事業の黒字は、指定管理者としての業務を継続・発展させるうえで、事業者のインセンティブとして働くことが期待される。これに対し、波の上ビーチ広場における自主事業は、なかば恒常的に、一般事業の収支の穴埋めとして機能している状態にあるものと捉えられる。

本来は、このような自主事業の働きに依存せずとも、同広場の管理・運営が適切になされることを前提に、指定管理料の水準が決定されることが望ましい。

ただし現実には、財政上の要請から指定管理料の算定に制約がかかることが避けられないとすれば、一般事業自体の収支の改善が望まれるところである。これに関連する具体的な意見は次の（3）で触れる。

（3）一般事業のうち公園利用料(収入)、水道光熱費(支出)の水準について

平成24年度の一般事業における利用料収入のうち、ビーチ広場使用料は297千円である。これは年末から年初にかけて、前後の準備期間を含む全7日間にわたる、波の上ビーチ広場に出店するすべての事業者から徴収される使用料の合計である。

那覇市公園条例にて定められた使用料を、適正に徴収した結果であるが、年末年始における市民の盛況ぶり、出店者において稼得が予想される収益規模に比して、はるかに低い水準である。

また平成24年度の水道光熱費が、一般事業において3,462千円計上されており、例年ほぼ同様の水準の計上がなされている。ちなみに同年度におけるシャワー使用料収入は389千円であり、これに比してかなり高額である。原因として、大量の水の使用が予想される人工池の清掃(年4回)が考えられるとのことであるが、夜間などの不正使用等も疑われるのではないかと思われる。

【意見】

一般事業における収支差額を改善するためには、297千円程度にとどまる広場利用料収入を増やす試みも有用であると思われる。現状は、那覇市公園条例にて定める利用料を収受しているため致し方ないが、過去には自主事業の増収を図るため、那覇市波の上ビーチ広場条例を改定し、売店やバーベキューの新事業を実施可能にしたこともある。

ビーチ広場の使用料も固定分のほか、出店者の収益にある程度連動した使用料の規程を設けるなど、増収を図るための可能性を検討する必要があると思われる。このような試みによっても、市民の参拝など、その便益に水をさすことにはならず、いたずらに出店事業者の利益を保護するよりも、増収分を指定管理者のサービスの充実をとおして、市民に還元することが有益である。

同じく一般事業における収支差額を改善するため、水道料の支出を減少させる方策も求められる。ビーチ広場周辺の水道について、不正使用などの状況を常に把握するのは

困難であり、一部で導入している自動停止式の蛇口への切替や、深夜帯における元栓の閉め切りなど、検討の余地がある。

また、大量の水が使用される人工池の洗浄作業について、どの程度の市民ニーズに基づくものか、検討する必要がある。年4回の洗浄によっても雨水などにより、比較的短期に汚れた状況になることも予想され、市民がその景観に親しむ利便はおのずと限られるものと考えられる。この状況を概ね把握し、例えば5月～9月をのぞくビーチの閑散期には人工池の貯水をやめる、人口池そのものを廃し他用途への転用を図るなど、洗浄の機会を減らす方策を検討する余地がある。

（4）指定管理業務の効率性について

那覇市観光協会は、波の上ビーチ広場の指定管理者のほか、平成24年度まで那覇港管理組合から選定を受け、隣接する那覇市波の上ビーチの指定管理者としての業務にも携わっていた。当該ビーチ（人工海浜・護岸）は那覇市の公の施設に該当しないが、那覇市が県、浦添市とともに出資する那覇港管理組合の所有となっている。平成25年度の指定管理者の選定において、観光協会は採算の見通しが厳しいことなどから応札を見送っており、他の事業者による共同企業体が指定管理者に選定されている。

したがって波の上ビーチ及び同広場は、各々別の指定管理者にて管理・運営が行われている状況であり、ホームレス対策や利用客の苦情対応など、別々の管理により、効率性や有効性が今までより低下する恐れがある。

協会がビーチの採算を厳しく判断したのは、従来、那覇市より19百万円程度の補助金を得て業務にあたっていたものの、平成25年度より、ビーチ隣接の駐車場収入など自主事業にて、業務を遂行することが求められたことによるものである。

【意見】

住民に対するより良いサービスをより低額な経費で実施するという指定管理者制度における本来の基本方針に照らせば、那覇市の公の施設に該当しない波の上ビーチに対し、補助金を見送ったのは、財政上は保守的な判断を行ったものとも捉えられる。

しかし、ビーチと広場との一体的な管理業務を行えないことで、利用者に対するサービスの効率や質の低下を招くことになると、本末転倒である。

今後数年間は、別々の指定管理者による管理体制となるため、この間、利用者の苦情対応やホームレス対策等、管理サービスの効率性が損なわれないか、利用者アンケートなどを通じて検討する必要がある。仮に、管理業務に懸念される状況が生じるようであれば、ビーチの指定管理者との協議を深めるなど、波の上ビーチ広場と波の上ビーチの管理業務の質や効率性を改善するために、両方の管理を一体的に行う方策が採れないか模索する必要がある。

また、波の上ビーチが、那覇市以外の住民や観光客にも広く利用されていることを前

提とすれば、市は那覇港管理組合の他の出資者とも協議の上、波の上ビーチにおいて効率的な管理を行うために、本来必要な指定管理者収入を設定しなくてはならない。あるいは他の出資者と協議の上、同ビーチの管理業務の品質を保つために必要な補助金を設定するなど、ビーチ管理業務における採算を確保できるようにして、那覇市観光協会など他の事業者が同ビーチの指定管理者の入札に参加できるような状況をつくることが必要である。



波の上ビーチ売店



波の上ビーチ

ツ）那覇市立森の家みんみん

指定管理者：沖縄自然環境ファンクラブ

・施設の概要

項　　目	内　　容
所在地	那覇市首里儀保町４丁目79番地８（末吉公園内）
所管課	青少年育成課
供用開始年月	平成14年６月１日
設置目的	市内にある自然の中での野外活動及び集団生活を通じて、子どもたちの健全な育成を図るため。
設置根拠条例	那覇市立森の家みんみん条例
主な施設種類	文化関連施設
敷地面積（公有財産表）	1,648.89㎡（一部公園と共用）
延床面積（公有財産表）	1,023.16㎡
施設取得費	211,152,900円
開館時間	午前９時～午後９時
休館日	火曜日。12月29日～1月３日
利用料金等	（１人１泊） ①　学生以下…市内：２００円　　市外：３００円 ②　一般…市内：４００円　　市外：６００円
施設の特徴	自然体験活動及び環境教育、集団宿泊生活を行う

区分	6時間未満の利用（1時間あたり）		6時間以上の利用	
	市内	市外	市内	市外
研修室（大）	500円	750円	3,000円	4,500円
研修室（小）	300円	450円	1,800円	2,700円
ちゅう房	500円	750円	3,000円	4,500円
宿泊室	200円	300円	1,200円	1,800円
リーダー室	100円	150円	600円	900円

・指定管理者の概要

指定管理者名	沖縄自然環境ファンクラブ
代表者名（市との関係）	藤井晴彦
指定期間	平成23年4月1日～平成26年3月31日
設立目的（定款・寄付行為等）	自然に関する活動を行うことにより、沖縄本来の自然を理解し、回復することを目的とする。
設立年月	平成19年6月20日
事業内容	自然観察会の実施、学習会・ワークショップの開催、出版・物販、自然に関する環境教育の普及・実施
指定管理業務の内容	1　利用許可等に関する業務、2　自然体験活動及び環境教育に関する事業、　3　集団宿泊生活に関する事業、4　森の家の維持管理に関する業務、5　自主事業、6　報告業務、7　その他の業務
市所管の公の施設における平成24年度の指定管理業務	森の家のみんみん管理運営業務
指定管理者制度の導入効果	森の家　みんみん条例第16条第1項第2号「事業計画書の内容が森の家の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。」となっているが、経費縮減の効果としては、顕著な効果はない。
平成24年度指定管理料	11,150,000円
利用料金制の採用の有無	有り
公募・非公募	公募

・役員数の推移

（単位：人）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
理事（内、市関係者）	3人（0人）	3人（0人）	3人（0人）	2人（0人）	2人（0人）
監事（内、市関係者）	1人（0人）	1人（0人）	1人（0人）	1人（0人）	1人（0人）
合計（内、市関係者）	4人（0人）	4人（0人）	4人（0人）	3人（0人）	3人（0人）

・施設管理職員数の推移

（単位：人）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
正規職員数（内、市職員数）	2（0人）	2（0人）	2（0人）	3（0人）	2（0人）
非正規職員数（内、市職員数）	1（0人） 短期含まず	1（0人） 短期含まず	5（0人）	5（0人）	5（0人）

1．設置の経緯について

所管課から入手した資料によると、設置の経緯等は以下の通りである。

1．施設の沿革（ 設置の背景・設置の経緯・運営経過等）

（1）設置の背景

近年、子どもたちの自然体験や社会体験の不足が深刻な課題になってきている。 かつては、自然との触れ合いや異年齢の交流など、日常的な遊びが、子どもたちの人間形成に重要な役割を果たしてきたが、今日の社会状況の変化に伴い、子どもたちにとってそのような遊びの機会や場が減少してきた。このため、意図的、計画的に、子ども達に様々な体験の機会を提供する必要が生じてきている。特に平成 14 年度からは完全学校週 5 日制実施により学校休業日における家庭や子育てに対する支援の重要性が増す中で、当初（平成 11 年度）、本市には子どもたちの宿泊研修施設が無く、青少年団体活動に支障をきたしており、子どもたちが自然に親しみ、集団宿泊生活や野外活動を通して、学校や家庭では得がたい体験をし、心身ともに健全な子どもたちの育成を図るための環境整備が急がれていた。

（2）設置の経緯

①平成 11 年度： 構想案の策定、調査

※ 構想　那覇市内に残された自然を活かし、子どもたちが自然体験 ・社会体験活動を行うための野外活動施設として、宿泊可能な研修施設を末吉公園内に建設する

②平成 12 年度 ： 基本設計

③平成 13 年度 ： 実施設計・建設、運営方針、条例等の整備

④平成 14 年度 ： 6 月施設開所（供用開始）

（3） 運営の経過

①平成 14 年度～平成 17 年度 民間団体及び特定非営利法人団体に管理委託

地方自治法第 244 条の２の一部改正（平成 15 年 6 月）
那覇市指定管理者導入に関する指針（平成 17 年 5 月）

②平成 18 年度　現在 指定管理者制度（ 平成 18 年度　平成 22 年度）

２．監査の結果と意見

（１）利用状況について

利用状況は以下の通りである。

（人）

年度	宿泊者数	日帰り者数	利用者数
2002 年度	4,354	2,093	6,447
2003 年度	3,661	2,377	6,038
2004 年度	4,552	3,048	7,600
2005 年度	3,965	5,491	9,456
2006 年度	3,441	5,076	8,517
2007 年度	3,298	3,270	6,568
2008 年度	3,522	3,790	7,312
2009 年度	2,684	2,651	5,335
2010 年度	1,786	2,029	3,614
2011 年度	1,423	2,918	4,341
2012 年度	1,877	3,655	5,532

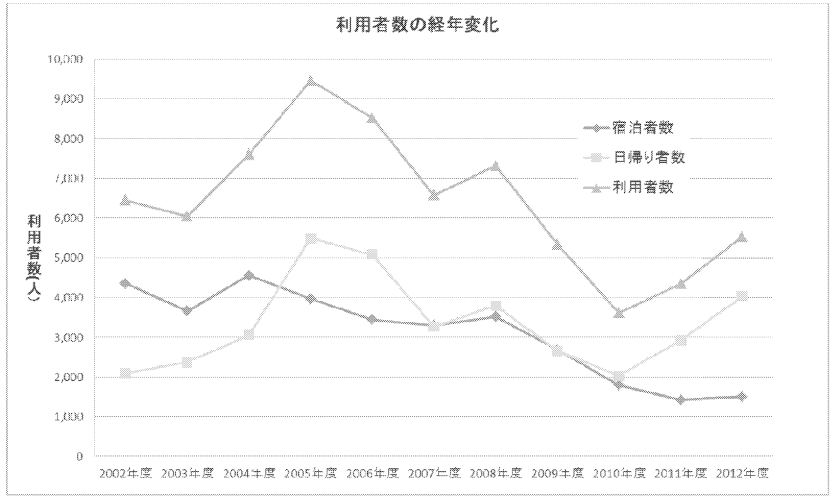

（所管課資料より）

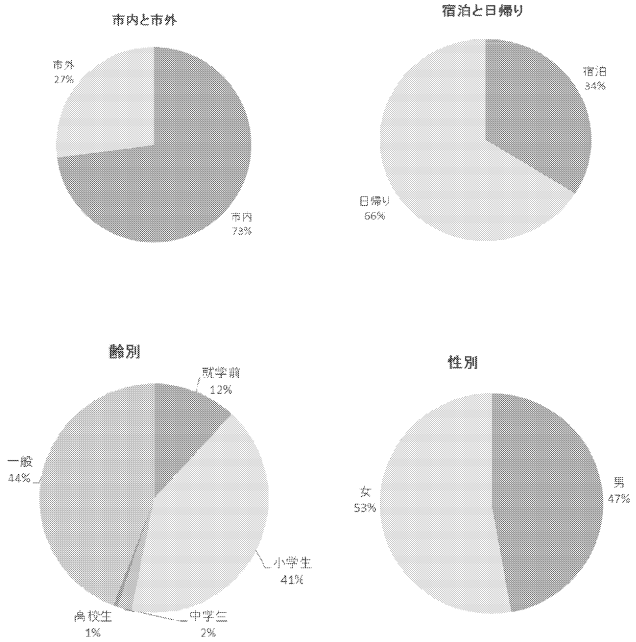

上記グラフからも分かるように、2012年度（平成24年度）まで、利用者数は減少傾向にあり、平成24年度の日帰り者数は前年に比して増加しているものの、宿泊利用者数は、施設設置後、減少傾向にある。

また、平成24年度の利用者数5,532名の内訳については、市内が73%、市外が27%、また、宿泊は34%、日帰りが66%となっている。また、年齢別では、一般利用が44%、残りの56%は就学前児童等12%、小学生41%、中学生2%、高校生1%である。

（2）指定管理者の収支状況について

平成24年度の施設に係る収支状況は以下の通りである。

（単位：円）

	種別	予算額	収入額（決算額）	増減
収入の部	指定管理料	11,150,000	11,150,000	0
	利用料金収入	339,700	417,150	77,450
	自主事業	1,077,000	802,367	△274,633
	シーツクリーニング代	227,500	213,150	△14,350
	その他	1,218,653	779,052	△439,601
	収入合計	14,012,853	13,361,719	△651,134
支出の部	人件費	8,900,000	6,766,873	△2,133,127
	光熱水費	735,000	785,613	50,613
	管理費	3,441,853	3,764,887	323,034
	自主事業	935,000	380,537	△554,463
	租税公課	1,000	15,400	14,400
	支出合計	14,012,853	11,713,310	△2,299,543
収支差額		-	1,648,409	-

（※　事業報告書を元に監査人作成）

【意見】

人件費については、予算890万円であるが、実績額は676万円となっており、予算を213万円下回っている。また、平成24年度の勤務体制については、事業報告書によると、常勤職員2名、非常勤職員4名の計6名体制であった。予算を大きく下回っているのは、非常勤職員として学生アルバイトを雇用するなどしていることなどが理由であるが、実績額676万円を単純に6名で割っても1名当たり約112万円程度となる。また、事業責任者である指定管理者の代表は、任意団体の代表を務めるが、年間を通してフルにこの事業に従事しているのが実態である。また、この代表者の年齢は50歳代であり、通常考えられる50歳代男性が得ると思われる所得水準に比してはるかに低いと言わざるを得ない。なお、給与水準に関しては、国税庁が毎年実施している「民間給与実態統計調査」（以下、「給与実態調査」と言う。）があり、平成24年分の給与実態調査によれば、10人未満事業所における50歳代前半男性の年間給与総額は、約464万円となっている。

市としても、勤務実態と給与水準について十分に精査するとともに、指定管理者に過度に負担を強いていないか検討が必要である。

（3）施設の維持管理等について

施設の維持管理に関しては、所管課と指定管理者がその都度協議を行っている。指定管理者からは、施設に関して、利用料金に関する問題点や地下貯水タンクに水道を直結する提案、台風時等の停電時対策、クーラー設置他の問題点や要望がなされており、所管課と調整して改善が図られてきている事項もあるが、未解決事項もある。

地下貯水タンクに関連しては、指定管理者から以下の提案がなされている。

> 水道管を直結する工事を行ってもらいたい。直結することによって、現在、毎年度行っているタンクの検査（簡易専用水道検査＝10㎥以上のタンク検査が1.8万円)及び清掃(7.5万円)が無くなるため、その年間費用(1.8＋7.5 万円)が必要なくなる。工事費用が多額になることが予想されるが、時間が経過すればするほど工事を行った方が良いと思われる。
>
> 例年3月頃、タンク清掃後にタンク検査を行なっているが、今回は旅館業許可申請に関連して、中央保健所から年1回の検査義務になっている旨の説明を受けた。毎年検査を行なっているが、これまでの検査結果書の綴りが紛失しているため、前倒しでH24年2月中旬頃、簡易専用水道検査(10㎥以上のタンク検査)をタンク清掃前に行なった。検査結果書（厚生労働省が指定した検査機関からの結果書）の中で一部改善要望が下記のとおりありました。
>
> 「給水栓水末端において、日時によって残留塩素が検出されにくい状態になる可能性があるため残留塩素の測定等十分な維持管理等を実施し、必要であれば直結給水への変更や薬注装置の設置等が望まれます。（現在、受水槽の水位は全体の約半分に調整済。）」
>
> 現状のままだと、週一回の残留塩素測定記録をしなければならず、残留塩素測定機器の購入が必要になる。ポータブル残留塩素計RC-31P（東亜DDK）が標準価格税別98,000円、試薬不要。また、タンク検査と清掃の年間費用（1.8万円＋7.5万円）も支出し続けなければならない。
>
> 上記のことより、厚生労働省が指定した検査機関からの結果書に記載されている直結給水への変更（直結給水工事）を行なった方が良いと思います。

【意見】

監査人も、地下貯水タンクを実地に視察し、指定管理者からの説明を受けている。上記の要望については、合理的であると思われる点もあり、市としても今後のタンク維持管理費用との費用対効果を検討した上で、直結水道工事の要否につき検討する必要がある。

（４）施設の今後の在り方について

【意見】

みんみんは、上記、施設の設置背景にあるように、「本市には子どもたちの宿泊研修施設が無く、青少年団体活動に支障をきたしており、子どもたちが自然に親しみ、集団宿泊生活や野外活動を通して、学校や家庭では得がたい体験をし、心身ともに健全な子どもたちの育成を図るための環境整備が急がれていた。」ことから設置したものである。

しかし、現在の利用状況をみると、施設の設置目的が充分に果たされているとは言い難い。指定管理者は、協定書に定める業務を誠実に実施しているが、市内の小学校の宿泊利用がほとんどないなど、教育関係機関との連携が充分でない面も見られる。市としても単に利用者数の増加のみを指定管理者に求めるのではなく、本来の設置目的に立ち返り、今後の施設利用の在り方について再検討する必要がある。



テ）那覇市体育施設（那覇市民体育会館、漫湖公園市民庭球場、那覇市民首里石嶺プール）
那覇市営奥武山体育施設（奥武山球場、奥武山屋内運動場）

指定管理者：特定非営利活動法人　那覇市体育協会

施設の概要（那覇市体育施設）

項目	内容
所在地	那覇市民体育館 那覇市字識名 1227 番地（識名公園内） 漫湖公園市民庭球場 那覇市鏡原町 37 番１号（漫湖公園内） 那覇市首里石嶺プール 那覇市首里石嶺町２丁目 70 番地９
所管課	那覇市教育委員会生涯学習部市民スポーツ課
供用開始年月	那覇市民体育館 昭和 62 年４月１日 漫湖公園市民庭球場 昭和 62 年 那覇市首里石嶺プール 平成８年６月１日
設置目的	スポーツ・レクリエーション活動等の普及及び振興並びに市民の健康及び体力の増進を図るため。
設置根拠条例	那覇市体育施設条例
主な施設種類	体育館、庭球場、プール
敷地面積（公有財	那覇市民体育館

産表）	30,804 ㎡ 那覇市首里石嶺プール 2926.89 ㎡
延床面積（公有財産表）	那覇市民体育館 10114 ㎡ 那覇市首里石嶺プール 1,009.99 ㎡
施設取得費	那覇市民体育館 総工費 4,509,337,000 円
開館時間	那覇市民体育館 9時から 21 時まで 漫湖公園市民庭球場 8時から 21 時まで（4月から 10 月は 7 時から） 那覇市首里石嶺プール 10 時から 21 時 30 分まで
休館日	12 月 29 日から翌年 1 月 3 日 毎月第２・４火曜日（祝日、慰霊の日にあたるときはその翌日）
利用料金等	下記主な利用料金参照
施設の特徴	1. 那覇市民体育館 海邦国体にあわせて建設され、バレーボールであれば、メインアリーナで６面、サブアリーナで２面、バスケットであれば、メイン。サブで４面とバドミントン、卓球等多種競技に利用可能となっている。 2. 漫湖公園市民庭球場 砂入り人工芝コートを 10 面を備え、小学生から高齢者までの幅広い世代のテニス愛好者に利用されている。 3. 那覇市首里石嶺プール 那覇市内で公営の温水プールであり、子どもから大人まで多くの方に利用されている。

漫湖公園市民庭球場

【利用料金】

区　分	１コート・１時間につき			
	４月１日～９月14日		９月15日～３月31日	
	開場～19時	19時～21時	開場～18時	18時～21時
高校生以下	170円	450円	170円	450円
その他	350円	630円	350円	630円

那覇市民体育館

【利用料金】

① 当日利用する場合・・・・１人１回（２時間以内）につき

・中学生以下　100 円　　・高校生　150 円　　・その他　200 円

② 予約利用する場合

ア　予約利用の利用料金（メイン・サブアリーナ）

区　分			1時間当たりの金額（円）	
			9時～21時	その他の時間帯又は超過時間
メインアリーナ	アマチュアスポーツ及びレクリエーションに利用する場合	入場料を領収しない場合	2,757	2,866
		入場料を領収する場合	4,149	4,231
	アマチュアスポーツ及びレクリエーション以外に利用する場合	入場料を領収しない場合	営利を目的としない場合	4,149	4,231
			営利を目的とする場合	15,019	15,498
		入場料を領収する場合	営利を目的としない場合	15,019	15,498
			営利を目的とする場合	29,937	30,870
サブアリーナ	アマチュアスポーツ及びレクリエーションに利用する場合	入場料を領収しない場合	1,043	1,176
		入場料を領収する場合	1,572	1,617
	アマチュアスポーツ及びレクリエーション以外に利用する場合	入場料を領収しない場合	営利を目的としない場合	1,572	1,617
			営利を目的とする場合	5,569	5,869
		入場料を領収する場合	営利を目的としない場合	5,569	5,869
			営利を目的とする場合	11,138	11,739

備考

1　１時間未満の利用時間は、１時間とみなす。

2　利用するための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。

3　アリーナの一部を利用する場合の額は、その利用面積が２分の１、３分の１、又は４分の１又は６分の１のときは、それぞれこの表の金額欄に定める額の２分の１、３分の１又は４分の１又は６分の１の額とする。

4　入場料（会費、賛助金、寄付金、募金等を含む。以下同じ。）を領収し、かつ、営利又は宣伝を目的とする催物のために利用する場合の額は、当該催物１回（同様な内容構成の催物が時間を区切って数度にわたり行われる場合は、その１度１回とする。）につき、１人当たりの入場料の最高額に 100 を乗じて得た額をこの表の金額欄に定める額に加算した額とする。

5　その他の時間帯（９時～21 時以外の時間帯をいう。以下同じ。）に利用する場合（利用料金の全部又は一部を免除する場合も含む。）は、この表の金額欄に定める額に 2,500 円を加算した額とする。

イ　那覇市民体育館の予約利用の利用料金（他の施設及び設備）

区　分		単　位	金　額　（円）			
			通常の場合		営利を目的とする場合	
			9時～21時	その他の時間帯又は超過時間	9時～21時	その他の時間帯又は超過時間
第１会議室		1時間	157	172	778	852
第２会議室			94	109	535	582
第３会議室			94	109	535	582
多目的室（兼卓球室）		1時間	204	220	1,087	1,190
役員選手控室		1室1時間	63	70	393	441
ステージ		1時間	220	252	1,176	1,293
観覧席			1,911	2,058	5,869	6,415
放送用設備	メインアリーナ	1回	3,150			
	サブアリーナ		1,050			
電光表示装置			1,050			
冷房設備	会議室及び多目的室	1時間	378			
	役員選手控室		115			

備考

1　1時間未満の利用時間は、1時間とみなす。

2　メインアリーナをアマチュアスポーツ及びレクリエーションに利用する場合は、役員選手控室、ステージ及び観覧席の利用料金を免除する。ただし、入場料を領収する場合は、この限りでない。

ウ　那覇市民体育館の予約利用の利用料金（照明設備）

区　分	単　位	金　額　（円）			
		全点灯	3/4 点灯	2/4 点灯	1/4 点灯
メインアリーナ	1時間	12,600	2,940	2,100	1,260
サブアリーナ		2,100	525	367	210

備考　メイン・サブアリーナの一部を利用する場合の額は、その利用面積が２分の１、３分の１、又は４分の１又は６分の１のときは、それぞれこの表の金額欄に定める額の２分の１、３分の１又は４分の１又は６分の１の額とする。

エ　那覇市民体育館の予約利用の利用料金（体育用器具）

器　具　名		単　位	金額（円）
バレーボール用器具		1組1回	105
バドミントン用器具			105
バスケット用器具	移動式		525
	固定式		210
卓球用器具			105
バウンドテニス用器具			210
テニス用器具			210
フットサル用器具			210
ハンドボール用器具			210

備考　器具には得点板、審判台等の備品類を含め、ラケット、ボール等の消耗品は除くものとする。

那覇市民首里石嶺プール

（使用時間には準備からシャワー後の退場時間までを含む）

			金額(円)
プール	幼　児	1人1回（2時間 30 分以内）	120
	小中学生		250
	高校生		370
	その他		500
トレーニングルーム	高校生	1人1回（2時間以内）	150
	その他		200

※回数券は 11 枚で 10 回分料金

・施設の概要（奥武山体育施設）

項目	内容
所在地	那覇市営奥武山野球場 那覇市奥武山町 42 番地１ 那覇市営奥武山屋内運動場 那覇市奥武山町 50 番地の１地先
所管課	那覇市教育委員会生涯学習部市民スポーツ課
供用開始年月	平成 22 年４月

設置目的	スポーツ･レクリエーション活動の普及及び振興を図り、その他文化的な行事の用に供するため。
設置根拠条例	那覇市営奥武山体育施設条例
主な施設種類	野球場・屋内運動場
敷地面積（公有財産表）	50，395．35㎡（土地については、沖縄県より無償で借り受けている）
延床面積（公有財産表）	9956.12 ㎡
施設取得費	総事業費約 68.5 億円
開館時間	9 時から 21 時まで
休館日	12 月 29 日から翌年 1 月 3 日
利用料金等	下記主な利用料金参照
施設の特徴	4. 野球場 スタンドは、15,000 席、1500LX の照明棟が設置され、プロ野球公式戦ナイターが可能な球場である。 5. 屋内運動場 アリーナ全面にロングパイルの人工芝設置され、野球の雨天練習、フットサル、保育園等の運動会等　多種にわたって活用されている。

【主な利用料金】

那覇市営奥武山野球場　（愛称：沖縄セルラースタジアム那覇）

（単位：円）

区　分		料金（１コマ２時間）	照明料金（１コマ２時間あたり）		
児童生徒等の団体	土曜、日曜及び休日	2,400	全点灯（144球）	2/3点灯（108球）	1/3点灯（54球）
	その他の日	2,000	17,720	16,400	13,740
その他の団体	土曜、日曜及び休日	7,200			
	その他の日	6,000			

※上記における全点灯（144 球）とは、最大点灯 432 球の 1/3 点灯（144 球）になります。最大点灯をご利用する際は、発電機を設置し実費負担となります。

その他の設備及び施設　（単位：円）

区　分	１時間当たり	
	アマチュアスポーツレクリエーションに利用の場合	その他の利用の場合
電光表示板	1,050	2,100
放送設備	420	840
大会関係者室	420	840
会議室（大）	420	840
会議室（小）	210	420

那覇市営奥武山屋内運動場　（愛称：沖縄セルラーパーク那覇）

（単位：円）

区　分	料金（１時間あたり）
児童生徒等の団体	1，700
その他の団体	3，400

区　分	照明料金（１時間あたり）		
	1500 ｌｘ	1000 ｌｘ	500 ｌｘ
全面利用（野球・フットサル）	2，832	1，248	672
1/2利用（フットサル等）		1，248	528

※ｌｘについては、平均照度です。1/2 の 500ｌｘについては、最大照度の場所です。

・指定管理者の概要

指定管理者名	特定非営利法人那覇市体育協会
代表者名（市との関係）	石川　秀雄
指定期間	平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで
設立目的（定款・寄付行為等）	那覇市民の健康・体力づくりを推進し、スポーツ精神を培い、スポーツ・レクリエーションの普及・振興を図り、那覇市の体育文化の発展に寄与すること。
設立年月	NPO 法人認証　平成 14 年 12 月
事業内容	・沖縄県民体育大会那覇市選手団派遣事業 ・スポーツ指導者研修実施 ・各種スポーツ・カルチャー教室開催 ・那覇市体育施設（那覇市民体育館、漫湖公園市民庭球場、首里石嶺プール）の指定管理者 ・那覇市営奥武山体育施設（那覇市営奥武山野球場、

	那覇市営奥武山屋内運動場）の指定管理者
指定管理業務の内容	(1)体育施設の利用者に対する案内及び利用受付業務 (2)利用料金収受 (3)利用者への広報活動 (4)施設利用者の安全指導、安全確保 (5)来館者、来場者及び利用者に条例、規則に基づく遵守事項を守らせること (6)利用団体等との連絡調整を行うこと (7)スポーツ教室及びスポーツ大会を開催すること (8)スポーツ・レクリエーション用具の貸出業務を行うこと (9)モニタリング及び自己評価 (10)その他の業務
市所管の公の施設における平成24年度の指定管理業務	那覇市営奥武山体育施設（那覇市営奥武山野球場、那覇市営奥武山屋内運動場）
指定管理者制度の導入効果	・市側のコスト削減 ・利用者への安定したサービス提供 ・大会等イベントへの柔軟な対応が可能となっている。
平成24年度指定管理料	¥77,938,000
利用料金制の採用の有無	有
公募・非公募	公募

・指定管理者の概要（奥武山体育施設該当部分）

指定管理者名	特定非営利法人那覇市体育協会
指定管理業務の内容	(1)受付案内業務 (2)維持管理業務 (3)スポーツ・文化振興業務 (4)施設利用者の安全指導及び安全確保 (5)野球資料館管理業務 (6)モニタリング及び自己評価 (7)その他の業務

市所管の公の施設における平成24年度の指定管理業務	那覇市体育施設（那覇市民体育館、漫湖公園市民庭球場、首里石嶺プール）
指定管理者制度の導入効果	・市側のコスト削減 ・利用者への安定したサービス提供 ・大会等イベントへの柔軟な対応が可能となっている。
平成24年度指定管理料	¥78,000,000
利用料金制の採用の有無	有
公募・非公募	公募

・役員数の推移

（単位：人）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
理事（内、市関係者）	１６（３）	１６（３）	１５（２）	１５（２）	１５（２）
監事（内、市関係者）	３（１）	３（１）	３（１）	３（１）	３（１）
合計（内、市関係者）	１９（４）	１９（４）	１８（３）	１８（３）	１９（３）

・施設管理職員数の推移（那覇市体育施設）

（単位：人）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
正規職員数（内、市職員数）	４（０）	４（０）	４（０）	４（０）	４（０）
非正規職員数（内、市職員数）	１６（０）	１６（０）	１６（０）	１６（０）	１６（０）

・施設管理職員数の推移（奥武山体育施設）

（単位：人）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
正規職員数（内、市職員数）			２（０）	２（０）	２（０）
非正規職員数（内、市職員数）			６（０）	７（０）	７（０）

１．監査の結果と意見

（１）施設の利用状況について

施設の利用状況については、以下の通りである。

那覇市体育施設について　（単位：人）

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
体育館	218,368	223,074	206,402	222,182	199,316
庭球場	69,158	55,060	60,458	60,437	59,460
プール	52,991	41,607	42,858	39,005	39,771
合計	340,517	319,741	309,718	321,624	298,497

那覇市奥武山体育施設について　（単位：人）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
スタジアム（野球場）	254,430	306,648	222,983
会議室	11,342	8,580	7,259
パーク（屋内運動場）	143,516	163,861	188,015
合計	409,288	479,089	418,257

利用状況が低い施設については、利用者数の増加に努めるべきである。

（２）現金管理について

那覇市体育館を視察したところ、体育館では、利用料を自販機で現金にて収受しているが、現金入金記録について、日々のチェックについては、直接の担当者のみがチェックしており、上位者のチェックは、１週間に１度であった。現金管理については不正が発生しやすい項目であるので、日々、二人以上でのチェックが必要である。

（３）指定管理者について

（ア）指定管理施設に係る収支状況について

平成 24 年度の指定管理施設に係る収支実績は以下の通りである。

那覇市民体育施設について　（単位：円）

	項目	実績値
収入	指定管理料	77,938,000
	利用料金収入	40,781,549
	自主事業収入	4,809,073
	その他の収入	59,647
	前期繰越	4,700,268
	合計（A）	128,288,537
支出	管理費	58,233,326
	特定預金支出	208,768
	固定資産取得支出	0
	事業費	63,151,315
	自主事業	1,324,364
	予備費	0
	合計（B）	122,917,773
	次期繰越収支差額（A－B）	5,370,764

（市入手資料より監査人作成）

那覇市奥武山体育施設について　（単位：円）

	項目	実績値
収入	指定管理料	78,000,000
	利用料金収入	25,595,637
	自主事業収入	1,119,060
	その他の収入	1,491,543
	前期繰越	13,614,448
	合計（A）	119,820,688
支出	管理費	33,520,352
	特定預金支出	8,014,448
	固定資産取得支出	0
	事業費	62,493,953
	自主事業	960,919
	予備費	0
	合計（B）	104,989,672
	次期繰越収支差額（A－B）	14,831,016

（市入手資料より監査人作成）

ここで、上記那覇市民体育施設及び奥武山体育施設実績の支出欄にある特定預金支出の内訳は以下の通りである。

那覇市民体育施設について

特定預金支出内訳	内訳金額（円）
人件費積立預金支出	53,922
物件費積立預金支出	51,248
体協活動費積立預金支出	103,598
合計	208,768

奥武山体育施設について

特定預金支出内訳	内訳金額（円）
人件費積立預金支出	2,515,168
物件費積立預金支出	1,492,056
体協活動費積立預金支出	4,007,224
合計	8,014,448

上記平成24年度収支実績額から分かるように、那覇市民体育施設については、537万円、奥武山体育施設については、1,480万円の次期繰越金が生じている。

また、那覇市民体育施設では、20万円、奥武山体育施設では、800万円が特定預金として当年度新たに積み立てられている。

管理運営経費の取扱いについては、業務仕様書に次の通り規定されている。

> 9 管理運営経費等について
> 体育施設の管理運営経費は、利用料金収入(地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金制を採用)及びその他収入、並びに指定管理料による独立採算を基本とする。
> （1）管理口座
> 体育施設の管理運営経費は専用の口座で管理し、指定管理者が他の事業等で使用する口座とは完全に区別すること。
> （2）収入について
> ① 利用料金収入

> 条例第９条第５項の規定に基づき利用料金は、指定管理者の収入とする。
> ② その他の収入
> 体育施設の管理運営に起因する収入は指定管理者の収入とする。
> ③ 委託料
> 教育委員会が支払う委託料は、那覇市体育施設に係る管理運営委託費及びその他施設管理経費と予想される利用収入額等を勘案して、予算の範囲内において確定するものとする。
> （3）利用料金の免除、返還
> ① 指定管理者は、条例第９条第４項に基づき、利用料金の返還を行うことができる。
> ② 指定管理者は、条例第10条に基づき、利用料金の免除を行うことができる。
> （4）支出について
> ① 管理運営経費
> 体育施設の管理運営（施設・備品修繕にかかる費用を除く）にかかる全ての費用は、利用料金及びその他の収入、並びに委託料をもって充てるものとする。
> ② 施設・備品修繕費等
> 施設、備品の修繕にかかる費用は、委託料に積算されている修繕料を充てるものとする。ただし、１件当たりの単価が５０万円を超える施設・備品等の修繕にかかる費用は、管理運営経費に含まないものとする。
> ・・・以下省略（監査人）

以上の通り、指定管理業務から多額の次期繰越金が生じていること、また、本来指定管理業務の支出に含めるべきでない支出項目が含められていることは、適切でないと思われる。上記仕様書の（4）支出について①管理運営経費では、「体育施設の管理運営（施設・備品修繕にかかる費用を除く）にかかる全ての費用は、利用料金及びその他の収入、並びに委託料をもって充てるものとする。」と規定しているが、この規定は、あくまで当年度に実際に支出した費用額のことであって、特定預金として将来の支出に備える費用まで含むものとは解せられない。

このことは、指定管理料の積算方法に問題があるか、本来実施すべき事業がなされていないのかどちらかに問題があるということになる。

（イ）指定管理者の収支状況について

指定管理者である特定非営利活動法人那覇市体育協会の平成 24 年度の収支計算書（収益事業除く）及び貸借対照表（財産目録で替える）は以下の通りである。

特定非営利活動に係る事業会計（補助金＋施設管理）

	科目	決算額（円）
収入の部	1.会費収入	47,000
	2.事業収入	222,315,186
	3.補助金収入	16,120,950
	4.寄付金収入	0
	5.雑収入	7,479,629
	6.特定預金取崩収入	1,000,000
	7.繰入金収入	2,052,215
	当期収入合計（A）	249,014,980
	前期繰越収支差額	18,937,034
	収入合計（B）	267,952,014
支出の部	1.那覇市社会体育活動事業費	16,688,745
	2.那覇市体育施設事業費	64,475,679
	3.奥武山体育施設事業費	63,454,872
	4.那覇市社会体育施設事業費	615,656
	5.那覇市体育施設管理費	58,233,326
	6.奥武山体育施設管理費	33,520,352
	7.固定資産取得支出	5,642,218
	8.特定預金支出	8,223,216
	9.負担金	2,500,000
	10.予備費	0
	当期支出合計（C）	247,711,846
当期収支差額（A）－（C）		1,303,134
次期繰越収支差額（B）－（C）		20,240,168

財産目録

法人全体　（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
現金	1,528,220		
補助金会計普通預金	22,415		
那覇市体育施設会計普通預金	14,714,646		
奥武山体育施設会計普通預金	20,520,183		
収益会計普通預金	2,332,507		
未収金	6,225,966		
立替金	759,773		
流動資産合計		46,103,710	
2. 固定資産			
その他の固定資産			
什器備品	1,778,670		
什器備品減価償却累計額	△ 815,908		
人件費積立金	20,099,608		
物件費積立金	13,598,664		
体協活動費積立預金	23,152,465		
固定資産合計		57,813,499	
資産合計			103,917,209
Ⅱ負債の部			
1. 流動負債			
未払金	22,506,565		
預り金	2,164,370		
流動負債合計		24,670,935	
負債合計			24,670,935
正味財産			79,246,274

また、同協会の法人全体の収入に占める指定管理施設からの収入合計の割合は以下の通りである。

	収入額（千円）
指定管理に係る収入合計（A）	248,109
法人全体に係る収入（収益事業除く）（B）	267,952
全体に占める割合（A÷B）（%）	92%

【意見】

以上から、協会自身の団体としての収入額のほぼ９割以上が指定管理者としての事業収入で賄われていることが分かる。このことは、次期以降の指定管理者選定において選定されなかった場合においては、協会の存続そのものが問題となってくる。

この点に関して、協会では、将来の指定管理者選定から外れた場合を考慮して、現在の収入から将来の負担に備え、人件費積立金等として積立しているとのことであった。また、指定管理者選定から外れた場合には、現在の職員の処遇が問題となってくることも考えられる。当施設については、第１期のみ非公募にて選定されているが、その後は公募による選定になっていることから、協会が選定から外れることも全くないとは言い切れない。

協会は、「那覇市民の健康・体力づくりを推進し、スポーツ精神を培い、スポーツ・レクリエーションの普及・振興を図り、那覇市の体育文化の発展に寄与すること。」を目的に設立され、今まで市の事業について多大な貢献をしてきているものと思われるが、極めて財政基盤が脆弱なことから、協会自身の今後の在り方も踏まえ検討が必要である。

また、上述した収支余剰金、特定預金支出の可否も含め、指定管理料の精算の在り方についても再検討する必要がある。



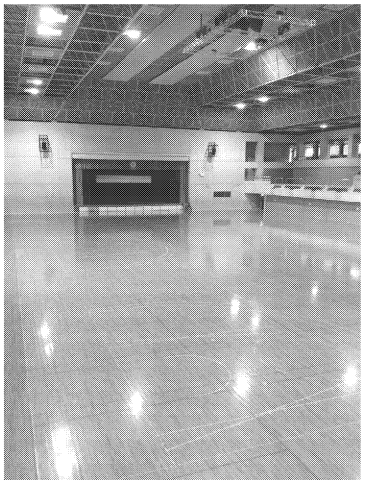

（左は奥武山野球場、通称、沖縄セルラースタジアム那覇、右は那覇市民体育館内）

ト）那覇市営住宅

指定管理者：株式会社　琉信ハウジング

・施設の概要

施設の概要（平成24年4月1日現在）

	項目	所在地	所管課	供用開始年月	設置目的	設置条例名称	主な施設種類	敷地面積（公有財産台帳）単位：㎡	延床面積（公有財産台帳）単位：㎡	施設取得費 単位：円	駐車時間	休館日	利用料金等	協議の対象
1	若狭市営住宅 若狭市営住宅（新棟）	那覇市首里石嶺町1丁目708番地、他	市営住宅課	昭和44年3月 平成24年11月	国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与すること	那覇市営住宅条例	公営住宅	47485.49	11956.36 4007.68	－ 6,631,356,180	－	－	市営住宅使用料	指定管理者選定中
2	宇栄原市営住宅 宇栄原市営住宅（新棟）	那覇市宇栄原1丁目14番1号、他	同上	昭和40年5月 平成22年4月	同上	同上	同上	49071.61	2853.61 1865.28	－ 3,345,347,413	－	－	同上	指定管理者選定中
3	大名市営住宅	那覇市首里大名町1丁目28番地、他	同上	昭和49年5月	同上	同上	同上	51464.65	14282.57	－	－	－	同上	指定管理者選定中
4	寄宮市営住宅	那覇市字寄宮370番地、他	同上	昭和24年4月	同上	同上	同上	41725.72	5240.55	－	－	－	同上	指定管理者選定中
5	若狭市営住宅	那覇市若狭3丁目14番1号、他	同上	昭和24年4月	不良住宅が密集する地区の環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅の集団的建設を促進し、もつて公共の福祉に寄与すること	同上	改良住宅	152393.22	134481.44	－	－	－	同上	指定管理者選定中
6	安謝第一市営住宅	那覇市字安謝868番地の58、他	同上	昭和57年12月	国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与すること	同上	公営住宅	1397.20	9926.25	－	－	－	同上	指定管理者選定中
7	銘苅市営住宅	那覇市字銘苅123番地、他	同上	昭和57年12月	同上	同上	同上	7402.84	10051.26	－	－	－	同上	指定管理者選定中
8	壺川市営住宅	那覇市壺川3丁目3番地4、他	同上	昭和60年2月	同上	同上	同上	1298.97	1691.21	297,3840,200	－	－	同上	指定管理者選定中
9	壺川東市営住宅	那覇市壺川3丁目13番地1、他	同上	昭和60年7月	不良住宅が密集する地区の環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅の集団的建設を促進し、もつて公共の福祉に寄与すること	同上	改良住宅	15945.22	14553.26	2,936,218,470	－	－	同上	指定管理者選定中
10	真嘉比市営住宅	那覇市首里真嘉比原町1丁目133番地701、他	同上	昭和60年7月	国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与すること	同上	公営住宅	1971.32	13187.99	－	－	－	同上	指定管理者選定中
11	小禄市営住宅	那覇市首里3丁目3番地701、他	同上	昭和62年4月	同上	同上	同上	39925.69	16151.84	－	－	－	同上	指定管理者選定中
12	市場第二市営住宅	那覇市首里石嶺町1丁目133番地701、他	同上	平成2年2月	同上	同上	同上	3973.12	1894.11	540,834,760	－	－	同上	指定管理者選定中
13	辻市営住宅	那覇市辻2丁目14番1号、他	同上	平成2年10月	同上	同上	同上	1461.32	5755.46	694,720,440	－	－	同上	指定管理者選定中
14	安謝市営住宅	那覇市安謝2丁目15番1号及び2号、他	同上	平成3年3月	同上	同上	同上	8926.57	14418.51	3,474,732,440	－	－	同上	指定管理者選定中
15	天久市営住宅	那覇市首里天久町1丁目8番地、他	同上	平成12年4月	同上	同上	同上	2405.56	3216.82	1,128,760,000	－	－	同上	指定管理者選定中
16	新都心松川市営住宅	那覇市松川3丁目18番1号、他	同上	平成14年4月	同上	同上	同上	7721.39	13045.87	3,466,460,000	－	－	同上	指定管理者選定中
17	鳥堀市営住宅	那覇市鳥堀3丁目14番40号、他	同上	平成17年3月	同上	同上	同上	15729.96	18705.55	5,040,594,272	－	－	同上	指定管理者選定中
18	久茂地市営住宅	那覇市首里大平川町1丁目14番地、他	同上	平成20年1月	同上	同上	同上	30497.66	19057.42	6,217,237,110	－	－	同上	指定管理者選定中
19	識名市営住宅	那覇市識名2丁目17番1号、他	同上	平成22年3月	同上	同上	同上	35523.31	28498.64	1,221,549,250	－	－	同上	指定管理者選定中

・指定管理者の概要

指定管理者名	株式会社　琉信ハウジング
代表者名（市との関係）	代表取締役　新城　満　（市との関係　なし）
指定期間	平成２４年４月１日から平成２９年３月３１日まで（５年間）
設立目的（定款・寄付行為等）	（定款） 第２条　次の事業を営むことを目的とする。 (1) 不動産の賃貸管理業 (2) 土地、建物の売買、賃貸、斡旋 (3) 中高層分譲共同住宅管理業 (4) 損害保険代理店業及び自動車賠償保険代理店業 (5) 土木工事、建築工事の請負並びに企画、設計、監理及びコンサルティング業務 (6) 上記各号に附帯する一切の事業
設立年月	昭和６３年８月１９日
事業内容	上記設立目的と同じ
指定管理業務の内容	（那覇市営住宅等指定管理に関する基本協定書） 第３条　甲は条例第７４条の２の規定に基づき、次に掲げる業務を乙に行わせる。 (1) 市営住宅等の入退去又は使用の手続きに関する補助業務 (2) 入居者の指導及び連絡に関する業務 (3) 家賃、共同施設の使用料等の徴収に関する補助業務 (4) 市営住宅等の維持及び修繕に関する業務 (5) 前各号に掲げるもののほか、市営住宅等の管理に関して甲が必要と認める業務
市所管の公の施設における平成24年度の指定管理業務	同　上
指定管理者制度の導入効果	民間等のノウハウを活用することにより多様化する住民ニーズにより効果的に、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上を図るとともに経費の削減を図った。
平成24年度指定管理料	年度額64,500,000円（消費税込み）

利用料金制の採用の有無	無
公募・非公募	一般公募提案方式

・役員数の推移

（単位：人）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
理事（内、市関係者）	4（0）	4（0）	4（0）	5（0）	5（0）
監事（内、市関係者）	1（0）	1（0）	1（0）	1（0）	1（0）
合計（内、市関係者）	5（0）	5（0）	5（0）	6（0）	6（0）

・施設管理職員数の推移

（単位：人）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
正規職員数（内、市職員数）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	8（0）
非正規職員数（内、市職員数）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	7（0）

１．監査の結果と意見

（１）市営住宅について

那覇市営住宅（以下「市営住宅」という。）は、従前、那覇市が直営で管理していたが、平成２４年４月１日から平成２９年３月３１日まで（５年間）、株式会社琉信ハウジングが指定管理者として、管理・運営業務にあたっている。

平成２４年度の指定管理料は、管理業務費（維持修繕費等以外の指定管理業務に必要な一切の費用）は年間６,４５０万円（消費税込み）、月額５３７万５,０００円（消費税込み）である。また、那覇市営住宅等指定管理に関する年度協定書によると、平成２４年度の維持修繕費等の上限額は、４億１,０１２万３,０００円（消費税込み）である。

平成２５年４月時点において、市内１９団地、管理戸数５,９００戸、入居戸数（世帯数）５,４８１戸、入居人数１万３,２６７人、空家戸数４１９戸である。

那覇市営住宅等長寿命化計画（平成２４年２月）によると、市営住宅の経過年数（平成２３年から起算）について、築３５年以上経過しているものが２,１８２戸（３５．６％）、５年以内に築３５年となるものが６４０戸（１０．４％）、１０年以

内に築３５年となるものが８９４戸（１４．６％）であり、現在建替事業実施中の団地もある。

【意見】

市営住宅は、上記のとおり、相当な築年数が経過して老朽化しているものや、耐震性に問題がある建物もあり、住民の生命、身体の安全のために、修繕や建替を怠ることはできない施設である。そして、市営住宅は、家賃収入による填補はあるものの、維持修繕費だけで年間約４億円が必要とされ、建替費用も加味すると相当高額な費用支出を余儀なくされる施設である。市営住宅の建築や維持による市財政への影響は少なくないものと思われる。

また、市営住宅は、賃貸マンションや賃貸アパートという民間住宅と同種のものであるが、市場よりも低廉な価格で住居を提供するものであり、市営住宅の存在により、民業圧迫になりかねない。

しかし、市営住宅は、生活困窮者や障がい者、被災者などのために、生活の本拠を提供するというセイフティーネットの機能を有しており、市民の福祉のために不可欠の施設である。住民の生活の状況によっては、家賃の減免、徴収猶予も認められており、採算性だけを追求してはならないのである。

このように、市営住宅の建築、運営にあたっては、高額な費用支出や民間業者との競合への配慮と、市民生活のセイフティーネットのための存在意義という両面を考慮すべきである。

那覇市営住宅等長寿命化計画（平成２４年２月）によると、過去７年間の市営住宅応募状況は年平均１,９７９世帯の入居需要に対し、年平均募集戸数は８２戸、平均応募倍率は３６.９倍であり、極めて高い倍率である。このようなことからすると、市民における市営住宅入居のニーズはかなり高いといえる。

市は、このような住民のニーズを酌みつつ、市財政への影響とのバランスを取りながら市営住宅を運営していくべきである。

（２）指定管理者制度導入について

住宅管理という民間業者によるノウハウを活用しやすい場面であり、利用者のニーズに沿ったサービス提供によるサービス向上と民間ノウハウ活用による効果的、効率的な施設管理による経費削減を目指し、上記のとおり指定管理者制度が導入されたものと思われる。

指定管理者制度導入前においては、市営住宅管理のための市職員の人件費は、以下のとおりである。

平成２２年度　　１億6,２３６万6,８５１円
平成２３年度　　１億4,５８８万１５１円

そして、指定管理者制度導入後は、以下のとおりである。

平成２４年度　　１億1,９６９万1,４０５円

この点、平成２４年度基本協定管理業務費支出明細書によると、平成２４年の指定管理料6,４５０万円のうち人件費部分は5,３５５万円であるが、単純に平成２４年度の上記市職員の人件費と合計すると、人件費については、平成２２年度、平成２３年度よりも費用が増大したことになっている。

これについては、平成２４年度より、市建設管理部市営住宅課（以下、「市住宅課」という。）が、他課から業務を引取り、移行に必要な要員を残しているため人件費は増大したようであり、単純に人件費が上がったとはいえない面もあり、市住宅課では、２年目以降、５か年の総計で人件費を削減する計画とのことであった。

【意見】

住宅管理という民間業者によるノウハウを活用しやすい場面であり、複数の事業者が事業計画書を提出し、応募企業の中でもっとも創意工夫にあふれ、あるいは効率的に施設管理ができる企業を選定することになることで、サービス向上、経費削減が期待できる場面といえる。

この点、市営住宅の指定管理について、５社からの応募があり、それぞれから多様なプレゼンテーションが行われ、適正な競争が行われた上で選定されたことは、評価できる。

しかしながら、上記のとおり、市住宅課の業務が移行期にあったため、人件費を削減することができなかったという事情や、５か年の総計で削減するという当初の計画があるにせよ、指定管理者制度導入時点において人件費削減がなされておらず、むしろ増大していることは問題であろう。

市営住宅運営のためには、多大な維持管理、修繕費用を要するが、このような費用については、指定管理料とは別個のものとされ、指定管理料から支払うこととされていない。そこで、指定管理料（6,４５０万円）のうち大部分を占めるのは人件費（5,３５５万円）となっていることからしても、管理に係る人件費削減は重要な課題といえよう。

（３）決算の状況について

指定管理者による平成２４年度事業報告書（基本協定管理業務費支出明細書）によると、年度予算6,４５０万円に対し、支出も6,４５０万円であり、収支が完全に一致している。しかも、人件費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃貸料という個別の費目についても、予算と支出の数字が完全に一致している。加えて、毎月の支出額が、端数処理をしている３月を除いて各月とも全て同じ金額となっている。

予算と支出が費目に至るまで完全に一致することや、各月の支出額が全て同じとい

うことはおよそ考えられず、予算額をそのまま支出額にして支出明細書を作成しているものと思われる。実際の支出額が記載されているとは考えがたく、収支が正確に記載されたものとはいえない。

【意見】

経費の縮減が図られているか、効果的、効率的な施設管理がなされているのか等を把握するためには、正確な収益の把握が重要であるが、上記のような支出明細書では、実態に即した収益の把握ができず、指定管理者による運営状況を把握しているとはいえないため、極めて問題である。現在の支出明細書では、指定管理者による管理の財務状況が全く把握できていないと言わざるを得ない。

予算と同額となるような支出明細書の提出を速やかに改め、実態に即した正確な支出額が記載された支出明細書の提出を求めるべきである。

（４）人件費について

指定管理者によると、常勤職員の人件費が年間５,０８５万円（月額４２３万7,５００円）、非常勤職員の人件費が年間２７０万円（月額２２万５,０００円）とされるが、その明細が明らかでない。

さらに、指定管理者の事業計画書によると、社員の配置計画として、常勤１４名、非常勤１名の従業員を配置するものとしているが、うち７名は従前からの指定管理者の従業員のようである。新規採用の８名は、指定管理者としての業務に従事するために採用されたものと思われるが、従前からの７名の従業員については、完全に指定管理者としての業務に従事するのか、それとも従前からの勤務にも平行して従事しているのかが定かでない。

【意見】

上記のとおり、本件指定管理料のうち大部分を占めるのは人件費であるため、以後の指定管理料の見直し、経費削減のために、人件費については、詳細に確認する必要があろう。人件費について、個人名までは報告せずとも、担当従業員それぞれにいくらを支出しているのか、支給額を明らかにし、人件費の詳細を報告させるべきである。

また、指定管理料によって人件費を賄っている指定管理者の従業員が、指定管理者としての業務以外の自社の別業務に従事しているとなると、その分人件費を過大に支出していることとなる。指定管理料によって人件費を支払っている従業員については、指定管理者としての業務に専念させるべきであり、そのことによって余剰人員が出るのであれば、人件費を削るべきである。この点を検証するためにも、指定管理者は、担当従業員の雇用形態、勤務体制、業務内容についても、詳細に事業報告すべであり、市はこの点を把握すべきである。

（５）維持修繕費について

那覇市営住宅等指定管理に関する年度協定書によると、平成２４年度の維持修繕費等の上限額は、４億１,０１２万３,０００円（消費税込み）であり、上記指定管理料に比してかなり高額である。維持修繕費等の業務内容については、「業務仕様書」に示すとおりだとされる。

【意見】

上記のとおり、維持修繕費等は、高額であり、市の財政に与える影響は少なくない。そこで、維持修繕費等について、経費削減効果は大きく、経費削減の必要性が少なからずあるものと思われるので、民間業者の知恵や経験によって、維持修繕費等のコストを削減することが望ましい。

他方、維持修繕等を放置すると、建物が老朽化したり、耐震性に問題が生ずるなど、住民の身体生命に重大な危険を及ぼす可能性もあり、維持修繕等を怠ることは許されない。

このように、維持修繕費のコスト削減と、住民の安全のために十分な維持修繕を行うことを両立させることが重要であり、そのためにも、指定管理者は、維持修繕の内容、費用について、詳細に報告すべきであり、市はこの点を詳細に把握すべきである。

また、平成２４年度事業報告書（年度協定支出明細書）によると、３月支出の維持修繕費等は１億２,０００万４,９２２円である。維持修繕費等の総支出額の約３分の１を３月に支出しており、他の月に比してかなり高額な支出額となっている（次に支出額が多いのは２月の５,３９６万２９９円である。）。工事自体は計画的に実行されているのかもしれないが、毎月毎に支払がなく、年度末に支払が来ている。

このように、３月に支出が多いことには、予算を無理に消化するため、行わなくともよい維持修繕の費用を無理に支出したという疑念が生ずる。このような疑念を生じさせないためにも、工事終了後に速やかに支払計上すべきである。また、指定管理者は、維持修繕の内容、費用について、詳細に報告すべきであろう。

（６）家賃の回収業務について

市営住宅の家賃は、市の歳入となるが、指定管理者による平成２４年度事業報告書（平成２４年度市営住宅管理業務執行状況報告書２）によると、収納額は合計１５億７,７９６万円である（家賃等徴収業務（公営）１２億３,７６３万２,０００円）、家賃等徴収業務（改良）１億４,３８８万７,０００円、家賃等徴収業務（改良店舗）２３１万２,０００円、割増賃料４２８万８,０００円、共益費１億１,５４９万９,０００円、駐車施設使用料７,４３４万２,０００円）。

指定管理者は、「家賃、共同施設の使用料等の徴収に関する補助業務」を行うこと

とされるところ、「家賃等の収納率の向上」は指定管理者の重要な責務である。

そこで、指定管理者は、家賃滞納者に対して、市長に代行して、催促や督促を行っている。

他方、家賃滞納者の処分については、市の判定会議で決することとされており、指定管理者に全ての権限が委ねられているわけではない。弁護士に委任すべきかの判断、訴訟提起すべきかの判断は、市が行っており、指定管理者において判断することはできない。

【意見】

⑴ 上記のとおり、市営住宅の家賃は市の歳入となり、滞納となった場合の損失は市が被ることとなる。そして、市営住宅の年間家賃収納額は高額であり、家賃収入が市の財政に与える影響は少なくなく、家賃を回収することは市の財政上極めて重要なのである。また、家賃滞納者を放置することは、真面目に納入している者と滞納している者との間で不公平が生ずるのであり、家賃滞納者に対する対応が必要である。このように、家賃の回収業務は、指定管理者にとって重要な業務といえる。

そこで、指定管理者は、滞納家賃回収のために、家賃滞納者に対して、事案に即して迅速、適正な対応をすべきであり、指定管理者に対して、民間のノウハウを活用した効率的、効果的な家賃回収業務を行わせることが望ましい。また、家賃等の徴収に関する業務の費用は、管理業務費に含まれるのであるから、家賃等の回収業務は全面的に指定管理者の業務とし、市の業務を減らす方が、市の負担軽減や経費負担に資する。このようなことからすると、市の判定会議をなくし、指定管理者に全ての権限を委ねてしまうことが望ましいとも思える。

他方、市営住宅は、民間住宅とは異なり、生活困窮者等のために公益的に住居を提供する性質がある。このような公益的側面から、家賃の減免、徴収猶予の制度があり、住民の収入状況や健康状態、災害の被災状況など住民側の状況を考慮して家賃回収業務を行わなければならない。また、滞納家賃回収に躍起になるあまり、住民を追い詰めるような苛酷な取立てを行うということはあってはならない。このように、市営住宅においては、民間住宅とは異なる公益的側面があるのであり、何が何でも滞納家賃を回収できれば良いというわけではないのである。このようなことからすると、指定管理者に全ての権限を委ねるのではなく、市の判定会議という形で滞納家賃回収に慎重を期していることは一定の合理性を有するといえる。

以上のとおり、滞納家賃の回収業務については、指定管理者に委ねるべき側面と、市の関与を残すべき側面があるのであり、この両面のバランスを取りながら効率的効果的な回収業務が行われることが期待される。

⑵ 上記のとおり、家賃収入は全て市の歳入となるので、指定管理者が滞納家賃回収の実績を上げようとも、指定管理者の収入となることはない。

他方、指定管理者が滞納家賃回収業務を怠ったために家賃を回収し損ねた場合の責任の所在については、基本協定書において明記されていない。ただし、基本協定書第１３条は、指定管理者の責めに帰すべき事由により市に損害を与えた場合、指定管理者は、市に対して損害を賠償しなければならないとされている。かかる規定からすると、指定管理者が滞納家賃回収業務を怠ったために家賃を回収し損ねた場合、指定管理者は、市に対して損害を賠償すべきと解釈することができる。

このように、指定管理者、滞納家賃回収業務を怠った場合に損害賠償の責任を負うとしても、滞納家賃を回収しても収入として認められないため、滞納家賃の回収業務に積極的に取り組まないという懸念がある。

そこで、指定管理者において、滞納家賃回収業務に意欲的に取り組ませるために、インセンティブを付与することも検討すべきであろう。例えば、滞納家賃が生じた場合に、回収できた金額の何パーセントかを指定管理者の収入と認めるなどである。このように、指定管理者にインセンティブを与え、指定管理者おいてより積極的、意欲的に家賃回収業務を行わせることを検討すべきである。

（７）　アンケートについて

指定管理者は、住民からアンケートを回収している。

本件指定管理は、住宅管理という民間業者によるノウハウを活用しやすい場面であり、指定管理者制度導入により、利用者のニーズに沿ったサービス提供による利便性やサービス向上が期待される場面であるので、その効果を測るために、住民から直接声を聞くこと、すなわち住民からのアンケートは、極めて重要である。

【意見】

アンケートによると、指定管理者導入について、３５パーセントの住民が知らなかったと回答している。住民の３分の１以上が指定管理者制度導入を知らなかったこととなっており、指定管理者制度導入の周知が不足していたと言わざるを得ない。住民のニーズを把握し、サービスを向上させるためには、住民の要望を指定管理者に届けなければならず、その前提として、指定管理者が管理を行っていることを住民に周知徹底するべきである。

また、住民からのアンケート回収率が定かでないが、アンケート項目によっては、「未回答」の回答が多い。利用者である住民の意思を確認するためには、回答を得ることが望ましいのであり、回答を得られやすいアンケート項目や記載方法とするなどして、できるだけ「未回答」をなくすべきである。

さらに、指定管理者は、住民からのアンケート結果に基づき、利便性やサービス向上を図るべきである。アンケート結果が事業報告書に添付されているが、アンケート

結果だけでなく、アンケート結果をいかに管理業務に反映させているかについても報告を求め、アンケート結果に基づくサービス向上が図られるようにすべきであろう。



宇栄原（うえばる）市営団地（左がこれまでの団地で、右が建替え後の新棟である。高さや構造などがまったく異なっている。）

ナ）那覇市鏡水ふれあい会館

指定管理者：鏡水自治会

・施設の概要

項目	内容
所在地	那覇市字小禄 909 番地 4
所管課	総務部　平和交流・男女参画課
供用開始年月	平成 24 年 4 月 1 日
設置目的	那覇市域において沖縄戦直前の旧日本軍による飛行場建設に伴う用地接収によりコミュニティが分散されたため地域の発展や伝統・文化の進展が阻害された背景を持つ特定地域の住民について、地域活動への参加意識を高め、交流の促進による地域づくりを発展させ、伝統及び歴史的文化をも踏まえたコミュニティを再構築し、地域振興に資するため、特定地域住民が共同して利用する施設として設置。
設置根拠条例	那覇市鏡水ふれあい会館条例
主な施設種類	地域振興施設
敷地面積（公有財産表）	2,122 ㎡
延床面積（公有財産表）	2,819 ㎡
施設取得費	建物：654,714,900 円　　土地（物件補償含む）：164,626,943 円
開館時間	9 時～21 時
休館日	無し。（ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、臨時に閉館し、又は休館することができる。）
利用料金等	区分（部屋名）／1 時間当たりの利用料金（円）：室料／冷房料 多目的ホール：930／300 会議室 1：400／100 会議室 2：240／100 調理室：320／100 キッズルーム：240／100 和室：160／100 備考　1 時間未満は利用の場合は、1 時間とする。
施設の特徴	旧沖縄振興計画において、戦後処理問題の一つとされていた旧軍飛行場用地問題の解

	決を図るため、旧鏡水地域地主で構成される旧小禄飛行場字鏡水権利獲得期成会の要望を受け、内閣府の特定地域特別振興事業により建設した施設。施設設計段階から、地主会等の意見を反映させ施設整備を行った。会議室１・２及び調理室とつながる形でアマハジを設け、豊年祭などの祭には、綱打ちなどに活用し、地域の伝統行事等で活用されている。

・指定管理者の概要

指定管理者名	鏡水自治会
代表者名（市との関係）	会長　新垣　正則
指定期間	平成24年4月1日～平成29年3月31日
設立目的（定款・寄付行為等）	会員相互の融和、親睦と生活文化の向上を図り、以って地域社会発展のため寄与すること
設立年月	明治36年
事業内容	1　祭祀及び行事に関すること 2　生活文化の向上に関すること 3　地域環境整備及び美化に関すること 4　青年会、婦人会、老人会、その他関係諸団体の育成に関すること 5　字鏡水自治会館の管理運営に関すること 6　その他本会の目的達成に必要な事業
指定管理業務の内容	・施設の維持管理に関する業務 ・施設利用の許可及び地域活性化に関する業務 ・その他那覇市が必要と認める業務
市所管の公の施設における平成24年度の指定管理業務	鏡水ふれあい会館
指定管理者制度の導入効果	施設の維持管理については全て指定管理者が負担する。
平成24年度指定管理料	無
利用料金制の採用の有無	有
公募・非公募	非公募

・役員数の推移

（単位：人）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
理事（内、市関係者）					3人
監事（内、市関係者）					3人
合計（内、市関係者）					6人

・施設管理職員数の推移

（単位：人）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
正規職員数（内、市職員数）					4人
非正規職員数（内、市職員数）					―

１．監査の結果と意見

（１）施設の特徴について

鏡水ふれあい会館は、旧日本軍飛行場用地問題の解決を図るため、旧鏡水地域地主で構成される旧小禄飛行場字鏡水権利獲得期成会の要望を受け、内閣府の特定地域特別振興事業により鏡水コミュニティセンター整備事業（事業費９３６，０２１千円）として建設した施設であることから、特定地域住民が共同して利用する施設として設置されている。また、条例で、特定地域住民で構成される団体を議会の議決を経て指定管理者として指定するものとされており、鏡水自治会が非公募により指定管理者となっている。

管理運営委託料は、管理運営に関する基本協定書により無料とされ、那覇市は負担していない。施設の維持管理費についても指定管理者が負担するものとされている。鏡水ふれあい会館の管理運営費は、旧鏡水地域住民で構成される郷友会からの補助金で賄われている。（平成２４年度収支報告における収入内訳は、会費収入２９２千円、補助金収入７，２２０千円、開館使用料収入６１千円、その他収入３４６千円）

また、当該開館が建設されている土地は、旧鏡水地域住民で構成される団体の所有で、那覇市は無償貸借契約で借用している。

【意見】

鏡水ふれあい会館の管理運営は、指定管理者制度本来の趣旨に沿ったものではない。鏡水ふれあい会館は、沖縄県において、先の大戦で飛行場用地として、強制的に土地を接収されたにもかかわらず、戦後用地の払い下げを受けられなかった旧地主の方々への

慰籍につながる問題解決策として、旧軍飛行場により地域社会が分散し、伝統・文化等の進展が阻害された背景を持つ特定地域住民が共同して利用する施設として設置されたものである。

そのような経緯から、那覇市は直接、管理運営せず、指定管理者制度を利用して、実質、譲渡と同じ効果をもたせている。

しかしながら、鏡水ふれあい会館は那覇市の公の施設であり、基本協定書において、リスク・責任分担が明示されており、１か所５０万円を超える施設等の修繕、指定管理者の責めによらない第三者への損害賠償・火災等による施設等の損害に対する責任は那覇市が分担している。

鏡水ふれあい会館は、鏡水自治会へ譲渡を行う等、那覇市の公の施設として維持すべきかどうか長期的な視点で検討すべきである。





ニ）那覇女性センター

・施設の概要

項目	内容
所在地	那覇市銘苅 2-3-1
所管課	新都心銘苅庁舎（総務部管財課→市民文化部まちづくり協働推進課） なは女性センター：総務部　平和交流・男女参画課
供用開始年月	新都心銘苅庁舎　平成 15 年 5 月 19 日 （なは女性センター　平成 15 年 5 月 26 日）
設置目的	女性に関する諸問題についての学習、交流その他の活動の機会及び場を市民等に広く提供することにより女性の地位向上に資する。
設置根拠条例	なは女性センター条例
主な施設種類	市庁舎（新都心銘苅庁舎）
敷地面積（公有財産表）	新都心銘苅庁舎　4,076.00 ㎡　（内なは女性センター　359.1 ㎡）
延床面積（公有財産表）	新都心銘苅庁舎　8,857.27 ㎡　（内なは女性センター　359.1 ㎡）
施設取得費	新都心銘苅庁舎　建物：　0 円　（H25.5.15 贈与） 土地：757,163,058 円
開館時間	（月～金）9～21 時　（土）9～17 時
休館日	日曜・祝日・慰霊の日（6/23）・年末年始（12/29～1/3）
利用料金等	使用料なし。
施設の特徴	なは女性センターは、新都心銘苅庁舎の 1 階に設置されており、女性に関する諸問題についての学習活動グループに、学習室等を提供している。資料室では図書、女性学講座などの各種資料の閲覧や貸し出しなどを行っており、相談室「ダイヤルうない」では、女性の抱える様々な相談に応じ、情報提供している。 新都心銘苅庁舎（建物）は、事業者（リース会社）より 10 年間リース方式で賃借（平成 15 年 5 月 16 日～平成 25 年 5 月 15 日、リース料総額 1,387,095,000 円）。リース満了後に無償譲渡、所有権移転（平成 25 年 5 月 15 日）。銘苅庁舎利活用基本方針（H24 年 8 月策定）により本市の重要施策である市民協働のための拠点として位置づけ、市民協働団体の育成と連携に資する施設とし、また、隣接する IT 創造館への企業入居ニーズに対応するとともに、市民協働の連携・支援の仕組みづくりを組み込んだ施設として整備する。H26 年度に改築工事を予定している。

１．監査の結果と意見

（１）備品台帳の整備について

なは女性センター（直営施設）往査時、備品台帳に基づく備品の実査を行った結果、台帳に記載されていない備品があった。平成 24 年 12 月の新総合庁舎の完成に伴い移転した他の部署から移管されたものであるが、備品の移管処理が備品台帳上、適切に行われていなかったことに因る。備品管理上、取得、廃棄処分、移管等現物の動きが洩れなく備品台帳に反映されていない。

【意見】

備品台帳がきちんと整備されていれば、どの施設にどの備品があるのかを正確に把握することができる。全庁的な視点から、備品管理を行うことができ、各施設間各部局間での移管を行うことにより、備品購入コストを削減することができる。資産保全上は、当然のことであるが、コスト削減の面からも備品台帳は実際そこにある備品が把握できるように整備すべきである。

（２）子ども室（和室）について

講座やサークル利用の際、一時保育等に使用するための子ども室（和室 31.9 ㎡）が設置されているが、利用率が低い（平成 24 年度月平均 6 件　利用者数 5 人/件）。女性センターによると、電話相談室と子ども室の間の壁は、消防法により天井まで遮ることができないため、壁の上部が開口されていることにより、電話相談の内容が洩れてしまうので、使用を制限していることによるとのことであった。施設が有効に活用されていない。

子供室と壁の上部写真、上部が空いている



【意見】

子ども室の必要性を検討したうえで、場所の移動等行うなど施設の有効活用を行うべきである。

（３）施設の稼働率について

女性センターの学習室利用状況把握における稼働率の算出は、利用件数を開館日数×時間単元数で除して算出しており、高い稼働率が示されている。この算出計算によると講座件数あるいは、利用団体による利用件数により件数が増加すると利用者数に関係なく高い稼働率が算出される。

なは女性センター利用状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
開館日数(日)	292	292	292	293	290
第1学習室					
件数(件)	491	558	724	711	747
利用者数(人)	2,975	3,967	4,390	4,643	4,298
稼働率	59.4%	67.8%	87.8%	85.9%	90.4%
第2学習室					
件数(件)	711	703	787	783	799
利用者数(人)	7,893	7,366	7,627	8,472	8,316
稼働率	86.1%	85.2%	95.4%	94.6%	96.8%
和室(こども室)					
件数(件)	119	104	83	138	73
利用者数(人)	570	501	504	691	367
交流室・資料室					
利用者数(人)	2,463	2,353	3,327	4,915	3,754
来室者数(人)	2,908	3,012	4,514	4,034	2,971
相談室					
電話件数(件)	1,574	1,566	1,665	1,844	1,662
面接件数(件)	161	153	222	186	196
法律相談(弁護士)	35	27	24	26	27
合計人数	18,579	18,945	22,273	24,811	21,591

※学習室の利用者人数＝講座受講者+サークル利用者

※交流室の利用者人数には、図書貸出利用者を含む

※学習室年度別稼働率＝年間利用件数÷（年間開館日数×時間単元数）×１００
※時間単元数に入る数字は、平日は、朝・昼・晩の３、土曜日は朝・昼の２

【意見】

例えば、平成25年3月期4月の第2学習室（テーブル20台椅子80脚収容）の稼働率は件数68、利用者数634人、開館日数24日、時間単元数（※）平均2.83で稼働率は68÷（24×2.83）×100で100%（表１）と算出されているが利用者数を学習室の収容可能数で除すると634÷（80×2.83×24）×100で11.7%（表２）の低い稼働率となる。センターの目的がどの程度達成されたかどうか判断する指標として、どちらも十分とはいえないが、講座数や利用団体の件数のみを用いた指標であると、受講生の人数や利用団体の人数が埋没した指標となっており、指標として、十分とはいえない。

利用状況　平成24年4月　（表1）

	平成24年4月
開館日数(日)A	24
開館日数×時間単元数 B	68
第1学習室	
件数(件) A	64
利用者数(人)	422
月別稼働率 A÷B	94.1%
第2学習室	
件数(件) C	68
利用者数(人)	634
月別稼働率 C÷B	100.0%

利用状況　平成24年4月　（表2）

	平成24年4月
開館日数(日)A	24
開館日数×時間単元数 B	68
第1学習室　20人収容可能	
20人×B　：F1	1,360
利用者数(人) D1	422
月別稼働率 D1÷F1	31.0%
第2学習室　80人収容可能	
80人×B　F2	5,440
利用者数(人) D2	634
月別稼働率 D2÷F2	11.7%

（４）指定管理者制度の導入について

指定管理者制度を導入しない理由として、①受益者負担の考えのもとでの有料化は女性センターの設置目的から適さないこと　②相談内容はプライバシーに係る事項であり、高度な公的責任や専門性が要請されるため市が直接対応することにより相談者にとって安心感、信頼性が高まること　③「配偶者暴力相談支援センター」の設置に関する調査・研究を行っており、相談やカウンセリング、自立支援、保護施設、保護命令制度の情報提供その他の援助などの業務を予定している女性センターを民間へ管理委託することは適当でないことを挙げている。

【意見】

しかしながら、「女性関連施設の指定管理者導入施設に関する調査報告・事例集」（平成２４年３月独立行政法人国立女性教育会館）によると、女性関連施設の指定管理者制度導入状況は、３５７施設のうち９３施設（２６.１%）で、行政区分別の導入では、都道府県が５７.１%、政令指定都市が５７.７%、市区が１６.７%となっており、沖縄県においても指定管理者制度が導入されており、沖縄県男女共同参画センター施設については、「沖縄県男女共同参画センター運営管理団体」が指定管理者となっている。

指定管理者制度においては、期間を定めて指定するため、雇用等が途切れる問題、経費の節減を目的とするため賃金が上がらないという問題も抱えているが、自由な発想で事業展開ができること、市民ニーズが反映されやすい、競争原理の導入による市民サービス向上と効率的運営などもメリットとしてあげられている。

那覇市女性センターは、相談員以下、７名の非常勤職員で運営されており、導入しない理由の②は説得力に欠ける。また、理由①で有料化は設置目的から適さないとしているが、学習室の利用状況は、開催講座を除くと利用団体は、趣味的サークルも多く、そのようなサークルの利用においても利用料は無料となっており、公民館における利用が有料であることに比べ公平性を欠く。女性センター本来の目的を達成するための会議等における使用について無料とするのは、指定管理者制度においても採用される。③の事業についても那覇市独自で行うよりは、市民ニーズの反映、市の枠を超えた行政間の連絡など市民サービス向上が図れる可能性がある。また、経費面において、上記指摘されているような指定管理者制度の問題点はあるものの、市担当職員の業務減少による人件費の削減効果は発生する。那覇市においても、センターの現状と、指定管理者制度導入のメリット、デメリットを比較検討し、導入するか否かを検討すべきである。

女性センター関連費用　　（単位：千円）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
（市担当職員人件費積算額）	5,926	5,470	7,018
（一般管理費）			
時間外勤務手当	663	654	834
使用料	221	231	216
団体負担金	235	185	230
男女共同参画計画推進事業	71	112	410
計	1,190	1,182	1,690
（女性センター管理運営費）			
非常勤職員報酬（7人）	13,966	13,999	14,061
報償費（講師謝礼金）	418	405	411
消耗品費	100	94	106
使用料及び賃借料	336	350	245
計	14,820	14,848	14,823
（自殺対策強化事業費）			180
（「思春期の心と体」のための意識開発事業（DV 対応意識啓発事業）※		3,249	1,688
計	0	0	1,868
合計	21,936	24,749	25,399

なは女性センター利用状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
開館日数（日）	292	292	292	293	290
第1学習室					
件数（件）	491	558	724	711	747
第2学習室					
件数（件）	711	703	787	783	799
件数計	1,202	1,261	1,511	1,494	1,546
講座回数	29	26	24	31	23
差引：利用団体による使用	1,173	1,235	1,487	1,463	1,523



那覇女性センターが入居する那覇市旧銘苅庁舎

ヌ）保健センター、北保健センター

・施設の概要（保健センター）

項目	内容
所在地	那覇市金城３丁目５番地の３
所管課	那覇市健康福祉部健康推進課（平成２５年度は健康部地域保健課）
供用開始年月	平成４年９月７日
設置目的	市民の心身の健康を保持し、及び増進することに資するとともに地域住民の福祉の向上を図る
設置根拠条例	那覇市保健センター条例
主な施設種類	保健福祉施設
敷地面積（公有財産表）	6,007.26㎡
延床面積（公有財産表）	2,005.48㎡
施設取得費	1,151,371,177円
開館時間	月～金　8：30～17：15
休館日	国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日、慰霊の日（6/23）、年末年始（12/29～1/3）
利用料金等	無料
施設の特徴	市民の健康づくりの拠点として設立。保健師が常駐し、市民が健康でいきいきと過ごせるためのお手伝いをしている。当施設は、乳幼児健診やがん検診及び特定健診（集団健診）の場としても利用されている。

・施設の概要（北保健センター）

項目	内容
所在地	那覇市古島２丁目31番地１
所管課	那覇市健康福祉部健康推進課
供用開始年月	平成12年４月１日
設置目的	市民の心身の健康を保持し、及び増進することに資するとともに地域住民の福祉の向上を図る
設置根拠条例	那覇市保健センター条例
主な施設種類	保健福祉施設
敷地面積（公有財産表）	0㎡
延床面積（公有財産表）	280.0㎡
施設取得費	91,834,490円
開館時間	月～金　8：30～17：15
休館日	国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日、慰霊の日（6/23）、年末年始（12/29～1/3）
利用料金等	無料
施設の特徴	首里・真和志地域の保健サービスの利便性を図るため、市立病院敷地内に開設。市民が健康づくりのサークル活動場所として利用できる。保健師が常駐し、市民が健康でいきいきと過ごせるためのお手伝いをしている。

１．監査の結果と意見

（１）施設概要及び利用状況について

那覇市保健センターは、平成４年９月供用開始されたが、建物は、昭和６３年建設の鉄骨造りの建物で老朽化しているため、那覇市複合施設として平成３０年度を目途に現在地において、建替が計画されている。現在における施設の敷地面積は、６００７．２６㎡、建物の延床面積は、２００５．４８㎡、施設取得費１，１５１，３７１千円である。建物は２階建で保健センターは１階部分を使用しており、２階部分は、那覇市学校教育部教育研究所が使用している。

那覇市保健センターの施設は、多目的ホール、プレイルーム、相談室、学習室、リハビリ室、調理室からなり、多目的ホール、プレイルームは乳幼児健診に年間２００回以上利用されているが、学習室、リハビリ室、調理室はあまり利用されていない。

那覇市北保健センターは、首里・真和志地域の保健サービスの利便性を図るため、那覇市立病院敷地内に開設され、平成１２年４月供用開始されている。建物延床面積は、２８０㎡で施設取得費は９１，８３４千円である。利用状況は、母子保健事業で平成２２年度１２回１４１人、平成２３年度２５回７５人、平成２４年度３２回２７９人とほとんど利用されていない。北保健センターで最も利用されているのは、市民自主サークル活動での利用であるが、これについても年間延利用者数５，０００人前後であまり利用されていない。

【意見】

北保健センターについては、乳幼児健診における利用者も少なく、那覇保健センターでの検診も可能なこと、市民自主サークル活動は、公民館等他の施設においても可能で

あることから、廃止を検討すべきである。

（２）財産管理について

施設往査時、備品の現物実査をおこなったところ、所管の異なる部署の備品、使用不能のまま、除却処理が行われていない備品があった。また、保健センターでのリハビリ事業は平成１７年で終了したことにより、リハビリ設備は利用されることがなくなったが、一部の利用者が使用することもあるため、そのまま放置されていた。備品の管理は不十分であった。

【意見】

使用可能なリハビリ設備については、他に移管、寄付するなど、有効活用すべきである。

（３）指定管理者制度の導入

指定管理者制度の導入については、所管課から、保健センターには保健師が常駐し、施設管理を行っていることから、指定管理者制度には適さず、将来、保健センターの建替が行われ、施設の規模が拡大すれば指定管理者制度を導入する必要があるかどうか考えるとの回答を得ている。

【意見】

那覇市保健センターは、建物が老朽化し、建替が計画されており、施設の今以上の有効活用や経費削減効果はさほど期待できないことから、所管課の考えにも頷ける面がある。



ネ）古波蔵ふれあい館

・施設の概要

項目	内容
所在地	沖縄県那覇市古波蔵 4-7-7　1階
所管課	健康増進課
供用開始年月	平成 13 年 7 月 1 日
設置目的	市民の健康相談、健康教育及び健康づくり事業の実施並びに地域ボランティア活動及び地域住民活動の拠点とし、市民による地域づくりの自主活動を推進するため
設置根拠条例	那覇市古波蔵ふれあい館条例
主な施設種類	保健福祉施設
敷地面積（公有財産表）	984.06 ㎡
延床面積（公有財産表）	762.5 ㎡
施設取得費	財団法人沖縄県国際交流人材育成財団より贈与
開館時間	9：00～21：00
休館日	祝日、年末年始、慰霊の日
利用料金等	無料
施設の特徴	市民の健康づくりの場として、またボランティア及び地域住民の活動の場として利用できる。

１．監査の結果と意見

（１）施設の状況について

古波蔵ふれあい館の建物は、沖縄県より、無償譲渡を受けた築４５年の中古建物で、平成 13 年 7 月供用開始された。平成 13 年に介護予防拠点整備事業（100%国庫補助、工事費 9,072 千円）を活用し、１階ふれあい館部分の改修工事を行っている。当該建物は、老朽化が激しく平成 25 年度末に閉鎖予定となっている。平成 26 年度には建物の解体が予定されており、解体まで無人となる施設管理については、機械警備・立入禁止柵を設け対応する予定となっている。なお、過去３年間、１件百万円以上の補修工事は行っていない。

建物の３階には古波蔵児童館が入居しており、外壁及び建物内部の危険部分をネットで覆って人身事故を予防する一時的な対応策が講じられているが建物全体が危険な状

態にある。

なお、このような状況から、平成26年２月那覇市議会定例会において、古波蔵ふれあい館の廃止条例が提案されている。

【意見】

無償譲渡された中古の建物の内部を改修して使用しているが、建物全体の防水処理等の維持修繕が行われておらず、室内は使用可能であるが、建物自体が危険な状態で取り壊さないといけない状態になっている。今後建設される公共建築物について、「公共建築物の長寿命化」を目指した最適維持管理が望まれる。

（２）設置目的と利用状況並びに管理運営費について

古波蔵ふれあい館条例によると、市民の健康相談、健康教育及び健康づくり事業の実施並びに地域ボランティア活動及び地域住民活動の拠点とし、市民による地域づくりの自主活動を推進するためふれあい館を設置するとなっている。利用状況をみると卓球、空手、琉舞、ダンスなどの健康サークル活動が主となっており、地域ボランティア活動、地域住民活動の拠点として利用されているかは疑問である。利用状況は、ほぼ公民館における利用状況と類似しているが、公民館は室料が発生するが、ふれあい館の室料は無料である点が異なる。

また、管理運営事業予算は、４，３１３千円で、担当職員の人件費は、冷房使用料等の集金を兼ねて月４回程度１回２時間程度の作業量のため１４３千円となっており、担当職員人件費込維持管理費は４，４５６千円である。このうち、施設利用の受付業務・清掃業務の委託先である、ふくぎの会へ支払われる委託料は年間３，３２８千円で維持管理費の７４％となっている。

【意見】

冷房料は徴収しているが、室料は無料となっている。公民館と同じような利用状況にあり、利用者に利用料金を負担させるべきである。

ちなみに、公民館のホール使用料１時間あたり９３０円で概算すると年間利用回数１２０８回×１時間×９３０円で１，１２３千円の収入となる。多額ではないが、公平性の観点から利用料金負担は必要と考える。

（３）現金等の管理について

施設往査時、現金（冷房使用料）の管理状況を調べた結果、管理帳簿、調定調書、現金納付は適切に行われていた。また、備品台帳に基づき、備品の実査を行ったところ、台帳との不一致はなく、使用不能な備品もみられなかった。

現金等の管理は、適切に行われていた。



ノ）那覇市療育センター

・施設の概要

項目	内容
所在地	那覇市鏡原町 10 番 40 号
所管課	こどもみらい部こどもみらい課
供用開始年月	1982（昭和 57）年 5 月 7 日
施設目的	・障がい児の早期療育事業を促進します。 ・ひとりひとりのニーズに合わせ、発達に援助を要する子とその保護者を支援します。
施設根拠条例	那覇市療育センター条例
主な施設種類	障害者施設
敷地面積（公共財産表）	1,371.49 ㎡
延床面積（共有財産表）	685.27 ㎡
施設取得費	124,550,000 円
開館時間	8：30～17：15
休館日	土・日曜日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）、国民の祝日、慰霊の日（6 月 23 日）
利用料金等	児童福祉法第 21 条の 5 の 3 第 1 項の指定通所支援に要した費用(同項の通所特定費用を除く。)の 1 割を支払うものとする。 ただし、利用者は、世帯の所得に応じて、ひと月に負担する上限額（別表参照）が決められ、ひと月に利用したサービス量に関わらず、それ以上の費用負担を支払うことはない。 しかし、負担上限月額よりも、利用したサービス費の一割に相当する額が低い場合には、一割に相当する額を負担するものとする。
施設の特徴	1982 年国際障害者年記念事業として設立。沖縄県内唯一の公立の療育センターであり、身心障がい児通園事業の法外支援施設立である。 施設の設置には義務的な根拠法はなく、当時の職員及び関係者の熱意により設立。 2006 年 4 月　児童デイサービス事業（障害者自立支援法）の実施 2013 年 4 月　障害児通所支援事業（児童発達支援、保育所等訪問支援）に移行

１．監査の結果と意見

下記は那覇市療育センターの過去５年の利用状況である。

1．相談事業

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
相談件数	189	217	231	249	261

2．発達相談事業

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
相談件数	200	276	295	272	233

3．通園事業　※年度末対象児数(2012のみ同年度1月末)

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
親子通園	102	108	120	128	132
学齢児通園	21	18	21	15	15
通園件数（延べ数）	5,116	4,501	4,756	5,164	5,173

4．理学療法

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
年度末対象児数	40	52	58	55	47
実施件数（延べ数）	617	581	706	707	839

5．言語療法

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
新規相談件数	97	97	85	102	98
実施件数（延べ数）	309	297	338	339	389

（１）立地状況について

当センターは、1982 年国際障害者年記念事業として設立。沖縄県内唯一の公立の療育センターであり、身心障がい児通園事業の法外支援施設である。

那覇市鏡原町の漫湖河畔にあり、ほぼ海抜０メートル地帯に立地している。津波が来る可能性は低いとしても、仮に来た場合は、予測される被害の程度は甚大である。また高潮や洪水、浸水による被害は、恒常的にも起こりうるものとして警戒を要する地帯にある。

一朝有事の際は、近隣にある県立小禄高校への避難が、対応策として想定されているが、避難対象者に障がい児等が含まれることから、他の公の施設と比較しても被災リスクの高い状況にあるものと認識せざるを得ない。

【意見】

この必ずしも恵まれない立地は、当該施設の設置に義務的な根拠法がなく、当時の職員及び関係者の熱意により設立されたもので、強制性がなかったこと、この様な福祉施設の意義に対する、当時の社会的理解の浅さなどが影響したものとも思われる。

今後、那覇市は中核市として、市民に対する療育センターの事業の意義を、深く認識するのであれば、そもそも現在のような立地を回避し、本来、相応の場所を提供する必要がある。

現実には、当センターが築30年と耐用年数そのものには余力が見込まれることや、財政事情から、短期的な意思決定が行いにくい状況は理解できる。ただし、この様な公の施設の建設に対して、今後も国の財源措置は原則として望めない見通しである。

したがって他の施設との合築等の工夫により、建設財源を確保する機会が見込めるならば、耐用年数に縛られることなく、果断に立地の変更を行うよう、機動的に検討する必要がある。

（２）指定管理者の導入可能性について

療育センターは通園事業に加え、相談事業、訓練事業の３本柱で効率的かつ専門的に事業が組まれており、市直営という運営形態が、発達の気になるお子さんを育てる若い保護者に大きな安心を与えているとして、市は指定管理者制度の導入を考えていない。

確かに施設の往査や担当者への聴取を通じ、特に相談事業、訓練事業を中心とする一定の専門的能力や高い熱意を垣間見ることができる。

ただ近年においては、障がい児通所支援事業を中心に、社会福祉法人等の事業展開がみられること、政令指定都市のほか八王子市など中核市の一部においても、指定管理者の導入が図られ一定の成果を得ていることなどから、那覇市においても、いたずらに導入可能性の検討すら排除することは、適切ではない。

仮に指定管理者を導入した場合においても、国50%・県25%の財源措置は現行と変わらず、少なくとも利用者負担において不利益が生ずることはない。

また非常勤職員43人の人件費を含む平成24年度の療育センター予算経費67,271千円のほかに、管理に直接従事している正規職員13人分の人件費が88,320千円あり、指定管理者を導入した場合、財政上のメリットが少なからず生ずる可能性がある。

【意見】

障がい児通所支援事業は、他の相談・訓練・障害児保育支援・児童施設支援事業と一体化して行うほうが利用者に有益であり、一体化して提供できるのは、直営が最適であるとの立場を市は採っている。

しかし、指定管理者においてこれが可能か否かを判断することは、障がい児福祉への高い知見を持たざる者にとっては困難であり、そもそも参入に意欲を持つ事業者に療育センター業務の内容や評価等を明らかにする機会なくしては、指定管理者の導入の可否を判断することは難しいものと思われる。

現在、療育センターでは、相談事業や通園事業、理学療法事業など年毎の実施件数を計ったり、実施した講演会に係るアンケートを実施してはいるが、例えば利用者の満足度調査を、事業別に５段階で行うなどの試みは行っていない。

仮に指定管理者を志向する事業者がある場合、業務の内容について当センターへのヒアリングの場を設けたり、利用者の満足度調査を実施し、その結果を明らかにして、参入の可否を検討させる機会を与えることが望ましい。

また行政の側からは、財政上のメリットを一切度外視して、参入に意欲を示す事業者について、あくまで直営と同等以上のサービスの質・量・バラエティーを確保できるか、専門的立場から、過去の実績の調査やヒアリング等を介して判断すべきである。

仮にこれを担保する事業者が認められる場合、指定管理者制度へ移行することを排除すべきではないと考える。

ただし、選定委員会による評定においては、民間事業者が指定管理者をつとめることにより、経費の削減など、財政上のメリットを大きく得られることが明らかであるとしても、サービスの質・量の面で、少なくとも現行の直営体制による水準を確保できる評価点が得られない場合、引き続き直営の体制を維持させる仕組みとすべきである。



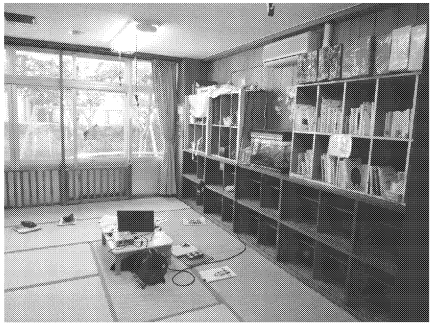

ハ）那覇市保育所

以下の施設概要は、直営施設で視察を実施した保育所の概要である。なお、平成 25 年度から民営化された安謝保育所は除いている。

・施設の概要（与儀保育所）

項目	内　　容
所在地	那覇市樋川２－５－２１
所管課	那覇市こどもみらい部こどもみらい課
供用開始年月	昭和 42 年（1967 年）7 月
設置目的	保育にかける乳児又は幼児を保育することを目的とする。
設置根拠条例	那覇市保育所設置及び管理条例、那覇市保育所設置及び管理条例施行規則
主な施設種類	保育所
敷地面積（公有財産表）	県有地借地（１，２５０．４㎡）
延床面積（公有財産表）	５７９・５５㎡
施設取得費	国補助金　27,958 ﾄﾞﾙ 94 ｾﾝﾄ、一般財源　12,836 ﾄﾞﾙ 51 ｾﾝﾄ、 合計　40,795 ﾄﾞﾙ 45 ｾﾝﾄ
開館時間	午前 7 時 30 分から　午後 6 時 30 分　（延長　午後 7 時 30 分）
休館日	日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、12 月 29 日～1 月 3 日、6 月 23 日（慰霊の日）
利用料金等	別添：那覇市保育の実施等に関する条例、那覇市保育の実施等に関する条例施行規則参照
施設の特徴	通所保育、障がい児保育、延長保育、一時預かり

・施設の概要（天久保育所）

項目	内容
所在地	那覇市天久１－４－１
所管課	那覇市こどもみらい部こどもみらい課、こども政策課
供用開始年月	平成 24 年（2012 年）4 月
設置目的	保育・教育を行う
設置根拠条例	那覇市保育所設置及び管理条例、那覇市保育所設置及び管理条例施行規則

主な施設種類	保育所
敷地面積（公有財産表）	天久小学校用地共用
延床面積（公有財産表）	766 ㎡
施設取得費	国補助金　13,189,660 円、県補助金　1,879,000 円、 地方債　162,400,000 円、一般財源　49,272,010 円 合計　226,660,670 円
開館時間	午前 7 時 30 分から　午後 6 時 30 分　（延長　午後 7 時 30 分）
休館日	日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、12 月 29 日～1 月 3 日、6 月 23 日（慰霊の日）
利用料金等	別添：那覇市保育の実施等に関する条例、那覇市保育の実施等に関する条例施行規則参照
施設の特徴	通常保育、障がい児保育、延長保育、一時預かり

１．監査の結果と意見

（１）保育所施設の状況について

那覇市は平成 25 年 3 月末時点で、11 ヶ所の市立保育所を直接運営しているが、このうち民営化 1 ヶ所、他の保育所との統合 2 ヶ所、廃止 2 ヶ所により 6 ヶ所の拠点保育所に収れんする計画である。拠点 6 ヵ所のうち天久、久場川、宇栄原の 3 ヶ所は築 3 年以下の新設建物に移転済みであり、与儀保育所は平成 26 年 10 月に仮園舎に移転予定である。

（参考）拠点6保育所の定員

保育所	定員(人)
久場川保育園	85
宇栄原保育所	90
与儀保育所	110
大道保育所	120
若狭浦保育所	108
天久保育園	86
合　計	599

しかし大道、若狭浦の 2 ヶ所は、各々築 41 年、34 年の建物にあり、大道保育所に統合予定としている松川保育所は、築 49 年を経過している。これらの保育所については、1981 年の新耐震基準施行前に建築されており、現行基準に照らした耐震度不足が懸念される。

市は公立保育所について、特に耐震調査など行っていないが、会計検査院の調査によると、平成 24 年末における県内の公立小中学校及び高校における耐震化率は 78.2%であり、全国の 84.3%にくらべて耐震補強が遅れていることが明らかにされている。

法的な強制性を伴わないにしても、今後、公立保育所についても新耐震基準に基づく安全性の確保が、利用者のニーズとして高まる可能性は大きい。

【意見】

公立の保育所の建設については、必ずしも、国による明確な財源的措置が見込みにくいことから、天久、久場川、宇栄原の３ヶ所の拠点保育所について、市は、市営住宅や市立小学校など他の公の施設との合築、部分入居など手法で建設を実現してきた。仮園舎に移転する与儀保育所も、数年内に地域の再開発事業の枠組みにおいて、建設コストを計算する予定であり、市の財政に寄与するこれらの貢献を多としなければならない。

しかし、例えば大道保育所については、こうした具体的プランが確立していないことから、これに統合予定の松川保育所を含め、今後の安全面との兼合いが問題となる。

市は、少なくとも現行基準に照らした耐震度調査を行い、リスクの程度を把握すべきである。その安全性の度合いによっては、利用者の不安を払拭するために、何らかの耐震補強措置が必要になるものと思われる。また、あまりに強度が不足しているような場合、合築等の具体化を待たず、新築工事が必要となる可能性も排除すべきではない。

また、安全面の要請とは別に、公立保育所において、２歳児未満に対する施設面積について、ほふく前乳児 1.65 ㎡、ほふく後 3.3 ㎡とする国の基準が適切に運用されていない可能性があり、早急な改善策が求められている。築年数の経過した保育所施設においても、面積を広げる措置が必要となる可能性があり、この面からも何らかの対応が求められる。

（２）保育所管理運営費の状況について

以下の表にある通り、平成 24 年度における直営保育所の収支実績において、直営の 10 保育所の保育所管理運営費は 358,615 千円であり、その主な内訳は非常勤職員や臨時職員に係る人件費 201,905 千円、賄材料費や光熱水費など需用費 133,270 千円、委託料や備品購入費などその他が 23,440 千円である。これを賄う収入のうち、保護者負担金など 66,338 千円をのぞく 292,277 千円が一般財源となっている。

この収支実績には指定管理者が導入された安謝保育所（H25 年度から民営へ移行）は含まれず、構成する保育所単独ベースの収支報告は作成されていない。また保育所に配属されている保育士等、市の正規職員 737,576 千円の人件費は、そもそも管理運営費には含まれていない。

直営10保育所の保育所管理運営費　単位：千円

支出内訳	H22年度	H23年度	H24年度
非常勤職員報酬	37,889	45,724	50,309
時間外勤務手当等	15,669	12,810	12,296
臨時職員賃金	152,805	125,968	139,300
旅費・報償費	101	138	12
需用費	128,225	119,679	133,270
01　消耗品費	7,792	8,596	8,698
02　燃料費	1,309	1,257	1,081
05　光熱水費	22,630	19,808	23,210
06　修繕費（施設等）	11,841	8,928	7,702
08　修繕費（備品）	125	198	315
09　賄材料費	84,529	80,891	92,264
役務費	4,416	4,463	4,440
01　通信運搬費	1,293	1,275	1,195
03　手数料等	2,239	2,411	2,491
05　火災保険料	884	776	754
業務委託料料	14,692	12,342	11,754
使用料及び賃借料	3,271	1,059	1,252
維持補修工事費	7,932	0	0
原材料費	348	289	266
備品購入費	8,396	6,111	5,659
負担費・賠償金	52	158	58
合　計	373,796	328,740	358,615

直営10保育所の管理運営費収入　単位：千円

収入内訳	H22年度	H23年度	H24年度
保育所運営費保護者負担金	43,336	36,980	35,313
普天間飛行場周辺防音事業関連維持	0	0	208
土地貸付収入	2,815	3,598	3,598
れんらく帳売払収入	305	262	248
3歳以上児主食費（公立）	3,932	3,334	3,124
保育所職員給食実費徴収金	14,481	12,547	13,751
私用電話料	20	14	15
一時保育保護者負担金（公立）	5,556	5,229	8,593
延長保育保護者負担金（公立）	940	696	1,336
子育て応援Day利用者負担金	52	47	40
3歳以上児主食費帯繰分（公立）	139	135	112
保育所給食利用者実費徴収金	201	278	0
一般財源	302,020	265,620	292,277
合計	373,796	328,740	358,615

平成 24 年度は、平成 23 年度に比べ約 29,875 千円運営費が増えているが、（旧）泊保育所から移転新設された天久保育所の規模拡大に伴う、人件費その他の増加によるものである。

ただし、こうした年々の計上額の増減や内訳の構成などに留意することも必要であるが、民営化を仮定した場合との財政負担の違いに着目することが重要かと思われる。

現在、民間の認可保育所においては、保育所運営費について国・県から約 50%の補助がある。実際には、定員区分や年齢区分等により定められた保育所運営費単価表により措置されるため、機械的に 50%が補助されるわけではないが、結果としてこれに近い額が得られている。

ちなみに指定管理者を経て平成 25 年度から民営化された、あじゃ保育園について民営化後の運営費補助収入の水準について聴取したところ、概ね平成 24 年度における指定管理料 130,589 千円の水準になるとのことであった。当園の定員は 110 人である。

一方、市の 6 拠点保育所の合計定員は 599 人であり平均定員は約 100 人となる。もちろん、年齢区分の構成比など違いはあるものの、あじゃ保育園の例を参考に、民営化を仮定した大まかな補助金の水準を類推してみると、130,589 千円×100 人/110 人×6 ヵ所≒712,303 千円となる。これは先述した一般財源 292,277 千円に正規職員人件費 737,576 千円の 58%にあたるコストを加えた水準となる。一般に言われる公務員保育士に対する民間資格者等の人件費の低さを考慮すれば、ほぼ妥当な金額とも思われる。

これは、拠点保育所をすべて民営化したならば、市の支出は 712,303 千円×50%≒

356,151千円ですみ、国・県の補助分356,151千円について財政上のメリットを得ることを示唆する。もちろん、市の正規職員を民間雇用に転ずるなど、ドラスティックな前提を含むため現実的であるとは言えない。

しかし、いわば年間356,151千円の機会費用を負担して、公立保育所の事業を保ち続けているとも捉えられ、この点を認識しておく必要がある。

ところで、保育所の新設等整備を民間で行う場合、国の「安心こども基金」による補助などが想定される一方、公立の保育所についてこのような措置は見込みにくい。このため、市は他の公の施設の建設機会を利用して、合築による拠点保育所の整備を行うなど、建設コストの減少を図り、財政負担の軽減に努めていることは評価できる点である。

（3）事業の評価について

現在、拠点保育所においては、通常の保育業務に加え、専業主婦を主に対象とした一時保育や預かり保育、さらに、障がい児保育や障がい児受け入れ事業などを行っている。

一方、親を対象に育児相談など子育てを応援する事業も行っており、天久、宇江原、久場川にある子育て支援センターなど他の機関との連携や、市立保育所の各保育士との連携を介して、総合的・複合的対応が可能としている。将来、拠点保育所すべてが支援センター機能及び給食室を持つ予定である。

なお、病児・病後児保育事業は他の児童の保健衛生上のリスクから、原則として行っていない。

これらの業務について、一定の専門性や高い熱意を有することは、拠点保育所への往査を通じても、十分窺い知れるところである。ただ、民間に比してどの程度の優位性があるか、専門的な知見をもたない者にとっては判断が難しい。

この点について、公立保育所の指定管理者を経て、民営化した保育園の経営者へ状況の聴き取りなどを行った。その結果、少なくとも障がい児保育を含む通常の業務については、民間事業者による参入が相当に進んでおり、公立保育所の優位性は認め難いのではないかと思料される。また病児保育についても、民間のみならず公立においてもこれを行っておらず、その優位性は同じく認められなかった。

他方、育児相談や子育て支援など、親に対応した業務については、市立保育所においては、相談業務に係る他の公的機関との連携が可能であったり、これまでの多くの相談事例を活用して相談者へ対応を行うなど、民間事業者にくらべ、公立保育所の方に優位性があるものと思料される。

また公立の保育所においては、恵まれた研修機会や実習などを通じ、より高度で専門的な保育スキルを獲得し、民間の保育園への何らかの指導的役割や先進的機能を発揮することも期待されるところであるが、この点についても、民間保育園の経営者に聴取を行ってみたところ、公立保育所によるそのような役割や機能を認識しておらず、民間において、特に恩恵を受けているとの事実は認められなかった。

【意見】

市立保育所の実施する事業については、高い専門性が認められるものの、民間保育園にくらべ、どの程度の優位性があり、差別化が図られているか把握が難しい。

そこで特に、子育て支援や相談業務、保育に関する指導的役割など、民間が事業として進展させることが難しいと思われる分野について、親や民間保育者など、受益者による評価の仕組みがあることが望ましいと考える。

例えば、一般的にみられる、「良い」～「悪い」を5段階で利用者が回答したシートを回収・集計して、量的質的データを作成する手法なども考えられるが、高い知見に基づく、より専門的、客観的な評価方法が必要である。

(2)で触れたように、拠点保育所の事業は、これを民営化した場合に得られるはずの国・県からの補助金や、人件費等の費用の削減など、財政上のメリットを得ることなく、行われているものと捉えることができる。したがって、本来このメリットを得られなくてもよいと納得できるほどの、高い事業の評価を得ることが求められている。

拠点保育所は、民間事業者への優位性を保ち差別化を図って、民営化により得られたはずの財政上のメリットを上回る評価を得るよう、事業の実績を示すことが望まれる。



天久保育所（あめくみらい幼保園）



与儀保育所

ヒ）那覇市立壺屋焼物博物館、那覇市立歴史博物館、玉陵（たまうどぅん）、識名園

・施設の概要（壺屋焼物博物館）

項目	内容
所在地	沖縄県那覇市壺屋１丁目９番32号
所管課	那覇市市民文化部博物館（平成24年度） 那覇市市民文化部文化財課（平成25年度より）
供用開始年月	平成10年２月１日
設置目的	焼物（陶器、磁器、土器及び瓦）に関する市民の知識及び教養の向上を図り、もって市民の教育、学術及び文化の発展に資する。 （那覇市立壺屋焼物博物館条例第２条）
設置根拠条例	那覇市立壺屋焼物博物館条例
主な施設種類	博物館
敷地面積（公有財産表）	1,187.34平方メートル
延床面積（公有財産表）	1,852.58平方メートル
施設取得費	886,527,566円
開館時間	午前10時から午後６時まで
休館日	(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（平成23年法律第178号）に規定する休日及び慰霊の日（6月23日）にあたる場合を除く。） (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日
利用料金等	

別表第1(第4条関係)

区分		観覧料(1人1回につき)		
		一般	高校生 大学生	中学生 以下
常設展示	個人	315円	210円	105円
	団体(20人以上)	252円	168円	84円
企画展示		1,050円以内で市長がその都度定める額		

備考　保護者が同伴する小学校就学前の者は、無料とする。

別表第2(第10条関係)

使用料(1日につき)	
入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
4,725円	14,175円

備考　入場料を徴収する場合とは、企画展示室の利用者が、入場料(会費、賛助金、寄附金、募金等を含む。)を徴収する場合をいう。

施設の特徴

壺屋焼物博物館は、330年余の歴史を持つ沖縄の伝統工芸「壺屋焼」発祥の地「壺屋」の一角に立地している。

施設は、１階（エントランスホール・ゆんたくコーナー・常設展示室）、２階（事務室・常設展示室）、３階（企画展示室・図書講座室）と屋外（湧田の平窯）から構成されている。

１階エントランスホールは、無料スペースとなっており、焼物の基礎知識をパネルで紹介するとともに、常設展や企画展の導入のための資料展示をしている。ゆんたくコーナーは、焼物のDVDやビデオの視聴、地域の観光案内、休憩などに利用されている。

１階の常設展示室では、沖縄の焼物の始まりから戦後の沖縄の焼物までを、壺屋焼の歴史を中心にその概略を追ったもので、次の五つに分類して展示構成されている。

	①沖縄の焼物の始まり ②沖縄の古窯 ―沖縄で生まれた陶器― ③壺屋焼の始まりと近世の壺屋焼 ④廃藩置県と近代の壺屋焼 ⑤戦後の復興と現代の壺屋焼 また、昭和 10 年代に造られた壺屋の民家の台所とその周辺部分を再現し、日々の暮らしの中で使われた壺屋焼の様子について紹介している。 更に、このコーナーでは１日に８回、吹き抜け空間の壁面をスクリーンにした映像シアターを上映しており、壺屋焼の代表的な技法、陶工たちの仕事の様子、壺屋焼が発展してきた歴史や壺屋のまちの魅力について紹介する映像を観ることができる。焼物作りへの理解を深める一助とするもので、18 分間上映される。 ２階の常設展示室では、「壺屋焼の特徴」で構成している。 このコーナーでは、赤瓦や壺屋焼の製法を紹介するとともに、壺屋焼に施された技法・使用方法によって作品を分類し、展示している。また、製作道具類や焼物を焼くときに窯で使う道具、陶土なども紹介している。 常設展示の特徴として、ふたつの窯跡の展示がある。 ひとつは、壺屋焼物博物館建設の際に敷地内で発掘された「ニシヌ窯」。常設展示室２階部分には、切り取って保存処理したものを、１階部分には、層状になった窯の床層の断面を展示している。 ふたつめは沖縄県庁庁舎建設の際に発見され掘り出された瓦窯「湧田の平窯」で、窯跡を切り取り、保存処理したものを屋外に展示している。 ３階企画展示室は、博物館の自主企画展を催すほか、貸しギャラリーとして一般の方に利用していただく展示室である。 博物館周辺の壺屋地域には、壺屋焼工房や販売店が立ち並ぶとともに、いたる所に焼物に関係する文化財や昔ながらの原風景が残っており、博物館で壺屋の歴史や文化を学び、周辺地域へ出発して行く構成となっている。

・施設の概要（歴史博物館）

項目	内容
所在地	那覇市久茂地１丁目１番１号　パレットくもじ４階
所管課	那覇市市民文化部博物館（平成 24 年度） 那覇市市民文化部文化財課（平成 25 年度より）
供用開始年月	平成１８年７月８日
設置目的	歴史及び文化に関する資料の収集、保存、展示、公開、調査及び研究をすることにより、市民の教養、学術及び文化の向上に寄与するため、那覇市歴史博物館を設置する。

	（那覇市歴史博物館条例第１条）
設置根拠条例	那覇市歴史博物館条例（平成 18 年３月 31 日那覇市条例第５号）
主な施設種類	博物館
敷地面積（公有財産表）	区分所有物件　土地面積８，２３５．５３㎡の１億分の１９３万２千の区分所有
延床面積（公有財産表）	８１０．４８㎡ 家屋番号　久茂地１丁目１番１の 17、18
施設取得費	９０，０００，０００円
開館時間	１０：００～１９：００
休館日	木曜日、年末年始（12/28～1/4）、その他展示替による臨時休業あり
利用料金等	大人 300 円、大・高校生 200 円、小・中学生 100 円
施設の特徴	行政施設や各種企業、商業施設が集積し、文化振興の核といえる中心市街地に位置し、バス・モノレール等の交通結節点という地の利を有している。

・施設の概要（玉陵）

項目	内容
所在地	那覇市首里金城町１丁目３番
所管課	文化財課
供用開始年月	平成５年５月１日
設置目的	世界遺産・国指定文化財（史跡）を保護し、公開する
設置根拠条例	那覇市玉陵及び識名園条例
主な施設種類	玉陵墓室・東の御番所・奉円館（展示室）
敷地面積（公有財産表）	１６，６８９㎡
延床面積（公有財産表）	東の御番所（118.89 ㎡）　奉円館（268.36 ㎡）
施設取得費	無償譲渡
開館時間	午前９時～午後６時
休館日	なし
利用料金等	大人 300 円（団体 240 円）小人 150 円（団体 120 円）
施設の特徴	第二尚氏の歴代国王の墓 平成 16 年度からは、新たに東（あがり）の御番所（うばんじょ）の一般公開

・施設の概要（識名園）

項目	内容
所在地	那覇市字真地４２１番７
所管課	文化財課
供用開始年月	平成７年１１月１日
設置目的	世界遺産・国指定文化財を保護し、公開する
設置根拠条例	那覇市玉陵及び識名園条例
主な施設種類	御殿・六角堂・番屋・駕籠屋・心字池・石橋・育徳泉
敷地面積（公有財産表）	４１，９８６㎡
延床面積（公有財産表）	なし
施設取得費	無償譲渡
開館時間	4/1～9/30　午前９時～午後５時３０分 10/1～3/31　午前９時～午後５時
休館日	水曜日（その日が休日及び慰霊の日に当たるときは、その翌日）
利用料金等	大人 400 円（団体 320 円）小人 200 円（団体 160 円）
施設の特徴	琉球王家最大の別邸、池の周りを歩きながら景色の移り変わりを楽しむことを目的とした回遊式庭園で琉球独特の工夫が見られる。

１．監査の結果と意見（壺屋焼物博物館について）

（１）　施設の状況について

那覇市立壺屋焼物博物館（以下、「壺屋焼物博物館」という。）は、「焼物（陶器、磁器、土器及び瓦をいう。以下同じ。）に関する市民の知識及び教養の向上を図り、もって市民の教育、学術及び文化の発展に資するため」（那覇市立壺屋焼物博物館条例第２条）、３３０年余の歴史を持つ沖縄の伝統工芸「壺屋焼」発祥の地「壺屋」の一角に立地している。

平成１０年２月１日に供用開始されており、施設取得費は８億８，６５２万７，５６６円である（財源は起債及び自主財源）。

敷地面積は１，１８７．３４㎡、延床面積１，８５２．５８㎡で、１階（エントランスホール、ゆんたくコーナー、常設展示室）、２階（事務室、常設展示室）、３階（企画展示室、図書講座室）、屋外（湧田の平窯）から構成されている。

市の直営であり指定管理者制度が導入されていない。

（２）　利用者数について

壺屋焼物博物館の入館者数は、以下のとおりである。

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
入館者数(人)	19,118	16,094	15,635	14,257	17,131	18,920

平成１９年度以降入館者数が減少したのは、平成１９年に県立博物館が開館したためだとのことである。

【意見】

壺屋焼物博物館の入館者数は、上記のとおり推移しているが、平成１９年度以降、年々落ち込み、平成２２年度には年間約１万４，０００人にまで落ち込んだが、その後平成２３年度、平成２４年度は回復している。

今後、効果的なＰＲにより新規の入館者を増やすこと、魅力ある企画展を開催するなどリピーターを呼び込むこと等、入館者数の増加のための取組みが期待される。

（３）　収支の状況について

壺屋焼物博物館の年間維持管理費用は、以下のとおりである。

（単位：円）

	事業名	節名	平成22年度	平成23年度	平成24年度
①	博物館管理運営費	需用費	4,397,389	4,427,406	5,310,410
②		役務費	35,266	32,131	31,560
③		委託料	13,313,180	15,657,210	14,415,860
④		使用料及び賃借料	430,560	430,560	430,560
⑩	人件費	市職員人件費(5名)	34,460,000	33,800,000	33,140,000
合　計			52,636,395	54,347,307	53,328,390

【意見】

壺屋焼物博物館の設置目的は、「焼物（陶器、磁器、土器及び瓦をいう。以下同じ。）に関する市民の知識及び教養の向上を図り、もって市民の教育、学術及び文化の発展

に資するため」ということにあり、このような目的のために壺屋焼物博物館が果たす役割は小さくないものと思われ、市の費用負担によって施設を存続させる意義が認められる。

ただ、上記のとおり、壺屋焼物博物館は、施設取得費で８億８，６５２万７，５６６円を要している。

また、年間の収支は、平成２４年度で人件費約３,３００万円、業務委託費（警備・料金徴収・展示室監視業務、清掃業務、エレベーター保守点検業務、空調設備保守点検業務等）約１,４４０万円などを主とした支出があり、人件費以外で約２,０００万円の支出、人件費込みで約５,３００万円の支出である。他方、収入は、平成２４年度で入館料の年間約２８０万円である。

以上より、壺屋焼物博物館は、平成２４年度で年間５,０００万円のマイナスとなっている。

このように、壺屋焼物博物館は、市民の教育、学術及び文化の発展に資するという重要な価値や意義があるとしても、施設取得費や毎年の維持費に多額の費用を要している。

しかし、施設利用料金について、博物館法第２３条本文は、「公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。」と定めており、公立博物館においては、原則として、入館料等を徴収してはならないこととなっている。同条但書において、「但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。」と定めており、低額な入館料等の徴収が認められているが、本法の趣旨からして、市民が利用し難くなるような料金設定は許されない。収支健全化を主眼として料金設定してしまうと、高額な料金設定となってしまい、市民が利用し難くなってしまうおそれがあり、料金値上げには限界がある。この点、観覧料は、一般３１５円、高・大学生２１０円、中学生以下１０５円であり、利用し易い料金設定であり、施設の維持運営のための必要な対価といえ、妥当な値段だと思われる。これ以上の値上げを行うと、利用者の負担が増大するのであり、市民が利用し易い料金設定という観点からすると、一定程度のマイナス収支はやむを得ないものと思われる。

また、文化や芸術に対しては、金銭的な価値や評価を下すのが難しく、文化に対する支出については、経済的合理性や費用対効果を測りづらい。どの程度の費用を支出すればどの程度市民の教養に資するのかなどという判断は到底できない。市民の教育、学術及び文化の発展のためにどの程度の費用をかけるべきか、非常に難しい問題である。

したがって、上記のような費用負担が妥当なものであるか、妥当でないのか、その判断は難しいところであるが、これだけ多額の費用の支出を余儀なくされている以上、漫然と施設運営をするのではなく、経費削減の可能性について、絶えず慎重に検討しなければならないであろう。

（４）　人件費について

上記のとおり、人件費で年間３,３１４万円を要しており、事務職員２名、学芸員３名の５名の職員を配置している。

【意見】

壺屋焼物博物館の運営にあたり、どの程度の人員と人件費を要するのか、その判断は難しいところである。

この点、施設の性質上、専門的な学芸員を配置しなければならず、３名の学術員を配置する必要性は認められる。

他方、博物館警備・料金徴収・展示室監視業務については、年間９１５万６,０００円の業務委託契約を締結しており、受付・観覧料徴収業務については、業務委託により別の職員が配置されているものと思われ、壺屋焼物博物館の職員は、当該業務に従事する必要はないものと思われる。このようなことからすると、壺屋焼物博物館の職員の業務は、施設管理等の事務が中心だと思われるが、２名の職員を配置することについては、やや疑問が残る。業務委託費を負担して受付・観覧料徴収業務を委託しているのであるから、それら委託業務との役割分担、業務の効率化による人件費削減を目指すべきであろう。

（５）　アンケートについて

【意見】

壺屋焼物博物館においてアンケートを集計していたが、平成２４年度の回収数が年間１３０件ほどである（７月、８月においては特別展開催のために常設展アンケート回収なし）。

年間１万９,０００人ほどの入館者数からすると、アンケート回収率は極めて悪いと言わざるを得ない。アンケートは、入館者や市民のニーズ、サービスに対する満足度を把握する上で重要なのであるから、アンケートの回収率を高めるべきである。壺屋焼物博物館において、アンケートは、入口付近に設置されているが、より手に取りやすい場所に置く、入館や退館時に手渡しするなど、確実にアンケートを回収できる方法を模索すべきであろう。

（６）　指定管理者制度導入について

壺屋焼物博物館の指定管理者制度導入については、①施設用地を寄贈した町民会や地域団体から、壺屋焼の伝統保持のため、市直営の運営が要望されている、②壺屋町民会や、やちむん通り会、陶器組合等の地域団体との協働によるまちづくりを実践し

ており、博物館活動一環として地域活性化に向けた取り組みを行っている、③受託団体には、地域、寄贈者、他博物館との信頼関係の再構築や専門職員の養成が大きな負担となり、活動が制限される可能性がある、との理由で指定管理にそぐわないとして、市の直営としており、今後も指定管理者制度を導入する計画はないようである。

【意見】

指定管理者制度を導入しない理由としてあげられている上記①ないし③の理由は、十分尊重に値する。壺屋焼物博物館は、壺屋焼の伝統が残る壺屋に位置しており、町民会、やちむん通り会、陶器組合等の地域の団体と連携して存立している。地域や寄贈者、他博物館との信頼関係を構築しており、今後新たな管理者が信頼関係を構築することは容易ではない。また、学芸員は専門知識を有していることから、新たな学芸員を確保することは容易ではない。

このようなことからすると、公募で指定管理者を募集することは適切ではなかろう。

しかし、指定管理者制度導入の目的として、民間事業者の活力を活用した住民サービスの向上、施設管理における費用対効果の向上があげられることから、壺屋焼物博物館は、上記のとおり、年間５,０００万円以上の費用を要する施設であり、絶えず経費削減を目指さなければならず、経費削減のためには、指定管理者制度の導入も検討すべきであろう。

そして、上記のとおり、公募で指定管理者を募集することは適切でないとしても、非公募で、適切な団体を指定する余地はあると思われる。指定管理者制度を導入するにあたっては、上記のような指定管理者制度を導入しない理由に鑑み、市の職員が継続的に学芸員を務め、学芸業務については指定管理の対象としないことが相応しいと思われる。また、指定管理者は、地域との信頼関係構築と連携が重要であり、既に地域と信頼関係を構築している関係団体を指定管理者の対象とすべきであろう。

（７）　設置目的について

【意見】

壺屋焼物博物館の設置目的は、「焼物に関する市民の知識及び教養の向上を図り、もって市民の教育、学術及び文化の発展に資するため」（那覇市立壺屋焼物博物館条例第２条）であり、市民の利用により市民文化に資することを本来的な目的としている。

しかし、来館者は、市民よりも、県外の観光客の方が圧倒的に多く、上記設置目的にそぐわない現状となっている。

市民向けの講座を行うなど、市民を取り込む工夫をしていることは評価できるので、設置目的が上記のように市民文化に資することにある以上、より一層市民の利用を促す方策を検討すべきであろう。



２．監査の結果と意見（那覇市歴史博物館について）

（１）　施設の状況について

那覇市歴史博物館（以下、「歴史博物館」という。）は、「歴史及び文化に関する資料の収集、保存、展示、公開、調査及び研究をすることにより、市民の教養、学術及び文化の向上に寄与するため」（那覇市歴史博物館条例第１条）、那覇市久茂地の商業施設「パレットくもじ」４階に設置されている。

平成１８年７月８日に供用開始されており、施設取得費は９，０００万円である。

延床面積８１０．４８㎡で、エントランスホール、常設展示室、企画展示コーナー、特別展示室などを有している。国宝の琉球国王尚家関係資料１２５１点をはじめ、横内家資料や多くの方から寄贈を受けた美術品、古文書・記録資料、民俗資料など多数所蔵している。

市の直営であり指定管理者制度が導入されていない。

（２）　利用者数について

歴史博物館の入館者数は、以下のとおりである。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
入館者数(人)	18,555	14,643	12,818	12,358	10,996	14,746	16,950
1日平均(人)	86	50	42	41	36	49	57

【意見】

歴史博物館の入館者数は、上記のとおり推移しているが、平成１８年度以降、年々落ち込み、平成２２年度には年間約１万１，０００人にまで落ち込んだが、その後平成２３年度、平成２４年度は回復している。

この点、歴史博物館は、モノレールに広告を出すなど、近年広報に力を注いでいることから、ここ２年の入館者数回復に結びついており、評価できる。今後も、効果的なＰＲにより新規の入館者を増やすこと、魅力ある企画展を開催するなどリピーターを呼び込むこと等、入館者数の増加のための取組みが期待される。平成２５年度以降、平成１８年度並の入館者を回復させることができるのか、正念場を迎えているといえよう。

広告を行うにあたっては、当然に費用が発生するのであるから、闇雲に広告を行うのではなく、費用対効果を十分に吟味し、できるだけ効果的、効率的な広告を行うようよう留意すべきであろう。

（３）　収支の状況について

歴史博物館の歳入歳出の年度別経費は、以下のとおりである。

【歳入】　（円）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
歴史博物館使用料	2,607,110	3,536,140	4,032,170

【歳出】　（円）

事業名	節名	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般事務費	光熱水費	4,213,001	3,184,496	3,138,444
一般事務費	委託料	1,745,100	1,745,100	1,740,900
那覇市歴史博物館事業	委託料	4,541,250	4,541,250	4,686,250
那覇市歴史博物館事業	使用料及び賃借料	49,140	49,140	49,140
人件費	市職員人件費（4名）	27,568,000	27,040,000	26,512,000
合計		38,116,491	36,559,986	36,126,734

【意見】

歴史博物館の設置目的は、「歴史及び文化に関する資料の収集、保存、展示、公開、調査及び研究をすることにより、市民の教養、学術及び文化の向上に寄与するため」ということにあることから、このような目的のために歴史博物館が果たす役割は小さくないものと思われ、市の費用負担によって施設を存続させる意義が認められる。

ただ、上記のとおり、歴史博物館は、施設取得費で約９，０００万円を要している。

また、年間の収支は、平成２４年度で人件費約２，６５０万円、光熱水費約３１０万円、業務委託費（受付・観覧料等徴収業務、清掃業務、警備業務、害虫駆除業務、空調機保守点検業務等）約６４０万円などを主とした支出があり、人件費以外で約９６０万円の支出、人件費込みで約３，６００万円の支出である。他方、収入は、平成２４年度で使用料の年間約４００万円である。

以上より、歴史博物館は、平成２４年度で年間３，２０９万４，５６４円のマイナスとなっている。なお、平成２２年度は３，５５０万９，３８１円、平成２３年度は３，３０２万３，８４６円のマイナスである。

このように、歴史博物館は、市民の教養、学術及び文化の向上に資するという重要な価値や意義があるとしても、施設取得費や毎年の維持費に多額の費用を負担している。

しかし、施設利用料金について、博物館法第２３条本文は、「公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。」と定めており、公立博物館においては、原則として、入館料等を徴収してはならないこととなっている。同条但書において、「但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。」と定めており、低額な入館料等の徴収が認められているが、本法の趣旨からして、市民が利用し難くなるような料金設定は許されない。収支健全化を主眼として料金設定してしまうと、高額な料金設定となってしまい、市民が利用し難くなってしまうおそれがあり、料金値上げには限界がある。この点、観覧料は、一般３００円、高・大学生２００円、中学生１００円であるところ、利用し易い料金設定であり、施設の維持運営のための必要な対価といえ、妥当な値段だと思われる。これ以上の値上げを行うと、利用者の負担が増大するのであり、市民が利用し易い料金設定という観点からすると、一定程度のマイナス収支はやむを得ないものと思われる。

また、文化や芸術に対しては、金銭的な価値や評価を下すのが難しく、文化に対する支出については、経済的合理性や費用対効果を測りづらい。どの程度の費用を支出すればどの程度市民の教養に資するのかなどという判断は到底できない。市民の教養、学術及び文化の向上のためにどの程度の費用をかけるべきか、非常に難しい問題である。

したがって、上記のような費用負担が妥当なものであるか、妥当でないのか、その判断は難しいところであるが、これだけ多額の費用の支出を余儀なくされている以上、漫然と施設運営をするのではなく、経費削減の可能性や施設存続の必要性について、絶えず慎重に検討しなければならないであろう。

（４）　人件費について

上記のとおり、人件費で年間約２,６５０万円を要しており、事務職員２名、学芸員２名の４名の職員を配置している。

【意見】

歴史博物館の運営にあたり、どの程度の人員と人件費を要するのか、その判断は難しいところである。

この点、施設の性質上、専門的な学芸員を配置しなければならず、２名の学術員を配置する必要性は認められる。

他方、博物館受付・観覧料等徴収業務については、年間４５５万５,０００円の業務委託契約を締結しており、受付・観覧料徴収業務については、業務委託により別の職員が配置されているものと思われ、歴史博物館の職員は、当該業務に従事する必要はないものと思われる。このようなことからすると、歴史博物館の職員の業務は、施設管理等の事務が中心だと思われるが、２名の職員を配置することについては、やや疑問が残る。業務委託費を負担して受付・観覧料徴収業務を委託しているのであるから、それら委託業務との役割分担、業務の効率化による人件費削減を目指すべきであろう。

（５）　アンケートについて

【意見】

歴史博物館においてアンケートを集計しているが、回収数が年間２００件ほどである。

年間１万７,０００人ほどの入館者数からすると、アンケート回収率は極めて悪いと言わざるを得ない。アンケートは、入館者や市民のニーズ、サービスに対する満足度を把握する上で重要なのであるから、アンケートを手に取りやすい場所に置く、入館や退館時に手渡しするなど、アンケートの回収率を高める方法を検討すべきであろう。

（６）　指定管理者制度導入について

歴史博物館の指定管理者制度導入については、①尚家から那覇市へ寄贈を受けた国宝を管理している、②県立博物館に比較して規模が小さい、との理由で指定管理にそぐわないとして、市の直営としており、今後も指定管理者制度を導入する計画はないようである。

【意見】

⑴　指定管理者制度導入の目的として、民間事業者の活力を活用した住民サービスの向上、施設管理における費用対効果の向上があげられる。

この点、歴史博物館は、上記のとおり、年間３,２００万円以上の費用を要する施設であり、絶えず経費削減を目指さなければならず、人件費をはじめとする経費削減のために指定管理者制度の導入を検討するべきであろう。

⑵　この点、博物館の指定管理者制度導入について、文化庁「『美術館・博物館支援方策策定事業～まちに活きるミュージアム～』における　公立の美術館・歴史博物館の組織・運営状況に関する調査結果」（平成１８年）によると、美術館・博物館等における指定管理者制度の導入状況は、以下のとおりである。

（館）

設置者別・博物館法区分別導入状況、指定管理者の業務範囲

		直営館	指定管理制度導入館	学芸業務のみ	管理業務のみ	学芸業務と管理業務の両方	その他
都道府県立	登録　112	90	22	0	7	15	0
	相当　9	6	3	0	0	3	0
市区立	登録　315	267	48	0	4	42	2
	相当　58	42	16	0	2	14	0
町村立	登録　43	39	4	0	0	4	0
	相当　10	10	0	0	0	0	0
組合立	登録　2	2	0	0	0	0	0
	相当　1	1	0	0	0	0	0
合　計	550	457	93	0	13	78	2

（館）

種類別指定管理者の業務範囲

	指定管理者導入館数	学芸業務のみ	管理業務のみ	学芸業務管理業務の両方	その他
総合	10	0	3	7	0

歴史	33	0	5	27	1
美術	50	0	5	44	1
合　計	93	0	13	78	2

指定管理者の種別と業務範囲　（館）

	指定管理者導入館数	学芸業務のみ	管理業務のみ	学芸業務管理業務の両方	その他
財団法人	85	0	11	73	1
株式会社	6	0	1	4	1
有限会社	1	0	0	1	0
その他	1	0	1	0	0
合　計	93	0	13	78	2

美術館・博物館の指定管理者制度の導入は、全体の１６．９％である。指定管理者の業務範囲をみると、全体では学芸業務と管理業務の両方を導入しているケースが７８館で８３.９％となっており、管理業務のみを導入しているケースは１４％となっている。指定管理者の種別では、財団法人が８５館（９１％）を占め、株式会社・有限会社が７館（８％）である。

このように、指定管理者制度導入している博物館は多数あり、貴重な歴史資料を管理するという博物館運営のノウハウを有する団体が存在しないわけではなく、民間では重要な歴史資料を保管できないということはない。また、後述するとおり、学芸員は市職員が行い、管理業務のみ指定管理者が行うということもできる。

このようなことからすると、国宝を管理しているから指定管理者制度導入ができないということは理由にならないものと思われる。

また、県立博物館と比較して規模が小さいとしても、指定管理者制度導入による経費削減、サービス向上の効果は期待できないわけではないのであるから、規模が小さいという理由も説得力に欠ける。

⑶　歴史博物館における指定管理者制度の導入・運用の検討を行う際には、博物館が有する以下の特徴を十分に踏まえる必要がある。

まず、博物館の業務の中では、学芸員の役割が重要である。博物館の運営においては、企画を担当する良質な学芸員を確保することが重要であり、とりわけ、博物館独自の資料・情報や地域の特性を理解した学芸員の確保、及びそれに基づく良質なサービス提供の継続性の担保が課題である。このような調査研究の継続性の観点

としているケースが見られる。その場合には、それ以外の利用受付、広報・営業業務、維持管理業務等を指定管理者に委ねている。他方、学芸員の業務も全て指定管理者の業務としているケースもある。このように、学芸業務と管理業務の両方を導入する方法と管理業務のみを導入する方法があり、この点を検討すべきであろう。また、指定管理者制度を導入するとしても、地域や博物館の特性を把握している館長を起用することが重要であろう。

このように、博物館運営にあたっては、適切な館長や学芸員を安定的に確保することが重要であり、そのための体制作りについて、人事面を検討する必要がある。指定管理者の業務内容に学芸員の業務が含まれる場合には、優秀な人材に対して安定的な処遇を確保するよう検討が必要である。

なお、博物館の場合、市民等から作品・資料等が寄託・寄贈されるケースも多く、寄贈先に対する信頼感や公益性も求められる。地域の博物館で収蔵する作品・資料等は、地域の歴史や文化等を伝える貴重なものであり、博物館の管理者は地域の公共物である作品・資料等を管理する役割があることに留意する必要がある。

さらに、指定管理者制度を導入する場合、指定管理者が新たに業務を開始して現場に慣れるための期間、また次の応募のための準備を行うための期間を考えると、長期間の指定期間とすることも有効と考えられる。特に、博物館の場合には、数年前から企画展等の準備を行う必要がある場合があり、こうした学芸部門の業務が指定管理者に含まれる場合には、指定期間を長期に設定することが必要と考えられる。指定期間中の業務について外部委員等による評価を行い、高い評価を得られれば次の指定期間までを延長する、あるいは、次期公募審査において加点するといったインセンティブ付与の仕組みを導入することも有効であろう。

加えて、モニタリングは、指定管理者が、自治体から求められている業務を確実に履行しているかを確認するための行為であり、管理の基準に基づき自治体は適切にモニタリングを実施していく必要がある。評価の指標は、入場者数だけではなく、多角的側面から定管理者が提供するサービスや業務のパフォーマンスの評価を行うべきであろう。

那覇市においては、博物館という特殊な施設の指定管理者の担い手がなく、公募しても複数の応募者が得られないこともあろう。また、指定管理者制度を導入した場合に、学芸員と指定管理者の連携が有機的に行えなければ、企画展の質の低下や博物館の設置目的に沿った運営が有効に行えなくなるおそれがある。このようなことも考慮し、指定管理者制度導入について検討すべきであろう。

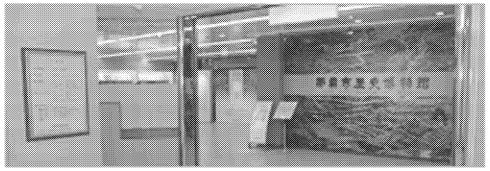

那覇市歴史博物館（市ＨＰより）

３．監査の結果と意見（玉陵及び識名園について）

（１）施設の状況について

玉陵及び識名園は，「市民の観覧に供することにより，市民の文化財に対する理解に資するため」（那覇市玉陵及び識名園条例第１条），設置されている。

玉陵は，所有者から無償譲渡を受け，平成５年５月１日に供用開始された。敷地面積は１６，６８９㎡で，東の御番所（１１８．８９㎡），奉円館（２６８．３６㎡）を要する。

識名園は，所有者から無償譲渡を受け，平成７年１１月１日に供用開始された。敷地面積は４１，９８６㎡で，御殿，六角堂，番屋，駕籠屋，心字池，石橋，育徳泉などの施設を擁する。

玉陵及び識名園は，いずれも市の直営であり指定管理者制度が導入されていない。

（２）　収支の状況について

玉陵及び識名園の歳入歳出の年度別経費は、以下のとおりである。

収入の実績（過去３年分）

玉陵　（単価：円）

内訳	平成22年度	平成23年度	平成24年度
入園料	19,265,355	19,975,290	20,778,150
書籍等販売	170,100	127,200	144,900
合　計	19,435,455	20,102,490	20,923,050

識名園　（単価：円）

内訳	平成22年度	平成23年度	平成24年度
入園料	25,116,180	25,144,200	29,194,240
行政財産目的外	436,552	400,319	524,329
書籍等販売	84,600	42,000	65,200
合　計	25,637,332	25,586,519	29,783,769

支出の実績（過去３年分）

玉陵　（単価：円）

内訳	平成22年度	平成23年度	平成24年度
非常勤報酬	2,099,070	2,115,930	2,157,704
需用費	2,154,332	1,458,983	1,755,701
役務費	140,600	140,499	141,197
委託料	14,906,572	15,963,263	15,511,021
備品購入費	329,280	0	0
合　計	19,629,854	19,678,675	19,565,623

識名園　（単価：円）

内訳	平成22年度	平成23年度	平成24年度
非常勤報酬	2,204,194	2,218,608	2,182,644
需用費	4,079,161	4,531,833	3,567,738
役務費	363,822	242,894	217,532
委託料	25,764,748	24,918,404	26,022,343
備品購入費	398,055	0	70,625
合　計	32,809,980	31,911,739	32,060,882

（単位：円）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
市職員人件費	6,628,000	6,760,000	6,892,000

【意見】

玉陵及び識名園の設置目的は、「市民の観覧に供することにより，市民の文化財に対する理解に資するため」ということにあることから、このような目的のために玉陵及び識名園が果たす役割は小さくないものと思われ、市の費用負担によって施設を存続させる意義が認められる。

この点，年間の収支は，人件費は平成２４年度で約６９０万円、玉陵の維持管理費用は約2,０００万円，識名園の維持管理費用は約3,２００万円で，合計約5,８５０万円ある。他方、収入は、平成２４年度の入園料等は，玉陵が年間2,１００万円，識名園が約3,０００万円である。相当な入園料収入であり，今後も同程度の収入を維持していくことが期待される。

以上より、玉陵及び識名園は、平成２４年度で年間７８１万1,６８６円のマイナスとなっている。なお、平成２２年度は1,３９９万５０４７円、平成２３年度は1,２６６万1,４０５円のマイナスであり，ここ3年間は収支が改善している。

このように、玉陵及び識名園は、市民の文化財に対する理解に資するという重要な価値や意義があるとしても、毎年の維持費に多額の費用を負担している。

しかし、文化や芸術に対しては、金銭的な価値や評価を下すのが難しく、文化に対する支出については、経済的合理性や費用対効果を測りづらい。どの程度の費用を支出すればどの程度市民の教養に資するのかなどという判断は到底できない。市民の文化財に対する理解に資するためにどの程度の費用をかけるべきか、非常に難しい問題である。

したがって、上記のような費用負担が妥当なものであるか、妥当でないのか、その判断は難しいところであるが、多額の費用の支出を余儀なくされている以上、漫然と施設運営をするのではなく、経費削減の可能性について、絶えず慎重に検討しなければならないであろう。

（3）アンケートについて

【意見】

玉陵及び識名園において、平成２５年度からアンケートを実施しているところ、平成２４年度まではアンケートを実施していなかった。

平成２４年までアンケートを実施していなかったことは、極めて問題である。アンケートは、入場者や市民のニーズに沿った施設管理をする上で、入場者や市民のニーズ、サービスに対する満足度を把握するために重要である。

アンケートが実施されることとなったことは評価できるが、漫然とアンケートを実施するのではなく、アンケート回収率を高めるよう留意しなければならない。また、

アンケートによって入場者や市民のニーズ、サービスに対する満足度を把握し、施設管理に反映させるべきである。

（4）指定管理者制度導入について

玉陵及び識名園は、世界遺産に登録されており、遺産の管理団体が那覇市となっているようである。そして、那覇市は、玉陵及び識名園を、世界遺産として国際的に保護、保全することが義務づけられているところから、遺産の管理団体の変更は特別の事情があり、かつ遺産の価値を高めるためのものでなければ認められないようである。現在の那覇市の状況においては、管理団体を変更する特別の事情は見あたらず、指定管理者制度の導入は困難であり、市の直営となっている。

【意見】

指定管理者制度を導入しない理由としてあげられている上記の理由は、十分尊重に値する。世界遺産に登録されているという特殊事情があり、管理者の安易に変更することは慎まなければならないであろう。

また、上記のとおり、玉陵及び識名園は、合計で年間5,０００万円以上の入園料等の収入があり、造園や警備のために多額の費用負担を余儀なくされているとしても、平成２４年度で年間７８１万1,６８６円のマイナスにとどまっている。他施設に比べて入園料等の収入が大きく、施設維持の収支は、比較的健全だといえよう。庭園を有する世界遺産だという性質からすると、造園や警備のためにそれなりの費用を負担することはやむを得ないものと思われ、経費削減も容易ではなかろう。

このようなことからすると、現時点においては、玉陵及び識名園に指定管理者制度を導入することは、妥当ではないと思われる。経費削減を目指すよりも、入園料等の収入を維持、増加させることに留意すべきであろう。

（5）設置目的について

【意見】

玉陵及び識名園の設置目的は、「市民の観覧に供することにより、市民の文化財に対する理解に資するため」（那覇市玉陵及び識名園条例第１条）であり、市民の利用により市民文化に資することを本来的な目的としている。

しかし、入場者は、市民よりも、県外の観光客の方が圧倒的に多く、上記設置目的にそぐわない現状となっている。

市民向け取組みを行って市民を取り込む工夫が必要であり、設置目的が上記のように市民文化に資することにある以上、より一層市民の利用を促す方策を検討すべきであろう。

また、世界遺産に登録されている特殊事情に鑑みると、対象を市民に限ることの方

が不自然だと言える。条例から「市民」との文言を削除することも検討の余地があろう。

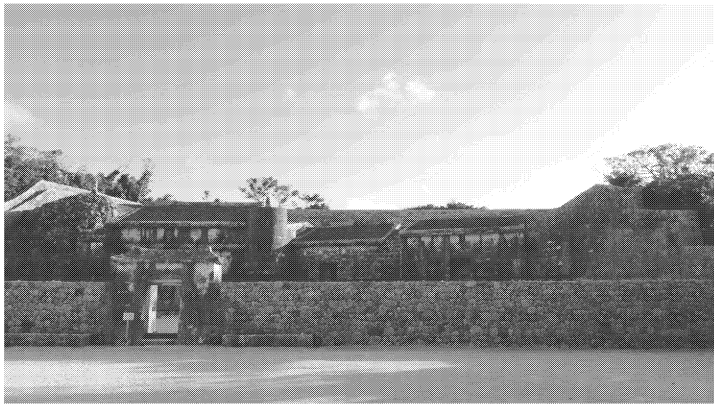

たまうどぅん

玉　陵



識名園

フ）那覇市民会館、那覇市パレット市民劇場、那覇市民ギャラリー

・施設の概要（那覇市民会館）

項目	内容
所在地	那覇市寄宮１丁目２番１号
所管課	那覇市役所市民文化部文化振興課
供用開始年月	昭和 45 年 11 月 18 日
設置目的	市民の舞台芸術活動を推進し市民文化の創造に寄与するとともに、市民生活の向上を図るため。
設置根拠条例	那覇市民会館条例、那覇市民会館条例施行規則
主な施設種類	大ホール、中ホール
敷地面積（公有財産表）	8,552.00 ㎡（県有地）
延床面積（公有財産表）	7,170.74 ㎡
施設取得費	なし
開館時間	9：00～22：00
休館日	火曜日、年末年始（12 月 29 日から翌年の１月３日まで）
利用料金等	別紙料金表参照
施設の特徴	大ホール、中ホール、和室、会議室からなる多目的文化施設。

・施設の概要（那覇市パレット市民劇場）

項目	内容
所在地	沖縄県那覇市久茂地１丁目１番１号
所管課	那覇市市民文化部文化振興課
供用開始年月	平成３年６月２日
設置目的	市民の舞台芸術活動を推進し市民文化の創造に寄与するとともに、市民生活の向上を図るため。（那覇市パレット市民劇場条例第１条）
設置根拠条例	那覇市パレット市民劇場条例、那覇市パレット市民劇場条例施行規則
主な施設種類	劇場ホール
敷地面積（公有財産表）	318.26 ㎡

延床面積（公有財産表）	1,556.58 ㎡
施設取得費	土地 199,457,859 円 建物 453,447,420 円、
開館時間	9：00～22：00
休館日	火曜日、年末年始（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで）
利用料金等	別紙料金表参照
施設の特徴	小劇場（417 人収容）。小劇場としては、舞台を広くとっており、観客席全域に難聴者用設備を備えている。

・施設の概要（那覇市民ギャラリー）

項目	内容
所在地	沖縄県那覇市久茂地 1 丁目 1 番 1 号
所管課	那覇市役所市民文化部文化振興課
供用開始年月	平成 3 年 6 月 2 日
設置目的	広く市民に美術活動の発表の場を提供し、美術活動の奨励と普及を図り、美術文化の向上に資すること。
設置根拠条例	那覇市民ギャラリー条例、那覇市民ギャラリー条例施行規則
主な施設種類	第 1 展示室(86.76 ㎡)、第 2 展示室(225.06 ㎡)、第 3 展示室(61.51 ㎡)
敷地面積（公有財産表）	
延床面積（公有財産表）	373.33 ㎡（賃貸）
施設取得費	なし（賃貸物件）
開館時間	10：00～19：00
休館日	月曜日、年末年始（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで）
利用料金等	別紙料金表参照
施設の特徴	3 展示室があり、展示室を組み合わせ、2 室または 1 室としても利用可能。

1．監査の結果と意見（那覇市民会館について）

（1）施設の状況について

那覇市民会館（以下、「市民会館」という。）は、市民の舞台芸術活動を推進し市民文化の創造に寄与するとともに、市民生活の向上を図るため、設置されている。

昭和４５年１１月１８日に供用開始された施設であり、大ホール、中ホール、会議室からなる。

市の直営であり指定管理者制度が導入されていない。

（2）利用者数について

市民会館の施設入場者数、利用件数は、以下のとおりである。

年度	入場者数（大ホール）	入場者数（中ホール）	利用件数（大ホール）
H22	128,316 人	27,795 人	169 件
H23	107,110 人	26,635 人	177 件
H24	114,284 人	25,014 人	162 件

【意見】

まず、入場者数は、市民会館の利用者（主催者）が申告した数の合計数であるが、正しい数字を把握できていない利用者（主催者）もいるものと思われるし、利用者（主催者）の自己申告であるから、入場者数の合計数は、必ずしも正しい数字だとは言い難い。

稼働率（１回でも利用があった日／稼働できる日）は、大ホールで約６０％から約７０％、中ホールでも約７０％から約８０％であり、決して悪い数字ではないと思われる。しかし、上記稼働率は、１日に１回でも利用があれば稼働があったものとみなした集計数字であり、夜間だけの利用の場合で、昼間に利用がなかった場合でも、利用があったものと集計されている。実際には、平日の昼間などにおいては、空きが多いものと思われるところ、さらに稼働率を上げる取組みを行ってもよかろう。

（3）収支の状況について

市民会館の歳入歳出の年度別経費は、以下のとおりである。

市民会館歳入歳出の年度別経費　（単位:円）

			平成 22 年度決算額	平成 23 年度決算額	平成 24 年度決算額
	歳　入				
	施設使用料		34,099,649	34,401,794	30,414,654
人件費	歳　出		平成 22 年度決算額	平成 23 年度決算額	平成 24 年度決算額
	1	館長	9,539,000	9,349,000	9,418,000

	2	主幹級	8,483,000	8,342,000	8,243,000
	3	係長級	7,859,000	7,669,000	7,525,000
	4	主事級	11,360,000	11,056,000	10,690,000
	5	非常勤職員１人	2,018,252	2,110,070	2,564,655
		合計	39,259,252	38,526,070	38,440,655

需用費	4	消耗品費	1,578,143	1,401,876	1,500,279
	5	燃料費	9,984	29,124	43,989
	6	印刷製本費	20,000	88,725	49,140
	7	光熱水費	22,100,704	22,466,424	21,925,555
	8	修繕料(施設等)	6,739,395	6,699,956	14,411,922
	9	修繕料(備品)	65,047	55,650	0
役務費	10	電話料金	209,415	217,936	250,170
	11	ピアノ保守点検等	1,136,050	1,078,587	777,350
	12	火災保険料	74,510	74,510	74,510
委託料	13	業務委託料	67,556,430	67,202,700	65,590,575
使用賃借料					
	14	会館敷地賃借料	7,796,088	7,813,188	7,939,584
	15	複写機賃貸料/その他	1,075,573	753,856	244,000
原材料費					
	16	原材料費	7,428	17,645	21,157
備品購入費	17	備品	43,425	56,700	0
		人件費以外合計	108,412,192	107,956,877	112,828,231
		人件費込み合計	147,671,444	146,482,947	151,268,886

【意見】

市民会館の設置目的は、市民の舞台芸術活動を推進し市民文化の創造に寄与するとともに、市民生活の向上を図るため、ということにあり、このような目的のために市民会館が果たす役割は小さくないものと思われ、市の費用負担によって施設を存続させる意義が認められる。

ただ、年間の収支は、平成２４年度は、人件費約３,８００万円、光熱水費約２,２００万円、修繕料（施設等）約１,４００万円、業務委託料（音響装置保守点検業務、舞台装置保守点検業務、空調設備保守点検業務、消防設備保守点検業務、変電室技術管理業務、清掃業務、警備業務、舞台技術業務など）約６,５００万円などを主とした支出があり、人件費以外で１億１,２８２万８,２３１の支出、人件費込みで１億５,１２６万８,８８６円の支出である。他方、収入は、施設使用料で年間３,０４１万４,６５４円である。

以上より、市民会館は、年間約１億２,０００万円のマイナスとなっている。

このように、市民会館は、市民の教養に資するという重要な価値や意義があるとしても、毎年の維持費に多額の費用を負担している。年間１億２,０００万円の負担というのは極めて重いと言わざるを得ない。

しかし、施設利用料金について、収支健全化を主眼として料金設定としてしまうと、高額な料金設定となってしまい、市民が利用し難くなってしまうおそれがある。市民のためには、市民が使い易い利用料金を設定しなければならず、料金値上げには限界がある。値上げを行うと、利用者の負担が増大するのであり、市民が利用し易い料金設定という観点からすると、一定程度のマイナス収支はやむを得ないものと思われる。

また、文化や芸術に対しては、金銭的な価値や評価を下すのが難しく、文化に対する支出については、経済的合理性や費用対効果を測りづらい。どの程度の費用を支出すればどの程度市民の教養に資するのかなどという判断は到底できない。舞台芸術活動という文化のためにどの程度の費用をかけるべきか、非常に難しい問題である。

したがって、上記のような費用負担が妥当なものであるか、妥当でないのか、その判断は難しいところであるが、これだけ多額の費用の支出を余儀なくされている以上、漫然と施設運営をするのではなく、経費削減の可能性や施設存続の必要性について、絶えず慎重に検討しなければならないであろう。

この点、市民会館は、昭和４５年に供用開始された建物であり、築後４０年以上が経過し、老朽化している。平成２４年度の修繕費は約１,４００万円であり、修繕のために過大な費用負担を余儀なくされている。市は、新施設建設を検討しているところ、修繕費等の過大な維持費の負担をなくすためにも、新施設建設に検討を早急に行うべきであろう。

また、市民会館の運営について、経費削減のために、指定管理者制度を導入することを検討すべきであろう。　なお、現行の条例では、施設の設置目的が明確に定めら

れていない。公の施設たる設置条例には、その設置目的を明確に定めるべきである。

（4）人件費について

上記のとおり、人件費で年間約3,８００万円を要しており、その内訳は、平成２４年度において、館長（９４１万8,０００円）、主幹級（８２４万3,０００円）、係長級（７５２万5,０００円）、主事級職員２名（1,０６９万円）、非常勤職員１名（２５６万4,６５５円）である。

【意見】

市民会館の運営にあたり、どの程度の人員と人件費を要するのか、その判断は難しいところである。

この点、舞台技術業務については、年間約3,５００万円の業務委託契約を締結しており、舞台技術については、業務委託により専門的な技術者が配置されているものと思われ、市民会館の職員は、舞台技術については関与していないものと思われる。

このようなことからすると、市民会館の職員の業務は、予約受付、予約管理、利用者との調整、施設管理等の事務が中心だと思われるが、非常勤職員を含めて６名の職員を配置するのは、多いように思われる。業務の効率化による人件費削減を目指すべきであろう。

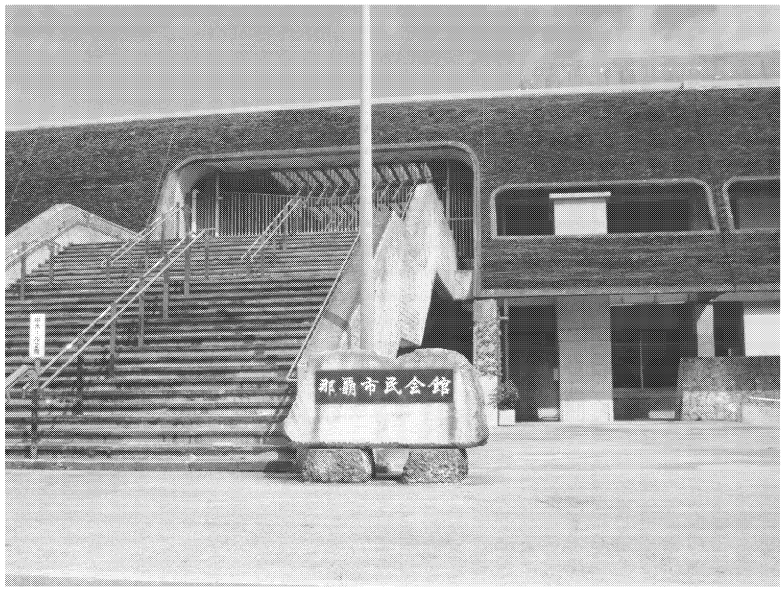

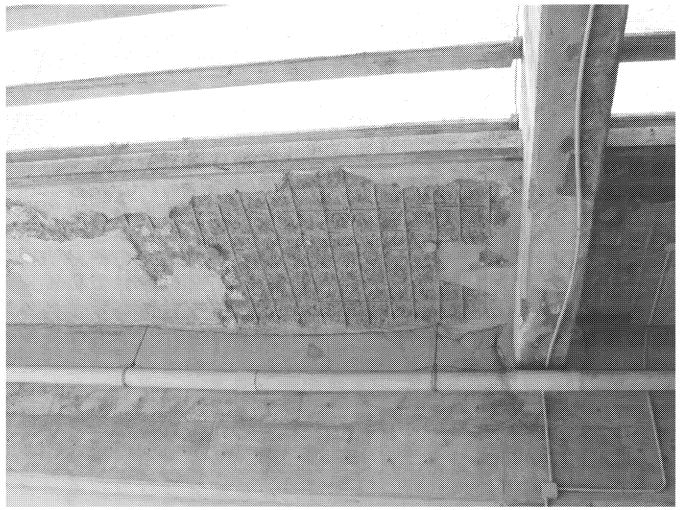

上部が剥離し、補修した個所



剥離箇所と緑のカーテン

２．監査の結果と意見（那覇市パレット市民劇場について）

（１）施設の状況について

パレット市民劇場（以下、「市民劇場」という。）は、「市民の舞台芸術活動を推進し市民文化の創造に寄与するとともに、市民生活の向上を図るため」（那覇市パレット市民劇場条例第１条）、那覇市久茂地の商業施設「パレットくもじ」９階に設置されている。

市民劇場は、４１７人収容の小劇場である。

平成３年６月２日に供用開始されており、施設取得費は土地１億９,９４５万７,８５９円、建物４億５,３４４万７,４２０円である。

平成２４年時点においては、市の直営であったが、平成２５年から指定管理者制度が導入された。

（２）利用者数について

施設入場者数、利用件数は、以下のとおりである。

年度	入場者数	利用件数
H22	55,625 人	207 件
H23	57,249 人	211 件
H24	41,008 人	176 件

なお、平成２４年に入場者数、利用件数が減っているのは、同年度に施設の改修工事を行っていたからとのことである。

【意見】

まず、入場者数は、市民劇場の利用者（主催者）が申告した数の合計数であるが、正しい数字を把握できていない利用者（主催者）もいるものと思われ、利用者（主催者）の自己申告であるから、入場者数の合計数は、必ずしも正しい数字だとは言い難い。

利用件数からすると２日に１回以上の利用があるということであるが、稼働率（１回でも利用があった日／稼働できる日）は、施設の改修工事を行っていた平成２４年でも７４．２％、それ以外の年や８０％程度であり、この数字だけ見ると利用件数は悪くはないとも思われる。しかし、上記稼働率は、１日に１回でも利用があれば稼働があったものとみなした集計数字であり、夜間だけの利用の場合で、昼間に利用がなかった場合でも、利用があったものと集計されている。実際には、平日の昼間などにおいては、空きが多いものと思われるところ、さらに稼働率を上げる取組みを行ってもよかろう。

（３）収支の状況について

市民劇場の歳入歳出の年度別経費は、以下のとおりである。

市民劇場歳入歳出の年度別経費

歳　入	平成 22 年度 決算額	平成 23 年度 決算額	平成 24 年度 決算額
施設使用料	19,337,355	20,719,031	16,340,026

歳　出			平成 22 年度 決算額	平成 23 年度 決算額	平成 24 年度 決算額
人件費	1	係長級	7,810,000	7,669,000	7,525,000
	2	主事級職員２人	11,360,000	11,056,000	10,690,000
	3	非常勤職員２人	3,575,828	3,616,710	3,634,582
		合計	22,745,828	22,341,710	21,849,582
需用費	4	消耗品費	329,369	327,900	307,809
	5	印刷製本費	183,240	28,350	37,800
	6	光熱水費	5,481,001	4,572,672	4,341,848
	7	修繕料(施設等)	2,271,318	746,550	2,277,324
	8	修繕料(備品)	79,075	0	0
役務費	9	電話料金	170,373	153,465	157,450
	10	ピアノ保守点検ほか	384,300	384,300	367,500
委託料	11	業務委託料	28,512,015	28,589,715	28,786,290
賃借料	12	複写機賃貸料/その他	14,084,609	14,001,053	13,959,039
原材料	13	原材料費	8,172	26,362	4,232

負担金	14				
		管理組合費	12,000	12,000	12,000
		人件費以外合計	51,515,472	48,842,367	50,251,292
		人件費込み合計	74,261,300	71,184,077	72,100,874

管理組合への支払額

パレットくもじ共益費	14,610,180	14,610,180	14,610,180

※パレットくもじ共益費については、毎年 8 月頃に減額調整があり、金額は852,261 円である。

【意見】

市民劇場の設置目的は、「市民の舞台芸術活動を推進し市民文化の創造に寄与するとともに、市民生活の向上を図るため」ということにあり、このような目的のために市民劇場が果たす役割は小さくないものと思われ、市の費用負担によって施設を存続させる意義が認められる。

ただ、上記のとおり、市民劇場は、施設取得費で約６億５,０００万円を要している。また、年間の収支は、人件費約２,２００万円、業務委託費（舞台技術業務、清掃業務、舞台機構保守点検業務、照明装置保守点検業務、空調設備保守点検業務、音響装置保守点検業務等）約２,８００万円、複写機賃貸料など約１,４００万円などを主とした支出があり、人件費以外で約５,０００万円の支出、人件費込みで約７,２００万円の支出である。また、パレットくもじ共益費として年間約１,４００万円の支出である。他方、収入は、施設使用料で年間約１,６００万円から約２,０００万円である。
以上より、市民劇場は、共益費の負担も考慮すると、年間５,０００万円から５,５００万円ほどのマイナスとなっている。

このように、市民劇場は、市民の教養に資するという重要な価値や意義があるとしても、施設取得費や毎年の維持費に多額の費用を負担している。

しかし、施設利用料金について、収支健全化を主眼として料金設定としてしまうと、高額な料金設定となってしまい、市民が利用し難くなってしまうおそれがある。市民のためには、市民が使い易い利用料金を設定しなければならず、料金値上げには限界がある。この点、上記の年間施設利用料と利用件数からすると、単純に１件あたりの施設使用料は、平成２２年度９万３,４１７円、平成２３年度９万８,１９４円、平成２４年度９万２,８４１円であるので、概ね１０万円弱であり、１回のイベントを行うにあたり負担する施設利用料としては、妥当な値段だと思われる。これ以上の値上げを行うと、

利用者の負担が増大するのであり、市民が利用し易い料金設定という観点からすると、一定程度のマイナス収支はやむを得ないものと思われる。

また、文化や芸術に対しては、金銭的な価値や評価を下すのが難しく、文化に対する支出については、経済的合理性や費用対効果を測りづらい。どの程度の費用を支出すればどの程度市民の教養に資するのかなどという判断は到底できない。舞台芸術という文化のためにどの程度の費用をかけるべきか、非常に難しい問題である。

したがって、上記のような費用負担が妥当なものであるか、妥当でないのか、その判断は難しいところであるが、これだけ多額の費用の支出を余儀なくされている以上、漫然と施設運営をするのではなく、経費削減の可能性や施設存続の必要性について、絶えず慎重に検討しなければならないであろう。

この点、平成２５年から指定管理者制度を導入したことについては、経費削減やサービス向上を図ることが期待でき、評価できる。

市民劇場は、那覇市の中心部であり、一等地である「パレットくもじ」内に設置されているところ、那覇市内において最も人が集まる場所の一つであり、市民が利用しやすい場所という意味では、抜群の立地条件である。しかし、場所が良いだけに高額な取得費を負担し、現在も毎年高額な共益費の支出を余儀なくされている。このような高額な取得費や共益費を支出してまで、この場所に施設を設置しなければならないのか、疑問が残る。今後、低廉な費用負担とするために、市が区分所有している施設の売却、施設の移転も検討の余地があろう。

（４）人件費について

上記のとおり、人件費で年間約２,２００万円を要しており、その内訳は、平成２４年度において、係長級（７５２万５,０００円）、主事級職員２名（１,０６９万円）、非常勤職員２名（３６３万４,５８２円）である。

【意見】

市民劇場の運営にあたり、どの程度の人員と人件費を要するのか、その判断は難しいところである。

この点、舞台技術業務については、年間約２,０００万円の業務委託契約を締結しており、舞台技術については、業務委託により専門的な技術者が配置されているものと思われ、市民劇場の職員は、舞台技術については関与していないものと思われる。

このようなことからすると、市民劇場の職員の業務は、予約受付、予約管理、利用者との調整、施設管理等の事務が中心だと思われるが、非常勤職員を含めて５名の職員を配置するのは、多いように思われる。業務の効率化による人件費削減を目指すべきであろう。

（５）設置目的について

市民劇場の催事内容別内訳は以下のとおりである。（件数）

種類	H22	H23	H24
音楽	108	101	95
舞踊	21	21	13
演劇	12	27	16
バラエティ	0	0	0
映画	11	8	6
演芸	4	2	5
講演・研修	28	28	20
各種大会・会議	8	12	11
その他	15	12	10
合計	207	211	176

【意見】

市民劇場の設置目的は、「市民の舞台芸術活動を推進し市民文化の創造に寄与するとともに、市民生活の向上を図るため」（那覇市パレット市民劇場条例第１条）であり、本施設の本来的な利用方法は、音楽、舞踊、演劇、演芸などの舞台芸術活動にあるものと思われる。

この点、本施設の催事内容別内訳を見るに、音楽、舞踊、演劇、演芸などが大半を占めるものの、講演・研修や各種大会、会議という舞台芸術活動とは異なる分野にも利用されている。このような舞台芸術活動以外の分野にも門戸を広げ、市民の文化活動のために本施設を利用させること自体は否定すべきことではない。

しかし、市民劇場の設置目的が明記された条例の「市民生活の向上」との文言は不明確であり、条例の文言からすると、舞台芸術活動のための施設だと読めてしまう。そこで、本施設の設置目的が、舞台芸術活動のみならず、それ以外の市民の文化活動のためでもあることを、条例上、より明確に表記すべきであろう。

３．　監査の結果と意見（那覇市民ギャラリーについて）

（１）施設の状況について

那覇市民ギャラリー（以下、「市民ギャラリー」という。）は、広く市民に芸術活動の発表の場を提供し、美術活動の奨励と普及を図り、美術文化の向上に資するため、那覇市久茂地の商業施設「パレットくもじ」６階に設置されている。

第１展示室（８６．７６㎡）、第２展示室（２２５．０６㎡）、第３展示室（６１．５１㎡）の合計３７３．３３㎡からなる。平成３年６月２日に供用開始されている。

平成２４年時点においては、市の直営であったが、平成２５年から指定管理者制度が導入された。

市民ギャラリーの歳入歳出の年度別経費は、以下のとおりである。

市民ギャラリー歳入歳出の年度別経費

（円）

歳入	施設使用料（平成22年度決算額）	施設使用料（平成23年度決算額）	施設使用料（平成24年度決算額）
市民ギャラリー	9,918,594	9,432,486	8,050,014

		歳出	平成22年度決算額	平成23年度決算額	平成24年度決算額
人件費	1	非常勤職員２人	3,648,132	3,651,236	3,634,902
		合計	3,648,132	0	3,634,902
需用費	2	消耗品費	109,320	53,812	53,851
	3	印刷製本費	－	0	－
	4	光熱水費	1,606,856	1,102,648	1,303,743
	5	修繕料	193,515	526,050	630,000
役務費	6	通信運搬費（電話料金等）	38,630	38,216	40,276
	7	カーペットクリーニング	109,200	109,200	0

	8	冷房機保守点検	69,825	72,000	72,000
委託料	9	害虫駆除ガス薫蒸業務	148,050	148,050	148,050
賃借料 使用料	10	賃借料と共益費	28,197,553	28,197,553	28,197,553
	11	NHK 放送受信料	13,280	0	0
		人件費以外合計	30,486,229	30,247,529	30,445,473
		人件費込み合計	34,134,361	30,247,529	34,080,375

管理組合への支払額

賃借料と共益費	28,486,000	28,486,000	28,486,000

また、施設入場者数、利用件数は、以下のとおりである。

年度	入場者数(人)	利用件数(件)
H22	99,211	120
H23	91,815	116
H24	81,789	109

【意見】

市民ギャラリーの設置目的は、広く市民に芸術活動の発表の場を提供し、美術活動の奨励と普及を図り、美術文化の向上に資するため、ということにあり、このような目的のために市民ギャラリーが果たす役割は小さくないものと思われ、市の費用負担によって施設を存続させる意義が認められる。

ただ、年間の収支は、人件費約３６０万円、賃借料と共益費約2,８００万円などを主とした支出があり、人件費以外で約3,０００万円の支出、人件費込みで約3,４００万円の支出である。他方、収入は、施設使用料で年間約８００万円から約1,０００万円である。

以上より、市民ギャラリーは、年間約2,４００万円から2,６００万円ほどのマイナスとなっている。

このように、市民ギャラリーは、市民の教養に資するという重要な価値や意義があるとしても、毎年の維持費特に賃借料に多額の費用を負担している。

しかし、施設利用料金について、収支健全化を主眼として料金設定としてしまうと、高額な料金設定となってしまい、市民が利用し難くなってしまうおそれがある。市民のためには、市民が使い易い利用料金を設定しなければならず、料金値上げには限界がある。この点、上記の年間施設利用料と利用件数からすると、単純に１件あたりの施設使用料は、平成２２年度８万2,６５５円、平成２３年度８万1,３１５円、平成２４年度７万3,８５３円であるので、概ね８万円程度であり、１回のイベントを行うにあたり負担する施設利用料としては、妥当な値段だと思われる。これ以上の値上げを行うと、利用者の負担が増大するのであり、市民が利用し易い料金設定という観点からすると、一定程度のマイナス収支はやむを得ないものと思われる。

また、文化や芸術に対しては、金銭的な価値や評価を下すのが難しく、文化に対する支出については、経済的合理性や費用対効果を測りづらい。どの程度の費用を支出すればどの程度市民の教養に資するのかなどという判断は到底できない。美術活動という文化のためにどの程度の費用をかけるべきか、非常に難しい問題である。

したがって、上記のような費用負担が妥当なものであるか、妥当でないのか、その判断は難しいところであるが、これだけ多額の費用の支出を余儀なくされている以上、漫然と施設運営をするのではなく、経費削減の可能性や施設存続の必要性について、絶えず慎重に検討しなければならないであろう。

この点、平成２５年から指定管理者制度を導入したことについては、経費削減やサービス向上を図ることが期待でき、評価できる。

（２）高額な賃借料と共益費

上記のとおり、本施設の賃借料と共益費は、平成２２年度2,８１９万7,５５３円、平成２３年度2,８１９万7,５５３円、平成２４年度2,８１９万7,５５３円である。人件費以外の経費の９割以上を占めるのが賃借料と共益費の負担であり、賃借料と共益費は、極めて大きい負担といえる。

【意見】

市民ギャラリーは、那覇市の中心部であり、一等地である「パレットくもじ」内に設置されているところ、那覇市内において最も人が集まる場所の一つであり、市民が利用しやすい場所という意味では、抜群の立地条件である。

しかし、場所が良いだけに年間約２,８００万円という極めて高額な賃借料と共益費の支出を余儀なくされている。このような高額な賃借料や共益費を支出してまで、この場所に施設を設置しなければならないのか、疑問が残る。

しかも、市民ギャラリーは、市民劇場や市民会館とは異なり、座席や舞台装置といった特殊な設備を要するものではなく、一定の広さのスペースさえ確保できれば、運営するのが可能なのである。床面積３７３．３３㎡ほどの賃借物件を確保することは比較的容易であり、移転することは容易だと思われる。

したがって、今後、年間約２,８００万円という高額な賃借料と共益費の負担を免れ、低廉な費用負担とするために、施設の移転を検討すべきであろう。

へ）泊船揚場施設、壷川漁港代替船揚場施設

・施設の概要（泊船揚場施設）

項目	内容
所在地	那覇市泊３丁目１番８（那覇港管理組合所有）
所管課	商工農水課
供用開始年月	平成１年９月（泊埠頭再開発事業により移転）
設置目的	漁業活動を推進するため
設置根拠条例	那覇市船揚場設置条例
主な施設種類	建物（ウインチ小屋、倉庫）、工作物（漁船上架用ウインチ、船揚場斜路、船揚場舗装等）
敷地面積（公有財産表）	2,671.00㎡　（用地は那覇港管理組合より使用許可）
延床面積（公有財産表）	49.41㎡（ウインチ小屋 19.71㎡、倉庫 29.7㎡）
施設取得費	2,716,000円(建物)　74,500,500円(工作物)
開館時間	常時（地区漁協と漁船との調整による）
休館日	無
利用料金等	岸壁、物揚場、船揚場等係留施設　：5トン未満 隻／日 105円 ：5トン以上 隻／日 210円 船揚場施設用地　：工作物を設置しない場合 1㎡／月 50円 ：工作物を設置する場合　1㎡／月 10円 ※那覇市船揚場設置条例第6条第3項にもとづき免除
施設の特徴	主に漁船の補修メンテナンス等に使用

・施設の概要（壷川漁港代替船揚場施設）

項目	内容
所在地	那覇市旭町123番(国有地）平成14年換地　旭町45番1より
所管課	商工農水課
供用開始年月	平成４年７月１日（区画整理及び国道329号の改良事業により建設部より所管換え）

設置目的	漁業活動を推進するため
設置根拠条例	那覇市船揚場設置条例
主な施設種類	工作物（物揚場、船揚場、護岸、漁港施設用地舗装等）
敷地面積（公有財産表）	2,265.43㎡　（河川の占有許可より）
延床面積（公有財産表）	建物等の所有は沿岸漁協
施設取得費	160,896,800円
開館時間	常時
休館日	無
利用料金等	岸壁、物揚場、船揚場等係留施設　：5トン未満 隻／日 105円 ：5トン以上 隻／日 210円 船揚場施設用地　：工作物を設置しない場合 1㎡／月 50円 ：工作物を設置する場合　1㎡／月 10円 ※那覇市船揚場設置条例第6条第3項にもとづき免除
施設の特徴	仮漁港（壺川漁港代替船揚場：突堤、護岸及び物揚場）

1．監査の結果と意見

（1）代替漁港・船揚場の利用状況について

平成24年度、壺川代替漁港・船揚場を利用する船は、那覇市沿岸漁協所属の22隻及び那覇地区漁協所属の6隻である。また泊船揚場は、沿岸漁協所属30隻及び地区漁協所属10隻となっている。これらの利用船はすべて、市への申請を経て、利用料の全額免除の措置を受けている。

市の説明によると、これらの台帳に登録された船籍はすべて操業の実態があるとのことであったが、監査人が壺川代替漁港・船揚場について平成25年10月に往査を行ったところ、那覇地区漁協所属の6隻中、実際に操業しているのはサバニ及びボートの2隻であった。また那覇市沿岸漁協所属の船のうち、死亡者名義の2隻及び単一者名義の3隻について、実際には存在が認められなかった。

泊船揚場について、事前の説明では利用船の実態があるとのことであったが、壺川同様、利用状況の実態を把握する必要があるものとの印象を受けた。

（2）管理状況について

現在、市は那覇市沿岸漁業協同組合に対し、当代替漁港・船揚場における保全･清掃･警備･その他維持管理業務を委託している。壺川及び泊に係る委託料は、各々月額23千円及び15千円程度であり、利用者でもある受託者のボランティア的な働きに負うところがあることは否めない。また一般市民による利用機会も想定しがたい施設であるため、指定管理者の導入を検討すべき状況にはないものと思われる。

現場の状況を視察したところ、壺屋代替漁港・船揚場は必要最低限の管理が行われているものと推察されるものの、夜間の警備などには余力が振り向けられる状況ではない。近年、漁船に積載していた機器や、（近隣斜面の除草用に）飼育中の山羊が夜間盗難に遭う被害もあり、門扉を充実させるなどの対策を講じている。現状は落ち着いているものの、今後、公の施設に侵入者などによる被害が生じないか、警戒する必要がある。

施設利用料に係る管理については、すべての船が減免措置を継続しているが、これまでの免除額の累計などについて市は特に把握していない。

そもそも免除申請を受けて、減免の措置を講じるため、実態のない船にこれを行うこと自体が望ましくなく、操業の実態にあわせた利用料管理の徹底が望まれる。

【意見】

壺川代替漁港・泊船揚場は、一般国道329号線改良事業や泊埠頭再開発事業により移転を余儀なくされた経緯があり、新たな漁港の建設が待たれるところである。現在、那覇軍港と共同使用海域の自由貿易地域地先に建設される可能性が高く、将来、漁業補償等の問題が懸念される事態が生ずる可能性は低い。

しかし、現在の代替港からの移転は、当然漁業の実態がある事業者、船舶を基礎に移転管理がなされるべきであることに鑑みれば、現況の管理体制はやや心もとなく思われる。死亡者等言うまでもなく、操業実態のない「幽霊組合員」や水揚げのない船舶などの把握に努め、正式漁港の開業に充分備えていただきたい。

また、5ｔ未満船舶の一日あたり使用料105円を、壺川･泊の登録船舶68隻すべてに当てはめ、粗計算すると年間減免料は約260万円となる。これを仮に30年間に限って遡及計算しても78百万円である。同様に施設用地についても、工作物を設置する場合の単価1㎡あたり月10円を用いて、壺川2,265㎡及び泊2,671㎡について計算すると、30年間累計で約18百万円となる。これらは那覇市船揚場施設条例に定める最低単価を適用したものであり、実際は更に膨らむ可能性がある。

今後、何らかの補償の問題が生ずる事態は想起し難く、この様な減免額の履歴が交渉のテーブルに乗る機会はまずないこととは言え、減免金額のスケール自体には重要性が認められる。過去、今後を問わず可能な限り利用料の免除額について把握に努めることが望ましい。

壺川代替漁港の平成24年度漁獲高は8,212千円であり、稼働する船舶数に比して意

外に低い額であるとの印象は否めない。自覚しつつ活動の少ない「名ばかり」の組合員はいないものと理解しているが、正式漁港の開港の際には、真に意欲ある漁業者が低操業に見舞われることのないよう、利用料免除の根拠である、水産業の振興に努めていただきたい。



壷川漁港代替船揚場



ホ）第一牧志公設市場、牧志公設市場

・施設の概要（第一牧志公設市場）

項目	内容
所在地	那覇市松尾２丁目10番１号
所管課	経済観光部　なはまちなか振興課
供用開始年月	昭和25年12月
設置目的	安心安全な食料品等を供給し市民生活の安定向上に寄与することを目的として設置。
設置根拠条例	那覇市公設市場条例
主な施設種類	店舗、倉庫、事務室、冷蔵庫
敷地面積（公有財産表）	1,801.53㎡
延床面積（公有財産表）	3,861.52㎡
施設取得費	427,740,000円
開館時間	午前８時から午後10時（４月１日から10月31日） 午前９時から午後９時（11月１日から３月31日）
休館日	毎月第４日曜日、１月１日～３日、旧正月、旧７月16～17日
利用料金等	店舗使用料　１㎡当たり3,150円～5,250円
施設の特徴	沖縄の伝統的な食材を中心に精肉、鮮魚、生鮮などを扱う店舗が入居している。近年は観光客が増え、国際通り周辺地域の中核的な観光拠点となっている。

・施設の概要（牧志公設市場衣料部）

項目	内容
所在地	那覇市牧志３丁目３番10号
所管課	経済観光部　なはまちなか振興課
供用開始年月	昭和26年８月
設置目的	衣料品を供給し市民生活の安定向上に寄与することを目的として設置。
設置根拠条例	那覇市公設市場条例
主な施設種類	店舗、倉庫
敷地面積（公有財	801.45㎡

産表）	
延床面積（公有財産表）	558.99 ㎡
施設取得費	
開館時間	午前８時から午後 10 時（４月１日から 10 月 31 日） 午前９時から午後９時（11 月１日から３月 31 日）
休館日	毎月第２火曜日、第４日曜日、１月１日～３日、旧暦１月１日～２日・16 日、旧暦７月 14～16 日
利用料金等	店舗使用料　１㎡当たり 5,670 円～7,875 円
施設の特徴	主に呉服を取扱う店舗が多い。

１．監査の結果と意見

（１）施設の老朽化について

那覇市の公設市場は、那覇市公設市場条例に基づいて設置されており、平成２４年４月１日現在、那覇市牧志公設市場（衣料部・雑貨部）、那覇市第一牧志公設市場、那覇市宇栄原公設市場の３か所の市場がある。このうち、那覇市宇栄原公設市場は、宇栄原市営住宅に併設されており、宇栄原市営住宅の建替にあたって、廃止が予定されている。

那覇市第一牧志公設市場は、那覇市の他の市場が、大型スーパーマーケットやファーマーズマーケットの進出をうけ、客足が減退し、廃止されていくなか、スーパーにはない沖縄料理の伝統的食材の品揃えや沖縄らしい雰囲気で、観光客から人気があり、観光客の増加とともに活況を呈している。建物は、昭和４７年に現在の建物に建替えられたもので、設置から４０年以上が経過し、建物の老朽化が激しく、平成１８年度に実施された耐力度調査において、建替の時期にきていると判断されている。建物は４階建で、１階は、鮮魚・精肉等売り場、２階は食堂，３階は精肉加工・冷蔵庫等設置場所、４階は機械室及び倉庫となっているが、施設視察時においても、特に４階部分の内壁剥離による建物損傷がみられた。

また、２階食堂フロアにおいても、天井にヒビ、剥離、水漏を応急処置した跡がみられた。現在、（予算措置がなされないため）建物の安全チェックに関する専門家による定期的な確認や打診チェック等は行われていないとのことである。

なお、第一牧志公設市場については、平成１８年度に実施された耐力度調査の調査結果をうけ、平成２０年度から第一牧志公設市場の再整備に向けた調査・検討等を行う事業が開始されている。平成２２年度から、公設市場の再整備に向けて市場関係者と協議が重ねられているが最終的な取りまとめ報告までにはいたっていない。平成２１年度の「新たな第一牧志公設市場再整備基本構想」によると、事業の合意形成後工事完了まで、５～６年かかることが予定されている。

【意見】

那覇市牧志第一公設市場は、建替が指摘された平成１８年度から、６年が経過している。施設視察においても、人が集まる建物としては、危険な状況にあると思われた。建物は目視等により、応急措置的修繕が行われてはいるが、同建物内は、老若男女の多くの観光客が訪れる場所であり、剥離等による人身事故がおきないうちに、専門家による検査を受け、早急に、改修等の対策をとり当分の間の安全性を確保すべきである。

（２）使用料・電気水道料金の滞納について

滞納繰越分については、平成２４年度滞納繰越分調定額が２５，５２４千円(使用料１２，３０１千円、電気・水道料１３，２２２千円)あり、回収は、１０，１６２千円（使用料５，１４３千円、電気水道料５，０１９千円）収入率は、使用料４１．８%、電気・水道料３８%と前年いずれも６%台であったことに比べ大幅に増加している。

不納欠損処理は、未収使用料については、５年経過後に、未収電気水道料については、１０年経過後に処理を行っている。平成２２年度、２３年度の不納欠損額がゼロとなっているのは、当該年度におこなわれるべき不納欠損処理が失念されたためである。このため、平成２４年度にまとめて不納欠損処理をおこなっており、平成２４年度の使用料不納欠損額は、３，５１９千円（１１４件)、電気水道料２，１０６千円（６０件）と比較的多額になっている。１件当たりの不納欠損額は、使用料について、３０千円、電気水道料について、３５千円と少額である。回収コストに比べ回収金額が少ないことが不納欠損処理に至っている原因かとも思われるが、不納欠損処理は、本来、市の収納となるべき金銭の回収を放棄する処理であり、滞納少額債権が、長期化して、不能欠損とならないよう適時な債権管理が求められる。

【意見】

使用料、電気水道料の徴収を民間の債権回収会社に委託しているのは、収納率の向上がみられ、評価できる。長期滞納債権については、滞納状況が長期化すると、債権額も増え、回収に時間を要し回収コストもかかるなど徴収が困難になる。また、集金代行業務において、委託している集金代行業務の範囲には限界があり、特に長期延滞債権の回収については、市の職員の適正な滞納整理に因るところが大きい。延滞状況が長期化しないよう滞納整理要綱に基づき分割納付の指導、連帯保証人への対応、小間使用許可の取消等を適時に行い未収金が長期化しないよう債権管理が必要である。また、滞納者に対しては、滞納整理を適正に行い、他の使用者との公平性の点から、施設の効率的な運用の点から歳入増加の点から適時、厳格に対処すべきである。

公設市場使用料　　滞納状況　（単位：円）

年度	区分	調定額	収入済額	収入未済額	対調定収入率
平成15年度	現年度分	109,905,946	65,169,736	44,736,210	59.3%
（注）	滞納繰越分	17,227,070	940,270	16,286,800	5.5%
平成16年度	現年度分	107,556,483	63,226,941	44,329,542	58.8%
（注）	滞納繰越分	25,578,325	1,576,917	24,001,408	6.2%
平成17年度	現年度分	104,580,998	63,840,560	40,740,438	61.0%
（注）	滞納繰越分	18,992,960	3,210,494	15,782,466	16.9%
平成22年度	現年度分	89,349,781	88,402,050	947,731	98.9%
	滞納繰越分	8,546,354	1,684,244	6,862,110	19.7%
平成23年度	現年度分	83,093,560	78,099,896	4,993,664	94.0%
	滞納繰越分	7,809,841	501,838	7,308,003	6.4%
平成24年度	現年度分	75,128,472	74,598,943	529,529	99.3%
	滞納繰越分	12,301,667	5,143,575	3,638,730	41.8%

電気・水道料

年度	区分	調定額	収入済額	収入未済額	対調定収入率
平成15年度	現年度分	35,564,023	28,561,267	7,002,756	80.3%
（注）	滞納繰越分	9,111,505	1,578,121	7,533,384	17.3%
平成16年度	現年度分	40,010,993	28,758,537	11,252,456	71.9%
（注）	滞納繰越分	16,994,538	2,719,624	14,274,914	16.0%
平成17年度	現年度分	39,248,723	29,467,643	9,781,080	75.1%
（注）	滞納繰越分	13,815,023	2,744,538	11,070,485	19.9%
平成22年度	現年度分	47,666,365	46,563,940	1,102,425	97.7%
	滞納繰越分	9,153,928	1,002,039	8,151,889	10.9%
平成23年度	現年度分	48,884,226	44,337,827	4,546,399	90.7%
	滞納繰越分	9,262,489	586,154	8,676,335	6.3%
平成24年度	現年度分	48,728,499	48,541,636	186,863	99.6%
	滞納繰越分	13,222,734	5,019,253	6,097,028	38.0%

不納付欠損額（貸倒損失）

		金額	件数	1件あたり
平成22年度	使用料	0	0	
	電気水道料	0	0	
平成23年度	使用料	0	0	
	電気水道料	0	0	
平成24年度	使用料	3,519,362	114	30,872
	電気水道料	2,106,453	60	35,108

（注）資料の保存期間が５年のため、平成１５年度、１６年度、１７年度の数値は、那覇市公報(平成１８年１月)より転記、なお、当該数値は１１月末比較となっている。

（３）施設利用状況について

那覇市の公設市場は、那覇市が設営した建物の中で個人商人がそれぞれ小間という形で市から場所を借り受けて商品を販売する形態の市場であり、管理運営において必要な事項は条例及び規則で定められている。

応募資格は、那覇市公設市場空小間募集の要領において定められており、①小間使用開始日において、那覇市に継続して１年以上の住所を有する満２０歳以上の個人②那覇市の市税及び国民保建税の滞納のない方③使用する小間において専業可能な方④債務の保証等を行う法人、又は連帯保証人を１名つけることが出来る方⑤那覇市暴力団排除条例に規定する暴力団、又は暴力団員に該当しておらず、または関係していない方⑥那覇市公設市場条例、同施行規則その他那覇市が行う指示・指導を遵守できる方となっている。個人であること、従業員に営業をまかせず本人が商売を行うこと、年齢による制限があり、さらに、連帯保証人をつけることが要件となっている。

また、公設市場の空小間募集は、３か月ごとに定期に行われており年４回の募集となっている。空小間発生ごとの募集は行われていない。

那覇市第一牧志公設市場の過去３年間の利用状況は、１階が８５％前後の使用率で、２階は、平成２２年度以降、１００％の利用率となっている。那覇市牧志公設市場（衣料部）の利用状況は、平成２２年度は１階６６％、２階４７％と２階使用率が下落している。平成２３年度以降は、２階店舗を１階へと移動させ、店舗を１階のみとしたため８７％の使用率となっている。なお、２階は、空室であったが、平成２３年７月から、「ひやみかちマチグヮー館」がオープン、平成２４年度からは、沖縄振興特別推進交付金を活用して、ステージイベントなどが行われている。那覇市牧志公設市場（雑貨部）の使用率は、平成２２年度は７０％であったが、平成２３年度以降７２％に上昇している。

那覇市宇栄原公設市場は、平成２２年以降６６％の使用率であるが、同公設市場は宇栄原市営住宅に併設されており、同市営住宅の建替に併せて廃止予定となっている。那覇市東公設市場は、平成２２年９月廃止、那覇市田原公設市場、那覇市若松公設市場は、平成２５年３月廃止された。

（小間について）

小間は、場所により、集客力のある場所とそうでない場所があるため、小間の場所により異なった使用料金が設定されている。また、常時自らが専従して営業できる範囲において、隣接する空小間がある場合は、複数小間の利用が可能となっている。

施設利用状況は以下のとおりである。

施設利用状況（公設市場）

市場名	年度	小間数		使用小間		空小間		使用率		業者数	
那覇市牧志公設市場（衣料部）	平成22年4月1日現在	1階	111	1階	74	1階	37	1階	66.7%	1階	24
		2階	17	2階	8	2階	9	2階	47.1%	2階	6
		計	128	計	82	計	46	計	64.1%	計	30
	平成23年4月1日現在		112		98		14		87.5%		29
	平成24年4月1日現在		112		98		14		87.5%		29
那覇市牧志公設市場（雑貨部）	平成22年4月1日現在		97		68		29		70.1%		26
	平成23年4月1日現在		97		70		27		72.2%		24
	平成24年4月1日現在		97		70		27		72.2%		24
那覇市第一牧志公設市場	平成22年4月1日現在	1階	305	1階	272	1階	33	1階	89.2%	1階	119
		2階	43	2階	43	2階	0	2階	100.%	2階	18
		計	348	計	315	計	33	計	90.5%	計	137
	平成23年4月1日現在	1階	305	1階	264	1階	41	1階	86.6%	1階	113
		2階	43	2階	43	2階	0	2階	1000%	2階	18
		計	348	計	307	計	41	計	88.2%	計	131
	平成24年4月1日現在	1階	305	1階	256	1階	49	1階	83.9%	1階	105
		2階	43	2階	43	2階	0	2階	100.%	2階	18
		計	348	計	299	計	49	計	85.9%	計	123
那覇市東公設市場	平成22年4月1日現在		11		6		5		54.5%		2
	平成23年4月1日現在		－		－		－		－		－
	平成24年4月1日現在		－		－		－		－		－
那覇市田原公設市場	平成22年4月1日現在		16		15		1		93.8%		6
	平成23年4月1日現在		16		15		1		93.8%		6
	平成24年4月1日現在		－		－		－		－		－
那覇市宇栄原公設市場	平成22年4月1日現在		18		12		6		66.7%		3
	平成23年4月1日現在		18		12		6		66.7%		3
	平成24年4月1日現在		18		12		6		66.7%		3
那覇市若松公設市場	平成22年4月1日現在		48		40		8		83.3%		28
	平成23年4月1日現在		48		40		8		83.3%		26
	平成24年4月1日現在		－		－		－		－		－

※那覇市牧志公設市場（衣料部）2階の小間は、平成23年3月で1階へ集約。
※那覇市東公設市場は、平成22年9月で廃止。
※那覇市田原公設市場は、平成25年3月で廃止。
※那覇市若松公設市場は、平成25年3月で廃止。

【意見】

公設市場の管理運営事業費は、光熱水費を除きほとんどが固定費であるため、空小間の増加は、市場使用料収入の減少となり、市場運営管理費の税負担が増加する。公設市場は、小間貸しになっているため、使用料は、１小間月１万円前後、最も高い小間でも１万６千円程度と使用料が安いにも関わらず、空小間があるのは何故か募集要件等を含めアンケート等により原因を究明し、対策をたてるべきである。また、空小間があると市場の雰囲気も悪くなり商売にも差し障りがでる。募集は時期を定めて行うのではなく空小間がでるたびに頻繁に募集をおこうなど募集回数を増加し、早期に空小間状態を解消するべきである。

（４）財政状況について

３市場４施設（第一牧志公設市場、牧志公設市場・衣料部、牧志公設市場・雑貨部、宇栄原公設市場）の平成２４年度収入実績は、１３３，３０３千円で、支出は１５３，１２４千円となっており、差引１９，８２１千円の支出超過の状態にある。支出額に、市担当職員の平均給与で積算した市職員６名の人件費４３，６９６千円を加算すると、６３，５１７千円の支出超過となる。

指定管理者制度を導入した場合は、市担当職員は、指定管理者制度導入による事務事業を行う者のみでよく、関与する市職員数が減少し、コスト削減効果が発生するものと考えられる。また、指定管理者の経営努力により空小間が減少すれば、税金による負担も減少する。仮に牧志公設市場と第一牧志公設市場の空小間が全部使用されると概算で９０小間×１万円×１２か月で１０，８００千円の収入増加となる。

施設の収入支出の実績（平成22年度～24年度）（単位：千円　千円未満切捨）

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度
収入　A	137,652	123,525	133,303
公設市場使用料（現年度分）	88,402	78,099	74,598
公設市場使用料（滞納繰越分）	1,684	501	5,143
公設市場光熱水費（現年度分）	46,563	44,337	48,541
公設市場光熱水費（滞納繰越分）	1,002	586	5,019
支出　B	145,176		153,124
（1）公設市場管理運営事業	145,176	149,979	136,300
（内訳）			
非常勤報酬	4,255	4,259	4,659
時間外勤務手当等	302	459	45
光熱水費	57,738	58,917	58,289
修繕料（施設等）	12,175	13,441	2,984
業務委託料	44,352	46,439	43,346
使用料及び賃借料	24,328	24,176	24,164
その他	2,022	2,284	2,664
（2）公設市場環境整備事業			
（内訳）			16,824
時間外勤務手当等			420
修繕料（施設等）			16,403
A-B	△ 7,524	△ 26,454	△ 19,821
市担当者の平均給与積算額　C	49,353	48,867	43,696
D:　B+C:	194,529	198,846	196,820
A-D	△ 56,877	△ 75,321	△ 63,517
施設内訳	第一牧志公設市場	第一牧志公設市場	第一牧志公設市場
	牧志公設市場（衣料部）	牧志公設市場（衣料部）	牧志公設市場（衣料部）
	牧志公設市場（雑貨部）	牧志公設市場（雑貨部）	牧志公設市場（雑貨部）
	宇栄原公設市場	宇栄原公設市場	宇栄原公設市場
	田原公設市場		
	若松公設市場		

【意見】

公設市場の運営管理には、年約６０，０００千円の税金が費やされている。指定管理者導入によって、民間のノウハウを生かした取組が期待され、空小間の縮減、経費削減が期待される。また、所管課においても、公設市場の日常的管理運営業務から解放されて、市として取り組むべき重要な課題に集中できるものと思われる。

那覇市は、指定管理者制度を現時点で、導入しない理由として、第一牧志公設市場について、「第一牧志公設市場は、老朽化による建替の時期にきており、今後の管理運営の在り方について、市場業者及び周辺通り会関係者と議論を重ねているところである。

第一牧志公設市場は、国際通り周辺の中核的な観光の拠点にもなっており、観光振興の役割も担っていることから、市場の機能や役割を今後どのように整理して中心商店街の活性化につなげていくかが課題となっており、公設市場のあり方については、今後の那覇市中心商店街の活性化を含め、那覇市全体のまちづくりの施策に係る重要な事案であることから、那覇市のまちづくりにおける市場としての役割、あり方が具体化した段階で指定管理者導入の可否を検討する」としている。

また、牧志公設市場についても、第一牧志公設市場と同様な理由により、現時点では指定管理者制度の導入は、見送っている。

しかしながら、公設市場の再整備には「（１）施設の老朽化について」で述べたように、時間を要するものと思われ、当分の間は、現状のまま管理運営される可能性が高い。現状において、指定管理者制度を導入し、その効果を確かめてみるのもよいのではないかと思われる。





第一牧志公設市場４階機械室内、天井などの剥離がひどい。



マ）なは商人塾、那覇市中心商店街にぎわい広場

・施設の概要（なは商人塾）

項目	内容
所在地	那覇市牧志３丁目３番４号（牧志公設市場　雑貨部２階）
所管課	なはまちなか振興課
供用開始年月	平成７年４月１日
設置目的	那覇市における商業の活性化と地域経済の振興を図るため
設置根拠条例	なは商人塾条例
主な施設種類	会議室
敷地面積（公有財産表）	713.39 ㎡
延床面積（公有財産表）	353.93 ㎡
施設取得費	
開館時間	午前９時から午後 10 時
休館日	12 月 29 日から翌年の１月３日
利用料金等	なし
施設の特徴	本市内の商業者、関係行政機関等による会議室の利用

・施設の概要（那覇市中心商店街にぎわい広場）

項目	内容
所在地	那覇市松尾２丁目７番 10 号
所管課	経済観光部　なはまちなか振興課
供用開始年月	平成 17 年５月
設置目的	中心商店街で楽しく買物ができるための利便施設等を整備し、もって中心商店街の活性化に資する目的として、旧第二牧志公設市場跡地に設置。
設置根拠条例	那覇市中心商店街にぎわい広場条例
主な施設種類	チャレンジショップ、イベント広場、駐輪場、トイレ、久茂地児童館
敷地面積（公有財産表）	2108 ㎡

延床面積（公有財産表）	177.8㎡
施設取得費	46,519,622円
開館時間	10時から19時（チャレンジショップ）
休館日	毎週水曜日、12月29日～翌年1月3日
利用料金等	ボックス使用料315円～735円（月） イベント広場5,250円～10,500円（日） 駐輪場3,150円（月）
施設の特徴	当該広場は、住宅街と商店街の間に位置しており、安心・安全に遊べる場所として、夕方になると、子供達の声がこだましている。平成23年6月より、久茂地児童館が暫定的に入居している。イベント利用としては、主に週末に貸し出されている。 チャレンジショップが入っている木造建物は、休憩や多目的スペースとして幅の広い軒（約40㎡）が設置され、トイレ（障がい者用トイレあり）については、利用者が多く、公衆トイレとしての役割を担っている。

１．監査の結果と意見

・なは商人塾について

（１）施設の利用状況について

なは商人塾は、商業の活性化と地域経済の振興を図るため、牧志公設市場雑貨部２階の空室に設置され平成７年４月に供用開始されている。延床面積は、３５３．９３㎡で、利用料無料の直営施設である。なは商人塾条例において、商人塾の事業は、①経営に関する研修会、講習会等の開催　②経営に関する各種相談並びに情報の収集及び提供　③展示、研修、研究、会議等のための便宜の提供、④その他那覇市における商業の活性化と地域経済の振興を図るため必要な事業とされている。

商人塾利用状況表

	利用件数 A	利用者数（人）B	B/A	1日あたり利用件数（注）A/359日
平成20年度	418	7,453	18	1.16
平成21年度	369	7,319	20	1.03
平成22年度	263	5,553	21	0.73
平成23年度	255	6,276	25	0.71
平成24年度	230	5,520	24	0.64
合計	1535	32,121	21	
平均	307	6,424	21	0.86

（注）休館日　12月29日から翌年の1月3日

施設の収入支出の実績（平成22年度～平成24年度）　（単位：円）

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度
(1)　なは商人塾運営事業			
（内訳）　消耗品費	8,450	6,593	9,871
光熱水費	331,196	308,779	348,781
修繕料（備品）	0	0	0
カーペット清掃業務委託料	76,125	76,125	76,125
計	415,771	391,497	434,777
(2)市の担当職員の人件費(注)	1,894,000	1,843,000	1,782,000
計：市職員人件費を含む施設維持管理費用	2,309,771	2,234,497	2,216,777
(3)　なは商人塾空調機器設置事業	0	0	959,700
（内訳）　施設備品	0	0	959,700

(注) 担当者の職名の平均給与で積算した額

【意見】

なは商人塾には、５０人収容の研修室と２５人収容の会議室を設置しているが、設置目的のうち、①経営に関する研修会、講習会の開催、②経営に関する相談、情報提供等には、ほとんど利用されておらず、もっぱら、③会議等のための便宜の提供場所として利用されている。会議等の利用件数も、１日あたり平均１件にも満たない状況にある。運営事業費も最低限の施設の維持費で、経営に関する講習会等の開催、情報収集に関する事業費の発生はなく、なは商人塾というネーミングにもかかわらず、経営に関する研修会、相談等の事業は行われていない。当該施設の有効活用について、市民ニーズを把握し、事業の再検討を行う必要があると思われる。

（２）指定管理者制度の導入ついて

なは商人塾の管理運営において、指定定管理者制度を利用しない理由として、市は、①指定管理をすると常設で人員を配置することになり、経費負担が増えること、②地域の商業の活性化・地域経済振興のために地域の商業者等に無料で利用を許可しており、経費負担増によって、利用料等を徴収すると本来の目的が達成されにくくなると考えられることを上げ、なは商人塾における指定管理者制度の利用は適当でないとしている。

【意見】

なは商人塾は、利用状況に示されるように、有効に活用されていない。原因を分析したうえで、市民ニーズを把握し、市民サービス向上のために指定管理者制度の導入も検討すべきである。

２．監査の結果と意見

・にぎわい広場について

（１）にぎわい広場の利用状況について

中心商店街で楽しく買物ができるための利便施設等を整備し、もって中心商店街の活性化に資するため平成１６年度に宝くじ助成金１９，４２５千円、地方債２０，１００千円、一般財源６，９９４千円事業費合計４６，５１９千円をかけて設置されたものでチャレンジショップ（平成２４年度末で廃止、その後のスペースはコミュニテイルームとして使用）イベント広場、駐輪場，久茂地児童館、トイレ（健常者用及び障害者用）の施設からなる。また、平成２３年度に久茂地公民館解体による移設先として久茂地児童館が暫定的に入居したことにより、デッキが手狭になると想定し、従来の利用者のために、デッキの増設が必要として、「きめ細やかな交付金」３，５００千円、一般財源１，４８０千円、事業費計４，９８０千円をかけてデッキ増設工事を行っている。

にぎわい広場における利用者数(人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
チャレンジショップ	8,352	7,528	8,092
コミュニテイルーム	1,773	※	※
イベント広場　A	4,430	5,540	4,250
イベント広場イベント回数 B	38回	28回	33回
イベント広場イベント日数	43日	35日	42日
イベント集客人数 A/B	116	197	128

※久茂地児童館が暫定使用

【意見】

チャレンジショップの設置目的は、「新たに商品を開発して販売を行おうとしている者、新たな商売を始めようとしている者等に販売の場を提供するための企業家支援」であり、企業家を目指す者にボックスを貸して受託販売をするスタイルで、平成１７年から８年近く運営された。直近のアンケート結果で、起業に結びついた者が２％しかいなかったこと、委託販売は民間でも行っており、また、インターネット販売の方法も普及していることから、行政が行う必要性は薄れているとして、平成２５年３月末をもって、廃止された。廃止による財政的効果は、平成２４年度実績から試算して、商品を販売管理する非常勤職員３人の人件費４，２４３千円の減少、チャレンジショップの使用料収入の減少８８７千円の減少による、差引３，３５６千円のコスト減少効果となる。利用者数も少ないこと、趣味的範囲を超えない出店者が多く起業に結びついた者が少なかったことから廃止は妥当である。

イベント広場のイベントは、１回あたりの利用者数は１００人を超えるが、回数は、月平均３回と少なく、年間を通して利用者数が少なく有効活用されていない。にぎわい広場運営方針において、にぎわい広場の目的は、「中心商店街で楽しく買物ができるための施設」「中心商店街の活性化に資するための施設」とされているが、イベント広場は、児童館関連の利用、一時的な駐車場としての利用が多く、中心商店街の活性化目的を達成するための利用になっていない。また、木造造りのデッキの横に増設された鉄骨造りのデッキは全体のバランスを欠き、美観的にも悪く、利用者も少ない中、デッキの増設が必要であったか疑問である。

（２）指定管理者制度の導入について

現在、にぎわい広場の施設の管理は、那覇市の直営でおこなわれている。チャレンジショップ閉鎖後の主な管理運営費は、人件費が所管課担当職員１名業務割合３分の１に係る分２，５０８千円、２４時間警備業務委託費５，８２７千円で、およそ９，０００千円前後で、収入は、駐輪場８８０千円、イベント広場６５千円でおよそ１，０００千円前後である。那覇市としては、今後の方針として、中心商店街の活性化に資するための利用について、指定管理者制度を手段とすることも選択肢の一つとした上で、当該施設の有効活用等について検討していきたいとしている。

【意見】

現在、にぎわい広場の施設は、久茂地児童館としての利用が半分以上を占め、本来の目的である、中心商店街の活性化に資するための利用はほとんど行われていない。イベント関連については、民間の得意とする分野でもあり、指定管理者導入によって、民間の能力

を活用し、施設を利用したサービスの向上が図れる可能性がある。しかしながら、場所的に観光客の賑わう場所から少し離れていること、広場での過去のイベント収入が少額であったことから、公募にあたり応募者が集まるかどうか懸念される。





にぎわい広場

ミ）那覇市立公民館、図書館

・施設の概要（那覇市中央公民館）

項目	内容
所在地	那覇市寄宮１丁目２番15号
所管課	生涯学習課
供用開始年月	昭和50年８月１日
設置目的	公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。（社会教育法第20条）
設置根拠条例	那覇市公民館条例
主な施設種類	公民館
敷地面積（公有財産表）	０㎡　※県有地を賃貸借
延床面積（公有財産表）	672.00㎡
施設取得費	米国民政府の「那覇琉米文化会館」の譲渡を受け、昭和50年８月に那覇市教育委員会へ移管
開館時間	午前９時から午後10時まで
休館日	(1)　国民の祝日に関する法律第２条に定める国民の祝日 (2)　慰霊の日　６月23日 (3)　12月29日から翌年の１月３日まで(ただし、(１)に定める日を除く。)
利用料金等	館名：那覇市中央公民館／区分：ホール／使用料(円) 室料：930／冷房料：300 館名：那覇市中央公民館／区分：会議室／使用料(円) 室料：160／冷房料：100
施設の特徴	那覇市立中央図書館との複合施設。

・施設の概要（那覇市立中央図書館）

項目	内容
所在地	那覇市寄宮１丁目２番 15 号
所管課	生涯学習課
供用開始年月	昭和 50 年８月１日
設置目的	図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする。（図書館法第２条）
設置根拠条例	那覇市立図書館条例
主な施設種類	図書館
敷地面積（公有財産表）	0 ㎡　※県有地を賃貸借
延床面積（公有財産表）	1078.29 ㎡
施設取得費	米国民政府の「那覇琉米文化会館」の譲渡を受け、昭和 50 年８月に那覇市教育委員会へ移管
開館時間	火曜日から金曜日まで　午前９時 30 分から午後７時まで 土曜日及び日曜日　午前９時 30 分から午後６時まで
休館日	定期休館日 月曜日（その日が、国民の祝日に関する法律に規定する文化の日に当たるときを除く。 定期外休館日 1　法に定める休日（文化の日を除く。） 2　法に定める休日及び文化の日が、定期休館日に当たるときは、その日の前後7日以内で館長が指定する日を休館日とする。 3　慰霊の日　6月23日 4　年末及び年始休館（12月28日から12月31日まで、及び1月2日から1月4日まで） 5　館内整理日（第3水曜日） 6　特別整理期間（年間 15 日以内で館長が指定する期間）
利用料金等	なし
施設の特徴	那覇市中央公民館との複合施設。

１．監査の結果と意見

・公民館について

（１）施設の状況について

那覇市の公民館は、中央公民館（開館年月：昭和５０年８月）、小禄南公民館、首里公民館、若狭公民館、石嶺公民館、繁多川公民館、牧志駅前ほしぞら公民館の７公民館で、それぞれ図書館を併設した複合型の施設となっている。７つの公民館のうち、中央公民館は他の公民館との連絡調整及び統括を行う役割を担っている。

中央公民館は、米国民政府の「那覇琉米文化会館」の譲渡を受け昭和５０年８月に那覇市教育委員会へ移管され同年供用開始されたもので、築４４年を経過しており、老朽化している。壁にヒビ割れがみられるが、ひどい剥離とかは目視されないが、公共の建物で、不特定多数の者が利用する施設であり、建物の耐久力検査、耐震検査による安全の確保が必要である。

【意見】

中央公民館の敷地は沖縄県の県有地となっているが、改修、建替、移転、他の公民館への統合等、安全性の面から検討を要する時期にあるものと思われる。

（２）利用状況について

公民館は、地域内住民のために実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として設置されており、グループ活動、講座学級、展示会、講演会、研修会などに利用されている。平成２４年度稼働率（＝利用者数÷（収容人員×開館日数）で算出）は、中央公民館約２０％、小禄南公民館約２８％、首里公民館約３８％、若狭公民館(NPO 法人地域サポート若狭に業務委託)約３２％、石嶺公民館約４７％、繁多川公民館(NPO 法人なはまちなかネットに業務委託)約３９％、牧志駅前ほしぞら公民館約７４％となっている。牧志駅前ほしぞら公民館が突出しているのは、施設が新しいことと商業地に立地した立地の優位性に因るものと思われる。また、利用内容をみると、利用者の６割以上はグループ活動に利用しており、展示会は、図書館の業務委託を行っている若狭公民館、繁多川公民館を除く他の公民館では、ほとんど行われていない。また、講演会にも、ほとんど利用されていない。

グループ活動での利用者が多いため、那覇市の公民館では、毎年２月頃に趣味、学習活動等で定期的に公民館の利用を希望する団体の申請を受け付けており、グループ活動で公民館を利用する場合は、毎年２月頃、那覇市に登録申請を行わなければならないことになっている。各団体への途中入会希望者は、随時その団体へ直接申し込むこととされている。グループ活動は、外国語会話、ダンス、ヨガ、三味線などであるが、講師が

民間に比して安価な貸室を利用した営業をおこなわないように留意する必要があり、公民館では、営業のために貸室が利用されないように講師がいる場合は、申込書に報酬の記載を求めているとのことであった。また、利用が特定のグループにかたよらないように配慮しているとのことであった。

公民館利用者数（人）

	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
中　央	31,462	32,113	30,142	21,714	22,727
久茂地	70,782	73,868	67,465	4,871	－
小禄南	64,274	62,665	59,875	51,536	53,474
首　里	103,199	101,191	93,182	91,253	84,097
若　狭	50,226	50,939	48,006	48,004	46,280
石　嶺	42,114	54,308	52,087	51,572	50,822
繁多川	45,523	48,051	50,066	52,039	43,782
ほしぞら	－	－	－	96,616	125,912
計	407,580	423,135	400,823	417,605	427,094

※平成 23 年度については、久茂地公民館は 4 月分のみ、牧志駅前ほしぞら公民館は 7 月以降の分。

平成24年度公民館施設利用状況（人）

公民館	利用内容							利用者計
	グループ活動	講座学級	展示会	講演会	研修会	その他	プラネタリウム	
中央	17,167	1,893	0	55	156	3,456		22,727
小禄南	36,675	1,329	0	0	0	15,470		53,474
首里	61,739	791	0	96	1,443	20,028		84,097
若狭	26,910	1,032	1,150	1,097	1,175	14,916		46,280
石嶺	30,191	1,463	0	150	59	18,959		50,822
繁多川	21,887	1,761	11,374	120	468	8,172		43,782
牧志駅前ほしぞら	79,477	2,073	3,822	0	262	15,692	24,586	125,912
計	274,046	10,342	16,346	1,518	3,563	96,693	24,586	427,094

平成24年度公民館稼働率計算

	開館年月日	収容人員 A	利用者数 B	利用可能日数 C	A×C:D	稼働率 E: B÷D
中央	S50･8	315	22,727	347	109,305	20.79%
小禄南	S57･5	545	53,474	347	189,115	28.28%
首里	S58･11	635	84,097	347	220,345	38.17%
若狭	H4･6	405	46,280	347	140,535	32.93%
石嶺	H8･6	310	50,822	347	107,570	47.23%
繁多川	H17･4	320	43,782	347	111,040	39.43%
牧志	H23･7	484	125,912	347	167,948	74.97%
計		3,014	427,094	2,429	1,045,858	40.83%

【意見】

現状の利用状況は、公民館側からの市民ニーズに基づいた講座や講演会、研修会の提供という教育的活動の側面は乏しく、住民の趣味的な倶楽部活動のための場所の提供という貸し館的存在になっている。そのため、新しくて交通アクセスのいい公民館は利用者が多く、古い公民館は、利用者が減少傾向にあるという状況にある。

那覇市では、若狭公民館と繁多川公民館において、NPO 法人団体に業務の一部を委託しているが、業務委託によって、人件費の削減効果による経費の負担減はみられるものの、業務委託を行っていない公民館に比べて、利用状況、利用内容において、特に差異はみられない。

公民館設置目的である社会教育のための講座学級、展示会、講演会、研修会は、開催回数も、利用者も少なく、公民館活動が多様化した市民ニーズに対応していないことを示している。このような状況から脱却し、公民館施設の有効活用のために、指定管理者制度を導入している他県の状況も参考にしつつ、公民館の教育的機能を高めるためにどのような管理運営が望ましいか更なる検討を行うべきである。

（３）指定管理者制度導入について

指定管理者制度を導入しない理由として、中央公民館については、他の公民館の連絡調整及び統括を行うとともに、公民館運営の政策的な判断を要するためとし、若狭公民館と繁多川公民館については、一部業務委託を導入しているため、その他の小禄南公民

館、首里公民館、石嶺公民館、牧志駅前ほしぞら公民館については、地域拠点としての公民館における指定管理者としてのノウハウを有する団体の存在が不明なため導入しないとしている。なお、将来的には、中央公民館を除き、若狭公民館と繁多川公民館をはじめ、他の４公民館において、諸条件が整備（地域住民の声を踏まえるなど）され次第、指定管理者制度の導入を検討していくとしている。

【意見】

しかしながら、広島市公民館など他県においては、指定管理者制度が導入されており、指定管理者としてのノウハウを有する団体の存在が不明なためという理由は説得力に欠ける。また、現行の公民館の利用状況は、貸し館的存在になっており、教育的活動の面から、市民ニーズに十分対応しているとは言えない状況にあることから、今後は、指定管理者制度を導入し、施設の管理主体を民間事業者、NPO 法人等に広く開放することにより、民間事業者の活力を生かした住民サービスの向上、施設管理における経費の節減を図るべきである。

（４）現金等の管理について

中央公民館施設往査時において備品及び現金の実査を行ったが、特に指摘すべき事項はなかった。

２．監査の結果と意見
図書館について

（１）施設の状況について

那覇市の図書館と公民館は同一の建物にあり、複合施設となっている。①中央図書館・中央公民館（供用開始：昭和５０年８月）　②小禄南図書館・小禄南公民館（供用開始：昭和５７年５月）　③首里図書館・首里公民館（供用開始：昭和５８年１１月）④若狭図書館・若狭公民館（供用開始：平成４年６月）⑤石嶺図書館・石嶺公民館（供用開始平成８年６月）　⑥繁多川図書館・繁多川公民館（供用開始：平成１７年４月）⑦牧志駅前ほしぞら図書館・牧志駅前ほしぞら公民館（供用開始：平成２３年７月）の⑦複合施設がある。複合施設となっているのは、建設コストの削減という財政的理由に因るものと考えられる。

７図書館・公民館の中で、那覇市中央図書館・公民館は、米国民政府の「那覇琉米文化会館」の譲渡を受け昭和５０年８月に那覇市教育委員会へ移管され同年供用開始されたもので、築４４年を経過しており、建物は老朽化している。視察時、ひどい剥離とかは、みられなかったが、壁にヒビ割れがみられた。

【意見】

公共の建物で、不特定多数の者が利用する施設であり、建物の耐久力検査、耐震検査により、建物の状態を把握し、安全の確保が必要である。また、建物内には、重要な文献等も存在することから、重要文献の保全管理上も建物の定期的検査による安全確保は必要である。

（２）利用状況について

図書館の利用状況をみるひとつの指標として、貸出冊数、有効登録者数、蔵書数、蔵書の回転率を取り上げて５年間の推移をみた場合、大きな変動は見られないが、５年間の那覇市の人口の推移と有効登録者数の増減を比較した場合、那覇市の人口は、６，７８７人増加（５年間の増加率１．９％）しているが、有効登録者数は、３８人減少している。これは、有効登録者数を利用者サービスの一つの指標と見た場合、サービスの低下を示すものといえる。

那覇市人口動態表より　（人）

		0～14 歳	15～64 歳	65歳以上	計	増加
平成20年	3月末	52,347	205,779	54,566	312,692	
平成25年	3月末	51,576	207,476	59,656	318,708	6,016

貸 出 冊 数

館名	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
中央	211,158	212,704	210,693	192,141	173,605
久茂地	102,577	98,949	96,497	－	－
小禄南	177,978	184,331	189,772	198,854	196,142
首里	103,794	106,557	100,226	102,864	106,685
若狭	109,817	118,029	110,654	120,732	105,375
石嶺	163,142	158,491	156,735	162,629	157,829
繁多川	106,191	101,639	92,728	100,856	100,678
牧志駅前ほしぞら	－	－	－	130,271	163,712
合計	974,657	980,700	957,305	1,008,347	1,004,026

	有効登録者数				
館名	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
中央	7,093	6,759	6,439	6,561	6,032
久茂地	2,394	2,270	2,130	－	－
小禄南	4,385	4,352	4,403	4,438	4,426
首里	3,852	3,815	3,667	3,676	3,579
若狭	3,413	3,278	3,072	3,177	2,924
石嶺	3,637	3,453	3,452	3,586	3,493
繁多川	2,210	2,059	1,935	2,028	1,866
牧志駅前ほしぞら	－	－	－	4,615	4,626
合計	26,984	25,986	25,098	28,081	26,946

	蔵書数				
館名	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
中央	176,541	175,473	177,563	178,968	181,181
久茂地	83,147	84,298	84,695	－	－
小禄南	77,770	77,489	79,046	80,664	83,050
首里	71,672	72,619	72,165	71,400	73,024
若狭	69,952	70,219	71,641	72,307	74,249
石嶺	68,917	70,343	72,143	73,794	75,703
繁多川	39,141	41,452	43,933	46,429	49,392
牧志駅前ほしぞら	－	－	－	88,801	91,838
合計	587,140	591,893	601,186	612,363	628,437

	蔵書回転率(貸出冊数÷蔵書数)				
館名	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
中央	1.20	1.21	1.19	1.07	0.96
久茂地	1.23	1.17	1.14	－	－
小禄南	2.29	2.38	2.40	2.47	2.36
首里	1.45	1.47	1.39	1.44	1.46
若狭	1.57	1.68	1.54	1.67	1.42
石嶺	2.37	2.25	2.17	2.20	2.08
繁多川	2.71	2.45	2.11	2.17	2.04
牧志駅前ほしぞら	－	－	－	1.47	1.78
合計	1.66	1.66	1.59	1.65	1.60

【意見】

図書館の設置は、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とするが、那覇市における図書館の有効登録者数は、那覇市の人口（図書館の奉仕人口）の８％程度で、設置目的を十分果たしているとはいえない。利用者サービス向上のために、有効登録者数を増やし、貸出冊数を増やす方策を考えるべきである。

（３）指定管理者制度の導入ついて

那覇市は図書館の管理運用において、指定管理者制度を導入していない。理由として、①中央図書館については、図書館業務の総括を行うとともに図書館運営の政策的な判断を要するため、②繁多川図書館については、一部業務委託を導入しているため、③その他の図書館については図書館運営のノウハウを有する団体の存在が不明なためとしている。

しかしながら、日本図書館協会の報告によると、全国的には、２０１２年度までに指定管理者制度を導入した図書館は３３３館あり、２０１３年度に導入予定の図書館は５５館あるとされており、（「図書館における指定管理者制度の導入の検討結果について２０１３年度調査（報告）」日本図書館協会図書館製作企画委員会より）図書館の管理運営において、指定管理者制度導入している図書館は多数ある。図書館運営のノウハウを有する団体の存在が不明であるという理由は説得力に欠ける。

サービス面においては、那覇市立図書館の開館時間は平日午前９時３０分から午後７時、土曜日、日曜日は午前９時３０分から午後６時までとなっており、特に利便性が悪いというものでもない。また、那覇市では、週３回、配本車が市内の各図書館、ブックポストを巡回しており、各図書館のほか、首里・真和志・小禄の各支所、及び銘苅庁舎、那覇市立病院のブックポストのどこにでも返却できるようになっており、貸出についても、リクエスト本がインターネットでリクエストでき、希望する図書館で受け取ることができるなど本の貸出・返却において、利便性が図られている。

【意見】

図書館は、「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理、保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設（図書館法第２条一部抜粋）」とされている。図書の選定業務、記録その他必要な資料の収集保存業務においては、司書等の高度な専門家としての蓄積された能力と経験が期待さ

れることから、期間の限られた指定管理者において、十分なサービスが行いうるかという点では疑問もある。また、図書館法第１７条において、入館料その他図書館資料の利用は無料とされており、図書館法による様々な規制もあることから、指定管理者制度導入については、慎重な検討が必要とも思われる。

しかしながら、全国的には指定管理者制度を導入している図書館が増加している中、那覇市の志向する図書館の役割、住民サービスの在り方などから、指定管理者制度に移行した場合のメリット、デメリットを検討したうえで、導入の可否を決定すべきである。

（４）現金等の管理について

中央図書館往査時、備品の実査（サンプリングによる）と現金（コピー機使用料）の実査をおこなったが、不突合はなく、適正に処理されていた。また、不明資料の除籍について、要領に基づいて起案され適切に行われていた。



那覇市立中央図書館・中央公民館（１Ｆが図書館、２Ｆが公民館）

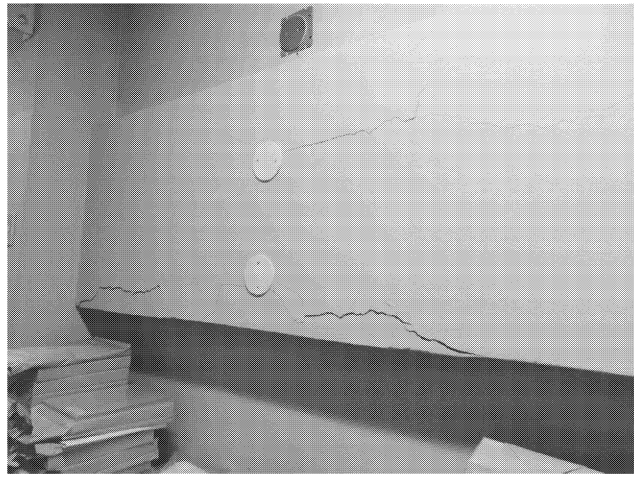

壁面がひび割れている

ム）那覇市識名霊園、那覇市識名霊園付属納骨堂

・施設の名称
那覇市識名霊園

・施設の概要

項目	内容
所在地	那覇市識名２丁目、字真地及び繁多川５丁目
所管課	那覇市　環境部　環境保全課
供用開始年月	不明。条例施行日　昭和47年５月15日
設置目的	納骨及びこれに伴う墳墓の建設及び祭祀
設置根拠条例	那覇市霊園条例
主な施設種類	墓地、納骨堂
敷地面積（公有財産表）	39,173.44㎡
延床面積（公有財産表）	なし
施設取得費	不明
開館時間	午前９時から午後５時まで
休館日	なし（台風時を除く）
利用料金等	１㎡につき49,600円、１区画平均15㎡、使用料基本額　744,000円
施設の特徴	主に公共事業の施行に伴い墳墓の移転を要する者に使用させている。

・施設の名称
那覇市識名霊園南納骨堂

・施設の概要

項目	内容
所在地	那覇市識名２丁目448番地
所管課	那覇市　環境部　環境保全課
供用開始年月	昭和47年度
設置目的	焼骨の収蔵及びこれに伴う祭祀
設置根拠条例	那覇市識名霊園付属納骨堂条例
主な施設種類	納骨堂
敷地面積（公有財産表）	598㎡
延床面積（公有財産表）	222.25㎡
施設取得費	不明
開館時間	午前９時から午後５時まで
休館日	なし（台風時を除く）
利用料金等	（市内）　４段目　16,800円　　（市外）　４段目　21,840円 ３段目　17,850円　　３段目　23,200円 １段目，２段目18,900円　　１段目，２段目24,570円
施設の特徴	納骨堂の使用期間は、５年とし、許可を受けて更新することができる。

●那覇市識名霊園概要説明

(1)霊園整備の背景

戦後、人口の都市への集中化により市街地が無秩序に拡大し、墓地と宅地が混在する箇所が多く発生したが、その後、都市基盤等の整備に伴い、市内に散在する墓地の整理移転が必要になり、昭和31年に識名、繁多川、真地一帯の高台に識名霊園（35.0ha）が墓園として都市計画決定され、そのうちの3.92haを市で整備し管理を行っている。

(2)市管理区域の概況

霊園の市管理区域には、墓地、納骨堂、広場、緑地、園路等の施設が整備されている。墓地は、５地区に分かれ面積は合計17,081㎡、納骨堂は、１箇所あり面積は、598㎡、納骨壇数は、2,240基である。

(3)識名霊園施設の概況（市管理区域）

種別	施設名称	面積（㎡）	区画・基数	使用料	整備・築造	備考
墓地区画	A地区	10,100	478	49,600円/㎡	昭和44年度	永年使用
	B地区	1,490	65	49,600円/㎡	昭和54年度	永年使用
	C地区	2,629	117	49,600円/㎡	昭和57年度	永年使用

	D地区	2,097	21	49,600 円/㎡	昭和60年度	永年使用
	E地区		30	49,600 円/㎡	昭和41年度	永年使用
	F地区		13	49,600 円/㎡	昭和43年度	永年使用
	合　計	17,081	724			
納骨堂	南納骨堂	598	2,240	16,800 円/基 17,850 円/基 18,900 円/基	昭和47年度	5カ年使用

※墓地区画空き区画数　8区画(平成25年9月26日現在)
※南納骨堂空き納骨壇数　61壇(平成25年10月15日現在)

また、平成２５年度には、老朽化した識名霊園内北納骨堂の建替え事業に伴い、市における公営墓地用地の確保の困難性等を検討した結果、効率よくお骨を収容できる新たな形の墓（「那覇市民共同墓」）を合わせて整備することとなっている。概要は、公営としては県内初の 80 ㎡の合葬室（がっそうしつ）と 4,400 の納骨檀を備えた、新たな形態の公営墓地として整備される。整備の背景には、人口増加・世帯分化により墓地が増加し続け、市域も狭隘かつ地価も高騰していることから、墓地用地の確保が困難な状況となっており、市民共同墓の建設が、墓地需要への受け皿になるとともに、墓地の無縁化防止による、良好な市街地の形成に繋がるものと期待されている。建設工事は、平成２６年３月完成予定である。

１．監査の結果と意見

（１）利用状況について

平成２５年３月３１日現在の南納骨堂の利用状況は以下の通りである。

南納骨堂全体数

	A	B	C	D	合計
１段	188	142	134	96	560
２段	188	142	134	96	560
３段	188	142	134	96	560
４段	188	142	134	96	560
合計	752	568	536	384	2240

空き状況

	A	B	C	D	合計
１段	1	3	3	0	7
２段	4	1	3	3	11
３段	6	5	6	5	22
４段	14	6	5	11	36
合計	25	15	17	19	76

納骨堂の利用は、原則として使用期間が５年間であることなどから、一定数の空きがある。
また、墓地区画は、上記概要記載の通り、平成２５年９月現在８区画ある。

（２）使用料の延滞状況について

課名　環境保全課

第01款 使用料及び手数料　第01項 使用料
第01目 霊園使用料　第01節 霊園使用料　01細節 納骨堂

（単位:円、%）

区分		調定額 (a) 件数	調定額 (a) 金額	収入済額 (b) 件数	収入済額 (b) 金額	不納欠損額又は繰越 (c) 件数	不納欠損額又は繰越 (c) 金額	収入未済額 (a)-(b)-(c) 件数	収入未済額 (a)-(b)-(c) 金額	対調定収入率 (b)/(a)×100	備考
現年度分		455	8,679,120	391	7,685,830	64	993,290			88.6%	
滞納繰越分	23年度	70	974,920	45	516,070	25	458,850			52.9%	
	22年度	73	1,120,960	37	458,210	36	662,750	-	-	40.9%	
	21年度	32	519,120	11	127,680	21	391,440			24.6%	
	20年度	28	446,880	10	106,050	18	340,830			23.7%	
	19年度	20	306,810	10	117,810	10	189,000		-	38.4%	
	年度										
	小計	223	3,368,690	113	1,325,820	110	2,042,870	-	-		
合計		678	12,047,810	504	9,011,650	174	3,036,160	-	-		

平成25年6月
滞納繰越分として、
993,290円調定済み。

平成25年4月
滞納繰越分として、
1,853,870円調定済み。

納骨堂使用料について、対調定収入率の過去５年平均は、約７５％であり、２５％は滞納繰越されている。滞納分のいっそうの回収に努める必要がある。

（３）使用料の算定について

所管課から入手した資料によると、墓地使用料については、昭和５８年度相続税財産評価基準による路線価による評価を基準とした土地価格に工事費を加算し、当時の借地権割合を乗じて、１㎡あたりの使用料を算出している。また、納骨堂使用料については、昭和４６年の建設費をベースに物価スライドを加味し、減価償却費や維持修繕費、物件費等の維持管理費を加え、年間１室あたりの使用料を算出し、５か年分の使用料を算定している。

【意見】

これらの使用料については、民間や他の公営墓地に比べてもかなり低廉であると思われるので、受益者負担の観点から、「受益者負担の適正化（使用料の見直し）に関する指針」を踏まえ、公平かつ適正な使用料算定に努めるべきである。なお、生活保護世帯などの生活困窮者については、別途手当が必要である。

（４）指定管理者制度について

識名霊園及び納骨堂の管理については、那覇市シルバー人材センターに委託している。市によると指定管理者制度を導入しない理由は次の通りである。

指定管理者制度を導入しない理由

識名霊園全体（墓地区画、納骨堂施設、緑地、園路等）の一元管理を行うことを前提に指定管理者制度導入のあり方を検討する必要がある 。
平成 26 年度中に供用開始をすべく老朽化した北納骨堂を解体し新たに那覇市民共同墓の整備を行い、供用開始後の使用料収入と管理運営費等が明らかになった時点において当該制度の導入のあり方について結論を出していく。また、南納骨堂（供用中）も老朽化しており、その施設の建替えも含め検討を行う必要がある 。また、無縁遺骨等を保管している仮安置所（区画整理課所管含む）の施設も識名霊園内に設置しており、その施設の今後のあり方なども検討を行う必要があるため、これら諸課題の解決策を見出した段階において当該制度の導入のあり方を検討する必要がある 。

当課においては、識名霊園内に在る施設の個別管理を行わせるために当該制度の導入を行うことは、一元管理が困難であり、また、非効率的な管理運営（個々施設の委託契約等）となることから、前記の理由等により、当面の間は直営による管理運営を行うこととしている。

【意見】

那覇市は、平成２２年に「那覇市墓地等に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）を制定した。

基本方針では、沖縄県は、祖先崇拝という宗教的価値観と中国文化の影響を受け、独自の墓文化を形成しており、その特徴としては、亀甲墓、破風墓など墳墓形態にもみられるが、墓地を個人で所有し管理する慣習も本県独特の特徴であること。

墓地の管理等に関して基本となる「墓地、埋葬等に関する法律」では、原則として個人による墓地の経営を認めていないが、県は、地域特性に配慮し個人の墓地経営を特例として認めてきており、このため、法が周知・徹底されず、今でも無許可によるお墓が多く造られている現状であること。

那覇市においては、人口増加や世帯分化の影響により、個人墓地（主に家族墓）が急増し、いたるところにお墓が造られてきており、中には、無許可も多く、墓地と住宅地が混在する市街地が形成されるなど、本市のまちづくりの上で様々な問題が生じており、これらの改善を図り、良好な環境の形成や適切な墓地用地の確保が必要なことから市の実情に沿った墓地のあり方に関する基本方針が制定されている。

本方針では、今後２０年間で約８，７００基の需要予測を踏まえ、無縁墓地、空き墓の民間許可施設への移転や無許可墓地の取り締りや意識啓発といった既存の墓地への対策、公営墓地や民間霊園の施設の整備の促進といった今後の墓地需要への対応、及び広域市町村や県との連携による取り組みを進めることを基本方針として掲げている。

また、個人墓の無秩序な立地を防ぐために、「個人墓地禁止区域」の設定も行っている。

今後は、基本方針を踏まえ、市の取組みが進められていくが、整備が進められていく中で、霊園全体の一体管理が可能となった段階で指定管理者制度導入の可否について検討する必要がある。

メ）那覇市公園

以下は、現場視察実施済みの公園のみ概要を掲げた。

・施設の概要（漫湖公園）

項目	内容
所在地	那覇市鏡原町 10-26　古波蔵３丁目、４丁目
所管課	那覇市建設管理部公園管理課
供用開始年月	昭和 55 年 7 月 21 日
設置目的	
設置根拠条例	都市公園法　第１７条
主な施設種類	遊具、テニスコート、ジョギングコース、便所、駐車場
敷地面積（公有財産表）	43,900.00 ㎡
延床面積（公有財産表）	2,896.16 ㎡
施設取得費	2,359,569 千円
開館時間	
休館日	
利用料金等	テニスコート ¥350/H、　多目的広場 ¥1,390/H
施設の特徴	那覇市住吉区から漫湖に至る沿岸一帯は、港湾がかなりいり込んでいて樹木が繁茂し、その上人口もまばらであったため魚類も豊富で漁場の場として小禄村の大嶺、具志、那覇市の住吉、漫湖を拠点として水産業が盛んな地域であった。今次大戦の終結によって第二次、第三次が発達してきた為、都市整備の必要から昭和 46 年 6 月 25 日づけで那覇市広域都市計画決定し、都市公園として線引された。その後沖縄県独自で河川整備に伴い嘆設工事によって生じた土砂で現在の公園部分を閉地して埋立てた。昭和 52 年 1 月 11 日づけ国場川（漫湖）の覚書で公園用地として無償使用の占用許可が得られた。この権原に基いて昭和 51 年 9 月 1 日づけで都市公園事業に着手し計画面積 43.93ha の内昭和 58 年 3 月 31 日までに、9.87ha の事業を完了し、昭和 55 年 7 月 21 日づけで供用開始に至った。

・施設の概要（新都心公園）

項目	内容
所在地	那覇市おもろまち２丁目、３丁目
所管課	那覇市建設管理部公園管理課
供用開始年月	平成 13 年 7 月 1 日
設置目的	都市公園の健全な発達を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。
設置根拠条例	都市公園法 法第２条の２
主な施設種類	遊具、健康遊具、テニスコート、ジョギングコース、ミスト、便所、駐車場
敷地面積（公有財産表）	114,603.00 ㎡
延床面積（公有財産表）	963.18 ㎡
施設取得費	17,048,583 千円
開館時間	
休館日	
利用料金等	テニスコート ¥350/時間　　多目的広場 ¥1390/時間
施設の特徴	本公園を含む「那覇新都心地区」は、西に海を望む天久大地の大半を占め、もともとは多くの起状を持つ変化に富んだ微地形や川の存在ともあいまって、約 2500 年前といわれる縄文時代にまでさかのぼる人々の居住地としての歴史を持つ場所である。しかし 1945 年の沖縄戦において、最激戦地の一つに数えられるほどの激しい戦場となり、さらに敗戦後は 1987 年の全面返還の実現まで米軍軍用地（マチナト・ハウジング）として使用されていた場所である。本公園は、広域的なレクレーションの拠点として、また防災上重要な広域避難地として位置づけられ、平成 15 年 12 月　24 日計画決定され、平成 9 年度に工事着工し平成 13 年度 7 月 1 日一部供用開始となる。敷地は「人」文字形の不整形な線上をなし総延長 1.7 ㎞となっている。実施計画では、４つのゾーン（ウチナーのムイ、中央広場のゾーンの天久ムイ、水のみち、花のみち）が計画され現在整備中の総合公園である。

・施設の概要（旭ヶ丘公園）

項目	内容
所在地	那覇市若狭１丁目24番地１号
所管課	那覇市建設管理部公園管理課
供用開始年月	昭和51年７月１日
設置目的	都市公園の健全な発達を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。
設置根拠条例	都市公園法 法第２条の２
主な施設種類	遊具、便所
敷地面積（公有財産表）	39,301.00㎡
延床面積（公有財産表）	319.03㎡
施設取得費	1,466,900千円
開館時間	
休館日	
利用料金等	
施設の特徴	波之上は、明治の頃から沖縄でも代表的な海水浴場で知られ熱帯魚が群れ海棲生物が豊富であった。また、この地は由緒ある霊域でもあり、元旦には、参拝者で賑わった。第二次大戦で焼土と化しその後不法建築物が建ち並び環境上好ましくない状態になる。昭和26年米軍の接収地開放に伴い、昭和29年５月31日付、那覇市施工の戦災復興土地区画整理事業(那覇市第１区)が区域決定し事業着手され、区画整理法による換地計画のなかで公園の整備改善が図られる。昭和31年３月23日の都市公園として決定し、昭和45年４月11日那覇市都市公園条例が制定され、同年６月25日整備工事が完了し使用開始される。昭和46年11月15日区画整理事業による換地処分が決定し、昭和51年７月１日、都市公園として設置し供用開始され、現在、総合公園として市民に最も利用されている。

・施設の概要（真嘉比西公園）

項目	内容
所在地	那覇市真嘉比古島第二地区６街区
所管課	那覇市建設管理部公園管理課
供用開始年月	平成24年５月８日
設置目的	都市公園の健全な発達を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。
設置根拠条例	都市公園法　第２条の２
主な施設種類	遊具・便所
敷地面積（公有財産表）	1,999.11㎡
延床面積（公有財産表）	11.57㎡
施設取得費	0
開館時間	
休館日	
利用料金等	
施設の特徴	真嘉比西公園は、真嘉比古島第二土地区画整理事業地区内に位置しています。本地区は那覇市中心市街地周辺の住宅として急速な住宅化が進み、既にスプロール化している地区であり、現在土地区画整理事業により、良好な住宅地に転換するため、公共・公益施設の整備改善を行って宅地の利用増進を図っております。平成３年３月には仮換地指定を行っており、また、都市モノレール駅に接し、優れた交通利便性を備えていることから、本公園の在する周辺においても、急速な住宅建設が進められています。そこで、本公園を整備する事により、良好な地域環境の形成、災害時における避難地の役割等、優良で安全な住宅地を形成し、また、市民の憩いの場として市民の利用に供したい。平成24年５月８日に供用開始（1999.11㎡）となり平成25年３月に新規台帳として作成した。

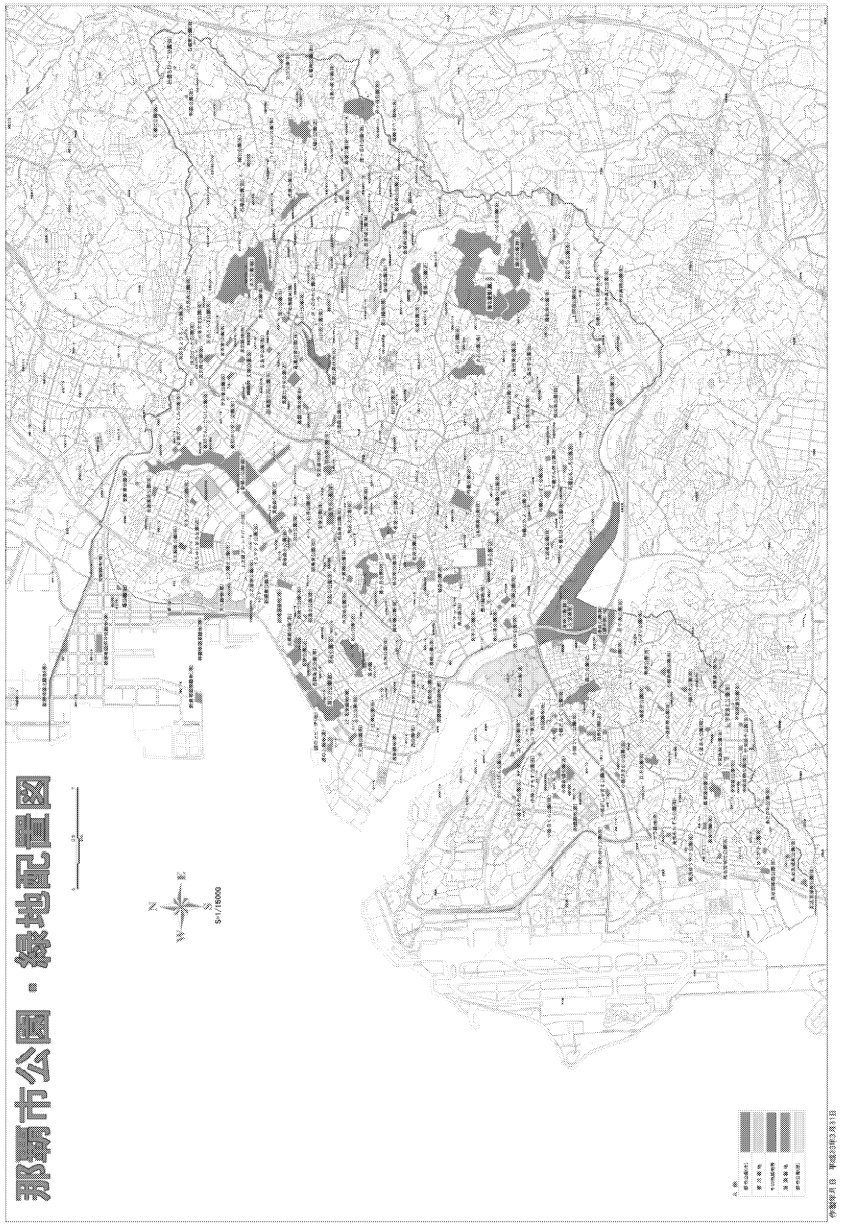

１．都市公園について

那覇市公園は、那覇市公園条例（平成 25 年 3 月 29 日条例第 15 号）第 2 条によれば、都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する都市公園で那覇市が設置し、又は管理するものをいい、公園施設は同法第 2 条第 2 項に規定する公園施設を言うと定義されている。

都市公園は、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号。以下「法」という。）、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）及び都市公園法施行規則（昭和 31 年建設省令第 30 号）において、公園の設置及び管理について定められており、また、国土交通省では、法第３１条に規定する国による都市公園の行政又は技術に関する助言の一環として、都市公園制度の趣旨や意図、法の円滑かつ適切な運用を図るに当たって望ましい運用のあり方やその際の留意事項等について原則的な考え方を示すことで、地方公共団体等が都市公園の整備及び管理を行う際の参考に資することを目的として、平成１６年１２月に都市公園法運用指針（以下「運用指針」という。）を作成しており、その後、平成２３年８月３０日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成２３年法律第１０５号）において法の一部が改正されたことなどを受け、平成２４年４月に同運用指針の改正が行われている。

那覇市においても、法並びに運用指針に基づき、那覇市公園及び公園施設の設置管理が行われている。

また、国土交通省によれば、都市公園の分類、効果等は次の通りとされている。

■都市公園の分類

都市公園は，住民の利用に供する身近なものから広域的な利用に供するものまで，様々な規模，種類のものがあり，その機能，目的，利用対象等によって①住区基幹公園（街区公園，近隣公園，地区公園），②都市基幹公園（総合公園，運動公園），③大規模公園（広域公園，レクリエーション都市），④国営公園，⑤特殊公園，⑥緩衝緑地，⑦都市緑地，⑧緑道，⑨都市林，⑩広場公園に区分されます。

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で1箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離 500m の範囲内で1箇所当たり面積2ha を標準として配置する。

		植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20mを標準として，公園，学校，ショッピングセンター，駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。
都市林		市街地及びその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地等において，その自然的環境の保護，保全，自然的環境の復元を図れるよう十分に配慮し，必要に応じて自然観察，散策等の利用のための施設を配置する。
広場公園		市街地の中心部の商業・業務系の土地利用がなされている地域における施設の利用者の休憩のための休養施設，都市景観の向上に資する修景施設等を主体に配置する。

また、公園緑地の効果として以下が掲げられている。

■公園緑地の効果

公園緑地の効果は，一般に『存在効果』と『利用効果』とに大別されます。
存在効果とは，公園緑地が存在することによって都市機能，都市環境等都市構造上にもたらされる効果であり，利用効果とは，公園緑地を利用する都市住民にもたらされる効果です。

【存在効果】

（１）都市形態規制効果・・・無秩序な市街化の連坦の防止，都市の発展形態の規制あるいは誘導。
（２）環境衛生的効果　・・・ヒートアイランドの緩和，都市の気温の調節，騒音・振動の吸収，防風，防塵，大気汚染防止効果など。
（３）防災効果　・・・大規模地震火災時の避難地，延焼防止，爆発等の緩衝，洪水調節，災害危険地の保護等。
（４）心理的効果　・・・緑による心理的安定効果，美しく潤いのある都市景観，郷土に対する愛着意識の涵養。
（５）経済的効果　・・・緑の存在による周辺地区への地価上昇等の経済効果，地域の文化・歴史資産と一体となった緑地による観光資源等への付加価値。

【利用効果】

（１）心身の健康の維持増進効果
（２）子どもの健全な育成効果
（３）競技スポーツ，健康運動の場
（４）教養，文化活動等様々な余暇活動の場
（５）地域のコミュニティー活動，参加活動の場

	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1km の範囲内で1箇所当たり面積4ha を標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は，面積4ha 以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息，観賞，散歩，遊戯，運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で，地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし，総合的な都市計画に基づき，自然環境の良好な地域を主体に，大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり，大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に，全体規模 1000ha を標準として配置する。
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては，1箇所当たり面積おおむね 300ha 以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては，その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園，動植物公園，歴史公園，墓園等特殊な公園で，その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染，騒音，振動，悪臭等の公害防止，緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で，公害，災害発生源地域と住居地域，商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害，災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善，都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり，1箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し，既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）
	緑道	災害時における避難路の確保，都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として，近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる

《公園》

項目 市名	都市公園数 ヵ所	市民1人当たり面積 ㎡
函館市	342	21.9
旭川市	367	20.0
青森市	136	14.6
盛岡市	455	9.8
秋田市	184	18.7
郡山市	315	10.6
いわき市	247	14.3
宇都宮市	955	10.7
前橋市	383	10.7
高崎市	214	21.3
川越市	273	4.6
船橋市	353	2.9
柏市	571	5.6
横須賀市	518	12.5
富山市	1,006	14.2
金沢市	563	12.1
長野市	193	7.3
岐阜市	375	8.7
豊橋市	389	9.9
岡崎市	232	10.7
豊田市	176	10.8
大津市	193	9.2
豊中市	392	2.5
高槻市	213	5.0
東大阪市	245	2.7
姫路市	834	8.7
尼崎市	340	4.2
西宮市	459	8.9
奈良市	528	19.9
和歌山市	97	6.5
倉敷市	710	8.1
福山市	646	6.7
下関市	389	12.4
高松市	297	7.7
松山市	317	7.0
高知市	705	7.8
久留米市	358	6.8
長崎市	499	9.4
大分市	704	14.7
宮崎市	481	17.5
鹿児島市	616	7.4
八王子市	763	11.5
四日市市	448	9.9
吹田市	129	7.5
枚方市	429	5.1
藤沢市	294	4.5
越谷市	97	5.6
那覇市	164	5.5
平均	408	9.9

（平成24年4月1日時点）

＜他の中核市との比較＞

左表は、中核市市長会による、平成２４年４月１日現在の都市公園数及び市民１人当たり面積データである（監査人により一部加工）。

中核市成り立ちの経緯や、人口、面積等、単純比較はできないが、那覇市は、都市公園数164ヶ所及び市民１人当たり面積5.5㎡ともに、全中核市単純平均値のそれぞれ408ヶ所、9.9㎡を下回っている。

２．監査の結果と意見

（１）公園の利用状況について

各公園集計H21～24年度（年度別集計）

	テニス			多目的広場				グラウンドゴルフ			その他		
	件数	使用料	人数	件数	使用料	内電気料	人数	件数	使用料	人数	件数	使用料	人数
H21	15,957	8,664,950	80,920	1,945	4,418,920	719,020	28,632	390	431,270	8,531	197	278,440	8,784
H22	9,757	6,955,210	63,431	1,369	3,659,140	584,436	30,638	107	21,950	2,565	101	154,960	4,358
H23	9,687	8,086,046	77,046	1,079	3,415,390	592,620	28,265	18	15,700	477	65	275,620	3,262
H24	5,814	6,698,310	55,547	1,021	4,049,090	984,790	32,419	3	3,150	160	1,385	2,558,540	9,921
	41,215	30,404,516	276,944	5,414	15,542,540	(2,880,866)	119,954	518	472,070	11,733	1,748	3,267,560	26,325

上表は、公園管理課から入手した有料区域の利用状況である。テニス場、多目的広場、グラウンドゴルフ場の利用件数は減少している。また、多目的広場の利用人数は、ほぼ３万人程度で推移しているものの、テニス、グラウンドゴルフの利用者数は大幅に減少している。なお、有料区域外の利用者数のカウントは困難なので分からない。

（２）公園の維持管理費用について

那覇市からの入手資料を元に過去３年の維持管理費用を集計すれば以下のようになる。

（予算現額ベース、金額単位：円）

	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度
報酬	3,717,000	3,762,000	5,373,000
報償費	3,045,501	4,428,000	3,762,000
旅費	-	-	100,000
需用費	90,340,499	88,458,000	99,158,000
役務費	1,463,944	1,992,000	1,030,000
委託料	172,286,000	182,086,000	190,013,000
使用料及び賃借料	988,000	1,163,000	1,115,000
工事請負費	800,000	800,000	800,000
原材料費	2,004,800	1,376,000	1,529,000
備品購入費	251,000	251,000	251,000
負担金、補助及び交付金	35,000	35,000	71,000
公課費	89,000	32,000	32,000
公園維持管理費計(A)	275,020,744	284,383,000	303,234,000
使用料及び手数料(B)	34,535,000	27,096,000	24,401,000
歳出マイナス歳入(A-B)	240,485,744	257,287,000	278,833,000

上表から、歳出から歳入を控除した公園維持管理費用は過去３年で見た場合、毎年増加している。増加の主な要因は、需用費の増加で、内訳は、光熱水費、修繕料が増加しているためである。また、委託料も毎年増額している。

また、上表の維持管理費に公園管理に直接、間接に従事している市職員人件費も加えて算出すると、以下のようになる。

那覇市管理公園の年間維持管理費用（職員等人件費含む）

内　容	H22年度 人員	H22年度 平均単価	H22年度 費用(千円)	H23年度 人員	H23年度 平均単価	H23年度 費用(千円)	H24年度 人員	H24年度 平均単価	H24年度 費用(千円)
職員人件費計	—	—	65,640	—	—	64,049	—	—	62,593
課長級	1	9,539	9,539	1	9,349	9,349	1	9,418	9,418
主幹級	1	8,482	8,482	1	8,342	8,342	1	8,243	8,243
主査級	1	7,859	7,859	1	7,669	7,669	1	7,524	7,524
主任・主事級	7	5,680	39,760	7	5,527	38,689	7	5,344	37,408
予算決算額	—	—	377,829	—	—	337,107	—	—	379,608
維持管理費用	—	—	443,469	—	—	401,156	—	—	442,201

また、公園設置に係る取得費（取得費が明らかである公園のみ）は、那覇市から入手した平成２４年４月１日現在の資料を元に算出した結果、約８６１億円となる。

（３）公園の管理状況について

全ての公園を視察することは困難なので、規模の大きい漫湖公園、新都心公園、また設置年が最も古い旭ヶ丘公園及び最も新しく設置された真嘉比西公園の計４か所を視察した。

全ての公園について清掃も行き届いており、遊具の不具合などが放置されている個所はなかったが、漫湖公園内には、公園の清掃等で発見されたゴミが１か所に集められており、リサイクル等最終処分までの一時仮置き場ということであるが、公園内に保管することは好ましくないと思われる。また、このことに関連して、ごみの回収費用について市に確認したところ、以下の通りであった。

	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度	３年合計
ゴミ回収費用（※）（円）	2,501,933	3,216,476	4,623,915	10,342,324
処分量（kg）	28,880	37,160	51,990	118,030

（※　産業廃棄物収集運搬処理業務委託料である）

上表から、ごみ回収費用もさることながら、その処分量の多さに驚かされる。回収費用、処分量ともに毎年増加しており、平成２４年度の処分量約５２トンは、４トントラック約１３台分にも相当する。

ほとんどの公園は、管理のために人が常駐しているわけではないため、ごみの不法投棄も多い。不法投棄しているのは那覇市民とは限らないが、住民のモラル向上に向け、市としても対策が必要であろう。



写真は、漫湖公園内のごみの保管の様子



漫湖公園内の噴水施設、現在は夏場も含めて稼働していない。

また、新都心公園は、施設概要にある通り、敷地は「人」文字形の不整形な線上をなし総延長1.7㎞となっており、実施計画では、４つのゾーン（ウチナーのムイ、中央広場のゾーンの天久ムイ、水のみち、花のみち）が計画され現在整備中の総合公園であるが、視察を行った一部の区域において、日中でも人通りが少なく、ごみの不法投棄や青少年がたむろし易い場所もあった。市の管理区域であるので、トラブル等が無いよう適切に管理する必要がある。



新都心公園

（４）指定管理者制度導入について

那覇市公園のうち、別途、監査している波の上ビーチ広場には指定管理者制度が導入されているが、その他の公園は直営である。直営施設について指定管理者制度を導入しない理由は、市によると、「公園管理課では、組織の体制を見直し、シルバー人材センター等を活用し、公園管理業務の改善を図ってきた。その結果、現在、組織体制・管理システムは十分に機能しており、公園の維持管理状況は良好である。協働のまちづくりの観点からも、自治会、愛護会、企業ボランティアとの連携ができており、さらに推進していくことで公園の良好な維持管理が可能と考 える。」としている。

また、上記の回答を踏まえ、協働のまちづくりの観点からの自治会、愛護会、企業ボランティアとの連携の具体例やこれまでの取組みを質問したところ、次の回答を得た。「那覇市では「協働によるまちづくり」をスローガンに、住民、事業者、地域団体などの地域の皆さんが、それぞれ主体的にまちづくりを担っていこうという考えのもと、市内公園では愛護会による公園清掃等の美化活動や地域自治会への公園清掃委託、企業による専門的な技術を活かした活動を行っています。

行政と地域、企業が連携して公園の美化活動や公園施設の維持修繕を行うことにより身近にある公園が地域のコミュニティーの拠点として活用できるように取り組んでいます。」

【意見】

しかしながら、具体的な取り組み内容を見ると、公園の清掃、毎日のトイレ掃除、草刈り、遊具の点検等が主なものであり、上述したように、公園の効果、効用を直接的に高める取り組みがなされているとは言い難い。

公園が公園として機能するためには、清掃等を中心とする維持管理業務が主体となることは言うまでもないが、公園からもたらされるさまざまな効果を高めるためにも住民との協働をさらに進める必要があるのではないかと思われる。

公園については、約800億円を超える設置費用と毎年の市職員人件費も含めた4億円を超える維持管理費用がどの程度市民の福祉向上に貢献しているのかについても市民に説明する必要がある。この点に関しては、国による「公園費用対効果分析手法マニュアル」も出されており、市としても検討してはどうか。

今後は、大規模公園のみ制度導入を図るとか、あるいは、地域ごとに公園を一括して導入するなど、他自治体の事例も参考にした上で、制度導入の可否を検討する必要がある。



同公園は桜の名所としても有名である。

与儀公園に植えられた約400本の寒緋桜の開花にあわせて、毎年2月には、「なはさくらまつり」が開催され、花木などの展示即売会のほか、ステージイベントなども行われ、大勢の市民で賑わっている。

モ）水道施設、下水道施設

・水道施設の概要（石嶺ポンプ場）

項目	内容
所在地	那覇市首里石嶺町４－３７３
所管課	那覇市上下水道局　配水課
供用開始年月	平成３年３月
設置目的	水道水を高い位置にある配水池へ送水することを目的とする。
設置根拠条例	水道法５条
主な施設種類	送水ポンプ場
敷地面積（公有財産表）	８７９．００㎡
延床面積（公有財産表）	８１５．７２㎡
施設取得費	￥４８３，８３７千円（消費税抜き）
開館時間	
休館日	
利用料金等	
施設の特徴	水道法施行規則第１７条に基づき、施錠及び柵の設置。

・水道施設の概要（新川配水池）

項目	内容
所在地	南風原町字新川伊武志川原６９９－２
所管課	那覇市上下水道局　配水課
供用開始年月	平成４年１１月
設置目的	配水区域の需要量に応じた配水を行うため、一時的に水道水を蓄えることを目的とする。
設置根拠条例	水道法５条
主な施設種類	配水池
敷地面積（公有財産表）	３、２８６㎡（借地）
延床面積（公有財産表）	

施設取得費	￥８３０，２１２千円（消費税抜き）
開館時間	
休館日	
利用料金等	
施設の特徴	水道法施行規則第１７条に基づき、施錠及び柵の設置。

・下水道施設の概要（赤嶺汚水中継ポンプ場）

項目	内容
所在地	那覇市赤嶺２丁目２番地１
所管課	那覇市上下水道局　下水道課
供用開始年月	昭和６３年８月
設置目的	低地帯の汚水を流集し、自然流下地点までポンプで圧送することを目的とする。
設置根拠条例	下水道法　第三条
主な施設種類	中継ポンプ場
敷地面積（公有財産表）	1,260.01 ㎡
延床面積（公有財産表）	ポンプ棟：270.56 ㎡、自家電気室棟：48 ㎡
施設取得費	504,985 千円
開館時間	―
休館日	―
利用料金等	―
施設の特徴	―

・下水道施設の概要（宇栄原マンホールポンプ場）

項目	内容
所在地	那覇市字宇栄原４４７番地４地先
所管課	那覇市上下水道局　下水道課
供用開始年月	平成８年１２月
設置目的	低地帯の汚水を流集し、自然流下地点までポンプで圧送することを目的とする。
設置根拠条例	下水道法　第三条
主な施設種類	マンホール形式ポンプ場
敷地面積（公有財	―

産表）	
延床面積（公有財産表）	－
施設取得費	7,604 千円
開館時間	－
休館日	－
利用料金等	－
施設の特徴	－

・下水道施設の概要（古波蔵雨水ポンプ場）

項目	内容
所在地	那覇市古波蔵４丁目９番２号
所管課	那覇市上下水道局　下水道課
供用開始年月	平成２１年６月
設置目的	台風や大雨時において、低地部の雨水をポンプで河川へ強制排水することにより、道路冠水や浸水を防ぐことを目的とする。
設置根拠条例	下水道法　第三条
主な施設種類	雨水ポンプ場
敷地面積（公有財産表）	980.00 ㎡（占用面積）
延床面積（公有財産表）	80.36 ㎡
施設取得費	247,400 千円
開館時間	－
休館日	－
利用料金等	－
施設の特徴	－

水道事業のあらまし（那覇市上下水道局ホームページより）

本市の水道事業は、昭和 8 年当時の宜野湾村(現宜野湾市)に位置する青小堀を始めとする 10 ヶ所の湧き水等を水源として給水を開始し、市の発展に伴い施設

の拡張を進めていたが、昭和 19 年 10 月の米軍による空襲で、ほとんどの施設が破壊された。

戦災後、米軍が改修し使用していた泊浄水場(11,000 ㎥/日）が、昭和 29 年 3 月に返還され本格的な水道事業を再開した。

その後、隣接 2 市 1 村との合併に伴い水道の需要も必然的に増大したので、琉球水道公社（米国民政府管轄）からの購入浄水で給水を補っていたが、その対策として浄水施設の拡張を計画し泊浄水場の処理能力を約 2 倍の 22,000 ㎥/日に拡張して安定供給を図るよう努めた。

昭和 63 年 3 月末には、原水不足と水質汚濁により泊浄水場を廃止し、沖縄県企業局からの全面受水で賄うようになり、平成 24 年度末現在、1 日平均 105,121 ㎥の給水を行っている。

近年の水需要は、約 10 万 4 千㎥～10 万 6 千㎥(過去 5 年間の 1 日平均配水量)で推移してきているが、給水人口の大幅な増加が見込まれない状況や節水意識の向上等々の要因により、今後の水需要は横ばい若しくは減少するものと予測される。

平成 18 年 12 月に、それまで分散していた施設を統合することによる効率的な事業展開、災害時に備えた水道ライフラインの拠点づくり、さらに質の高いサービスを提供していくこと等々を目的とした新庁舎を、新都心地区の那覇市おもろまちに建設し、平成 19 年 2 月からは新庁舎で全ての業務を開始した。

一方、経営面においては、平成 6 年 2 月の水道料金改定と経営の効率化等により、平成 9 年度決算で累積欠損金を解消して以後順調に推移している。平成 22 年度に、今後の維持管理費及び施設の耐震化を含む建設投資費用を踏まえ中期財政収支計画を作成した結果、水道料金の値下げが可能な見通しとなり、平成 23 年 7 月分料金から水道料金改定（値下げ）を行った。

本市の水道事業における今後の課題としては、配水系統のブロック化による漏水防止、マッピングシステムの活用等により、限られた水資源をより効率的に供給することに加え、ライフラインである水道施設の耐震化を図っていくことも重要課題と位置付け、平成 22 年度に「那覇市水道施設更新(耐震化)基本計画」を策定し、これに基づき順次、施設整備を進めていくこととしている。平成 24 年 3 月には「那覇市水道ビジョン」を策定し、中長期な視点から那覇市水道事業全体の将来像(安心・安定・持続・環境・国際)を描き、実現に向けての方策を示している。

平成 24 年度は、真嘉比古島地区など 5 件の配水管布設工事、国道 507 号など 6 件の布設替工事、また管理機能を強化するため施設保安システム(管理カメラ等)設置工事を実施し、水道施設の拡充を行った。

下水道事業のあらまし（那覇市上下水道局ホームページより）

戦後の那覇市は本島北部や他市町村、或いは本土疎開地それに外地からの引揚者が続々居住してきた。しかし、市街地の多くが米軍基地として使用され、市民が住める地域は狭く道路網の整備もされないままに雑然と住宅が立ち並んでいた。そうした社会状況を背景に昭和 38 年に「那覇市下水道事業計画」が立案された。

そうした中、当時の施政権を有する米国民政府が策定する「沖縄中南部統合下水道計画」に組み込まれて工事着手に至り、昭和 40 年 7 月那覇市で最初の下水道工事が若狭、辻地区において開始された。

その後、昭和 47 年 5 月本土復帰となり、雨水事業も加えた国の第 3 次下水道整備 5 ヵ年計画に組み入れられ、更に、沖縄の復帰に伴う特別措置による補助対象施設の特例もあり、本市の公共下水道は一段と整備促進され、現在、社会資本整備重点計画（平成 20 年～平成 24 年）の下、生活環境整備としての下水道が着々と前進をみているところである。

また、平成 10 年度から沖縄県と共同で再生水利用下水道事業に着手し、処理水の一部を高度処理し、水洗便所の洗浄用水及び樹木への散水用水として、新都心地区を中心に、延床面積が 3,000 ㎡以上の大型建築物、公共施設等を対象に、平成 14 年 4 月から供用開始となり、下水道資源の有効利用が図られている。

さらに、平成 17 年 4 月から下水道事業に地方公営企業法を適用し、水道事業と統合して、那覇市上下水道局として事業運営を行っている。また、平成 24 年 3 月に策定した那覇市下水道事業基本計画（ステップ・バイ・ステップ）の中で、平成 24 年度から平成 33 年度までの 10 年間の期間に新たに発生する費用等を算定し、収益的収支、資本的収支を明らかにすることによって、経営成績と財政状況を把握し、安定した下水道事業の経営に努めている

また、那覇市上下水道事業の概要や実施計画、財務状況、契約関係情報などの情報が那覇市上下水道局のＨＰ（http://www.water.naha.okinawa.jp/）に公開されている。

なお、那覇市上下水道局は、自らの浄水場及び汚水処理施設を有しておらず、いずれも県の施設を利用している。

１．監査の結果と意見

（１）施設の現地視察について

水道施設及び下水道施設の一部について現地視察を行い、管理状況等の検討を行った。技術的な事項は今回の監査範囲外であるが、水道施設のポンプ場や配水池については、台風時などの停電対策やセキュリティーの整備もなされており、特に問題ないと考える。

また、下水道施設については、汚水中継ポンプ場、古波蔵雨水ポンプ場などの視察を行ったが、停電対策や脱臭処理など特に問題ないと思われる。

ただ、雨水ポンプ場に関連して、市管轄の排水路については、大雨の冠水時などは危険個所になるので、事前のさらなる予防措置が必要ではないかと思われる。

（２）財務状況について

那覇市上下水道局における水道事業及び下水道事業は、地方公営企業法の適用企業となっており、地方公営企業法に基づき発生主義にて会計処理が行われている。

水道事業会計及び下水道事業会計とも「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項」の規定による、平成 24 年度決算に基づく資金不足比率（※）の該当はなかった。

（※資金不足比率とは：公営企業会計ごとの資金の不足額が、事業の規模に対してどの程度であるかを表すもので、企業の経営状況の深刻度を示す指標である。比率が高くなるほど料金収入等で資金不足額を解消することが困難になり、企業の経営状況に問題がある。また、資金不足比率が 20 パーセント以上の場合は、経営健全化計画を定めなければならない。資金不足比率は、毎年度、監査委員の審査に付した上で、議会に報告し公表することとされている。）

しかしながら、水道事業および下水道事業とも施設の維持管理等に毎年多額の費用を要する事業であり、送配水管や下水管設備などは老朽化もあり、今後多額の費用が見込まれている。

また、下水道事業は、構造的に利用料収入により事業経費を賄えない構造であり、毎年、一般会計からの繰入が必要である。

そこで、「経営健全化計画」や「那覇市水道事業基本計画」を定め、上下水道事業の効率的運営に努めている。

また、経営健全化計画では、水道事業のステップ・アップ２１、下水道事業のステップ・バイ・ステップに掲げる事業を計画的に実施するにあたり、上下水道事業ともに内部留保資金を確保し企業債を抑制して事業を進めていく必要があり、さらに、先に述べた財政状況を勘案し経営指標の改善を目指すため、定員管理の適正化・給与の適正化、資産の有効活用、企業債の抑制、事務事業の見直し・

民間委託の推進、有収率の高率維持・水洗化率の向上といった５つの施策を推進するとされている。

（３）指定管理者制度の導入について

担当課では、水道施設、下水道施設（汚水・雨水ポンプ場）そのものは、当該施設は一般利用に供するものではなく、管理については施設の機能維持が主であり、指定管理者制度を適用するには、不適当と考えられることから、指定管理者制度の導入はできないとしている。

【意見】

しかしながら、個々の施設に着目すれば、一般利用に供するものではないが、上下水道事業そのものに着目すれば、まさに市民のためのサービスと言えることから、事業全体で指定管理者制度導入の是非について検討すべきである。

この点については、事務事業の見直し・民間委託の推進について、水道事業では、平成14年度から18年度までの５年間で、水道料金システムの見直しや開閉栓業務の委託化など、事務事業の見直しや民間委託の推進に努めてきていること、一方、下水道事業では、17年度の地方公営企業法適用以前（特別会計の頃）から維持管理に係る業務は全て委託化されており、今後も水需要の減少が予測される中で、これまで以上に効率的な経営を推進するために、業務内容を総合的に勘案し、効率的な組織体制を構築していくとしている。さらに、業務効率化の推進や経済性の確保を図る観点から、引き続き積極的に民間委託を推進し、包括的な委託なども検討していくとしており、さらなる経営健全化へ向けての措置が必要であると考える。

（４）地方公営企業会計制度の改正について

地方公営企業法及び地方公営企業会計基準が４６年ぶりに大幅に改正された。改正の背景、主な内容は、総務省自治財政局公営企業課「地方公営企業会計制度の見直しについて」（平成２４年１月、以下、「見直しについて」と言う。）によれば以下の通りである。

地方公営企業会計制度等の見直しの背景

１　企業会計基準の見直しの進展

○企業会計基準が国際基準を踏まえて見直されている一方、地方公営企業会計制度は昭和41年以来大きな改正がなされておらず、相互の比較分析を容易にするためにも企業会計制度との整合を図る必要が生じている。

２　地方独法の会計制度の導入及び地方公会計改革の推進

○地方独法化を選択する地方公営企業も増えており、同種事業の団体間比較のためにも、地方公営企業会計基準と企業会計原則に準じた地方独法会計基準との整合を図る必要が生じている。

○地方公会計の整備における会計モデルも、企業会計原則に準じた会計制度が導入されている。

３　地域主権改革の推進

○地方分権改革推進委員会の第２次勧告（平成20年12月８日）及び第３次勧告（平成21年10月７日）において、「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」及び「地方自治体の財務会計における透明性の向上と自己責任の拡大」が掲げられた。地方公営企業についても、地域主権改革に沿った見直しを進める必要がある。

４　公営企業の抜本改革の推進

○「債務調整等に関する調査研究会報告書」（平成20年12月５日）において、「総務省においては、公営企業の経営状況等をより的確に把握できるよう、公営企業会計基準の見直し、各地方公共団体における経費負担区分の考え方の明確化等、所要の改革を行うべきである。」との提言がなされている。

また、地方公営企業会計制度等の見直しの全体像として、以下の項目が挙げられる。

Ⅰ　資本制度の見直し（改正済み。H24.4.1～）

Ⅱ　地方公営企業会計基準の見直し（今回改正、H26予決算～）

　○　会計基準の見直し

　　１　借入資本金

　　２　補助金等により取得した固定資産の償却制度等

　　３　引当金

　　４　繰延資産

　　５　たな卸資産の価額

　　６　減損会計

　　７　リース取引に係る会計基準

　　８　セグメント情報の開示

　　９　キャッシュ・フロー計算書

　　１０勘定科目等の見直し

　　１１組入資本金制度の廃止（資本制度の見直しの積み残し）

　○　会計変更に伴う経過措置等

Ⅲ　財務規定等の適用範囲の拡大等

Ⅳ　その他の検討事項

【意見】

会計基準の見直しは、原則として、平成２６年度の事業年度（予算）から適用されることとなっており、那覇市においても対応に向け作業が行われているが、これらの改正に伴う影響も含め、市民への十分な情報開示が必要である。



（新川配水池）



（石嶺ポンプ場）



（宇栄原汚水マンホール）



（古波蔵雨水ポンプ場）

以上

資料編

指定管理者制度に関する運用指針

平成22年7月30日市長決裁

はじめに

平成15年6月の地方自治法の一部改正により、公の施設の管理については、従来の管理委託制度に代わって指定管理者制度が創設され、それまで公共的団体等に限られていた「公の施設」の管理運営に関して、企業、NPO等含む団体（以下「民間事業者」という。）に委ねることが可能となった。

本市は、平成16年11月、那覇市ぶんかテンブス館に指定管理者制度を導入し、平成17年5月には「指定管理者制度導入に関する指針」を策定して、平成18年度よりこの指針に基づき公の施設の管理のあり方について検討を行ない、指定管理者制度の導入を推進しているところである。

制度導入から6年が経過し、これまでの指定管理者制度の運用全般にわたる課題や各施設に共通する統一的な取扱等を整理するため、「指定管理者制度に関する運用指針」（以下「運用指針」という。）として全部改正する。

この運用指針は、本市における指定管理者制度の円滑な運用を図るためのガイドラインとして定めるとともに、適正な団体を指定管理者の候補者として選定するために、選考及び選考過程における手続きの適正化を図ることを通じて、各施設の設置目的をより効果的かつ効率的に達成することを目的とするものである。

Ⅰ　指定管理者制度の概要

1　指定管理者制度導入の趣旨

指定管理者制度は、民間のノウハウを活用することにより多様化する住民ニーズにより効果的に、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としている。

2　指定管理者制度と管理委託制度の相違

指定管理者制度は、従来の管理委託制度とは異なり、管理者の指定という行為によって公の施設の管理に関する権限を指定管理者に委任して行なわせるものであり、従来は行政処分として地方自治体が行っていた使用許可を指定管理者に行なわせることができることとなったほか、主に下表に示される点が従来の管理委託制度から変更となった。

項　目	管理委託制度《改正前》	指定管理者制度《改正後》
管理運営の主体	・　公共団体、公共的団体、市の出資法人等に限定 ・　相手方を条例で規定	・　民間事業者を含む幅広い団体（個人は除く。） ・　議会の議決を得て指定
権限と業務の範囲	・　施設の設置者たる地方公共団体との契約に基づき、具体的な管理の事務又は業務の執行を行う。 ・　施設の管理権限及び責任は、設置者たる地方公共団体が引き続き有し、施設の使用許可権限は委託できない。	・　施設の管理に関する権限を指定管理者に委任して行わせるものであり、施設の使用許可も行うことができる。 ・　設置者たる地方公共団体は、管理権限の行使は行わず、設置者としての責任を果たす立場から必要に応じて指示等を行う。
条例で規定する内容	・　委託の条件、相手方等	・　指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
法的性質	・　委託（契約）	・　指定（行政処分） ・　協定 指定管理者の指定は、地方自治法上の「契約」には該当しないため、同法に規定する「入札」の対象ではない。

3　公の施設

(1) 公の施設の定義

公の施設とは、地方自治法第244条第1項に規定する施設のことで、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」である。

〈参考〉　地方自治法「第10章　公の施設」（抜粋）
（公の施設）
第244条　普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。
2　普通地方公共団体（次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
3　普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(2) 公の施設の具体的要件　～4つのポイント～

①「地方公共団体」が設けるものであること
国その他地方公共団体以外の公共団体が設置するものは公の施設ではない。
なお、この場合の設置とは、必ずしも所有権を有する必要はなく、賃借権、使用貸借権など所有権以外で当該公の施設を住民に利用させる権原を取得させることをもって足りるものとされている。
②「住民の福祉を増進する目的」をもって設けるものであること

利用そのものが福祉の増進に結びつく施設であること。
→留置場（社会公共秩序を維持する施設）や競輪場（収益施設）は公の施設ではない。
③「住民の利用」に供するためのものであること
住民の利用に供することを目的としないものは公の施設ではない。
→市庁舎、試験研究所は公の施設ではない。
④那覇市民が主たる利用者であること
那覇市に住所を有するものの利用に全く供しない施設は公の施設ではない。
→物品陳列所は公の施設ではない。

4　設置条例に規定する事項

指定管理者の「指定の手続き」、「管理の基準」、「業務の範囲」及び「利用料金に関する事項」その他必要な事項は条例で定めることとされている。

(1)　指定の手続き（第244条の2第4項）

申請方法や選定基準等を定める。
なお、申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させ、選定基準に照らし、最も適切かつ効率的な管理を行うものを選定する。

※　選定の基準（例えば、以下のように規定する。）
ア　住民の平等利用が確保されること。
イ　事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
ウ　事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。　等

(2) 管理の基準（第244条の2第4項）

住民が公の施設を利用するに当たっての「休館日」、「開館時間」、「使用許可の基準」、「使用制限の要件」、「管理を通じて取得した個人情報の取扱い」等、当該公の施設の適正な管理の観点から必要不可欠である基本的事項を定める。
ただし、細目にわたる事項を規則に委任することは差し支えない。

(3) 業務の範囲（第244条の2第4項）

指定管理者が行う管理の業務について、その具体的範囲を規定するものであり「施設の維持管理」、「事業の内容」、「使用の許可」等の範囲を各施設の目的や態様等に応じて具体的に設定する。

(4) 利用料金制度について（第244条の2第8項）

利用料金制度は、平成3年の法改正により、公の施設の管理運営に当たって管理受託者の自立的な経営努力を発揮しやすくし、また、地方公共団体及び管理受託者の会計事務の効率化をも図るために創設されたものである。指定管理者制度においても利用料金を指定管理者の収入として収受することができる。
利用料金は、公の施設の「使用料」（第225条）に相応するものである。したがって指定管理者制度が導入された公の施設では、利用者からの利用料を直接指定管理者に収入できる「利用料金制」とするか、使用料として市の歳入とするかは、個々の条例で定めることとなる。

5　指定管理者制度で実施できる業務（第244条の2第4・8・9項）

指定管理者が施設管理に伴って、行なえる業務は次のとおりである。

(1) 条例の定めるところにより使用許可を行うこと。(使用料の強制徴収、行政財産の目的外使用許可はできない。)
(2) 条例の定めるところにより利用者からの料金を自らの収入として収受すること。(利用料金制度)
(3) 条例に定められた基本的枠組み(金額の範囲、算定方法等)の中で、市長の承認を得て自ら利用料金を定めること。(承認料金制)

6 指定管理者の指定

(1) 指定について

①市と指定管理者は取引関係に立つ(指定管理者のサービスを地方公共団体が買い上げる。)ものではないので、いわゆる「請負」には当たらない。
②指定管理者の指定は行政処分の一種であり、契約ではない。したがって、地方自治法の契約に関する規定の適用はなく、同法に規定する「入札」の対象にはならない。
③指定管理者は「法人その他の団体」であるため、個人は指定できない。ただし、法人格は必要ない。

(2) 指定に当たっての議会の議決(法第244条の2第6項)

指定管理者の指定に当たっては、議会の議決を要する。議決すべき事項は「対象となる公の施設の名称」、「指定管理者となる団体の名称」、「指定期間」等である。

(3) 指定の期間(第244条の2第5項)

管理が適正かつ効率的に行われているかをチェックし見直す機会を設けるため、期間を定める。施設の目的や実情によって数年から数十年にわたるものまであり得るが、合理的な理由のない長期間の指定は不適切である。

7 モニタリング

モニタリングとは、施設の管理運営について日常的、継続的に確認を実施する手段である。公の施設の適正な管理運営を確保するため、市による指定管理者の適切なモニタリングは、地方自治法上義務とされており(第244条の2第7項)指定管理者に毎年度終了後の事業報告書の提出を義務付けるとともに、協定書及び事業計画書等の記載事項に基づき管理運営の業務又は経理の状況について確認を行なう。

8 調査・指定の取消し等(第244条の2第10・11項)

施設管理の適正を期するため、指定管理者に対して管理業務に係る業務内容又は経理の状況に関する報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。指示に従わない場合やその他指定管理者による管理の継続が適当でないと認められる場合には、指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部を停止することができる。

9 不服申し立て等

(1) 不服申し立て(第244条の4)

公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、市長がした処分について県知事へ審査請求することができる。

(2) 損害賠償責任(国家賠償法第2条)

施設の設置又は管理において利用者に損害が生じた場合や、管理業務の執行に当たっての指定管理者の行為(暴力等)が原因で利用者に損害が生じた場合は、設置者たる市が賠償責任を負う。

Ⅱ 指定管理者制度を導入する場合の取扱い

指定管理者制度を導入する場合(既に指定管理者制度を導入している施設にあっては、指定期間の満了等に伴い指定管理者を選定する場合)の取扱は、次のとおりとする。

1 条例の制定・改正

条例の整備に当たっては、指定の手続き、管理の基準及び業務の具体的範囲等について条例で規定する必要があるが、これらの具体的内容がそれぞれの施設で異なるため、総則的な条例は制定せず、個別条例ごとに制定・改正により行なうものとする。

2 公募・非公募の決定

指定管理者の候補者選定は、原則公募とする。
ただし、「一定期間毎に指定を見直す」「管理運営を包括的に委任する」という制度のしくみに照らして、公募により、当該施設の設置目的や制度趣旨(経費節減、サービスの向上)が図れないと判断される場合には、特定の者を候補者とすることができることとする。この場合にあっては、その根拠を明確にするものとする。

〈公募によらない施設(例)〉
○ 地域密着型施設
地域住民が専ら使用している施設や地域住民が構成する団体が管理運営をしている場合
○ その他、公募を行なわない合理的な理由がある場合

3 指定期間

指定管理者を指定する期間は、原則5年以内とする。ただし、特別な理由がある場合は、相当期間とする。

4 債務負担行為の設定

指定管理者に対して複数年にわたる委託費の支出が発生する場合は、債務負担行為を議会の議決を経て予算に定めることとする。

5 使用許可(使用許可権限のある場合)

法令等により定めがある場合を除き、指定管理者に権限を委任することにより、公の施設の効果的・効率的な管理が図られる施設については、原則として指定管理者に権限を委任するものとする。

6 利用料金制度

利用者からの料金は、法令により事業主体(市)が徴収するものとされている施設を除き、地方自治法第225条の規定による使用料(市の歳入)ではなく、同法第244条の2第8項による利用料金(指定管理者の収入となる)によることを原則とする。
利用料金は、条例の定めるところにより指定管理者が市長の承認を得て定める。

7 指定管理者の募集

(1) 募集の方法

指定管理者を公募するに当たっては、あらかじめ次に掲げる事項を那覇市公報に登載するものとする。また、市民の友及びホームページ等により広く市民への周知を図るものとする。

①管理を行う公の施設の名称及び所在地
②選定の基準
③指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
④指定期間
⑤申請方法
⑥申請を受付する期間
⑦その他市長が別に定める事項

(2) 募集要項の作成

条例及び規則に定めた指定管理者に係る管理の基準等を基に、実務上必要となる細目について検討し、その中で公募に際し周知すべき項目について、要項を整備する。特に、応募者の資格については、反社会的勢力の排除を進めるため、「暴力団排除」についての条項を盛り込むものとする。

(3) 公募期間

公募の期間は、原則2か月以上確保するものとする。ただし、特別の事情がある場合はこの限りでない。

8 指定管理予定候補者の選定及び指定管理者の指定

(1) 指定管理予定候補者の選定

①選定委員会の設置

適正な団体を指定管理予定候補者として選定するため選定委員会を設置するものとする。

選定委員会は、「那覇市附属機関の設置及び運営に関する指針」2に規定する「附属機関」とし、その設置については、同指針に定めるところによるものとする。

その設置目的及び審議事項が類似する附属機関を設置している部署については、当該附属機関へ諮問し答申を受けるものとする。

適切な審議を行なうため必要に応じ同指針4-(2)及び5-(2)により、当該附属機関の委員（臨時委員等を設置した場合はこれを含む。）で組織される下部機関（分科会、部会等）を選定委員会として設置して弾力的、機動的な運営を図るものとする。

②委員の除斥

委員は、自己に直接又は間接に利害関係がある事案については、その議事に参与することができない。

このため、応募団体が確定した段階で、各委員が応募団体と利害関係を有しないことを確認するものとする。利害関係を有することが判明した場合は、当該委員を変更する等の措置を講じるものとする。

③選定基準

当該公の施設の設置目的や性質等を考慮し、条例等に規定するものとする。

④選定方法

ア　委員ごとに指定管理者選定基準表（採点表）に示す項目ごとに採点し、その合計点が高い順に順位をつける。そして、順位を第1位とした委員の数が最も多い団体を指定管理予定候補者に選定する。また、順位を第1位とした委員の数が次に多い団体を次点候補者に選定する。

イ　上記アにおいて、順位を第1位とした委員の数が同数の団体が2者以上ある場合は、当該団体の順位を第2位とした委員の数が最も多い団体を指定管理予定候補者とする。

ウ　上記イにおいて、順位を第2位とした委員の数が同数の団体が2者以上ある場合は、当該団体の順位を第1位とした委員の当該団体に係る採点の合計点が最も高い団体を指定管理予定候補者とする。

エ　公募結果として応募が1団体の場合、又は非公募とした場合においては、各委員の合意でもって指定管理予定候補者とする。

オ　上記アからエにかかわらず、各委員の採点結果が募集要項に示す基準点（基準割合）に満たない場合は選外とする。

カ　なお、今までの応募状況や施設の目的及び性質等を考慮し、上記の選定方法になじまない合理的理由がある場合、又は、より良い公平、公正な選定方法がある場合は、独自の選定方法をとっても差し支えないものとする。

⑤選定結果の通知

選定結果については、指定管理予定候補者の選定に係る庁議承認後速やかに応募全団体に通知するものとする。

(2) 選定結果の公表について

選定手続きの公平性、透明性を確保するとともに、市民に対する説明責任を果たす観点から以下のとおり選定結果の公表を行なうものとする。

①公表時期

指定管理予定候補者の選定に係る庁議承認後にホームページにて公表を行なうものとする。

②公表様式

別紙様式を参考に各部等で作成を行うものとする。

③公表に当たっての留意事項

ア　選定委員会における審議内容（委員からの質疑及び検討事項とされたもののうち主な事項等）については、各委員への説明又は了解を得た上で決裁し公表するものとする。

イ　公表に当たっては、個人情報の保護に十分配慮するものとする。

(3) 指定議案の議決

指定管理予定候補者の選定に係る庁議承認後は、指定議案の議決手続きに入るものとする。

(4) 指定の告示・通知

指定管理者の指定の議決を経て、指定管理者を指定したときは、告示するとともにその結果を応募全団体に通知するものとする。

(5) 議決による不指定への対応

選定委員会で候補者として選定された団体が、市議会での議決の結果、指定管理者として指定されないことも想定される。

その場合、次点候補者がいる場合にはその団体を候補者として議会に諮るのか、または不指定通知を行なった上で再度公募・選定手続きを行なうのか手順を事前に定めておくことが望ましい。

(6) 協定の締結

指定管理者を指定した場合は、公の施設の管理運営について、指定管理者との間に協

定を締結するものとする。
協定は、原則として、指定期間全般についての「基本協定」及び年度ごとの「年度協定」を締結するものとする。

①基本協定

指定期間、業務内容、管理物件、指定管理者の責務、事業計画書の作成・提出、利用料金の取扱、指定管理料及びその支払方法、職員の配置、事業報告書の作成・提出、物品の所有権の帰属、減免の取扱い、リスク管理・責任分担、個人情報保護、事務引継、事業の継続が困難になった場合の措置、指定の取消し　等

②年度協定
指定管理料の額及びその支払方法等

9　庁議の承認を必要とする事項
次の事項については庁議の承認を得て決定するものとする。
①選定委員会の委員の選定
②募集要項
③指定管理者選定基準表（採点表）
④指定管理者予定候補者の選定

10　モニタリングの実施
(1)　指定管理者によるセルフ・モニタリング
①業務記録及び月次報告
指定管理者は、日々の業務の実施状況、施設で生じた事故や課題等を記録した日報を基に月報を作成し、市へ提出するものとする。
②事業報告書
指定管理者は、毎年度終了後、管理業務に関する事業報告書を作成し、市へ提出するものとする。
記載事項は、以下のようなものであり、市が定める。
ア　管理業務の実施状況
イ　利用状況（利用者数、使用者拒否等の件数・理由等）
ウ　利用料金収入の実績、管理に要した経費等の収支の状況等
③利用者アンケート
ア　指定管理者は、アンケート調査等の方法により利用者の意見や要望等を把握し、市へ報告するものとする。
イ　指定管理者は、利用者等の苦情等及びその対応状況について市へ報告するものとする。

(2)　市によるモニタリング
①業務検査
指定管理者から提出される月例報告書及び事業報告書等に基づき管理業務の実施状況や利用状況、利用料金収入の実績や管理運営経費等の収支状況等、指定管理者による管理の実態を確認するものとする。
②財務検査
施設の安定的、継続的な管理運営を確保することを目的として指定管理者の財務状況の把握に努めるものとする。

(3)　事業の評価・指導
指定管理者から提出された報告書等と市のモニタリング結果等を元に評価を行い、必

要に応じて指定管理者に対し適切な指示及び助言等を行うものとする。

(4)　指定の取消、業務の停止措置
指定管理者による管理が、地方自治法第244条の2第11項の規定に該当する場合は、指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の一部の停止も視野に入れて、指定管理者への対応を検討するものとする。

11　市が直営する場合の措置
(1)　指定管理者制度導入の再検討
市が直営している施設については、常に当該施設の管理のあり方について検証し、指定管理者制度を適用することが適当であると判断した場合は、この運用指針に定めるところにより指定管理者制度へ移行するものとする。

(2)　新設する場合の措置
新たに設置しようとする公の施設の管理については、個別法によりその管理者を規定している場合を除き、供用開始当初から原則として指定管理者制度を導入するものとする。

12　公の施設の管理運営を行っている公共的団体等について
今後、公共的団体等が運営している施設について、民間事業者等との競争関係におかれることが予想される。そのためには、施設の管理コスト（本部経費等の区分）などの明確化を図る必要がある。併せて、公共的団体職員の処遇を含め、これまでのノウハウを活かしたさらなる経営改善（コスト削減・市民サービスの質の充実）を図るものとする。

13　指定管理者制度導入（更新）にむけたスケジュール
指定管理者制度を導入する場合、又は指定期間の終了に伴い再度指定手続きを進める場合などの基本的スケジュールは、概ね次頁【参考】のとおりである。また、公募の実施が広く知られるよう、正式な公募の前から、導入済み施設については更新時期等を、新規導入施設については導入時期等を、前年度又は公募前の早い時期に周知するものとする。
なお、周知事項は、次に掲げる事項について、可能な範囲で情報提供を行うものとする。
(1)　公の施設の名称及び所在地
(2)　公募期間
(3)　指定管理期間
(4)　指定管理料
(5)　施設概要
(6)　業務内容
(7)　その他

付則
この指針は、平成22年7月30日から施行する。
付則
この指針は、平成22年9月13日から施行する。
付則
この指針は、平成24年2月6日から施行する。
付則
この指針は、平成24年7月19日から施行する。

【参　考】

指定管理者制度導入（更新）スケジュール

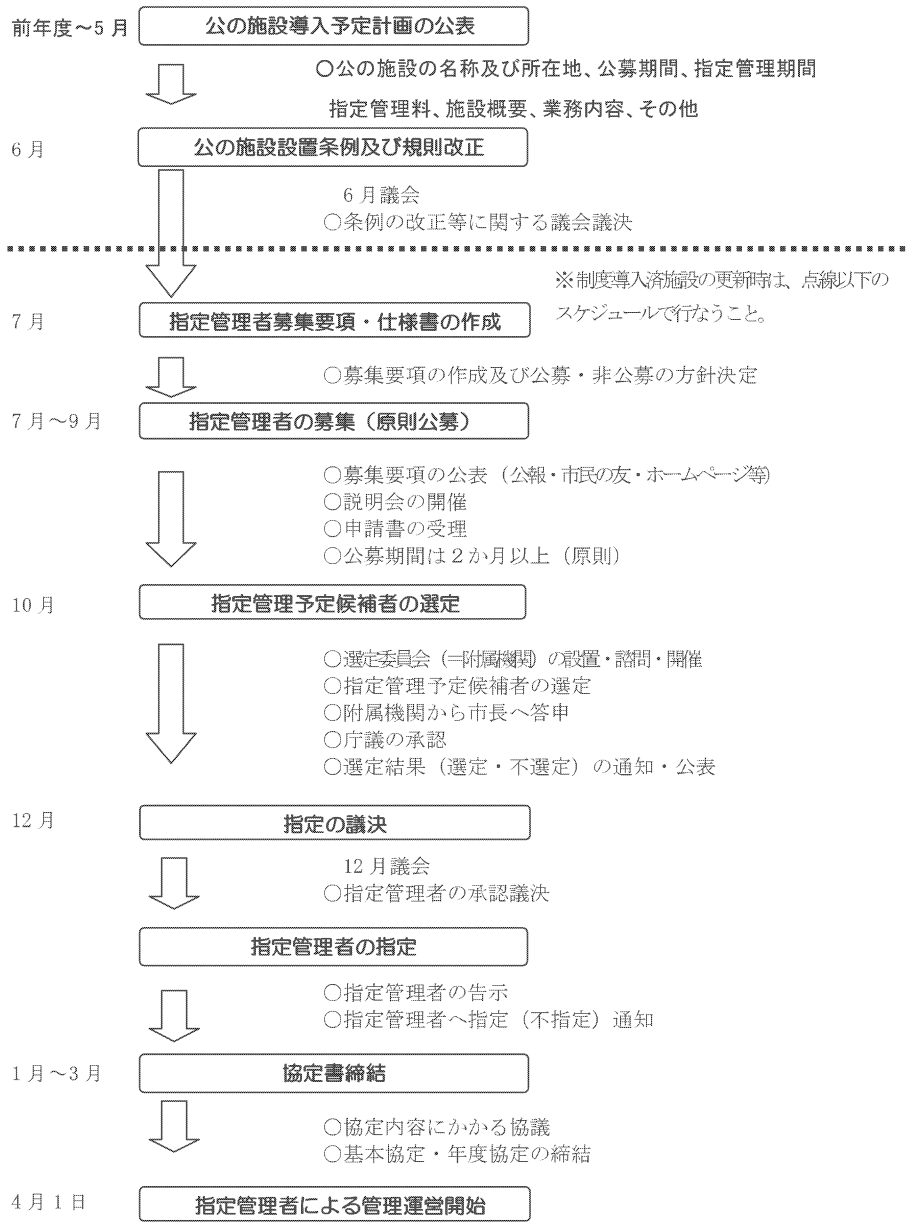

受益者負担の適正化（使用料の見直し）に関する指針

平成19年10月
那覇市役所
企画財務部経営企画室

平成19年10月31日市長決裁
平成21年1月19日　一部改正

目　次

一　基本的考え方　・・・・・p1

1　使用料設定の基本
(1)　使用料設定に関する基本的考え方
(2)　検討対象施設

2　原価の算定　・・・・・p2
(1)　原価算定の基本的考え方
(2)　使用料算定の方法

3　施設の性質別分類と負担割合　・・・・・p4
(1)　性質別分類に関する基本的考え方
(2)　性質別分類
(3)　各分類枠の考え方と受益者負担割合
(4)　施設を各分類枠へ仕分けする方法

二　円滑な改定のための措置　・・・・・p6
1　激変緩和措置
2　受益者負担適正化の実施にあたって
3　指定管理者制度導入施設
4　改定のサイクル

三　減額・免除制度について　・・・　p7
1　減額・免除制度の基本的考え方
2　その他の取り扱い

一　基本的考え方

1　使用料設定の基本

(1)　使用料設定に関する基本的考え方

①　受益者負担の原則

市民が市の施設を利用する際、利用する人と利用しない人との「負担の公平性」を考えると、利用する人が応分の負担（使用料等）をすることによって、はじめて利用しない人との負担の公平性が確保される。これが受益者負担の考え方である。

施設の建設費、維持管理費等の経費については、その総てを公費で負担することは困難であるから、「受益者負担の原則」に基づき、原価（コスト）について受益者に応分の負担を求めることとする。

②　算定方法の明確化

市が受益者に応分の負担を求めるためには、使用料の積算根拠を明らかにし、市民に分かりやすく説明できるようにする必要がある。

国や県が算定している経費を基に使用料を定めているものや、近隣市町村との統一基準により改定を行っているものについても、基本的には市独自の算定方法を明確にしていくものとする。

そこで、積算根拠の明確化に向けて、原価のあり方や負担割合などの定め方に係る基本的な考え方について整理することとする。（2ページ以降参照）

使用料算定の基本的方式は、下記のとおりとする

使用料算定の基本的方式
使用料＝　原価　×　施設の性質別負担割合

原価：施設の維持管理費、人件費等を基に算定

性質別負担割合：各施設サービスの性質別分類に基づき受益者が負担する割合（4ページの「3　施設の性質別分類と負担割合」参照）

(2)　検討対象施設

次の①②の施設以外は、総て検討対象施設とし、目的外使用に係る場合は除くものとする。

※予算科目の使用料収入にあたる施設に限定しない。（負担金収入・雑入の施設なども一部含む）

①　算定方法が法令等で定められている施設

（国・県の機関が算定している経費を基に使用料額を定めている施設。）

例：市営住宅

②　措置または介護サービスとしての施設

例：知的障害者援護施設、デイサービスセンター

2 原価の算定

(1) 原価算定の基本的考え方

① 原価の基礎

従来、市が使用料の積算根拠としてきたのは、光熱水費、清掃料、修繕費など施設の維持管理経費の一部が主なものであった。しかし、「負担の公平性」を確保する観点からは、従来の経費だけではなく、施設の建設からサービスの提供に至る全ての経費を対象とした上で、妥当と思われる「積算根拠」を選定し、適正な受益者負担額(＝使用料)を設定する必要がある。

そこで、施設の整備・運営に要する経費である①維持管理費、②職員人件費、③備品購入費(減価償却費)④用地取得費、⑤建物建設費(減価償却費)等のうち、専ら市民が日常的に利用する部分に要する経費を使用料の「原価の基礎」とすることが妥当である。

すなわち、従来の「①維持管理経費」に、「②職員人件費のうち施設の日常的な維持管理・貸出業務に要する経費」及び「③高額備品を除く備品購入に要する経費」を加えて、新たな「原価の基礎」とするものとする。

② 公費で負担する範囲

(ア) 土地及び建設費

当該施設に係る土地代、建物建設費を使用料の積算根拠に含めることは施設の設置及び管理に係るフルコストという意味では必要であると考えられる。一方、これらの施設は「市民全体の財産」であり、土地代、建物建設費については、全ての市民に利用の機会を提供するための費用であると考えられ、使用料の対象となる経費からは除外することが適当である。

よって、使用料の「原価の基礎」には、原則として土地代や建物の減価償却費は含まないものとする。

(イ) 大規模修繕費及び高額備品購入費

施設の維持管理費のうち大規模修繕費(おおむね1千万円以上)や高額備品購入費(おおむね百万円以上)についても、上記(ア)の経費に準じるものとして公費で負担するものとする。

＜公費負担の範囲＞
・用地取得費(用地賃借料を含む)
・建物建設費(減価償却費含む)
・維持管理費(大規模修繕費、高額備品購入費)
・職員人件費(下記の人件費を除いた、施設の事業運営等に係る人件費)

＜受益者負担の範囲＞
・恒常的維持管理費(消耗品費、印刷製本費、光熱水費、役務費、委託料、修繕費、使用料及び賃借料等)
・備品購入費(減価償却費含む)　※耐用年数:減価償却資産の耐用年数等に関する省令による
・職員人件費(施設の維持管理や貸出し業務等に係る人件費)

(2) 使用料算定の方法

① 原価の単位

原価の単位は、次の(ア)(イ)(ウ)に大別する。

(ア) 1㎡当たりの時間原価

会議室の利用のように、ある一定の部屋(区画)を、貸し切り(占有)で利用する場合については、1㎡・1時間当たりの原価を計算した上で、貸出面積・貸出時間に応じ施設ごとの「原価」とする。ただし、公民館等同一種類の施設については、当該同一種類の全施設について統一した「原価」を設定することができる。

1㎡・1時間当たりの原価＝(恒常的維持管理費＋備品購入費＋職員人件費)÷施設面積÷年間使用可能時間

※年間使用可能時間＝前年度の使用実績を基に設定した、当該年度の使用時間

(イ) 利用者1人当たりの原価

温水プールなどのように、ある一定の部屋(区画)を、不特定多数の個人が同時に利用するような施設については、利用者1人当たりの原価を単位とする。

1人当たりの原価＝(恒常的維持管理費＋備品購入費＋職員人件費)÷施設利用者目標数

※施設利用者目標数＝前年度の利用実績を基に設定した、当該年度の利用者数

(ウ) 付帯設備の原価

施設に付帯している冷房、音響設備及び特殊な照明等の設備については、利用者が選択可能な場合は、(ア)とは別に、1時間当たりの原価を算定する。

1時間当たりの原価＝　1時間当たりの原価　(理論値又は実績値)

② 使用料の算定式

会議室の利用のように、ある一定の部屋(区画)を、貸し切り(占有)で利用する場合についての使用料の算定は以下のとおりとする。

1時間当たりの使用料額＝原価（1㎡当たりの時間原価×貸出面積）×性質別負担割合

性質別負担割合：各施設サービスの性質別分類に基づき受益者が負担する割合
（5ページ「(3)各分類枠の考え方と性質別負担割合」参照）

※ 使用料算定式の特例

(1)　祝祭日に利用する場合は、上記算定式にかかわらず、用地取得費等の一部を受益者負担の範囲に含めて使用料を設定できるものとする。

(2)　入場料等を徴収するなど営利を目的とする場合は、上記算定式にかかわらず、用地取得費等の一部を受益者負担の範囲に含めて使用料を設定できるものとする。

3　施設の性質別分類と負担割合

各施設サービスの性質別分類に関する基本的考え方と、受益者・行政の負担する割合について以下のとおり定める。

(1) 性質別分類に関する基本的考え方

市の施設には、公園や道路などのように日常生活に必要不可欠で、市場では提供されにくいものがある。一方、体育施設や公民館など特定の市民が利益を受けるサービスで、民間にも類似のサービスが存在するものもある。

使用料の設定に当たっては、このような施設ごとのサービスの内容について検討し、サービスの性質別に、原価に対する「受益者負担割合」を設定するものとする。

(2) 性質別分類

施設ごとのサービス内容に基づく性質別分類は、前記(1)に基づき、以下の基準による仕分を組み合わせることにより、4分類枠（性質別仕分）を設定し、それぞれの施設が、どの分類枠に属するかを整理する方法により行う。

(ア) サービス内容が必需的か選択的かによる区分【横軸】

①必需的サービス

市民の日常生活においてほとんどの人に必要とされるサービス

②選択的サービス

生活や余暇をより快適にするためのサービスで、人によって必要性が異なるサービス

(イ) サービスの内容が私益的か公益的かによる区分 【縦軸】

③私益的（市場的）サービス

民間でも同種類似のものが提供されているサービス

④公益的（非市場的）サービス

民間では提供されにくく、主として行政が提供するサービス

(3)　各分類枠の考え方と性質別負担割合

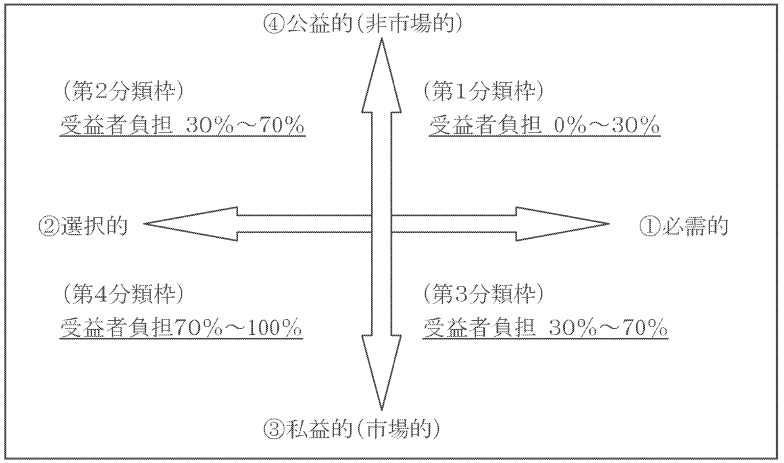

○第1分類枠・・必需的・公益的サービス

専ら行政が提供するサービス

受益者負担割合は、0%～30%

○第2分類枠・・選択的・公益的サービス

人によって必要性が異なるが、民間にはあまりないサービス

受益者負担割合は、30%～70%

○第3分類枠・・必需的・私益的サービス

主として行政が提供しているが、民間にもあるサービス

受益者負担割合は、30%～70%

○第4分類枠・・選択的・私益的サービス

人によって必要性が異なり、民間にもあるサービス

受益者負担割合は、70%～100%

(4)　施設を各分類枠へ仕分けする方法

施設を各分類枠へ仕分けする際は、施設の設置目的及び機能、事業内容、利用対象者、類似施設との比較等によって行う。

二　円滑な改定のための措置

1　激変緩和措置

本指針に基づき、使用料の原価の基礎に「職員人件費」を加えることや、施設の性質別分類を行うことにより、使用料が急激な負担増とならないようにするため、激変緩和措置をとることとする。

措置としては、現行料金の額に応じて、以下のとおり上限改定率を設定する。

現行料金	上限改定率
500円以下	50%
500円を超え2，000円以下	40%
2，000円を超え10，000円以下	30%
10，000円を超える	20%

※　現行料金とは、施設使用の場合は1時間当たりの、プール等の個人利用の場合は1回当たりの利用料金とする。　※新規に算出する場合は、この限りではない。

2　受益者負担適正化の実施に当たって

本指針の基本的な考え方を踏まえた上で、個々の施設において次に掲げる現況を考慮のうえ実施する。

(1)　近隣市町村や類似団体並びに民間施設と比較して使用料額に著しい乖離がないかどうか。

(2)　その他使用料を改定することにより、利用率の低下等施設本来の利用目的を損なう恐れがないかどうか。

3　指定管理者制度導入施設

当該施設に指定管理者制度を導入する際は、あらかじめ本指針に基づき、使用料の算定や政策判断としての減額免除の範囲について、双方で協議を行い協定書を締結するものとする。

また、既に導入している施設については、本指針に基づく使用料金と現行料金を比較し、現行料金が下回る場合は、次年度以降の使用料金の適正化について指定管理者と協議を行うものとする。

4　改定のサイクル

一定の期間ごとに見直しを行うこととし、原則として4年ごとの見直しとする

三　減額・免除制度について

1　減額・免除制度の基本的考え方

減額・免除制度については、「受益者負担の原則」徹底の観点から、あくまでも「政策的で特例的な措置」であることを確認し、その適用については、真にやむを得ないものに限定する。また、よりいっそうの公平性・公正性を確保するため、減額・免除については、以下のとおり共通の適用事由及び設置目的に応じた個別事由を定め、できるだけ共通の対応となるよう基準の統一を図るものとする。

ただし、その他市長が特に必要と認める場合は、以下の規定とは別に免除若しくは減額できるものとし、又は免除若しくは減額しないことができるものとするが、その場合でも「市民負担の公平性」と「公共性・公益性」とを十分検討した上、判断するものとする。

(1)　共通の適用事由

個人にかかる規定	団体にかかる規定
①障害者（介助者1名含む）が利用するとき【減額】	①本市及び本市の機関が主催するとき【免除】 ②当該施設の管理運営団体が当該施設を公共目的で利用するとき【免除】 ③本市及び本市の機関が共催するとき【減額】 ④公共的団体、登録団体等が行政活動への協力目的で利用するとき【免除】 ⑤構成員の半数以上が障害者の団体が利用するとき【減額】

(2)　設置目的等に応じた個別適用事由

個人にかかる規定	団体にかかる規定
①65歳以上の者が利用するとき【減額】 ②学齢前の幼児、小・中学生並びに高校生が利用するとき【減額】	①市内の保育園、幼稚園、小・中学校及びその他の学校が教育目的で利用するとき【減額】 ②公共的団体が本来の活動目的で利用するとき【減額】 ③構成員の半数以上が65歳以上の団体が利用するとき【減額】 ④構成員の半数以上が中学生以下の団体が利用するとき【減額】

※　団体にかかる規定　（原則10人以上とする）

(3)　回数の制限

施設の利用については、年間の開館時間から利用には一定の限界が生じる。そこでより適切かつ公平な施設利用を促進するため、減額・免除の適用について、必

要に応じ、回数制限等を設けることができるものとする。

(4) 団体にかかる減額の設定

団体にかかる減額については、団体の属性によって異なる場合、収納事務上の煩雑さが増すことから、できるだけ簡素な構造とする。また、利用者・非利用者間の公平性を担保する上からは、利用者である受益者が負担する分と、市(公費)が負担する分を「等分」とする。

従って、一律に5割減額とする。

(5) 個人にかかる減額の設定

個人については、以下のとおりとする。

なお、適用する施設は、プール、トレーニング室など個人利用を想定した施設に限るものとする。ただし、減額・免除規定の適用後の金額で使用料を設定できるものとする。

通常料金に対して

障害者	5割減額
65歳以上	〃
高校生	2.5割減額
小中学生	5割減額
学齢前の幼児	7.5割減額

2 その他の取り扱い

(1) 免除・減額事務の省略

使用料を減額・免除する場合、基本的にはその都度申請に基づき決定すべきものであるが、利用者にとって事務手続きが煩雑になるため、申請の簡素化を図る。

(2) 資格の有無の確認

減額・免除を適用するために、資格の有無を確認する必要がでてくる。特に、今回の見直しでは、①年齢、②障害の有無、③団体の構成人数、④団体の性格等が判断基準となっていることから、それぞれについて妥当な方法により確認をするものとする。